

令和 6 年

小樽市議会第 2 回定例会

令和 6 年 6 月 11 日開会

令和 6 年 7 月 1 日閉会

令和6年第2回定例会 会期及び会議日程

1 会 期 6月11日～7月1日（21日間）

1 会議日程

月 日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 11日（火）	提案説明	
12日（水）	休 会	
13日（木）	〃	
14日（金）	〃	
15日（土）	〃	
16日（日）	〃	
17日（月）	会派代表質問 【橋本・面野 両議員】	議会運営委員会
18日（火）	会派代表質問 【中鉢・中村（岩雄）・高野 各議員】	議会運営委員会
19日（水）	一般質問 【新井田・松井・佐々木・中村（吉宏）・ 白濱・酒井 各議員】	議会運営委員会 予算特別委員会（選挙）
20日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
21日（金）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
22日（土）	〃	
23日（日）	〃	
24日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
25日（火）	〃	総務・経済両常任委員会
26日（水）	〃	厚生・建設両常任委員会
27日（木）	〃	
28日（金）	〃	
29日（土）	〃	
30日（日）	〃	
7月 1日（月）	討論・採決等	議会運営委員会

令和 6 年
第 2 回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6 月 1 1 日（火曜日） 第 1 日目

1 開 会	1
1 開 議	1
1 会議録署名議員の指名	1
1 議長からの報告	1
1 日程第 1 会期の決定	1
1 日程第 2 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号及び報告第 1 号	1
○提案説明 市長（議 1～議 1 5、報 1）	1
○提案説明 小貫議員（議 1 6）	2
1 日程第 3 休会の決定	3
1 散 会	3

○ 6 月 1 7 日（月曜日） 第 2 日目

1 開 議	5
1 会議録署名議員の指名	5
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号及び報告第 1 号	5
○会派代表質問 橋本議員	5
○会派代表質問 面野議員	18
1 散 会	33

○ 6 月 1 8 日（火曜日） 第 3 日目

1 開 議	35
1 会議録署名議員の指名	35
1 日程第 1 議案第 1 号ないし議案第 1 6 号及び報告第 1 号	35
○会派代表質問 中鉢議員	35
○会派代表質問 中村（岩雄）議員	48
○会派代表質問 高野議員	66
採 決（議 1）	83
1 散 会	83

○ 6月19日（水曜日） 第4日目

1 開 議	85
1 会議録署名議員の指名	85
1 日程第1 議案第2号ないし議案第16号及び報告第1号	85
○一般質問 新井田議員	85
○一般質問 松井議員	92
○一般質問 佐々木議員	97
○一般質問 中村（吉宏）議員	106
○一般質問 白濱議員	116
○一般質問 酒井議員	121
予算特別委員会設置・付託	127
常任委員会付託	127
1 日程第2 休会の決定	127
1 散 会	128

○ 7月1日（月曜日） 第5日目

1	開 議	129
1	会議録署名議員の指名	129
1	日程第1 議案第2号ないし議案第16号及び報告第1号、陳情並びに調査	129
	予算特別委員長報告	129
	○討 論 酒井議員	129
	採 決	131
	総務常任委員長報告	131
	○討 論 松井議員	131
	○討 論 白川議員	132
	採 決	133
	経済常任委員長報告	133
	○討 論 小貫議員	133
	採 決	134
	厚生常任委員長報告	134
	○討 論 酒井議員	134
	採 決	134
	建設常任委員長報告	135
	○討 論 高野議員	135
	採 決	135
1	日程第2 議案第17号	136
	○提案説明 市長（議17）	136
	採 決	136
1	日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第13号	136
	○提案説明 小貫議員（意1）	136
	○提案説明 横尾議員（意2、意3）	136
	○提案説明 面野議員（意4、意5）	137
	○提案説明を省略することについて諮る（意6～意13）	138
	○討 論 酒井議員	138
	○討 論 白川議員	140
	○討 論 高橋議員	141
	採 決	142
1	日程第4 陳情	142
1	閉 会	143

第2回定例会議事事件一覧表

議案番号	件名
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算
2	令和6年度小樽市一般会計補正予算
3	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
4	令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算
5	小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案
6	小樽市税条例の一部を改正する条例案
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
8	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例及び小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例案
9	小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案
10	工事請負契約について〔観光船ターミナル新築工事〕
11	工事請負契約について〔港湾管理事務所新築工事〕
12	工事請負変更契約について〔第3号ふ頭小型船だまり整備工事〕
13	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか9校）〕
14	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか8校）〕
15	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか8校）〕
16	小樽市非核港湾条例案
17	人権擁護委員候補者の推薦について
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例の一部を改正する条例〕

○意見書案

1	地方自治法改定の撤回を求める意見書（案）
2	地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）
3	下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）
4	現行の健康保険証廃止に伴う不安解消を求める意見書（案）
5	改正地方自治法における補充的指示権に対する意見書（案）
6	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
7	女子差別撤廃条約選択議定書の早期の批准を求める意見書（案）
8	義務教育費国庫負担制度堅持、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）
9	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
10	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
11	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）
12	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）
13	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）

質 問 要 旨

橋本議員（6月17日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 財政、政策について
 - (1) 小樽市中長期財政収支計画について
 - (2) 令和6年度補正予算等について
 - (3) 小樽市新総合体育館整備事業について

- 2 女性への支援について
 - (1) HPVワクチンについて
 - (2) 女性目線の防災について
 - (3) 女性支援新法について

- 3 こども基本法について

- 4 その他

質 問 要 旨

面野議員（6月17日2番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 議案第2号について
 - (1) 旧第3倉庫100周年記念事業費と現在の保全・活用に向けた進捗について
 - (2) クルーズ船ターミナル駐車場管理経費について
 - (3) 臨時市道整備事業費について

- 2 議案第9号について

- 3 北海道新幹線札幌延伸の開業時期の延期について

- 4 第3号ふ頭及び周辺再開発について
 - (1) 国際インフォメーションセンターについて
 - (2) 観光船ターミナルについて
 - (3) 潮まつりについて
 - (4) クルーズ船について

- 5 総合博物館について

- 6 その他

質 問 要 旨

中鉢議員（6月18日1番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 保育と教育と施設更新の方針について
- 2 企業誘致と都市計画について
- 3 新たな財源確保と店舗型ふるさと納税と宿泊税について
- 4 海岸漂着物とブルーカーボンについて
- 5 その他

質 問 要 旨

中村（岩雄）議員（6月18日2番目）
市長及び関係説明員

- 1 小樽の医療について
 - (1) 夜間急病センターの医師の確保について
 - (2) 小樽市立病院の地域医療支援病院承認に当たって
 - (3) HPVワクチン及び子宮頸がん検診について
 - (4) 不妊検査・治療費への助成について

- 2 ウイングベイ小樽への行政機能移転と新たなまちづくりについて
 - (1) 移転作業の状況について
 - (2) 済生会支部北海道済生会との連携について

- 3 小樽港利用促進と宿泊税について
 - (1) 貨物の誘致・拡大について
 - (2) クルーズ船の誘致促進について
 - (3) 宿泊税に関連して

- 4 地方たばこ税を活用した喫煙環境整備について

- 5 その他

質 問 要 旨

高野議員（6月18日3番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 大型工事について
 - (1) 新幹線について
 - (2) 生活密着型の工事について

- 2 子育て関連について
 - (1) 保育所等の在り方検討について
 - (2) 小樽公園再整備について
 - (3) 放課後児童クラブについて

- 3 防災に関連して
 - (1) 避難所等について
 - (2) 地方自治法改定案について
 - (3) ヒグマの対応について

- 4 教育に関連して
 - (1) 教員不足について
 - (2) 新総合体育館整備について

- 5 議案第1号「小樽市一般会計補正予算」案について

- 6 その他

質 問 要 旨

新井田議員（6月19日1番目）
市長及び関係説明員

- 1 本市の無電柱化について
- 2 水質検査について
- 3 北海道新幹線の札幌延伸開業延期に対して本市の影響について
- 4 RESAS、地域経済分析システムについて
- 5 その他

質 問 要 旨

松井議員（6月19日2番目）
市長及び関係説明員

- 1 産後ケア事業について
- 2 総合福祉センター移転について
- 3 バスの乗務員不足について
- 4 その他

質 問 要 旨

佐々木議員（6月19日3番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 地方自治法改正について
- 2 小樽公園の桜について
- 3 小中学校教員不足の影響について
- 4 その他

質 問 要 旨

中村（吉宏）議員（6月19日4番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政上の課題について
 - (1) 市長の投資を呼び込むという政治姿勢について
 - (2) 新総合体育館建設について
 - (3) 中心市街地再々開発の経過について
 - (4) 市内看護学校の今後について

- 2 市民生活に関連して
 - (1) お買い物支援策について
 - (2) 市内パークゴルフ場について
 - (3) 町内会等への支援について
 - ア 街路防犯灯のLED電灯の交換について
 - イ ゴミステーション設置・管理について
 - (4) 道路について

- 3 その他

質 問 要 旨

白濱議員（6月19日5番目）
市長及び関係説明員

- 1 小樽市の農業について
 - (1) 小樽の農業の実態について
 - (2) 農業政策について
 - (3) 小樽市の農業の目指すところについて

- 2 その他

質 問 要 旨

酒井議員（6月19日6番目）
市長、教育長及び関係説明員

- 1 本市のDXについて
 - (1) 公開型GISシステム構築について
 - (2) 就学援助の電子申請について

- 2 こども誰でも通園制度について

- 3 朝里中学校のグラウンドにある建物について

- 4 その他

○出席議員

議席番号	氏名	6月11日	6月17日	6月18日	6月19日	7月1日
1番	新井田 邦 宏	○	○	○	○	○
2番	白 川 貴 城	○	○	○	○	○
3番	松 井 真美子	○	○	○	○	○
4番	酒 井 隆 裕	○	○	○	○	○
5番	高 野 さくら	○	○	○	○	○
6番	小 貫 元	○	○	○	○	○
7番	平 戸 理 史	×	×	○	×	○
8番	白 濱 聡	○	○	○	○	○
9番	橋 本 布美絵	○	○	○	○	○
10番	横 尾 英 司	○	○	○	○	○
11番	秋 元 智 憲	○	○	○	○	○
12番	松 岩 一 輝	○	○	○	○	○
13番	中 鉢 淳 二	○	○	○	○	○
14番	佐 藤 奈緒美	○	○	○	○	○
15番	中 村 吉 宏	○	○	○	○	○
16番	下 兼 薫	○	○	○	○	○
17番	面 野 大 輔	○	○	○	○	○
18番	高 橋 龍	○	○	○	○	○
19番	小 池 二 郎	○	○	○	○	○
20番	中 村 岩 雄	○	○	○	○	○
21番	前 田 清 貴	○	○	○	○	○
22番	鈴 木 喜 明	○	○	○	○	○
24番	中 村 誠 吾	○	○	○	○	○
25番	佐々木 秩	○	○	○	○	○

注) ○…出席、×…欠席

○出席説明員

職 名	氏 名	6月11日	6月17日	6月18日	6月19日	7月1日
市長	迫 俊 哉	○	○	○	○	○
教 育 長	中 島 正 人	○	○	○	○	○
監 査 委 員	小 林 優	—	—	—	—	—
選 挙 管 理 委 員 会 長	平 口 山 和 弘	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 会 長	北 島 吉 治	—	—	—	—	—
副 市 長	上 石 明	○	○	○	○	○
病 院 局 長	並 木 昭 義	○	—	○	—	○
水 道 局 長	畠 山 樹 欣	○	○	○	○	○
総 務 部 長	薄 井 洋 仁	○	○	○	○	○
総 合 政 策 部 長	柄 澤 晃 人	—	○	○	○	○
財 政 部 長	柴 田 健 治	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	渡 部 一 博	○	○	○	○	○
産 業 港 湾 部 長	笹 田 泰 生	○	○	○	○	○
生 活 環 境 部 長	佐 藤 靖 久	○	○	○	○	○
福 祉 保 險 部 長	勝 山 貴 之	○	○	○	○	○
こ だ も 未 来 部 長	安 部 俊 克	○	○	○	○	—
保 健 所 長	田 中 宏 之	○	○	○	○	○
建 設 部 長	松 浦 裕 仁	○	○	○	○	○
消 防 長	見 山 義 秋	○	○	○	○	○
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	佐 々 木 真 一	○	○	○	○	○
教 育 部 長	鈴 木 健 介	○	○	○	○	○
選 挙 管 理 委 員 会 長	川 嶋 広 士	—	—	—	—	—
監 査 委 員 会 長	浅 井 泰 之	—	—	—	—	—
農 業 委 員 会 長	嶋 崎 哲 也	—	—	—	—	—
総 務 部 総 務 課 長	森 田 裕 規	○	○	○	○	○
財 政 部 財 政 課 長	尾 作 考 則	○	○	○	○	○

○議事参与事務局職員

職 名	氏 名	6月11日	6月17日	6月18日	6月19日	7月1日
事 務 局 長	中 村 哲 也	○	○	○	○	○
事 務 局 次 長	加 藤 佳 子	○	○	○	○	○
主 査	平 林 俊 輔	○	○	○	○	○
総 務 係 長	相 澤 幸	○	○	○	○	○
議 事 係 長	松 木 道 人	○	○	○	○	○
書 記	阿 部 久 美 子	—	—	—	—	○
書 記	菅 翔 太	—	○	○	○	—
書 記	越 智 美 幸	○	○	○	○	○
書 記	中 村 知 奈 津	○	○	○	○	○
書 記	成 田 昇 平	○	○	○	○	○

令和6年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

令和6年6月11日

開会 午前10時00分

○議長（鈴木喜明） これより、令和6年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、新井田邦宏議員、高橋龍議員を御指名いたします。

この際、議長から報告をいたします。

閉会中の議会運営委員の辞任及び選任について、申し上げます。

委員会条例第12条ただし書及び同条例第6条第1項ただし書の規定により、別紙お手元に配付のとおり、議長においてそれぞれ許可及び指名いたしました。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から7月1日までの21日間といたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第16号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第15号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）（拍手）

○市長（迫 俊哉） 令和6年第2回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの令和6年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、物価高騰から国民生活を守るために国が実施する低所得者支援及び定額減税の補足給付として、令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業費及び定額減税調整給付金給付事業費を計上いたしました。

本事業につきましては、令和6年度の課税状況により対象世帯及び対象者を把握後、できる限り速やかに給付を開始するため、先議をお願いするものであります。

次に、議案第2号の主なものといたしましては、ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転に関連した保健所及び子ども家庭課の備品整備費などを計上いたしました。

また、建設から100周年を迎える旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の記念事業費や、令和5年9月の大雨により崩壊した鯨御殿の法面復旧費のほか、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う接種費用の増額など、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は15億5,591万5,000円の増となり、財政規模は635億7,813万

7,000円となりました。

次に、議案第3号の国民健康保険事業特別会計につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステムの改修を実施するため、所要の補正を計上いたしました。

また、議案第4号の下水道事業会計につきましては、令和6年度当初予算で定めていた下水道事業債特別措置分の起債限度額の増額について、所要の補正を行いました。

続きまして、議案第5号から議案第15号までについて説明申し上げます。

議案第5号自治基本条例の一部を改正する条例案につきましては、経営の視点を取り入れた計画的な行政運営に努めることを明記するとともに、市民にも、訪れる人にも、魅力的なまちづくりを進めることを明確にするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第6号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、バイオマス発電設備の固定資産税等の特例措置の特例率を定めるとともに、所要の改正を行うほか、軽自動車税種別割の減免手続の見直し等を行うものであります。

議案第7号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものであります。

議案第8号地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例及び地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、改正後の同令のとおり適用するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第9号重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案につきましては、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号及び議案第11号の工事請負契約につきましては、観光船ターミナル新築工事及び港湾管理事務所新築工事の請負契約を締結するものであります。

議案第12号から議案第15号までの工事請負変更契約につきましては、第3号ふ頭小型船だまり整備工事及び小中学校校舎冷房設備設置工事の請負変更契約を締結するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、地方税法の一部改正に伴い、令和6年度の個人市民税について、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除を適用可能とするとともに、特別税額控除に係る規定を整備するなど、令和6年度税制改正に伴う改正を行うため、市税条例の一部を改正する条例を令和6年3月30日に専決処分したものであります。

以上、概括的に御説明申し上げますが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、議案第16号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫 元議員） 提出者を代表して、議案第16号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

昨年11月に核兵器禁止条約の第2回締約国会議が開かれ、この会議で南アフリカ政府の代表は、核抑止力論について、これらの恐ろしい兵器に価値を置く国々が核軍縮に何も行動していない現状を打破する決意を持たなければならないと非難しました。

全会一致で採択した政治宣言では、いかなる状況であれ、核兵器による威嚇を明確に非難し、核兵器

のない世界を実現するために不断に努力する。その完全廃絶まで休むことはない」と締約国の確固たる決意を表明しました。

こうした核廃絶を望む世界各国や被爆者の運動に対し、日本政府の態度はどうか。第2回締約国会議で、赤道ギニアの政府代表がこう問いました。核攻撃を受けた国の政府が、なぜ核保有国による核抑止の政策を支持しているのかと。日本政府の道理のない姿勢を浮き彫りにする発言でした。

国連総会で日本政府が提案した決議案にも表れています。その内容は、核保有国に対して、核兵器を削減し、究極的に廃絶するためのさらなる努力を求めた、弱々しく、核保有国の意に沿ったものと言わざるを得ません。こうした日本政府の姿勢は、日本がアメリカの核戦略に縛られていることにあります。核抑止力への依存です。

アメリカの核体制の見直しでは、核戦力を含む抑止力の強化を打ち出していますが、これは、日本の能力や協力を前提にしています。安保三文書の実践が日本をアメリカ核戦略に一層組み込む危険を持っています。ところが、アメリカと相互防衛条約を結ぶフィリピンは、禁止条約の締約国となっています。これで両国の関係が壊れたということはありません。ですから、日米安保条約の下でも問題はありません。

非核三原則を国是とする日本にとって、国内法は問題ありませんから、問題は政治的決断です。これを後押ししていくためにも、小樽市核兵器廃絶平和都市宣言にあるように、地方から核廃絶の世論を高めていくことが重要です。本条例案は、そのための条例となります。日米地位協定の第5条では、「入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に入出することができる。」と定めていますが、自由に出入りできる権利まで認めているわけではありません。ですから、小樽市は3条件を確認して、入港の是非を判断しています。

この港湾管理権として、外国の艦船に非核証明書を提出させるものです。これは、今まで述べてきたように、アメリカとの関係では安保条約にも違反せず、国内的には国是とする非核三原則を実行し、小樽市が3条件の一つとしている核兵器搭載の有無について具体的な方法を条例で定め、確認するものがあります。

以上、議員各位の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月16日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 新 井 田 邦 宏

議 員 高 橋 龍

令和6年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

令和6年6月17日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松岩一輝議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）（拍手）

○9番（橋本布美絵議員） 令和6年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

第1項目め、財政、政策について。

初めに、小樽市中長期財政収支計画について質問いたします。

昨年は5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、運河竣工100周年事業や過日の小樽港第3号ふ頭供用開始などにより、さらに観光客・インバウンドが戻り、コロナ禍以前とは違う新たな小樽市の様相を見る1年でした。

しかし、昨年9月12日に発生いたしました大雨では、これまで以上に、自助・共助・公助のそれぞれの立場で防災に備えることの重要性の気づきとなりました。本市におきましても、より一層の備えをすることで、市民の暮らしにさらなる安心の提供を望みます。

令和3年度から続き、令和5年度の決算においても、実質単年度収支が黒字の見込みとなる報告を受け、これまでの3年間、迫市長をはじめ、各部危機感を持って各事業を取り組まれた結果だと感じております。

令和6年度一般会計予算は、財政不足により財政調整基金を取り崩しておりますが、今後、大きな災害などが起こることも想定する中で、市民の命を守るとともに、本市には補正予算にあります大雨で崩壊した鯉御殿前ののり面の修復のような、災害によるものを含めた補修・修繕に費用を要する観光資源や老朽化した公共施設も多く、これよりもさらに職員一人一人が危機意識を持ちながら施策遂行に当てる必要があります。

令和5年度決算での剰余金見込みの2分の1が財政調整基金に積み立てられ、令和6年度末残高見込みが29億4,500万円となりました。他会計からの借入償還も先が見えていることも含め、将来的に極力、財政調整基金を取り崩す金額を減らすことを念頭に、本市の最大の課題である人口減少問題に資する政策を遂行し、また、事業の優先順位からこぼれ落ちる政策のために、市民のウェルビーイングを下げることがないようにするためにも、今後も収支改善を意識しながら、財政状況の問題点などを共有し取り組んでいただきたいと思います。

令和6年度からは、令和5年度に新たに策定した小樽市中長期財政収支計画に基づいて財政運営を進めておりますが、予算ベースの収支不足額は、10年間合計で約129億円に上り、決算時の改善を見込んでも約65億円の不足額に対して改善させていくことが中長期における財政運営の要点と目標達成に向けた

収支改善策が示されております。

取り組む項目は8項目、目標値設定が5項目、3項目については目標設定がされないとのことです。

まず、8項目のうちの主なものについての取組内容と効果についてお知らせください。

次に、計画の検証についてですが、中長期財政収支計画では、計画の検証を毎年度、目標値に対する評価とその後10年間の収支を推計、3年経過後を別途に計画全般について検証するとあります。

目標値が設定されなかった3項目についてはどのように検証し評価されたのか、お示しください。また、目標値を設定できなかった理由と効果額の見直しについてのお考えもお示しください。

次に、令和6年度補正予算等について質問いたします。

議案第12号工事請負変更契約について議案提出された件で、作業船が確保できなかったものによるもの説明でした。作業船などの稼働状況によるものと思いますが、約5,700万円という金額はかなりの増額であると思うのが市民感情です。長く続いている物価高などが公共事業に係る財源を圧迫していることに対する対策が多く、事業に求められる中、計画段階から先を見越した対応が必要です。

改めて議案第12号の設計変更に至った理由の説明をしていただき、今後の小樽の海上工事についての課題をお示しください。

ウイングベイ小樽への行政機能の一部移転について、9,300万円ほどの補正予算が計上されました。特に、公共施設再編経費として4,700万円ほどになります。現在の建物の老朽化などからの移転であり、かかる事業費には納得のいかないものではありません。

しかし、商業施設への移転はこれまでのような受け身ではなく、行政側が市民の中に飛び込むような柔軟な発想でサービスを提供することが費用対効果を生むこととなります。今のところ、図面からは行政機能の移転以外のイメージを持つことができません。

今後、ウイングベイ小樽に移転することで、どのような新たなサービスが提供できるか、見解をお示しください。

また、市民が期待を抱けるような情報を早い段階から広報することも利用者を増やすことになると考えますが、広報に関する今後のスケジュールをお示しください。

次に、小樽市新総合体育館整備事業について質問いたします。

これまで長い時間をかけて議論してきましたが、令和6年2月に小樽市新総合体育館基本計画が示され、事業手法のPPPの手法を使っての計画では、今年度より事業者選定に入り、令和11年度の供用開始を目指すとあります。市民にとっても関心の高い事業となりますが、私のような、これまで体育館をほぼ利用することがなかった市民も多くいることや、人口減少が進む中、高額な事業費が独り歩きしがちです。

今年度の早い段階で、PPP手法を使い民間のノウハウを取り入れた、これまでのイメージとは違う新しい体育館像を市民に広く知らせていくことが必要ではないかと考えます。

今年度から令和7年度の事業者選定のおおむねのスケジュールをお示しください。

莫大な事業費はもとより、今後、かかるコストを考え、「誰もが集い 未来へ続く 健康拠点」の基本理念を基に、必ず本事業を成功させなければなりません。特に市民にはプールを造ることでのランニングコストの心配があるかと思います。つまり、公共施設ではありますが、稼げる体育館にしなければなりません。スポーツやコンサートなどのイベントを誘致するとのことですが、これまでより、さらに柔軟な発想が必要です。

札幌ドームで、今年11回目になるサッポロ モノ ヴィレッジのような、いわゆるサブカルチャーなどの市外からの集客を見込んだイベントなど、間口を広げた考え方も必要ではないでしょうか。

また、交流スペースやキッズスペースでのにぎわい創出と運動をしない市民の方も集える体育館として機能させていくにも同様の考え方が必要です。

稼げる体育館にするには何が必要でしょうか。見解をお示してください。

基本計画にある「気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館」は、教育長にとってどのようなイメージをお持ちでしょうか。

これから、小樽公園も大規模な改修が始まり、公園のある地域も親子連れでにぎわうことが想定されます。体育館でのにぎわいの創出には、雨天や冬期間の室内遊戯場としての期待も高いことから、小樽公園が利用できないときの補完ではなく、もう一つの公園が増えるようなイメージを持つことが必要ではないかと思えます。

キッズスペースの規模は、設計段階において想定する遊具などを配置し、面積の拡大なども検討するのとありますが、もう一つの公園をイメージすることについての見解をお示してください。

また、基本計画にあります「安全で魅力ある遊具」とは、どのようなものでしょうか。

新総合体育館を含めた周辺施設一帯でのにぎわい創出を念頭に考えていかなければ、多くの人が集う施設にはならないでしょう。その場合の駐車場の利用可能な台数や公共交通を利用した場合の利便性について、これまでも当会派、横尾議員が質問してまいりました。そのときの答弁には、立体駐車場も検討したいとありました。駐車場に関しては、現在の総合体育館跡地に200台とのことでした。そして、公園には、新たに50台となります。にぎわい創出、イベントなどの誘致を本気で考えると、やはり収容能力に関して十分に検討していただきたいと考えております。

また、公共交通利用を考えると、バスの山手線・緑のバス停が想定されています。近隣住民ではない場合、2路線になるか、花園十字街から歩くなど、利便性も課題があります。様々な世代の利用を考える場合、市内の路線バスは減便している中で、新たな路線などは非常にハードルが高い問題ではありますが、今後、バス路線の新設などをバス事業者に要請する必要性について見解をお示してください。

多くの市民に新総合体育館へのさらなる理解と期待を深めてもらうためには、災害時の避難場所としての機能や防災機能が備わることの周知も大切だと考えます。

近年、防災への取組をデザインとして捉えるフェーズフリーという考え方があります。フェーズフリーとは、災害時などは備えに対する関心は高まりますが、平常時にはつい後回しになってしまう。そこで発想を転換し、日常的に使用している商品やサービスを非常時にも利用することができ、安全や安心を得ることができるという考え方です。

2021年より一般社団法人フェーズフリー協会によるフェーズフリーアワードが開催され、たくさんの企業や自治体が参加しています。その中には公共施設も幾つかあり、今治市クリーンセンター（バリクリーン）や東池袋の公園のイケ・サンパーク、徳島県鳴門市の道の駅くるくるなるとなどがあります。

例えば、徳島県鳴門市の道の駅くるくるなるとでは、屋根が屋上から地上に向かい人工芝が引かれたスロープになっていて、子供が滑ったりして遊べるようになっていますが、地震発生時、スロープを駆け上がることで想定される津波から施設利用者や近隣住民が避難をする経路となっています。そのようなフェーズフリー防災をスタートに、新総合体育館や周辺地域もデザインをしていくことは、たとえ体育館を利用することがない市民にとっても、理解と期待を高めることにつながるのではないかと思います。

このような体育館の整備に当たって、フェーズフリーの考え方を取り入れることについてお考えをお示してください。

以上、第1項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 橋本議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、財政、政策について御質問がありました。

初めに、小樽市中長期財政収支計画についてですが、まず、取組項目の主な内容と効果につきまして、ふるさと納税の推進強化を図ることにより27億円、市債の借入額を抑えて後年度の公債費負担を抑制することにより12億6,400万円、継続的な収支改善等の取組により9億円の収支改善効果を上げることを目指しているものであります。

次に、目標値を設定していない3項目の評価等につきましては、宿泊税の導入の取組では、計画策定時には導入時期や制度内容が未定であったことから目標値を設定しておりませんが、導入後には設定をしてみたいと考えております。

適正化の取組では、使用料・手数料については定期的に見直しを行うこと、新たな施設整備を行う場合には、小樽市PPP／PFI手法導入優先的検討指針に基づき、適正な運用の検討に取り組むこととしており、これらを着実に実施することについて評価をしてみたいと考えております。

後年度に備える取組では、減債基金などについて各年度において積み立てるべき額を設定しておりますので、これに対する検証及び評価をしてみたいと考えております。

次に、令和6年度補正予算等についてですが、まず、議案第12号工事請負変更契約についての設計変更の理由につきましては、当初想定していた小型の作業船が確保できず、大型の作業船への変更が必要であったことのほか、地盤改良工や基礎工において現場の状況に合わせた数量の変更等を行ったことが主な理由であります。

また、海上工事における課題につきましては、作業船の確保や海象状況の影響で工期が延期されることによる工事費の増などが課題であるものと考えております。

次に、ウイングベイ小樽への移転による新たなサービスの提供につきましては、新たな交流空間の創出に向け、親子が集える場のほか、学生などの自学スペースやイベントスペースの確保などを検討しており、若者や子育て世代、障害者、高齢者等、様々な市民の皆さんが集い活動できる多世代交流拠点として活用をしてみたいと考えております。

次に、広報に関した今後のスケジュールにつきましては、移転についての情報を市民の皆さんに広く速やかに周知するとともに、新たなサービスの提供についても、詳細が決まり次第、周知をしてみたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政、政策について御質問がありました。

小樽市新総合体育館整備事業についてですが、初めに、今年度から令和7年度の事業者選定に係るおおむねのスケジュールにつきましては、今年度については、事業者募集に係る参加要件等を記載した実施方針と施設の規模や各室の機能など、新総合体育館に求める様々な要件を記載した要求水準書を学識経験者などで構成される選定委員会で協議の上、まとめ、9月頃に案を公表する予定となっております。

その後は、この案について事業者と意見交換を行い、必要に応じて実施方針と要求水準書を修正し、

年明けには、これらを基に事業者募集を開始する予定です。

7年度は、4月上旬までに事業者からの参加表明書の提出を受け、6月頃から事業者選定を開始、秋頃までに事業者選定を終え、最終的には令和8年1月頃をめどに本契約を締結したいと考えております。

次に、体育館の増収を図るための見解につきましては、個人利用については、充実したトレーニング室やプール室、多目的室において魅力ある運動プログラムを展開することによって、日常的に体育館に通う個人利用者を増やすことが大切であると考えております。

また、団体利用については、スポーツ大会の誘致をはじめ、これまで利用がなかった分野のイベント等も積極的に受け入れていく必要があると考えております。

次に、「気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館」のイメージにつきましては、新総合体育館は、主として展示会やイベントなどの利用を想定している市民交流スペースや子供たちが長時間遊べるキッズスペースを設けることにより、運動利用の有無や年齢を問わず、誰もが気軽に足を運ぶことができることから、多世代の交流により、地域に新たなにぎわいを創出する施設となることをイメージしているところであります。

次に、キッズスペースは小樽公園の補完ではなく、もう一つの公園が増えるようなイメージを持つことが必要との御意見につきましては、小樽公園の遊具とキッズスペースは近隣に位置していることから二つの施設を掛け持ちで利用することも考えられ、そうした利用者にも満足いただけるよう公園整備を担当する公園緑地課とも連携を図りながら、それぞれの施設のコンセプトや規模に応じて、適切な遊具を配置してまいりたいと考えております。

次に、安全で魅力的な遊具につきましては、新総合体育館のキッズスペースは、幼児の体力づくりの場や子供たちが体を動かす楽しさを体感できるスペースとして整備する予定です。

また、具体的な遊具や施設の規模については、今後、事業者からの提案を受けることとなりますが、遊具の安全性を前提とした上で、子供たちが長い時間、飽きずに楽しむことができるものを想定しております。

次に、新総合体育館にアクセスするバス路線の新設などをバス事業者に要請する必要性につきましては、新総合体育館の最寄りのバス停は緑2丁目で、アクセス手段が確保されていることや、昨今の乗務員不足などによりバスを減便せざるを得ない状況下であることから、バス事業者に対して路線の新設を要望することは難しいと考えております。

しかしながら、バス事業者に対しては、新総合体育館のイベントや大会などの情報提供を行うことにより、少しでも利用者の利便性が確保されるよう要請してまいりたいと考えております。

次に、新総合体育館整備にフェーズフリーの考えを取り入れることにつきましては、フェーズフリーの概念は、身の回りにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインするものですが、これまでの新総合体育館整備における様々な議論におきまして、フェーズフリーについては検討しておりません。

しかしながら、こうしたフェーズフリーの概念は、新総合体育館の防災機能を検討していく上で有効であると考えられるため、今後、整備事業にどのように生かすことができるか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

○9番（橋本布美絵議員） 2項目め、女性への支援について。

初めに、HPVワクチンに関して質問いたします。

子宮頸がんは、日本で年間1万人以上が罹患し、3,000人近くの方が亡くなる病気であり、その多くが30歳代から50歳代のまさに子育て世代の若い方です。

発症の原因は全て性行為によるハイリスク型ヒトパピローマウイルス感染によるもので、性行為前のHPVワクチン接種が最大の予防となり、9価型のワクチンではほぼ90%予防でき、成人の子宮頸がん検診と合わせれば、子宮頸がんで亡くなる方は、ほぼいなくなるとも言われています。

日本では、平成25年4月に定期接種化した2か月後には副反応のマスコミ報道が過熱し、積極的勧奨が9年間差し控えられました。その間も我が会派では、令和元年には横尾議員が、令和3年には高橋前議員が、子宮頸がん検診やワクチンについての質問をしまりました。

令和4年度から積極的勧奨が再開し、同時に接種の機会を逃した世代へのキャッチアップも始まりましたが、公費で助成がされる期間は令和4年度から令和6年度の3年間であり、今年度が最終年度となります。残念なことに、接種率は全国的に伸び悩んでおり、本市も同様に接種率が低迷しています。

私も昨年第3回定例会にて、キャッチアップ対象者への働きかけ強化についての質問をいたしました。今年の9月から11月の間に1回目を打たなければ、全てを公費で受けることができなくなり、実費となった場合、9価型の場合は1回3万円ほどと高額となるため、接種の可否の判断材料になってしまう可能性があることを訴えました。そのときの答弁では、キャッチアップ対象者へのフォローが必要なことや、はがきなどで公費助成に期限があることや実費になった場合の負担額などの情報を含め、視覚的に訴えることも考えたいとありました。

その後、どのような検討がなされましたでしょうか。また、予定している取組などがあれば、お示しください。

同じく昨年の答弁で、本市でのキャッチアップ対象者の接種人数が令和4年には165人だったのに対し、令和5年4月から7月の4か月で123人と増加傾向にあることが分かりました。これは新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことのほかに、2価・4価のほかに9価ワクチンが定期接種となり、そのお知らせを受け取ったことによるものではないかと考えます。

小樽市での令和5年度のキャッチアップ対象者への勧奨通知をした人数、最終的な接種者の実人数をお示しください。

本年に入り、令和6年2月2日付で厚生労働省から、「HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）」との文書が各自自治体へ発出しています。また、令和6年5月22日には「第60回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会資料」を公表し、その内容は、HPVワクチン接種のこれまでと現状が確認できます。

興味深いのは、平成25年4月の定期接種化から本年3月までの医療施設へのワクチン納入数の推移が分かるグラフには、平成30年1月と令和2年10月に国がリーフレットでの情報提供を開始し始めてから、少しずつ数が増えていることです。このように、何らかの方法での気づきが接種人数を増やしていることが分かります。

しかし、当然、楽観視できるものではありません。同じく公表され、HPVワクチンの年代別累計初回接種率が分かる表では、本年21歳から23歳になる年代がほかの年代より極端に接種率が低いことが分かります。さらに、この年代を含む2000年以降生まれの多くの年代が累計初回接種率30%を下回っており、接種が進まない原因については、令和6年2月実施、5月22日に結果公表された厚生労働省のアンケートによる意識調査にも、「報道で見たような健康被害が起きるのではないかと心配している」と

いう問いに対し、本人は48.5%、保護者の56.0%が「そう思う」、「非常にそう思う」と答えています。

しかし、その反面、キャッチアップ対象者の約半数である48.5%がキャッチアップ制度について知らないという驚く結果も出ています。また、ワクチンは安全だと思うかの質問には、「そう思う」が31.4%、「そう思わない」が14.6%、「どちらとも言えない」が54.1%と半数以上が判断に困っていることも分かりました。

本市では、ワクチン接種に関しての市の独自の聞き取りはしてきたでしょうか。また、このアンケートを基に令和5年度の勧奨通知をした対象者に対し、キャッチアップ制度を知らなかったと思われる人数と、どちらとも言えないと判断に困っているであろう人数をお示しください。

北海道は、全国的にもワースト1位、2位を争う接種率の低さです。以上の情報からも、自らまたは保護者の判断で接種をしていない方を除いても、正しい情報や気づきの機会を得る少なさが原因とも思えます。

そんな中、全国ではキャッチアップの公費助成の期限が迫ることで積極的に取組を強化し、成果を上げている自治体が出始めています。青森県では、様々な取組により接種率が50%を大きく超える自治体があります。例えば、中学校での出前講座、医師会などと協力し解説動画を作成し市の公式ユーチューブで公表、テレビやインターネット広告の配信、成人式などでの啓蒙活動、平日夜間でも接種できる柔軟な対応など、幾重にも啓発することで大きな成果を上げています。

また、群馬県では、高校生が子宮頸がん対策に提言し、一部が事業化され、啓発動画をSNSのTikTokで作成したり、「恋をしたら！子宮頸がん予防！」、「子宮頸がん 私は大丈夫！って思ってる？」などと書かれた生理用品を配布するなど、当事者が正しい情報を得ることで、さらに横の広がりを見せる、確実に伝わる若者らしい、すばらしいアイデアが見ることができます。

公共交通での中ぶり広告や車外広告など、当事者に情報が直接届く必要があると考えますが、見解をお示しください。

近年、AYA世代のがんも注目されています。AYA世代とは、15歳から39歳の思春期・若年成人を指します。日本では年間約2万人のAYA世代のがんの診断を受け、全てのがん患者の2%に当たります。年代により罹患率の高いがんには違いはありますが、やはり、30歳代からは乳がんと子宮頸がんが上位を占めています。AYA世代は就学や就労、結婚、出産とライフステージが大きく変化する時代です。がん患者の中には働きながら治療を受ける方も多いですが、若い世代の方は、学ぶことや働くこと、結婚や子供を持つことを諦めなければならない選択を余儀なくされることもあるでしょう。ワクチンで予防し、リスクが下げることができるがんがあるならば、何としても進めていかなければならないはず です。

本市においても、キャッチアップ制度終了までに集中的に接種率向上に取り組むために目標の設定が必要と考えますが、見解をお示しください。

接種率が70%を超えていた今の20歳代後半の世代は、前がん病変が減少したといった報告もあり、ワクチンの恩恵を受けられている一方、すぐ下の世代は接種率が上がらないため罹患リスクが上がっている。この世代間のギャップは、本人や保護者の自己責任だけではなく、社会情勢や政策決定の影響によるものとも言えます。

また、9年間の積極的勧奨の差し控えの影響は大変大きくはありますが、逆にこの間、しっかりとした調査が行われ、医学的な判断が改めてされました。あとは、リスク（安全性）とベネフィット（有用性）を確実に当事者に伝えていくだけです。

保健所設置市である本市にとってのその効果が問われています。小樽市の女性が健やかに暮らし、望

む方が子供を産み育てていけることは、人口減少対策、子育て支援に取り組む迫市長にとっても重要な課題ではないでしょうか。また、AYA世代をはじめとした若い方が病気により何かを諦めることがないように、でき得る限りの支援をしていきたいと考えます。

キャッチアップ接種期間の延長など市独自の対策も必要ではないかと考えますが、まずは現状に対し、迫市長の率直なお考えをお示ください。

次に、女性目線の防災について質問いたします。

能登半島地震での被災地では、いまだ3,000人近くの方々が避難所生活を強いられています。避難所での生活が長引くことでのストレスや疲労が原因の災害関連死の認定を受けている方もいると聞きます。前回定例会で、発災直後からのメンタルヘルスケアなど部署を横断的に備えなければならないことを質問いたしましたが、さらに女性の視点を持った避難所運営や女性のための自助に対しての意識啓発、乳幼児を抱えた母親への聞き取りなどのマニュアルなども必要になります。

現在あります、小樽市地域防災計画や小樽市避難所運営マニュアル作成に当たり、女性は参加されているでしょうか。

内閣府男女共同参画局のホームページには、男女共同参画の視点での避難所で使用するチェックシートなども見られます。例えば、トイレに関しては、「安全で行きやすい場所に設置されている」、「女性トイレと男性トイレは離れた場所にある」、「女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置」など衛生面だけではなく、防犯の考えが必要なの分かります。

悲しいことに、避難所では、子供のいる家族や単身の女性など様々な方が共同生活を強いられる中、窃盗や性暴力などの被害に遭うことがあります。そのようなことを未然に防ぐためにも、平時からの安全への配慮を持った計画が求められます。

また、トイレの回数を減らすために水分を取ることを控えることで、災害関連死につながるがあります。全ての人にとってトイレの環境は重要ですが、女性目線で考えることは男性にとっても使いやすくなるのではないのでしょうか。

女性の安全に配慮した避難所運営の本市の考え方をお示ください。

次に、女性支援新法について質問いたします。

生きづらさを感じる女性は少なくありません。そんな声に耳を傾け、苦しむ女性を包括的に支えるため、よりニーズに合った支援をしようと、本年4月1日から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、いわゆる女性支援新法が施行いたしました。

では、改めて、なぜ女性に特別な支援が必要なのでしょう。

女性は、DVや生活困窮、賃金格差などで弱い立場に追い込まれることがある中で、支援につながる事ができずに苦しんでいる方がいます。その背景には、例えばDVが日常化され我慢することに慣れてしまっているとか、生理の貧困や予期せぬ妊娠などはネグレクトなどの虐待があり家族に相談できなかったりと苛酷な環境があったりします。

私も議員となりまして、これまで言葉での精神的なDVなどの相談を受けることもありましたが、話しているうちに逆に不安になるのか、結果、市の支援窓口につながることはありませんでした。女性の困り事の複雑さや深刻さを肌で感じているところです。

新法では、市町村の支援の責務が初めて規定されました。都道府県への基本計画の義務化をもって市町村も基本計画の策定を努力義務としています。

女性支援新法の施行に当たり、本市においてこれまでの支援との変更点、基本計画策定についてのお考えをお示ください。

北海道で令和6年3月に策定された、困難を抱える女性への支援等に関する基本計画の中には、これまでの支援のデータから見える課題として、道立女性相談援助センター及び市の女性相談支援員における相談者の年代で、20歳代以下の相談割合が少ないため、若年層の支援を必要とする女性の把握がされていないものと推測されるとあります。

本市でも、令和4年度事務執行状況説明書の女性相談室の項目で、全体の件数は75件で、18歳未満から19歳はゼロ件、20歳から29歳で5件とあり、北海道と同様の推測がされます。若年層への支援は、他部署との連携も肝腎となります。

若年層への周知に関して、男女共同参画としてどのように取り組んでいるか、お示してください。

新法では、関係機関及び民間団体との協働によって、早期から切れ目のない支援を基本理念に掲げています。本市も女性への支援に関して、女性相談支援員を配置し体制を整えておりますが、さきに述べたように様々な要因で自治体の支援までつながることができない、隠れた悩める女性がいると想定できます。ある意味、自治体の敷居は高いのかもしれませんが。予期せぬ妊娠をしても、家族や職場、学校には知られたくないなど、また、そもそも若い方は役所になじみがないことも理由でしょう。日本での心中以外の生後ゼロ日児虐待死が高率なのは、このような背景があるからだと言えます。

民間団体との協働で支援の厚みを増すことは、多岐にわたる困難に差し伸べる手を増やすこととなります。関係機関や民間団体との協働に関して、本市ではどのような取組が考えられますでしょうか。

以上、第2項目めを終了いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、女性への支援について御質問がありました。

初めに、HPVワクチンについてですが、まず、キャッチアップ接種対象者への周知につきましては、最終年度となる本年度は、より視覚的に直接、重要な情報が読み取れるよう、個別の勧奨はがきによりお知らせすることとし、対象者に対して4月上旬に発送しております。

このはがきには、公費による無料接種の期限を表示し、早期の接種開始を検討いただくよう記載しており、今後は8月頃をめどに再度、未接種者に対して個別にはがきを発送し、キャッチアップ接種のさらなる勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和5年度のキャッチアップ接種につきましては、勧奨通知を送った人数が3,212人、接種者の実人数が226人となっております。

次に、ワクチン接種に関するアンケート調査につきましては、市独自の調査は行っておりません。

次に、国のアンケート結果を基にした本市におけるキャッチアップ制度の認知度等につきましては、本市の令和5年度のキャッチアップ接種の勧奨通知対象者は3,212人であり、先ほどの国のアンケート結果に基づく割合で推計すると、制度を知らない方は1,558人、ワクチンの安全性について判断にお困りの方は1,738人となります。

次に、キャッチアップ制度の当事者への周知方法につきましては、本市といたしましても対象者に直接、情報が届くことが重要であると考えており、例示されました市内路線バス等への広告の掲示は一定の効果があるものと思われませんが、より費用対効果が高いと思われる個別の勧奨はがきを2度にわたって発送することとしているほか、今後、市の公式SNSなどで情報を発信してまいりたいと考えております。

次に、キャッチアップ接種の接種率の目標値を市が設定することにつきましては、市としては、がん予防の観点からHPVワクチンの接種を勧奨する立場に変わりはありませんが、ワクチンの接種は接種する効果とリスクの両方を御本人が理解した上で自らの判断で行うものであり、接種率は、これらの総体の結果が数値で表されるものと認識しております。

このため、事前に市が接種の目標値を設定し、この数値をもって達成度をはかることはなじまないものと考えております。

次に、キャッチアップ接種の現状につきましては、HPVワクチン接種は、子宮頸がんの予防に関して非常に有効であることが認められており、女性の健康支援だけではなく、本市における人口減少対策や子育て世帯への支援にもつながるものと考えております。

市独自によるキャッチアップ接種期間の延長は現時点で考えておりませんが、最終年度となる本年度は、医師会の御協力をいただき、年度途中においてもワクチン接種の受託医療機関を増やすとともに、かかりつけ患者への働きかけを行っていただくなどの対応を行っており、引き続き、こうした取組を通してキャッチアップ接種の勧奨を進めてまいります。

次に、女性目線の防災についてですが、まず、小樽市地域防災計画等の作成における女性の参加につきましては、国からも女性視点での災害対応力の強化が求められており、避難所運営マニュアルを報告し、地域防災計画の内容を審議する防災会議において女性委員の出席をいただいているところであります。

次に、女性の安全に配慮した避難所運営の考え方につきましては、本市の避難所運営マニュアルでは、災害時に避難所となる小・中学校において、女性が授乳や着替えに利用できる教室を確保することや、女性のニーズを把握するため避難所に女性職員を1名以上配置することなどとしておりますが、女性の視点に立った配慮は必要であることから、今後も令和6年能登半島地震における課題などを踏まえ、避難所運営のさらなる改善に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、女性支援新法についてですが、まず、本市における支援の変更点につきましては、本市ではこれまでも新法で新たに市町村の努力義務とされた女性相談支援員の配置のほか、関係機関との連携などの取組を進めてきていることから、現状において大きく変化することはないものと考えております。

また、基本計画の策定につきましては、新法の施行に伴い市町村の努力義務となりましたが、今後、他都市の動向なども参考にしながら、策定の必要性について見極めてまいりたいと考えております。

次に、相談に関する若年層への周知につきましては、これまでも相談窓口周知のため、DVカードの配布や市のホームページへの掲載を行ってきたほか、毎年、人権擁護委員協議会との協働で、市内の高校1年生全員に対し、デートDVに関するリーフレットを配付しております。

今後はそのリーフレットに、困難な問題を抱える女性への支援に関する情報も掲載し、相談につながるなど、さらなる周知・啓発を図るとともに、若年層の利用割合が高いSNSを活用した周知や相談支援についても検討していく必要があると考えております。

次に、関係機関や民間団体との協働につきましては、これまでも個別の事案に応じ、関係機関や民間団体と連携して対応してきたところですが、複雑な問題を抱える女性に対し、切れ目のない支援をするためには、一つ一つの問題解決に向け、適切な相談先につなげていくことが重要となります。

そのため、今後は新法に規定する関係機関、民間団体等で組織する支援調整会議の設置も含め、個々の相談内容に応じた連携方法について検討していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、橋本布美絵議員。

（9番 橋本布美絵議員登壇）

○9番（橋本布美絵議員） 第3項目め、こども基本法について。

子供たちが、こども基本法を学ぶ機会について質問いたします。

こども基本法成立に関わった、自身もヤングケアラーの経験を持つ日本大学、末富芳教授はこのように言っています。子供たちが幸せに生まれ育ってほしい、よき生を送ってほしい、その願いを捨てた人類は滅びの道を歩む、日本は今その途上にあると、大変、厳しい言葉ではありますが、決して目を背けてはいけない言葉です。

1989年に国連総会において、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が採択され、1994年に日本は批准しました。

日本も批准している子どもの権利条約について御説明ください。

そこから30年もの年月を要し、令和5年4月にこども基本法が施行され、1年がたちます。1994年当時の政府が、我が国では子供の権利が既に国内法制で保障されていると立ち止まることがなかった間に、子供を取り巻く環境は、いじめ、虐待、ヤングケアラー、不登校や貧困、自死など、たくさんの問題が深刻化しています。

こども基本法を受け、現段階で本市での子供・子育て支援の考え方についてお示しください。

こども基本法が成立してからも、直ちに子供や若者の権利が実現されるわけではありません。こども基本法は、国や地方自治体がこども施策に取り組むための基本理念です。地域で子供に日常的に接する大人、親や教師をはじめ、行政職員や我々地方議員も、主体者である子供・若者と共に学んでいく必要があります。

こども基本法と共に発足したこども家庭庁や、「こどもまんなか社会」を目指す初めてのこども大綱などメディアでも目にする機会はありますが、子供の定義が18歳までのような年齢で区切ったものではなく、心身の発達の過程にある者としていること、20歳代、30歳代への支援や、子供が健やかに成長できるように子育て当事者への支援も盛り込まれていることなどを、どれぐらいの人が知っているでしょうか。自治体として広く市民にアナウンスすることや子供たちにも学ぶ機会をつくることは必要ではないかと考えます。

これまで市民や子供たちが、子どもの権利条約やこども基本法を学ぶ機会がありましたでしょうか。また、今後、学ぶ機会を設ける予定についてお示しください。

ユニセフでは、子どもにやさしいまちづくり事業（Child Friendly Cities Initiative）として、子供と最も身近な行政単位である地方自治体が子どもの権利条約に明記された子供の権利を具現化する取組をしています。現在、先進国、開発途上国を合わせて2022年9月現在、40か国以上で展開されています。日本でも2021年6月に正式に事業を開始し、既に五つの自治体がユニセフ日本型CFCI実践自治体としてCFCIの実践を行っています。世界的に子供を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、その課題解決のための大きな役割を担う地方自治体に、国際的な基準にのっとり、子ども施策を推進していくことを期待した取組です。

日本での五つのCFCI参加自治体のうち、二つは道内で、ニセコ町と安平町になります。CFCI事業では、子供も社会の一員として扱われ、まちづくりの主体、当事者として位置づけられます。

特に、子供たちが有意義かつ包括的にまちづくりに参加すること、そしてどんな子供も差別されることなく扱われるための政策と実効性が求められます。

「子どもにやさしいまち」を構成する要素として10項目が掲げられ、9項目は全ての自治体で共通す

る項目で、例えば「子どもの参画」、「子どもにやさしい法的枠組み」、「子どもへの影響評価」、「子どもに関する予算」などで、10項目めは、各自治体の固有の課題に特に取り組むために定めることにより、国際的な基準にのっとって進めながらも自治体の個性を反映することもできるようになっています。そして、この取組により、SDGsの達成にも大きく貢献することができます。

第7次小樽市総合計画の基本計画は、「1-1 子ども・子育て支援」から始まります。これは迫市長の重点課題と位置づけている表れと感じます。その中には、「(8) 子どもの基本的人権の尊重と保護」に子どもの権利条約の普及と啓発とあります。もし、本市でも、ユニセフのCFCIのような事業を取り入れることができたなら国際的な評価を受けることになり、市民の市に対する誇りの醸成となり、このまちに住みたい、子育てしたいと意欲につながるでしょう。

今後、ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業のような世界基準の事業を施策することに対しての見解をお示してください。

ユニセフでは、子どもにやさしいまちづくり事業の参加以前に、それに準じた10項目の構成要素のうち、幾つかを目標にして独自に取り組むことも進めています。

また、学校での年度初めのクラス目標作成などに、こども基本法の理念を盛り込むなど、教職員の方々の負担にならない進め方も提案されています。

小・中学校で子供たちが、こども基本法や子どもの権利条約を学ぶ機会がありますでしょうか。また、持つべきと考えますが、見解をお示してください。

子供を取り巻く様々な問題の解決に、子供自身が権利の主体者であるということを知ることが必要です。小樽市の子供・若者にとって、小樽市がふるさとであり続けるために、大人の責任を果たしていきたいと願います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長(迫 俊哉) ただいま、こども基本法について御質問がありました。

初めに、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約につきましては、子どもの権利条約は、18歳未満の児童を権利の主体と位置づけ、大人と同様に、一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている条約であり、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利及び子どもの意見の尊重の四つの原則があります。

次に、こども基本法の施行を受けた本市での子供・子育て支援の考え方につきましては、本市ではこれまでも、誰もが安心して子供を生き育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行ってきたところであります。

今後も、同法の趣旨を踏まえ、次代を担う全ての子供が心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくという視点を持ちながら、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条約やこども基本法を学ぶ機会につきましては、子どもの権利条約に関しましては、本市の事業として実施している、おたる子ども会議においてこの条約の内容を説明しているほか、市のホームページに子どもの権利条約の概要のページを設け、ユニセフの子供向け学習サイトへのリンクを設定するとともに、条約の四つの原則などについて広く市民周知を図っております。

今後は、これらの取組を継続することに加えて、こども基本法の理念についても広く市民や子供たちに情報発信を行うよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ユニセフの事業につきましては、ユニセフが実施する子どもの権利条約を具現化する当該事業は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で大変参考になる取組であると感じておりますので、当該事業における10項目の構成要素などにも留意をしながら、今後の施策展開に活かしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) ただいま、こども基本法について御質問がありました。

小・中学校における、こども基本法や子どもの権利条約を学ぶ機会につきましては、子どもの権利条約は社会科において、全ての子供が人間らしく生きるために必要な権利であることなどを学んでいるほか、市教委の資料により、子供が一人の人間として尊重されることなどについて啓発しております。

また、こども基本法については、学級活動や児童会・生徒会活動において、子供たちが身近な課題を主体的に解決する機会を設けることなどにより、同法の基本理念を学ぶことができるよう、学校に指導してまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、橋本布美絵議員。

○9番(橋本布美絵議員) では、1点だけ再質問させていただきます。

HPVワクチンの勧奨者へのはがきを、4月にもう既に出されていて、8月にも予定されているというのを伺って大変に安心しております。まず知ってもらふこと、目につくような方法が必要であろうということで、昨年に私も質問させていただいて、そのような取組をしていただけるということは大変感謝しております。

ただ、先ほども御答弁いただいたように、実際に市内の実態調査というかアンケートなどといった取組はなされておられませんので、厚生労働省で出された数字に合わせますと、キャッチアップ接種をそもそも知らないという方が1,500人ぐらい、また、どちらか迷っている、困っている方が1,700人ほどいると想定されるという数字でしか判断がつかないので、この人数が仮に本当にいるとしたら、まず、はがきが2回送られたことで、ここが気づきとなって、この人数の皆さんが結果として接種していただければいいのかな、ここにある意味で目標になるのかとは思いますが。

ワクチン接種というのが、検診などと違った性質上、目標を設定しづらいというのは非常に理解できるのですけれども、最終的には全員に接種していただくことが目標にはなるのかと思うのですが、このはがき2回で本当に1,500人また1,700人の方に判断してもらえるかというのは少し疑問が残ります。

ほかにも様々な対応をしてくださっているようですが、8月のはがきの結果をもって、またさらに取り組む必要が出てくる場合には、御検討いただけるのかということ再度確認して、あとは予算特別委員会で続けたいと思いますので、そちらだけ御答弁ください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 橋本議員の再質問にお答えをいたします。

今、再度の接種勧奨のはがきを8月に発送するという予定としているところですが、これは一応9月までが標準的な接種期間の終期ということで考えておりますので、その前の8月に、はがきを送るとい

うことにしているわけです。これは医師の判断にもよりますが、最長11月まで初回の接種時期を延ばすということも一応可能ではありますので、8月に送ったはがきの反応がどうなのかということを見ながら、場合によっては11月に至る前に医療機関等を通して、あるいは今後、予定しているSNSなどを通して、さらなる周知を図っていくということをこれから考えていきたいと思えます。

○議長（鈴木喜明） 橋本議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 立憲・市民連合を代表して質問いたします。

議案第2号令和6年度小樽市一般会計補正予算の中から、幾つかの事業費について伺います。

初めに、旧第3倉庫100周年記念事業費と現在の保全・活用に向けた進捗について伺います。

小樽運河とほぼ同時期に建設された旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫は、令和6年10月をもって建設後100年を迎えます。現在、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSによって利活用に向けた取組が進められています。

補正予算案に開催経費の補助として計上されているNPO法人OTARU CREATIVE PLUSが行う記念事業はどのような内容なのか。加えて、その記念事業の総予算についてお示ください。

次に、令和3年9月下旬には、第3倉庫活用ミーティングから保全・活用に向けた提言書を提出いただきました。保全・活用に向けた方針やスケジュールは、提言書に示された内容と変わりはないか、御説明ください。

次に、スケジュールの中で行政が担うパートとして、国登録有形文化財登録と示されており、スケジュール的には本年度末と記載されております。現在の進捗状況をお示ください。

次に、クルーズ船ターミナル駐車場管理経費について伺います。

観光バスの駐車場として小樽市堺町観光バス駐車場が設置されていますが、第3号ふ頭周辺から北運河かいわいにかけてのにぎわいづくりを考えると、堺町観光バス駐車場からですと結構な距離があり、堺町観光バス駐車場からのバスの乗客はどのくらいの割合の方々が北側まで周遊されているのか疑問に思うところです。また、以前には小樽地方合同庁舎前に観光バスの一時停車が列をなし、景観や通行の安全に関して近隣の事業者から相談をいただいたこともありました。

そこで幾つか質問いたします。

第3号ふ頭にあるクルーズ船ターミナル駐車場を観光バスの乗降場所として利用を始めております。事業費の説明では、乗降場所として臨時的に開放とされていますが、駐車場ではなく乗降場所としている理由について御説明をお願いいたします。

次に、この乗降場所は観光バスでお越しになるバス会社に対して、どのような内容を、どのように周知しているのか、お示ください。

次に、クルーズ船寄港時以外はイベントでの使用も想定されていましたが、今年度を実施されたイベント、また、これから実施されるイベントの予定を御紹介ください。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発のテーマに掲げる市民が何度も来訪したくなる空間とは、今のとこ

ろずれがあると考えます。市民が、第3号ふ頭周辺へ、憩いの場、楽しい場、便利な場として体感してもらうためには、まず、来訪していただく必要があります。そのための主な交通手段として車に乗ってくる方が大半なのではないかと考えます。しかし、現在の状況で有料駐車場しかないとなると、わざわざ駐車料金を払ってまで行ってみようとはならないような気がしますし、実際にそんな声もお聞きします。

そこで、市民の皆さんが訪れやすい環境とするために、市民に限りクルーズ船ターミナル駐車場を無料で開放することや市民が無料で利用できる駐車場整備について御見解を伺います。

次に、臨時市道整備事業費について伺います。

昨年9月12日に発生した落雷と大雨によって、市内では土砂災害や河川氾濫、家屋浸水など多くの被害が確認されました。また、度々大雨の際に冠水が発生する小樽堺町通り商店街、臨港線高速出入口においても道路の冠水が発生し、店舗への浸水被害があったと聞きます。

今回の補正予算案では、本通第2線外雨水排水対策として計上されておりますが、当該地区が大雨の際に冠水が発生する原因として、どのように分析されているか御説明ください。

次に、今回、豪雨による冠水被害を軽減するための排水施設の整備に向けた設計等の事業を進めると記載がございますが、具体的にはどのようにして被害の軽減を図ろうとされているのか、お聞かせください。加えて、排水施設整備に係る事業費はいかほどと積算されているのか、お示しください。

昨今、全国的に自然災害の頻発・激甚化が危惧されております。堺町通りは、市内でも特に通行人が多い地区であり、臨港線高速出入口は交通量が多い地点となっております。防災・減災の観点から、早期の整備をお願いいたします。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 面野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、議案第2号について御質問がありました。

初めに、旧第3倉庫100周年記念事業費と現在の保全・活用に向けた進捗についてですが、まず、NPO法人OTARU CREATIVE PLUSが行う記念事業につきましては、事業内容は、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫をにぎわい創出拠点として利活用につなげるため、缶ランタンによるライトアップやアート系クラフトを中心としたマルシェの開催など、市民の皆さんはもちろん、観光客も楽しめるイベントを計画しており、総事業費は600万円であると承知いたしております。

次に、保全・活用に向けた方針やスケジュールにつきましては、令和4年7月に第3倉庫活用ミーティングの後継組織として設立されたNPO法人OTARU CREATIVE PLUSでは、提言書に基づき、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫のブランディングにつながるような社会実証実験の実施や、観光客や市民の皆さんに魅力を伝えるなどの情報発信に努めております。

また、本市といたしましても、これまで同団体と連携し、社会実証実験の実施に必要な旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の消防設備等の改修を行ったほか、分区の指定をはじめとする法的規制などについて議論しておりますので、方針やスケジュールについて変更はないものと認識しております。

次に、登録有形文化財の申請の進捗につきましては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の文化財としての価値について、市民意識の醸成を図りつつ、有識者からの御意見も伺いながら、庁内で協議を

進め、今年度末までには申請に着手できるよう準備しております。

次に、クルーズ船ターミナル駐車場管理経費についてですが、まず、クルーズ船ターミナル駐車場を乗降場所としている理由につきましては、小樽国際インフォメーションセンターをはじめとした第3号ふ頭周辺の再開発に伴い、観光バスの路上駐車を起因とする周辺道路のさらなる混雑が懸念されたことから、臨時的に一時乗降場所として開放し、新たに開設した堺町観光バス駐車場へ誘導することで混雑の解消を図ることとしたものであります。

次に、バス会社に周知している内容につきましては、乗降場所の地図に加え、利用に当たっての留意事項や第3号ふ頭基部周辺における路上駐車禁止の注意喚起などの内容となっております。

また、周知の方法につきましては、一般社団法人北海道バス協会を通じて会員企業への周知を依頼したほか、北海道運輸局に登録されているバス会社に郵送で周知いたしております。

さらに、市のホームページにおいても同様の情報を公表しているほか、利用可能日の予定表も併せて掲載しております。

次に、イベントでの使用につきましては、今年度は既にカーイベントが3回実施されており、今後は、引き続きカーイベントが実施されるほか、音楽イベントやおたる潮まつりが予定されております。

次に、市民への無料駐車場の開放などにつきましては、周辺の有料駐車場への影響があることや、市民だと判断する作業の煩雑さもあるほか、市内中心部に位置する利便性の高い場所であるため、目的外の駐車が増える可能性もあることから、クルーズ船ターミナル駐車場の無料開放や駐車場の整備は難しいものと考えております。

次に、臨時市道整備事業費についてですが、まず、道路の冠水原因につきましては、既存の排水施設が短時間での局地的な豪雨により雨水処理が追いつかず、ますなどからあふれ、道路の冠水が発生するものと考えております。

次に、被害軽減の具体策につきましては、既存の排水施設を生かしながら、これとは別の経路で断面積の大きい排水施設を整備し、被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

また、施設整備に係る事業費につきましては、概算で約3億2,000万円と見込んでおります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案について伺います。

昭和44年3月に国の重要文化財の指定を受け、昭和59年から62年に保存修理工事が行われましたが、この工事から30年以上が経過し、外観・内観ともに老朽化しているため、平成30年11月より休館し、令和2年7月から大規模な保存修理工事を行っているとし市ホームページで紹介されています。

現在の予定では、いつ頃に工事が完了し、オープンを迎えることができるのか、お示しください。

また、指定管理者制度導入に関する今後のスケジュールをお知らせください。

条例改正では、従来の発想にとらわれない新たな管理・運営方法の確立と柔軟な発想による集客力の強化を目指し、これまでとは異なる公募による指定管理の下で取組を進めると理解していますが、これまでの入館者に対するサービスはどのようなことを行っていたのか御説明ください。

ここで、函館市の例を御紹介いたします。函館市の重要文化財旧函館区公会堂は、平成30年度まで非公募によって選定された公益財団法人が施設の指定管理を担っていました。その後、平成30年10月から

保存修理工事に伴い休館していましたが、令和3年4月にリニューアルオープンを迎え、そのタイミングで指定管理者を公募へ切り替えました。

函館市ホームページでは、当該施設の指定管理者候補の選定結果に関するページが公開されていますが、応募団体は1団体でした。この公募に関する概要を拝見すると、開館時間や業務内容、運営経費に関して記載がされていました。函館市では想定される自主事業の例として、カフェコーナーや売店、ハイカラ衣装館が挙げられていましたが、現に施設内では例として挙げられていた自主事業を実施しています。

そこでお伺いいたします。一般的に、指定管理者制度を導入するメリットとして、施設管理の効率化・合理化、民間のノウハウを生かして多様なニーズに応えていくなどとされていますが、今回の条例改正による指定管理者制度の導入はどのようなメリットを想定されているのか御説明ください。

次に、大阪府岸和田市では、市指定有形文化財である五風荘の管理運営について指定管理者の公募を実施しています。内容については割愛いたしますが、指定管理者制度の導入後、施設使用料の売上げの1%を市へ納付する条件となっており、その納付額を市は文化財の保護と維持管理経費に充てるための文化財保護基金に積み立てているとのことでした。

小樽市内でもたくさんの歴史的・文化的な財産が老朽化に直面し、行政や市民団体の皆さんが毎年、何かしらの改修工事や修理を行っている事例をお見かけいたします。このような背景を鑑みると、本市の文化財などの保存に係る新たな財源確保策を検討すべきだと考えますが、本市の御見解をお示ください。

文化財の保存と活用には、専門的な知見が必要であり、集客に偏った管理運営方法を突き進めると取り返しのつかない状況になってしまうという懸念もあります。そういった観点からも適正な管理の下、長らく休館している旧日本郵船株式会社小樽支店のリニューアルが入館者の皆様に満足していただける空間になるよう取組を進めていただきたいと思います。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 面野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案第9号について御質問がありました。

初めに、保存修理工事の完了時期等につきましては、工事の完了は令和7年1月を予定しており、その後、展示物や案内板などの整備を行い、同年4月下旬の大型連休前にリニューアルオープンする予定で進めております。

また、指定管理者制度導入のスケジュールにつきましては、本年8月に指定管理者を公募し、9月に申請書などの提出書類の受付を行い、10月に公の施設指定管理者選考委員会において候補者の選定を行った後、第4回定例会にお諮りし、議決後に指定管理者を決定する予定です。

次に、保存修理工事に伴う休館前の入館者に対するサービスにつきましては、一般の入館者には維持管理等の受託者が、団体や学校の児童・生徒には学芸員が、いずれも本建築物の歴史や構造、展示物の説明を行ってまいりました。

次に、指定管理者制度導入のメリットにつきましては、本建築物の管理・運営においては、国指定文化財の管理実績が十分にある事業者が選定されることで、本建築物の特徴である近世ヨーロッパ復興様式を取り入れた純石像や明治期竣工当初から残る壁紙等に対する適切な維持管理が期待できることや、

近年、重要文化財等に対する方針が、従来の保存するに加え、活用することも重視されるようになったことから、本建築物の施設を民間のノウハウを活用したイベントや講演会など、柔軟に活用できると考えております。

次に、本市の文化財などの保存に係る新たな財源確保策の検討につきましては、社会全体で文化財を次世代へ継承していくために、令和6年3月から文化庁において、寄附促進の仕組みである文化財サポーターズが開始されるなど、文化財の保存・活用のためのクラウドファンディングなどの取組が近年各地で進められていると認識しております。

市教委が所管する文化財などについても、適切な修理や維持管理には多額の費用が必要となりますので、個人や企業からの寄附募集や、特定の事業におけるクラウドファンディングの実施に加え、安定的・継続的に財源を確保する仕組みの構築に向け、先進事例の取組等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 5月8日、2030年度末とされていた北海道新幹線札幌延伸の開業が極めて困難なことが発表されました。沿線自治体や経済団体などからは、延期に伴う影響に対して懸念や指摘が相次いでいます。本市においても、令和6年度予算の中に多数の新幹線開業に関する事業が計上されています。

初めに、開業時期の延期に対する本市の御見解を伺います。

次に、開業時期の延期に至った理由をどのように把握されているのか、御説明をお願いいたします。

当初、新函館北斗から札幌間の開業は2035年度と予定されていましたが、2015年には5年前倒しの2030年度と予定が変更されました。北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の招致活動が停止されたことが今回の延期に至ったとの声をよく聞きますが、今後、検討される新たな開業時期については、小樽市としてどのように受け止めているのか、お示してください。

次に、開業時期の延期に対する小樽市の新駅周辺整備のスケジュールや事業予算に変更があるのか、御説明をお願いいたします。

次に、並行在来線に関わる質問を幾つかいたします。

当初2030年度開業予定時、並行在来線のJR北海道からの経営分離のタイミングはどのようになっているのか、お示してください。また、延期した分は後ろ倒しになるのか、現時点でのお考えをお示してください。

次に、並行在来線廃止後の交通手段の代替としてバス転換をお示されていますが、運転手の不足により協議が難航していると聞きます。前の質問と重複する点があるかもしれませんが、新幹線の開業時期の延期に伴うバス転換の時期についてどのような見通しなのか、現在のお考えをお示してください。

現状の近隣自治体の環境においてバス転換を図ることは、民間の交通事業者の連携なくしては厳しい状況になってくると推測いたしますが、現在の運転手不足の問題は、並行在来線廃止に伴うバス転換だけではなく、市内バス路線に関しても同様の課題を抱えています。そのような中で、民間の交通事業者の協力を得ることは簡単なことではないと考えますが、バス転換について民間の交通事業者による運行に関する協議の調整がつかない場合、どの段階で新たな代替策を検討していくのか、御説明ください。

民間の交通事業者との調整がつかず、近隣自治体が運行主体となって公共交通の維持をすることが考えられますが、どのような方法があるのか。また、どの程度の収支になり得るのか、試算をされたことはありますか。

全国の多くの過疎地域では、地域公共交通の確保に関して厳しい局面を迎えています。小樽市も例外ではなく、人口減少にも大きくつながる重要な課題です。通勤・通学、通院、買物などの外出が不便な地域は人口流出が増加し、直接的に社会減が進むとされています。

北海道新幹線札幌延伸の開業時期の延期をポジティブに捉えることはできませんが、地域公共交通の課題解決と並行在来線廃止に伴うバス転換について、さらに協議を深めていただきたいと思います。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、北海道新幹線札幌延伸の開業時期の延期について御質問がありました。

初めに、開業時期の延期につきましては、これまで沿線自治体等では、2030年度末の開業時期を見据え、まちづくりに取り組むとともに、経済効果の早期発現のため、国などへの早期開業の要請を行ってきたところであります。

このような中、開業の遅れは、駅周辺のインフラ整備の遅延や企業の投資意欲の低下、経済効果発現時期の遅れ、資材高騰等による地方負担の増加などの影響を懸念しているところであります。

次に、開業時期の延期に至った理由につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からは、トンネル掘削工事における自然由来の重金属を含む対策土の受入地確保の難航、予期せぬ巨大な岩塊や想定を上回る地質不良の出現などにより工事が遅れたため、2030年度末完成・開業の目標達成は極めて困難であると伺っております。

次に、今後、検討される開業時期につきましては、今後のトンネル掘削区間においても今回の工事の遅れの要因となった巨大な岩塊や地質不良区間が存在し、それらがどの程度なのか不確定であることと併せ、建設業の人材不足、働き方改革の影響などについて見通せない状況もあることから、有識者会議から新たな開業時期が示されるまでには時間を要するのではないかと考えております。

次に、延期に伴う市の整備スケジュール等につきましては、開業時期を見据えて、新駅周辺のハード整備に取り組んでいることから、新幹線の開業時期に合わせて整備が完了となるように、工事着手時期を遅らせる必要があるものと考えております。

また、事業費につきましては、今後、人件費や資材の高騰などの影響が予測されますが、開業時期が示された段階で見直す必要があるものと考えております。

次に、並行在来線の経営分離の時期につきましては、平成24年4月27日に北海道旅客鉄道株式会社は国土交通省に対し、新幹線の開業時に並行在来線が経営分離されることを前提に新幹線の建設着工に同意しております。このことから、開業が延期された場合には、経営分離の時期も遅れるものと認識しております。

次に、新幹線の開業時期の延期に伴うバス転換の時期につきましては、開業時が原則であると考えておりますが、今後、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議で、沿線自治体のまちづくりを考慮した上で、その時期について協議がなされるものと考えております。

次に、バス事業者と調整がつかない場合の対応策につきましては、後志ブロック会議において必要に

応じて適宜、検討がなされるものと考えております。

次に、公共交通を維持する方法につきましては、第三セクターや自治体によるバスの運行が事例としてありますが、現段階において後志ブロック会議では、民間の交通事業者との調整がつかない場合の議論や収支の試算は行っておりません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 第3号ふ頭及び周辺再開発について伺います。

3月25日、国際インフォメーションセンターと施設内のポートマルシェ *o t a r u e* がオープンしました。本施設は、もともと運河プラザで運営していたインフォメーションと売店が機能移転する格好となり、みなとオアシス小樽の代表施設であり、第3号ふ頭へのクルーズ船寄港増や周辺再開発によるにぎわい創出の中心的役割であるとされ、建設されました。

私は、建設前の当該施設の進捗について議会へ報告をいただいた際には、何度も質問をさせていただきました。そんな思い入れの強い施設なので、第3号ふ頭周辺に用事がある際には、ポートマルシェ *o t a r u e* の前を通り、館内の客入りや駐車場の状況などを拝見しています。平日や週末、クルーズ船寄港時などと様々な場面を拝見していますが、私の通るときは活気のあるような雰囲気は確認できませんでした。

オープン後、約3か月がたち、小樽国際インフォメーションセンターやポートマルシェ *o t a r u e* が第3号ふ頭周辺のにぎわいづくりに与えている影響についてどのような所感をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、株式会社小樽観光振興公社が運営する有料駐車場について伺います。

公社がもともと運営されていた小樽地方合同庁舎横の観光駐車場とポートマルシェ *o t a r u e* に隣接する駐車場の収容可能台数と料金体系、加えてオープン後の両駐車場の利用状況について御説明ください。

次に、今後のイベントについて伺います。

以前の委員会の報告の中で、国際インフォメーションセンター内では、小樽市や後志で取れる野菜などの物販を展開する旨の御説明をいただきましたが、現在、施設前の広場では、どのようなイベントで使う予定かお示しください。

次に、観光船ターミナルについて伺います。

前定例会の経済常任委員会の報告では、再開発事業の進捗において、観光船ターミナルは34号上屋を解体した後、この跡地に多目的ホールを併設した複合施設として小樽市が建設することとし、令和5年度に基本・実施設計、令和6年度に現地着手する計画で進めていると示されました。

報告で示された令和5年度に設計した観光船ターミナルの概要について御説明ください。

観光船ターミナル周辺には、便益施設を設置する当面の利用エリアや、バス及びタクシーの乗降場所のほか、将来ニーズに対応できる拡張エリアがありますが、それらの全体の面積と観光船ターミナルの建築面積と拡張エリアの面積はそれぞれどの程度の面積を予定していますか。

次に、令和6年度は現地着手する計画であると示されていますが、観光船ターミナル完成後の維持管理や運営方法の検討は現時点でどうなっているか、御説明ください。

観光船ターミナルと併せて整備する小型船だまりでは、主に市内に点在する観光船の発着場所を集約

すると伺っておりますが、発着場所を何か所整備する予定ですか。

次に、おたる潮まつりについて伺います。

昨年は57回目の開催でコロナ禍が明け、4年ぶりの通常開催となったこと、また、最終日には東京ディズニーリゾート40周年のプログラムとして、スペシャルドローンショーがおたる潮まつり会場で開催され、同日行われた花火大会も例年以上の盛り上がりで、おたる潮まつりは幕を下ろしました。そして、第58回を迎える今回は、第3号ふ頭が新たな幕開けをした年となり、実行委員会をはじめ関係者の皆様は開催に向けて御尽力されているところだと思います。

第3号ふ頭及び周辺再開発に伴うおたる潮まつりへの影響について伺いますが、昨年の出店募集では3区域で合計25区画だったとおたる潮まつりのホームページに掲載がありました。

一方で、今年の募集は2区域で16区画と大幅に減っています。この出店枠減少の原因は、再開発によるものなのか。また、今後も今年同様の出店枠となるのか、御見解を伺います。

次に、クルーズ船について伺います。

国の直轄事業として2014年から着手した第3号ふ頭の岸壁改良工事が令和5年度末に完了し、新年度から第3号ふ頭16・17番岸壁では、14万トン級の大型クルーズ船の受入れが可能となりました。これまで勝納ふ頭へ寄港していた11万トン級のダイヤモンド・プリンセスは既に4度目の寄港を終え、現在、未定になっておりますが、秋には13万トン級のカーニバル・パノラマが第3号ふ頭へ初寄港するかもしれません。

今シーズンは初寄港のクルーズ船も目立ち、第3号ふ頭のにぎわいづくりや今後のポートセールスへの機運も高まっているのだらうと期待しているところです。これからは、寄港数の増加策に加えて、帰港中の乗客の皆さんがどのようにして小樽市を楽しんでいただくか、そして、再び来訪したくなくいただくかという観点も必要な要素だと考えます。

初めに、小樽港への滞在時間は船によって違いはありますが、他港と比較して長いのか短いのか、いかがでしょうか。

次に、クルーズ船寄港時にガイドを務めている方からお話を伺う機会があり、第3号ふ頭のメリットやデメリットについて伺いました。

メリットとしては、やはり、下船後すぐに観光地である小樽運河が近いことや、勝納ふ頭と比べると景観がよいことであるとおっしゃられていました。

一方、デメリットは、下船する方の目的は様々だが、割と多いのは日用品を買い求めるために下船する方が結構いらっしゃるということです。勝納ふ頭の場合は、イオン小樽店を含めウイングベイ小樽というショッピングモールが近隣にあり、大変重宝していたという御意見もあります。場所が変わればよいこととそうではないことが発生してしまうことは当然ですが、できる限り乗船客のニーズを捉え、今後の魅力的な港づくりに生かしていくことは重要なことだと思います。

そこで、小樽港で下船する乗客の動向を把握されているのか。また、課題としてどのように捉えているのか、お聞かせください。

京都舞鶴港のホームページでは、ちょいたびサイトという観光客向けのポータルサイトとリンクし、そのサイト内には、3～4時間、5～6時間、7時間以上の観光モデルコースを紹介しています。そのほかにも観光エリアや個別に施設が紹介され、グーグルマップとリンクされており、初めて来訪する方にも割と分かりやすいつくりになっています。

小樽市では、小樽観光協会が運営する、おたるぼーたるがございですが、小樽港や第3号ふ頭のホームページはまだありません。主体が小樽港なのか、第3号ふ頭なのか、みなとオアシスとしてなのか、

選択肢は幾つかありますが、クルーズ船の乗客に特化した独自のホームページやSNSなどを活用し、情報発信に努めるべきだと考えますが、御所見を伺います。

次に、寄港地観光プログラムの開発について伺います。

クルーズ船の滞在時間は限られており、寄港地での周遊観光も同様に時間が制約された中で、乗客は周遊ルートの計画を立てるわけです。先ほど申し上げた乗客へ向けた情報発信のほか、寄港地観光プログラムを開発することにより、市内の周遊者増加策を検討する必要もあるのだと考えます。

船会社では、乗船に係る一般的な料金のほかに寄港地観光プログラムの参加費での収益も大きなウエートを占めていると言われていました。

船会社と連携し、乗船客が小樽市を巡りたくなるようなプログラムの開発を検討していただきたいと考えますが、現在、船会社等と連携した寄港地観光プログラムはございますか。

次に、地域観光資源の多言語解説整備支援事業の有効活用について伺います。

昨年度、観光振興室では、日本遺産候補地域である「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽～「民の力」で創られ蘇った北の商都～」の英語解説文整備支援事業が観光庁に採択され、本事業を進めたと伺っております。先日、北海道新聞にて、「「優れた英文解説」に選定」として掲載されておりました。

従来の多言語解説というのは、日本語で解説された文章を後から翻訳するといった手法で、ネイティブからすると無理のある文章になっていると言われていました。皆さんも経験があると思いますが、外国人が日本語化した文章にはどこか違和感があると感じたことはないでしょうか。

その違和感を解消するため、原文からネイティブライターが文章を作るという事業です。クルーズ船の中には、大半が英語圏の乗客という客船もあると聞きますが、本事業で多言語化したコンテンツはネイティブに対して今まで以上に小樽の魅力をお伝えできる貴重なコンテンツとなっていることと考えますが、小樽港へ寄港するクルーズ船の乗客へ事前にこのような情報をお届けできる方法はございますか、御見解をお示しください。

道内では唯一優れた英文解説と認定された本事業を生かすには、こういった取組も必要だと考えます。ぜひ、ポートセールスの際には、小樽港の優位性、また、乗船客が小樽のまちを歩きたくなるようなきっかけとして活用していただきたいと思えます。

第3号ふ頭及び周辺再開発に関しては、以前から官民連携において、にぎわい創出のため協議が進められ、計画完了まであと数年のところまで来ました。これからのキーポイントは、当該再開発区域の中でも水際線を生かせる最も魅力的な場所と表現されている34号上屋の跡地に、今後、建設予定の観光船ターミナルと将来動向、ニーズを見極めてから検討を進める拡張エリアがどのような形で整備されるかが重要な位置づけになってくるものだと考えます。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、第3号ふ頭及び周辺再開発について御質問がありました。

初めに、国際インフォメーションセンターについてですが、まず、小樽国際インフォメーションセンターやポートマルシェotaruが第3号ふ頭周辺のにぎわいづくりに与えている影響につきましては、小樽国際インフォメーションセンターの来場者数を見ますと、オープンから5月末までで7万6,536人となっており、ゴールデンウィークやクルーズ船が入港した日においては、特に多くの方が訪れてい

ると伺っております。

また、観光案内所の利用人数につきましては、コロナ禍前の運河プラザにあったときと比較いたしますと2倍となっており、この施設が周辺への回遊に寄与しているものと考えております。

また、ポートマルシェ *o t a r u e* についても、運河プラザで物販を行っていたときの売上げとの比較では倍増していると伺っており、コンセプトとしている小樽・後志地域の特産品を取り扱うアンテナショップとしての役割も果たしているものと考えております。

次に、観光駐車場の収容可能台数につきましては、これまで株式会社小樽観光振興公社が運営していた小樽地方合同庁舎横の小樽観光駐車場第2が199台、新たに開設したポートマルシェ *o t a r u e* に隣接する小樽観光駐車場第1が90台、合計で289台が収容可能となっております。

料金体系につきましては、双方とも同様の体系となっており、1時間300円、その後1時間ごとに300円、最大料金当日24時まで1,000円となっております。

オープン後の利用状況については、5月末までで駐車場第1は5,116台、駐車場第2は9,188台、合計で1万4,304台の利用があったと伺っております。

次に、国際インフォメーションセンター前の広場でのイベント使用につきましては、みなとオアシス小樽運営協議会のイベント部会による集客のための社会実験事業として、農産品などの販売やキッチンカーによる飲食の提供などを予定しております。

次に、観光船ターミナルについてですが、まず、観光船ターミナルの概要につきましては、1階には待合スペースや券売所、観光船事業者の事務室、24時間利用可能なトイレなどを配置し、2階には様々なイベント等で利用できる多目的ホールと展望テラスを配置しております。

また、太陽光発電システムの導入や、Z E B R e a d y に対応する施設としております。

次に、観光船ターミナル周辺の全体面積などにつきましては、周辺全体で約2,600平方メートルであり、そのうち観光船ターミナルの建築面積は約800平方メートル、将来の拡張エリアは約700平方メートルを予定しております。

次に、維持管理や運営方法の検討につきましては、現時点では日常の維持管理の方法や施設の使い方など、細部の整理を行いながら業務委託や指定管理者制度の導入など運営方法を検討しているところであります。

次に、小型船だまりの発着場所につきましては、物揚場で2か所、三つの栈橋で10か所、合計で12か所を整備する予定であります。

次に、おたる潮まつりについてですが、出店募集枠が昨年度と比べて減少した原因につきましては、祭り会場内の雑踏対策によるものであり、おたる潮まつり実行委員会と警察などの関係機関が協議して決定したと聞いております。

また、今後のおたる潮まつり出店募集枠の見直しにつきましては、第3号ふ頭及び周辺再開発に関わる観光船ターミナルや緑地の工事中、工事後において増減があるものと考えております。

次に、クルーズ船についてですが、まず、クルーズ船の小樽港の滞在時間につきましては、発着地以外の寄港地においては、早朝に入港して夕方に発着するケースが多く、他港においても同様であります。

次に、下船する乗客の観光動向の把握につきましては、ツアー客については、バスの台数と大まかな行き先、フリー客はクルーズターミナル内の観光案内所で案内した件数と行き先を把握しているところであります。

本年は、これまで13回の寄港があり、特に大型船の寄港時には市内各所に乗客の姿が見られるなど、新たな人の流れを実感しております。

また、乗客を市内に誘導する上での課題につきましては、多言語対応の案内板やパンフレットなどの充実、案内・通訳ボランティアの確保、観光関連施設や飲食店における受入れ体制などがあるものと考えております。

次に、クルーズ船の乗客に特化した独自の情報発信につきましては、本市が加盟している環日本海クルーズ推進協議会においてホームページを運営しており、その中で、お勧めの観光プランをクルーズ船の乗客に情報発信しているほか、観光振興室の職員等が前の寄港地から乗船し、船内で観光PRを行っておりますが、乗船客の反響を見ながら内容を充実してまいりたいと考えております。

次に、船会社等と連携した寄港地観光プログラムにつきましては、例年11月に東京で開催をしているクルーズプロモーションに船会社等をお招きし、本市及び北しりべし地域の観光情報を提供するなど、寄港地観光プログラムを造成する際の参考にさせていただいており、バスツアーの行き先に組み込まれているところであります。

次に、小樽市の魅力を伝えるコンテンツを事前にクルーズ船の乗客へお届けすることにつきましては、地域観光資源の多言語解説整備支援事業の英語解説文は、今年度、小樽市日本遺産推進協議会がパンフレットの作成やウェブサイトの整備等を予定していることから、これらを活用してクルーズプロモーションなどで船会社等にPRしてまいりたいと考えております。

また、クルーズターミナル内の観光案内所においても、乗客に対し直接案内をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）

○17番（面野大輔議員） 小樽市総合博物館について伺います。

小樽市ホームページでは、アイアンホース号について、このように解説されています。「博物館構内にある200mのコースを往復運行します。夏期開館中は一日3～4往復の定期運行を行っており、無料で体験乗車できます（入館料は必要）。乗車だけでなく転車台による方向転換や客車との連結・切り離しの様子も目近に見学いただけます。蒸気機関車の魅力を隅々までお楽しみいただける、全国的にも数少ない貴重な動態展示です。」と記載がございます。

しかし、昨年9月にブレーキシステムの故障により、現在も運休しています。運行再開は夏休み前を予定しているとの案内がありますが、通常であれば何月から何月まで運行することになっているのか、お示してください。

現在、市ホームページでは、アイアンホース号の修理に係る寄附を募っています。これまでも2017年10月に機関車のボイラーに重大な故障が見つかり運休を余儀なくされ、次の年にクラウドファンディングで寄附を募り目標金額を達成し、その後、アイアンホース号は復活しました。全国の有志がアイアンホース号の復活に賛同され、プロジェクトは達成されたのだと感銘を受けました。

当時は「109年目の再出発」とされていまして、今は製造されて115年になります。今後は適正な管理を行っても老朽化が進むのは間違いありません。再び、やむを得ず運休となる故障が発生した際には、多額の修理が必要となること、加えて運行を心待ちにするアイアンホース号のファンが多数いること、そのことを忘れてはならないと思います。

そこで御提案ですが、アイアンホース号を有料または日常的に寄附を募る仕組みを検討してみてはいかがでしょうか。将来的に発生する故障に対する備えや老朽化する車両の維持、管理に係る費用を募る

という趣旨です。

コロナ禍前では、アイアンホース号の乗客数は4万人弱と聞いていますが、仮に高校生以上の乗客から100円の乗車賃を頂いた場合、年間でどのくらいの乗車賃になるか試算できますか。

博物館法第23条では、「入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と定められていますが、現在、入館料を徴収している理由は、条文上の維持運営のためにやむを得ない事情があると理解してよろしいでしょうか。

次に、「その他博物館資料の利用に対する対価」に関して、アイアンホース号の有料化は維持運営のためのやむを得ない事情に該当すると考えられますか、御所見を伺います。

次に、寄附による支援の方法について伺います。

2017年にプロジェクト化されたクラウドファンディングは多くの賛同をいただき、プロジェクトは達成に至りました。ウェブ上で不特定多数の方々から賛同、寄附をいただくクラウドファンディングは、これからも資金調達の一ツとして様々な場面で検討をしていただきたいと思いますと考えますが、日常的に博物館への支援につながる寄附も考えていただきたいと思いますと思っています。

例えば、今月から始まった北海道立近代美術館の北海道美術品購入サポーター制度では、「寄附金は、美術館のコレクションをいっそう豊かなものとし、展示等を通して多くの方に楽しんでいただくために活用します。」と目的が示されています。

本制度は、ふるさと納税による控除を受けられることやサポーターカードのプレゼントなどのインセンティブが設けられています。現在ある小樽ファンが支えるふるさとまちづくりのように、寄附者が事業費の使い道を選択する制度ではなく、直接的に博物館への支援につながる寄附に関して検討していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

小樽市総合博物館は、平成19年に小樽交通記念館の跡地に移転しスタートしたわけですが、北海道最初の鉄道の起点となった小樽市の総合博物館のメインはやはり、鉄道なのだと思います。しかし、展示車両の中には、屋外展示のため、塗装の剥離や腐食、破損などが進んでいると伺います。これからも長く展示をするためには、日常的に管理を行い、適正な保存方法を施していかなければなりません、管理・保存方法に必要な知識を持っている学芸員が日常的に管理してこそ、貴重な文化財としての価値も保たれることと考えますが、現在、博物館では、鉄道を専門とした学芸員は何名いらっしゃるのか、お示しください。

次に、公益財団法人日本博物館協会が創設した日本博物館協会賞の受賞が決定したと市長記者会見において発表されました。小樽市総合博物館の長年の取組が実り、受賞が決定されたことを心よりお祝い申し上げます。

日本博物館協会賞の選考基準には、「博物館の振興に大きく貢献し、他の博物館の範となる顕著な成果を挙げていると認められる施設であること。」と規定されておりますが、受賞理由をお示しいただき、今後の受賞効果について御見解をお示しください。

令和4年度に改正された博物館法では、現代に沿った内容が盛り込まれたものの、全国の多くの博物館では、まだまだ実態が改善できるような状況にはないのだと感じます。これからは、小樽市総合博物館が社会的な期待に応えられるために、利益を上げるという意味ではなく、博物館振興施策を支えるという意味でもうけられる博物館を目指し、貴重な博物館資料の収集・保管・展示が継続できますようにお願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） ただいま、小樽市総合博物館について御質問がありました。

初めに、アイアンホース号の運行期間につきましては、例年、4月下旬の大型連休初日から10月中旬までを運行期間としております。

次に、アイアンホース号の乗車賃の試算につきましては、乗車された方の総数は把握しておりますが、高校生以上とそれ未満の人数を分けて集計していないため、根拠のある試算をお示しすることは難しい状況であります。

次に、入館料の徴収につきましては、施設の維持管理等には光熱水費など様々な経費がかかりますので、博物館法第23条ただし書にある、やむを得ない事情であると考えております。

次に、アイアンホース号の有料化が維持・運営のためのやむを得ない事情に該当するかにつきましては、小樽市総合博物館では、アイアンホース号の動態展示は、乗車のみを目的とするものではなく、転車台での操作など、一連の運行そのものを展示していると捉えています。

入館者からは既に入館料を頂いていることから、改めて乗車した方から別に料金を徴収することは、やむを得ない事情に該当するとは言えないものと考えております。

次に、直接的に小樽市総合博物館への支援につながる寄附の検討につきましては、現行のふるさと納税で行っている小樽ファンが支えるふるさとまちづくりには、既に小樽市総合博物館の展示鉄道車両の保存の項目がありますが、それとは違った方策や小樽市総合博物館現地での直接的な寄附も含め、研究してまいりたいと考えております。

次に、鉄道を専門とした学芸員につきましては、現在、小樽市総合博物館では1名配置しております。

次に、日本博物館協会賞の受賞理由と今後の受賞効果につきましては、受賞理由は、小樽市総合博物館が隣接する商業施設との連携や小樽歴史景観区域を拠点とした活動などを通じて地域のネットワークを強化し、地域経済の好循環が生まれるべき構造をつくるべく、積極的に取り組んでいることが評価されたものです。

今後、見込まれる受賞効果につきましては、本賞は、全国の博物館の中から、毎年一、二館を選び表彰するもので、今年度、本市総合博物館の活動が全国的に評価されたこととなります。

評価のポイントが地域への貢献ということもあり、いきなり来館者数が増加するような効果は期待できませんが、博物館職員のモチベーションの向上につながっており、今後もさらなる地域の活性化に取り組んでいく所存であります。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

○17番（面野大輔議員） 再質問を何点かさせていただきます。

初めに、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の国登録有形文化財登録の期間で、今年度中に申請に着手するということだったのですが、もし分かればなのですけれども、この申請から登録までというのは一般的にどのぐらいの期間を要するものなのか、お聞かせください。

それから、臨時市道整備事業費について、事業費を3億2,000万円ほど見込んでいるということだったのですが、この整備事業の工事を始めるタイミングを具体的にもう予定されているのか。もし始めるタイミングを予定されているのであれば、工期としてはどのぐらいを見込んでいるのか、見通しが立っていれば、お聞かせいただきたいと思います。

次に、議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案についてです。

文化財の管理ということで、少し私も聞き漏らしている部分があると思うのですが、十分な知識を持ち得ていたり、展示物、文化財の保存だけではなく活用も求められるというような御答弁だったと思うのです。実際に指定管理が行える事業者というのは、何か条件だったり、資格といったものが必要なのか、そうではなく、一般的にそういうものが審査されるものなのか、その辺の条件や資格が必要であればお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、北海道新幹線札幌延伸の開業時期の延期についてです。

小樽市でも今年度事業予算が計上されておりまして、スケジュールと事業費に関しても、やはり開業に合わせた形で進められると聞こえたのです。スケジュールを遅らせるということは多分それにちなんだ事業も遅らせるということで、ここはもう、どちらも一緒に遅らせることになるのだと思うのですが、この事業に携わる事業者への影響というのは、小樽市では何か感じているところはありますか。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発についての部分で、国際インフォメーションセンターのにぎわいが売上げや数値的なもので見ると、以前の運河プラザと比べると倍増しているということで、よかったと感想として思っています。施設前の広場について、今後、農産物など、そういう物販みたいなイベントを行っていくと伺ったのですが、タイミングが少し遅いのかと思っていまして、小樽観光協会のホームページで、この広場の料金ですとか申請書というのが6月10日にアップされていたので、要はそれまでは、あそこがイベントで使えますという周知がなされていないから、ほとんど使われていなかったのかと思うのです。実際に4月8日からはクルーズ船の寄港も開始されておりましたので、できれば3月25日にあそこがオープンするということ把握しているのであれば、借りる借りないは別として、オープンから既にあそこの広場で何かイベントができるのだとか、申請すれば使えるのだというような周知だったり、利用ルールというものを周知できればよかったのかと思うのですが、6月10日になってしまった、私の中では少し遅れたという印象なのですけれども、なぜここまで遅れてしまったか、その原因についてお聞かせください。

それから、観光船ターミナルについて、将来ニーズを踏まえた拡張エリアについての面積をお示しいただいたのですが、市民の無料駐車場ということで、市民かどうか判断するのが難しく、煩雑な作業になるですとか、もしかしたら目的以外の駐車が多くなるのではないかという懸念があるので難しいとお答えいただいたのですが、今後、観光船ターミナルに併設される多目的ホールですとか、緑地というのは多分、市民の皆さんも割と訪れやすい施設になると思うのです。そういった意味では、多目的ホールに来られる方や緑地で遊ばれる、例えば家族連れ、子連れの家族の皆さんなどが訪れやすいように、市民に対する無料駐車場という整備も必要なのかと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

それから、観光船ターミナルの完成後の維持管理、運営方法はまだ決まっていないということなのですが、完成は令和7年7月を予定しているので、逆算すると、例えば条例制定が必要ですか、直営なのか委託なのかなどの運営管理に関する方針は、いつ頃までに決めなければならないとお考えか、お聞かせください。

それから、小樽市総合博物館で1点質問なのですが、アイアンホース号の動態展示というのが、乗ることだけではないという考え方は理解しました。その意味からいうと、現状の動態展示としてのアイアンホース号の有料化というのは、いわゆる博物館法第23条のやむを得ない事業には該当しないのだとお答えいただいたのですが、これは市教委の見解ということですか。この所管は多分、文部科学省と

か文化庁になると思うのですが、その辺りに照会したということではなく、小樽市教育委員会だったり小樽市総合博物館での考え方ということでよろしいか、お答えをお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 面野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

私から、臨時市道整備事業の関係でお答えさせていただきたいと思っております。今回、補正予算ということで上げさせていただきましたけれども、これが議決いただいたという前提でお話しさせていただきますが、今年度、排水の施設を製作したいということを考えまして、これが終わりましたら令和7年度に予算計上させていただきまして着手ということになりますけれども、非常に事業費が大きいものですから、数年の事業期間が必要だと考えております。

新幹線の関係で、スケジュールの遅れに伴う事業者への影響というお話だったかと思いますが、当然ながら、これにつきましては開業時期を見据えた中で市の駅周辺関係の事業の着手ということになるとかと思いますが、いずれにしても、この整備には3か年か4か年ぐらいかかっていくわけですが、当然ながら発注が遅れるということになりますと、やはり業者への発注も遅れまして、少し遅れるといった影響があるということで考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 港湾担当部長。

○（産業港湾）港湾担当部長 面野議員の再質問にお答えさせていただきます。

私の関係では3点ございました。

まず一つは、現在、小樽国際インフォメーションセンター前の広場のところでのイベントについて、小樽観光協会のホームページに6月10日から載っているという関係なのですが、本件につきましては、みなとオアシス小樽運営協議会の中のイベント部会というところで、どういう仕組みで、どういう形のものをやろうかという検討を随時、進めていたのですけれども、それがオープン時点には間に合わなくて、この6月10日ぐらいの時期までずれ込んでしまったということが結果として挙げられるかと思えます。

二つ目、観光船ターミナルにつきましては、実際に多目的ホール、そして、そばの緑地1の整備の部分につきまして、市民の方も訪れやすいという意味でも駐車場の整備が必要なのではないかということで御質問がございました。実際に観光船ターミナルは約800平方メートル、そして、一、二台ぐらいしかないのですが、その周りにも実際にバスが駐車できるような場所とか、それ以外にもタクシーも止められるようなスペース、そして、将来の拡張スペースも用意していますが、実際にこここのエリアは規模の面積も限られているということもございますので、現状では駐車場を設置するという考え方はございません。

最後の三つ目のところで、維持管理のお話が出ておりました。実際に条例制定の時期とか維持管理手法はいつぐらいに決めていくのかということでございましたが、まず、施設の部分につきましては、令和7年7月のオープンで予定しております。条例改正が施設の設置条例の形になるのか、港湾の施設は上屋とかいろいろな施設を持っておりますので、その中に入れる形になるのか、いずれの形にいたしましても、条例改正の部分につきましては年内を目途に進めていきたいと考えております。

また、維持管理の中身につきましては、現在、検討中の形になりますので、詳細とかが決まってくれば、経済常任委員会の皆さんとかに、いろいろな部分で御説明をしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 面野議員の再質問にお答えいたします。

3点あったかと思えます。

まず、登録有形文化財の申請の手続に関する時間ということの質問であったかと思えます。

庁内での協議で申請の方針が決まった場合、市教委から道教委を通じて文化庁へ申請の手続を行うこととなります。その後、文化庁の調査官と資料の追加であったり協議だとかを行って、申請から協議までの要する時間は建物によって異なるのですが、他の事例を見ると12か月程度を要していると認識してございます。

2点目でございます。指定管理者の業務についてですが、そこに資格を有するかということでございますけれども、指定管理者には施設及び設備の維持管理というのは重要な業務として考えてございますので、指定管理者には国指定の文化財の管理実績が十分にあるというような業者を選定したいと考えております。資格についての明確なお答えはできませんが、そのようなことができる業者を選定してまいりたいと考えてございます。

3点目でございます。アイアンホース号の乗車賃の徴収ということについての御質問でしたが、現在、入館料を頂いているということ、それから、先ほど申したアイアンホース号の役割、または展示の方針ということも踏まえまして、市教委としての判断ということでやむを得ない事情という形で判断しているのではないかと考えております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時57分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松岩一輝

議員 酒井隆裕

令和6年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

令和6年6月18日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、白川貴城議員、平戸理史議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第16号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）（拍手）

○13番（中鉢淳二議員） 自民党会派を代表いたしまして、質問させていただきます。

今年度は迫市長が、ほかの自治体ではすぐには対応が難しい市内の全小・中学校の普通教室へのエアコンの設置、そして18歳までの医療費の無償化、放課後児童クラブの無料化、フッ化物洗口の実施など、大きく子育て世代にアピールした施策を講じました。これは、必ず子育て世代に響く施策であると思います。

そのような中、本市では新たな第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画に向け、未就学児童を持つ保護者に対し、昨年12月1日から24日にかけてニーズ調査を行い、結果が公表されました。配布数2,267に対して回収数は970で回収率は42.8%という数字でした。私はニーズ調査の結果を見ていて、中でも時勢に従い、母親の就労率の増加が顕著であるなと思いました。

調査方法こそ異なりますが、平成30年に実施した調査と比較し、保護者が求める子育てや保育ニーズなどやその変化、内容に関してどのような所感を持たれたのか、まず、市長の率直な見解をお伺いいたします。

また、前回の平成30年に実施した調査から5年が経過し、その間、本市の入所待ち児童の数はどのように変化しているのでしょうか、お答えください。

どの業界でも人手不足、人材不足が叫ばれる中、子育て環境を整備すること、とりわけ保育、幼児教育の充実は今現在の状況を鑑みると、子育て支援は地域経済の支援にもつながるものであると考えます。子育て支援を目的に5年前に策定した第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画から進捗が見られない点があります。

その一つが、手宮保育所などの老朽化している施設の問題であります。小樽市公共施設長寿命化計画には、95の対象施設を第1期から第4期までに分け、それぞれの整備方針を定めておりますが、計画どおりに進んでいないのではと思うものが散見されます。手宮保育所もその一つで、第1期に入っております。令和3年度から令和12年度に整備をする計画の第1期ですが、来年度で中間年度の5年目を迎えるようしております。数多くの施設が第1期での整備となっておりますが、その対応、改修を進めるにも、建て替えを進めるにも、その予算の確保、資材高騰などの要因から進捗に不安を感じるころではございますが、現時点での施設整備の進捗状況について、説明を願います。

小樽市公共施設長寿命化計画では、手宮保育所は建て替えとなっております。しかしながら、計画ど

おりの建て替えが難しいとの話が出ています。だとすれば、計画策定のとくと現在とで、どのような状況の変化があったのでしょうか、お示ください。

手宮保育所は老朽化が進んでおり、時間も経過をしていることから、早急に方向性を指し示すべきと考えますが、同じく老朽化をしている最上保育所も含めて、市としての見解をお尋ねいたします。

私は、市内でこれだけの施設が更新時期を迎えている中で、需要が今後、減少するかもしれない施設を新たな箱物をとというのは時代に見合っておらず、最適解ではない気がいたします。保健所などの機能をウイングベイ小樽内に移す決断をしたように、全てを市で所有するのではなく、賃貸で利用する保育所があってもよいかと思えます。また、少子化が進んでいる中では、殊さらであります。

入所待ちの問題は、保育士の配置による部分が大きいかと思いますが、まず、手宮地区は子供を預ける施設の定員数と、受入れの人数に対しての過不足があるのでしょうか。

また、未就学児童の人数に対して園が少ないなどのミスマッチが起きている地域があればお示ください。

また、住民基本台帳の子育て世帯の人数、世帯数などの情報を基に今後、子育てニーズが増えるであろうと想定する地域はどこと考えるのか、併せてお示ください。

私が見る限りにおいては、入所待ちの人数から中心部、小樽駅周辺の園のニーズが高いように見えますが、相違はないかお尋ねいたします。

太陽の光を浴び、風を感じて、虫や鳥の鳴き声や咲く花で季節を理解して、園庭で走り回る。幼児期の運動能力、基礎体力の向上、情緒を育てるにおいては最良の環境ではありますが、全国的にまちなか保育園と呼ばれるものが増えていきます。理想的な保育、幼児教育と、実際に子供を預ける保護者のニーズには違いがあるのかもしれない。

昔は園庭を有していないと認可保育所として認められないこともありましたが、平成13年に基準が緩和され、近くに園庭の代わりに利用できる公園などがあれば園庭を必要としなくなりました。本市の中心部、小樽駅周辺であれば、例えばサンモール商店街ですと、日中は商店街に車通りはなく、商店街の海側には旧国鉄手宮線があり、その手宮線沿いにはひまわり公園があり、こちらもほぼ車通りのない動線で行き来が可能なまちなか保育園の好立地と言えますし、駅からは離れていますが、公園を園庭の代わりと考えれば、市の施設が多くある小樽公園近辺も好立地であると思えます。

再整備しようとしている小樽公園であれば、就学直前の活発な4歳や5歳でも、園外活動するには十分過ぎる広さですし、市職員の子供を預けるにおいても保育需要があるように考えられます。

また、本市は、他都市と比較し、観光に携わる方が多いことから、日曜や祝日に子供を預けたいというニーズが強いかと想像いたしますが、日曜や祝日などの休日保育の利用の状況をお知らせください。

現在、観光の中心地とも言える堺町の中央保育所にて休日保育が実施をされておりますが、1か所で対応し切れているのか。また、離れた地域に休日保育を望む声がないのでしょうか。それらを踏まえた上での今後の休日保育の考え方についてお尋ねいたします。

入所待ち児童がまだいる本市ではありますが、私は、子育ての幸福度という言葉があれば、本市は決して低くないと思っています。隣の芝こそ青くは見えますが、幸福とは何かと考えたときに、それを私は選択肢の多さであると思っています。

例えば、札幌市から小樽市に向かう場合に、JRもあれば高速バスもあり、路線バスもありますし、もちろん車でも行ける。ほかの札幌市周辺の自治体では、その中の選択肢が幾つかない自治体があります。もっと身近な例を挙げれば、ホテルなどに宿泊した際の朝食や夕食のビュッフェで何を食べようかという高揚感こそが選択肢の多さが生む幸福度です。

本市の保育、幼児教育の選択肢は豊富です。本市の人口が多かった昭和40年代、50年代に多くの私立の保育所、そして幼稚園が設立しております。特に、私立の幼稚園は市立にはない建学の精神や神道系、仏教系、キリスト教系などの宗教を基にする考え方から、子供の自発的な活動を促すモンテッソーリ教育と呼ばれる考え方を組み込んでいる園などもあります。園庭が広かったり、イベントが多いのも特徴と言えます。

とかく働いていれば、子供を入れるのは保育所などと思われがちですが、それらの保護者の理解が進めば児童も分散し、入所待ち児童も減少するのではと考えます。現在では、幼稚園でも18時程度まで預かり保育を行っている園も多く、費用負担においても、毎日お迎えが遅くなるケースを除けば3歳児以上の保育料が無償化もされたこともあり、保育所であれ、認定こども園であれ、幼稚園であっても大きな差はないようです。

そこで、現在、本市には、認定こども園が4分類の中の幼稚園型、保育所型、幼保連携型と3分類ありますが、保護者からの問合せがあった際、保育所、幼稚園、認定こども園の違いについてどのように説明、対応されているのでしょうか、お示してください。

市内のそれらの民間の保育所、幼稚園、認定こども園が抱えている問題は、園児の確保もありますが、ほぼ全ての園で抱えているのは人材不足です。今や人材不足はどの業界でも起こっておりますが、保育士や幼稚園教諭の人員に余裕がないことを理由に受け入れられない園も多くあるとお聞きしています。

本市でも、小樽市保育士等就労定着支援事業として1年目、3年目、6年目と補助金を保育士、幼稚園教諭に交付して人員の確保に努めておりますが、それでも職場はぎりぎりの人数で回している状況です。2人兄弟で1人は入園できたものの1人は入園できなかったなどと、本当にぎりぎりの状況で運営をされている話もお聞きします。

国では、一般的に人材不足の事業所に対して行っているのは、外国人実習生の受入れとICT化などでの生産性向上や業務の効率の向上が主な取組であります。保育、幼児教育については外国人実習生の対象業種になっておりませんので、保育、幼児保育の現場負担、保育士、幼稚園教諭の負担を和らげるとすれば、ICT化が数少ない方策であると思います。

保育所では、保育、昼食、午睡などが中心ではありますが、朝は次々と登園する園児の健康状態や体温のチェック、欠席の電話対応、保育料や預かり保育の料金計算や請求、集金などの管理業務、保護者への伝達事項のまとめ、お手紙の作成、写真の撮影や販売など、事ほどさように、保育、幼児教育は大変な仕事であり、発育に重要な幼少期に保護者と同程度に接する小樽市の将来を背負う子供の重要な時期を担う仕事であります。

しかし、今、挙げた業務のほぼ全ては、保育所などの施設専用のICTシステムを導入すれば対応可能な業務であり、大幅に効率化され、現場、保育士、幼稚園教諭の負担が軽減されます。私立でも進んでおりますが、公立保育所でのシステムを導入する例も増えております。きめ細かな保育や幼児教育に、また、現場の負担軽減は、保育士や幼稚園教諭不足や入所待ち児童解消にも役立つものと考えますし、ICTを導入するに当たっても、園側、また保護者側もサービスを利用する方が若く、システムに柔軟に対応が可能な世代であり、スマートフォンを利用可能でもあり、ICT導入の有用性の高さは、効果測定をしてもよいものが得られるという素地があります。

本市では、公立保育所には既にシステムが導入され、民間保育所や認定こども園はICTシステムの導入の補助事業があるとお聞きしております。その利用状況と今年度の補助率などを含めた事業概要をお示してください。

次に、病児保育についてであります。

令和元年に学校法人小樽学園認定こども園いなほ幼稚園に隣接して、病児保育施設「たつのこルーム」が設けられました。当初は月曜日から金曜日の8時半から17時の間で、市内の保育所、認定こども園、幼稚園に通う1歳6か月から就学後の小学校2年生までを、病気またはその回復期の園児、児童を対象として受入れをしておりました。しかしながら、その情報がうまく伝わっておらずに、いなほ幼稚園に通園している園児に限られるであるとか、保育所に通園している園児は受け入れないと誤解をしている保護者の方がいたと聞いております。

当時は、北海道内人口10万人以上の都市で唯一、病児保育施設がない自治体でしたが、それが解消されるということで、肝煎りの施策だったと記憶しております。ほかの自治体の病児保育施設にもない設備に併せて専門スタッフを置くなど、保護者が困ったときに手を差し伸べるすばらしい施策であり、子育て世代にもぜひとも理解をしていただきたいシステム、施設ですが、病児保育事業開始後の利用状況や事業開始後との変更点があれば、その内容と今後の情報の周知についてお示しください。

そして、エアコンについてであります。

私たちの控室にもエアコンを設置していただきました。また、市庁舎内にも設置が進んでおりますが、市内の保育所、幼稚園、認定こども園の遊戯室や保育室のエアコンの設置状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

エアコンの有無は、園選びの大きな要素になり得ると思います。保育所、認定こども園、幼稚園においては、市立、私立の区別をすることなく、エアコンの整備の拡大が急務と考えますが、今後の方針について市の見解をお尋ねいたします。

そして、質問の冒頭でも触れました市内小・中学校へのエアコン整備ですが、ケーブルが不足しているとの情報もあり、作業の進捗を危惧しておりましたが、順調であるということをお聞きしました。いろいろとお話を聞かせていただいた中で普通教室以外のエアコンの整備の話になったのですが、特別教室、職員室、校長室などはまだ整備がされておられません。校長に、校長室は学校の長でもあり、来客もあると思いますので必要性はありますよねとお話をしたところ、私からは言えませんが遠慮をされておりました。ちなみに、教頭は、校長室には要りませんと笑顔で話しておりましたが、必要性はあると思いますし、教頭も校長も、職員室には設置してほしい旨のお話はされておりました。

普通教室の次は職員室、校長室と思いますが、市内小・中学校のエアコンの整備は、北海道内に胸を張れる先進自治体となりますが、今後の整備はどのように考えているのかをお尋ねし、この項目の質問を終えたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、保育と教育と施設更新の方針について御質問がありました。

初めに、未就学児の保護者に対するニーズ調査結果の前回との比較につきましては、御指摘のとおり、就労している母親の割合が前回から12.5ポイント増え、74.8%になったほか、就労していない母親へのこどもが何歳になったら就労したいかの問いに対して「3歳」と回答した割合が11.3ポイント増え、37.9%となったことは、3歳以上を対象とした保育料の無償化の影響とも考えられ、特徴的であると感じたところであります。

また、自由記述の回答からは、子育てに係る負担軽減や経済的支援を求める声が最も多く寄せられたことが前回の調査と変化した部分であり、現在の社会情勢を反映した切実な結果であると考えております。

次に、本市の入所待ち児童数の変化につきましては、いずれも3月の人数で申し上げますと、平成30年度は102人で、令和元年度から3年度は70人前後に減少したものの、4年度から再び増加傾向となり、5年度は106人となっております。

次に、小樽市長寿命化計画における施設整備の状況につきましては、事業内職業訓練センターや放課後児童クラブなど、計画よりも前倒しで整備が終了したものや、小樽市生涯学習プラザや小樽市産業会館など整備方針を変更したものなどがあります。

また、塩谷児童センターや手宮保育所など、改めて方向性を検討するため、実施スケジュールを先送りした施設もあり、これらの施設については、令和7年度に予定している小樽市長寿命化計画の中間見直しの中で整理してまいりたいと考えております。

次に、手宮保育所に係る状況の変化につきましては、小樽市長寿命化計画策定時点では、実現の可能性が高い建て替え候補地がありましたが、関係者との協議を進める中で当該候補地における建て替えについては、最終的に断念せざるを得ない状況となったものであります。

次に、手宮保育所及び最上保育所の方向性につきましては、現在、両保育所を含む市内全体の保育所等の今後の在り方について関係機関等への意見聴取をしながら検討を進めているところであり、令和7年3月までに市内の保育所等の規模や配置に関する方針を策定することとしておりますので、その中でお示ししてまいりたいと考えております。

次に、手宮地区における施設定員の過不足につきましては、実際の入所児童数と入所待ち児童数を合わせた人数を需要として見ますと、手宮地区では、本年6月1日現在で施設定員の約77%となっており、不足があるとは捉えておりません。

また、市内他地域における施設定員については、その地域にお住まいの方が、必ずしもその地域にある保育所等を利用するというわけではないため、地域の未就学児の数との比較は難しいものと考えておりますが、現在の施設の配置については、おおむね市内全域をカバーしており、全体の需要は施設定員の約93%となっているため、過不足はないものと認識しております。

次に、今後の子育てニーズが増えると想定する地域につきましては、少子化に歯止めがかからない中でも、銭函地域の就学前児童数の推移には増加傾向が見られますので、今後、当該地域での子育てニーズも増えていくことが想定されます。

次に、中心部、小樽駅周辺につきましては、入所待ち児童数から見ますと、ニーズが高いエリアの一つであると捉えております。

次に、休日保育の利用状況につきましては、令和元年度の延べ利用人数が690人、2年度は613人、3年度は431人、4年度は271人、5年度は189人となっております。

次に、休日保育の対応状況などにつきましては、利用人数は減少傾向にあり、ニーズ調査の結果からも前回の調査結果と比較し、日曜日、祝日における保育等の利用希望の割合は増加しておりません。また、休日保育の実施箇所を増やしてほしいという要望も特段把握いたしておりません。このため、現在の1か所での実施で対応できていると判断いたしております。

次に、保育所や幼稚園などの概要等につきましては、保育所は、保護者が就労等により子供を保育することができないことを要件とし保育を行う施設であり、幼稚園は、親の就労など入園するための保護者の要件は問わない教育を行う施設、認定こども園は、両方の機能を併せ持つ教育と保育を一体的に行

う施設であります。

各施設の特徴については、利用申込みに係る案内文書や子育てガイドブックに掲載しているほか、施設ごとのパンフレットを子育て支援課に設置しており、電話や窓口へのお問合せに対しても、保護者の方が望む保育等に対応できる適切な施設を御案内できるよう丁寧な説明に努めております。

次に、ICTシステム導入の補助事業の利用状況につきましては、令和5年度は4施設が利用し、今年度は4施設が利用する予定となっております。

また、今年度の補助事業は、システム導入に係る初期費用を対象としており、私立の保育所及び保育所型と幼保連携型の認定こども園に対して、市の間接補助として実施しております。補助率は国が2分の1、市が4分の1であり、残りの4分の1を施設が自己負担するもので、補助基準額は、導入する機能などに応じて1施設につき20万円から130万円としております。

次に、病児保育の利用状況につきましては、令和元年度の延べ利用人数は9人、2年度は15人、3年度は41人、4年度は32人、利用料を無償化した5年度は169人となりました。

事業の変更点につきましては、令和2年4月から対象年齢を小学校3年生までに拡大し、認可外保育施設の児童も利用可能としたほか、同年9月から、やけどや骨折などの外傷性疾患も対象といたしました。

令和4年4月からは対象年齢を1歳から小学校6年生まで拡大し、毎年度必要だった登録申請を初回のみとしたほか、5年4月から利用料を無償化いたしました。

また、今後の周知につきましては、改めてポスターやパンフレットを保育所等に配布するほか、本市の子育て応援アプリやSNSなどを活用して事業のPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、市内保育所等の遊戯室や保育室へのエアコンの設置状況につきましては、今年度の予定を含め、全35施設のうち、遊戯室は28の施設に設置され、保育室は一部設置していない部屋があるものの、全ての施設に設置されていることを把握いたしております。

次に、市内保育所等へのエアコン設置に係る方針につきましては、公立保育所では、次年度以降、エアコン未設置の保育室や遊戯室への整備を進めてまいります。また、私立の保育所及び保育所型の認定こども園に対しては、道の補助制度を活用した間接補助を引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、私立の幼稚園及び幼稚園型と幼保連携型の認定こども園については、北海道の直接補助を活用することとなるため、整備状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中鉢議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、保育と教育と施設更新の方針について御質問がありました。

小・中学校のエアコン整備における今後の考えにつきましては、現在、児童・生徒の健康面への影響を第一に考え、普通教室等にエアコン整備を進めているほか、昨年8月には、保健室へウインドエアコンを設置し、本年3月には、移動が可能なスポットクーラーを各校へ複数台配置するなど、暑さ対策への準備を進めているところでありますので、まずは設置後の学校の状況を把握した上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目の質問に入ります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

(13番 中鉢淳二議員登壇)

○13番(中鉢淳二議員) 2項目めの質問に移らせていただきます。

市内の企業誘致と都市計画の見直しについてであります。

本市手宮にある日清丸紅飼料株式会社の小樽工場についてですが、今月末を目途に操業停止するとの情報が昨年の7月にリリースされました。実際はまだ操業停止には至っておらず、来年まで操業するお話を聞いております。昭和42年より長きにわたり、北海道内の飼料製造を行い、道内に供給しておりました。操業停止は大変残念ですが、既に決まってしまった話ですので、致し方ありません。

しかしながら、市として勤めておられる方の再就職、また、日清丸紅飼料株式会社より仕事を受けておられた市内事業者は、操業停止によって大きな損失を受けることはないでしょうか。市内では、飼料を運送していると思われる車も見かけます。

市として把握しておられる日清丸紅飼料株式会社に関わる業界への影響をお示してください。あわせて、影響が考えられる場合、それに対する対応状況についてお示してください。

従業員の確保が比較的容易であるなどの地理的な理由もあるからでしょうか、銭函地区の工業団地の立地は好調であると思えますが、過去3年程度の立地件数の推移はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

銭函地区の工業団地を回っておりますと、そのにぎわいこそ感じることができますが、そこに勤める従業員の方に本市在住の方の少なさを感じます。銭函地区の工業団地で働く人の小樽市民の割合を、銭函3丁目の銭函工業団地、銭函4丁目、5丁目の石狩湾新港地域とそれぞれお示しをください。

それでも、もちろん本市に法人市民税や固定資産税などの本市の財政の一端を担っていただいておりますが、でき得れば本市に住み、本市で働いてほしいというのが率直な感想です。そう考えたとき、市内中心部またはその周辺への企業誘致は、人口の増加も見込める施策と言えると思います。その中でも、さきに述べた日清丸紅飼料株式会社のロケーションは中心部に近く、岸壁を有する小樽市らしい立地と言えます。操業停止は致し方なしとしても、この場所を活用せずに塩漬けにしてもらうのは大変惜しい話です。

そこで、市は、跡地利用などについて日清丸紅飼料株式会社と情報交換を行っているのでしょうか。もしも、日清丸紅飼料株式会社から方針などが示されていれば説明願います。

一般財団法人日本立地センターが行った工場跡地等利活用方策に関するアンケートによりますと、工場跡地の活用の制約条件、阻害要因のトップは、工場建屋・設備の撤去費用がかかるだそうであります。

このようなケースで、操業停止後に跡地利用の促進の観点からも、建屋の解体を提案することは可能なのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

また、ほかの自治体では、工場跡地を自治体や公社が購入しているケースが散見されます。その土地に価値を見いだしていたり、今後の公共施設や公園の整備など理由は様々ですが、本市でも土地の購入の検討の価値はあるかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

現在、企業進出の問合せがあった場合、銭函地区の工業団地以外で紹介できる用地はどの程度あるのでしょうか。小さな用地ではなく、ある程度まとまった、例えば、小樽港の臨港地区を除く準工業地域で1,000平方メートル以上と限定すればどれだけあるのでしょうか、お尋ねいたします。

工業団地ではない小樽市内に進出を考える事業者は、小樽のブランド力を活用しようとしての事業者も多いことでしょう。そのようなとき、都市計画の用途地域の変更となると、どの程度の時間を要するのでしょうか、そのステップを含め説明を願います。

民間の仕事のスピードと許認可を確認しながら審議を進める役所のスピード感とでは、大きな違いが

あると思います。僅かなチャンスを逃すことなく、幾つかのカードを常に何枚か胸に潜めておく必要があるかと思います。

例を挙げれば、奥沢水源地の周辺、塩谷インターチェンジの周辺など。奥沢水源地は水源地としての役割は終えており、新幹線駅からも近く、環境はよい地域と言えますし、塩谷インターチェンジ周辺は、ほかのインターチェンジ周辺に流通関連の事業所があるように、また、これから延伸する後志道や活況の倶知安ニセコエリアとの距離感や、さらに後志道が黒松内町までつながった際には、苫小牧経由を利用する車より小樽周りが増え、現在の数倍の交通量が想定されております。

話が来てから動くのではなく、来る前に動く、そのような気概が必要であると思いますし、その中でも奥沢水源地周辺の開発の準備は、新小樽（仮称）駅への小樽市としての本気度のようなものが具現化できるものになるかと思います。

小樽駅前の再々開発もしかり、市が本気度や熱意のようなものを見せれば、民間の見る目は変わるはずです。全ての開発行為がそうでないとしても、新幹線の開業が延び、中心部から遠いなどのネガティブな情報も多い中で、歴史を守りながらも、何かができる、できそうだ、変わる、新しくなるなどというポジティブワードがあふれるまちづくりを心がけてほしいと願うばかりであります。

土地の活用という点で、保健所庁舎等の跡地についてもお聞きしておきたいと思います。

機能をウイングベイ小樽に移転させた後、保健所庁舎等の跡地はどのように活用するお考えでしょうか、お尋ねいたします。

市内には廃校になった小・中学校が複数あり、旧若竹小学校と旧色内小学校を除いては、よく言えば当時のままの状態であり、旧若竹小学校の跡地は、当初の計画どおりには活用されていないようです。廃校になった小・中学校が活用に至らない大きな要因は、耐震化されていない建屋が残っている点であると思います。解体には、土地の価格以上の多額の費用がかかりますし、保健所庁舎については、小樽市医師会の建屋もありますので調整が必要な事業ではありますが、活用予定がなければ解体を早期にするべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

ここ数年、北海道の経済の軸のようなものがあるとすれば、苫小牧港は貨物の取扱量が増え、新千歳空港は国際線も含め利用者が増加、民間ではラビダス株式会社にエスコンフィールドHOKKAIDOと経済、いろいろな産業の軸が、札幌市から少しずつ南東方面、千歳市や苫小牧市方面に動いている気がしてなりません。

明治、大正、昭和の初めまで北海道の経済の軸は、私たちの住むこの小樽市であったはずですが。海で栄えた小樽市のポテンシャルを持って、少ないチャンスを生かせるよう、企業誘致や土地の有効活用、まちづくりに対して、市長の手腕に期待しまして、第2項目の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、企業誘致と都市計画について御質問がありました。

初めに、日清丸紅飼料株式会社に関わる業界への影響につきましては、倉庫業は、原材料の入庫、出庫、保管に伴う売上げ、港湾運送業は、荷揚げ作業に伴う売上げ、道路貨物運送業は、工場への運搬等に伴う売上げがそれぞれ減少しているため、各事業者において飼料用原料や副原料に代わる穀物への切替えや他地域への運送などで対応していると伺っております。

次に、銭函地区の工業団地の立地件数につきましては、令和3年度から順に、銭函工業団地で150件、

152件、151件、石狩湾新港小樽市域で73件、79件、82件となっております。

次に、工業団地で働く小樽市民の割合につきましては、小樽市民の割合を集計した統計はありませんが、担当職員が企業訪問した際には、銭函工業団地の企業では約3割から5割、石狩湾新港小樽市域の企業では約1割から2割と伺っております。

次に、日清丸紅飼料株式会社の跡地利用などにつきましては、同社と情報交換する中で、同社及びグループ会社で利用する見込みがなく、跡地は売却の方向と伺っております。

次に、所有者に建屋等の解体を提案することにつきましては、土地、建物については既に売却の方向であることから、固定資産税や都市計画税の負担、企業の社会的責任などを考慮し、同社が適切に判断するものと考えておりますが、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、跡地の購入に関する検討につきましては、当該地域は、分区条例上では工場その他工業用施設を設置させることを目的とする工業港区であり、また、小樽港は、背後地が狭隘で企業等が進出する余地が少ない現状であるため、港湾貨物や航路を維持する観点からも、港湾に関係する企業に活用いただくことが望ましいものと考えております。

次に、準工業地域での1,000平方メートル以上の用地につきましては、全ての状況を把握しているわけではありませんが、必要に応じて不動産会社と情報交換をしており、現在は5件、把握いたしております。

次に、用途地域の変更につきましては、小樽市都市計画マスタープラン等の上位計画に即していることが条件となりますが、手続に係る一般的な例で申し上げますと、まずは市において素案を作成し、北海道との下協議、道路や河川管理者との関係機関協議、住民説明会を経て、小樽市都市計画審議会へ諮問に先立つ協議を行います。この小樽市都市計画審議会にて了承が得られますと、変更原案を作成し、北海道との事前協議、各関係機関協議、変更案の公告及び縦覧を経て、小樽市都市計画審議会へ諮問いたします。変更案へ同意の答申が得られますと、知事協議を得て、用途地域変更の都市計画決定を告示及び縦覧し、手続が完了するものであります。これらに要する時間といたしましては、順調に進んだ場合、おおむね1年を要するものと考えております。

次に、保健所庁舎等の跡地の活用につきましては、現時点では方針は決まっておりますが、公共施設として新たな用途での活用のほか、民間への売却などが考えられますので、庁内の用途廃止施設の活用検討会議において方向性について協議してまいりたいと考えております。

なお、現施設においては、立地環境の観点から早期解体に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

○13番（中鉢淳二議員） 3項目め、新たな財源確保に向けての質問をさせていただきます。

入るを量りていずるをなす、収入を正確に計算し、それに応じた支出をするべきであることのことわざですが、次々と更新を迫られる建物、新たな子育て支援にも先立つものが必要であります。かねてより我が会派は、ふるさと納税、宿泊税などの新たな財源の議論をさせていただいており、私も新たな財源の確保に寄附や遺贈への取組を訴えておりました。宿泊税の議論も行われておりますが、それら全ての新たな財源は、市民に求めずに外に向けるべきだと考えております。

今、観光都市である本市のためにあるような、ふるさと納税の制度が全国で広がりつつあります。そ

これは、店舗型ふるさと納税であります。これは福岡県久留米市にある株式会社サンカクキカクが特許を取得し、通常のふるさと納税における幾つかの課題を解決したものとなっています。

通常のふるさと納税の課題は、返礼品を手に取り見ることができない、配送の手配などの手間がかかる、返礼品が届くまで時間がかかるなどの点があります。この店舗型ふるさと納税は、それらの課題の多くを解決できるシステムであります。事前にスマートフォンなどで登録を済ませ、店舗にて返礼品を手に取り、気に入ったものをお土産感覚で購入し、一定額を寄附し、その場で持ち帰ることができるというシステムです。もちろん、ふるさと納税に関心のないインターネットを得意としない層にもハードルが低く、全国の自治体の中から選ぶのとは異なり、現在、訪れている自治体で、その自治体の返礼品を選ぶのとは、何かしらの関心、興味を持っていただいで訪れているのでしょうから、衝動的、突発的な需要も見込めるはずであります。

現在このサービスは、北は岩手県紫波町から南は熊本県阿蘇市まで、12府県28の自治体で使用されており、茨城県にあっては全44自治体のうち12自治体で使われております。そして、北海道内では、こちらのシステムを利用している自治体はございません。岐阜県飛騨市や神奈川県茅ヶ崎市、長野県野沢温泉村など観光地と呼べる自治体もありますが一部であり、観光来客数であれば、本市に勝る自治体はありません。

ふるさと納税は、ものづくりをしている製造業が主力でありましたが、店舗型ふるさと納税を用いれば、観光で訪れた方が、これから向かうお店の食事などのサービスにも応用可能となり、ふるさと納税に参加する事業者の裾野が広がり、新たな事業者がふるさと納税の寄附の果実を得ることが出来ます。

るる、店舗型ふるさと納税のシステムの本市における優位性を説明いたしましたが、財政状況が厳しい本市で、新たな財源として店舗型ふるさと納税について、市長の見解をお伺いいたします。

また、市民以外から収入を得るという視点で、新たな財源の確保等に向けた市長の考えをお伺いいたします。

次に、宿泊税の導入について伺います。

この議論は、我が党が本市の歳入増加策に向けて議論を牽引してきたものと自負しております。早期の導入を図り、財政上の課題解消の一助となるべく、以下、質問してまいります。

本市では、宿泊税導入に向けた作業が進行していると思います。今後、条例案の議会への提案、パブリックコメントを経て、議会における条例案の議決後、総務省との協議を経て、同意を得、周知期間を設けて導入に至る過程を経るものと思います。

本市における導入に向けた取組について、現在の進捗状況をお示してください。

宿泊税に関しては、道内市町村も導入を検討し、あるいは既に導入を済ませている自治体もあります。現在検討中の自治体も検討を進める一方で、北海道も導入の検討を再開し、導入時期が明示されない中で、導入検討中の各市町村の進捗に影響を及ぼしている様子がうかがえます。

北海道の進捗は、本市の進捗に影響を与えていますか。また、それにより、令和7年度中としていた本市の開始時期に変更はありますか、お答えください。

本市が北海道に先行して税導入の実施に積極的でない理由に、特別徴収義務者たる宿泊事業者の事務システムの変更を要するため、道と市で時期がずれることによる手間が生じるというものであると思います。この点、手間というよりシステムの変更の経費がネックになるわけであり、これについては各自治体では支援を行っています。例えば、愛知県常滑市では、事業者に対し50万円までは全額補助を、超える部分については2分の1補助を、全体の上限額100万円という補助メニューを出しております。

本市もこうした対応をし、速やかに導入を決定して、本市を訪れる観光のお客様へのおもてなし強化

や観光関連のインフラ強化などの事業を進めていただきたいと思います。見解をお示してください。

以上、第3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、新たな財源確保と店舗型ふるさと納税と宿泊税について御質問がありました。

初めに、店舗型ふるさと納税についての見解につきましては、市においても現地決済型のふるさと納税システムについては観光地としての特性を生かした仕組みであると考えていることから、飲食店や体験施設などで利用することが可能な現地決済型の電子クーポンを返礼品として、現在、提供しているところであります。

次に、市民以外から財源を確保することにつきましては、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるとともに、財政の健全性を保つためには自主財源の確保が重要であると考えております。このため、昨年末に策定した小樽市中長期財政収支計画において、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進強化により、さらなる増収を図ることや、新たな財源として宿泊税を導入することなどについて掲げておりますので、こうした取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、宿泊税導入に向けた現在の進捗状況につきましては、昨年の第3回定例会において、本市における新たな財源の制度概要案を報告して以降、総務省や北海道との意見交換を進め、本年4月には宿泊事業者等に対する地域説明会を開催し、道における懇談会議論や本市の基本的な考えを説明しております。

また、5月には、小樽市観光税導入に係る有識者会議を開催し、これまでの取組状況を報告するとともに、本市の制度概要案について説明し、御理解をいただいたところであります。

次に、北海道の進捗による本市への影響につきましては、これまで、宿泊税導入に向け、道との意見交換を進めてきておりますが、宿泊事業者の事務負担等を考慮いたしますと、道と市の宿泊税導入時期は同時期が望ましいと考え、令和7年度中の導入を目指す本市のスケジュールを見直したものであります。現時点で道の導入時期は示されておりませんが、本市といたしましては、令和8年4月に課税を開始できるよう、関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、速やかな宿泊税導入に関する御意見につきましては、導入時期がずれることで、システム改修のほか旅行代理店への周知や窓口におけるお客様への説明などの対応がその都度想定されるなど、宿泊事業者への負担が考えられることから、本市といたしましては、宿泊税の導入時期は北海道と同時期が望ましいと考えております。

しかし、やむを得ず導入時期がずれる場合には、先行自治体の取組事例も参考に宿泊事業者の負担を軽減するよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、中鉢淳二議員。

（13番 中鉢淳二議員登壇）

○13番（中鉢淳二議員） 最後の項目になりますが、海岸漂着物について質問いたします。

本年3月末に本市の張碓地区から石狩市にかけてイワシが大量に海岸線に漂着しました。大々的に全

国ニュース、新聞などで取り上げられました。そのニュースを見て私は、海岸線の管理は北海道であるので北海道が回収作業をするのであろうと思っておりました。しかしながら、その回収に当たっていたのは市の職員でした。ごみを扱う生活環境部、産業港湾部から漁業に関わる農林水産課、一部は海水浴場のエリアでしたので観光振興室からも、年度末で異動などがあるタイミングでしたが、3日間にわたって毎日15名から20名程度で、海岸線と住宅が隣接するJR銭函駅周辺から銭函海水浴場にかけて回収されたと聞いております。

イワシが大量に漂着したという報道だけではなく、その影に連日、部署横断で使命感を持って、臭いと体力と闘い、回収されたという事実を市民の方にも個人的には知っていただきたいと思っております。

そこで質問いたします。今回のイワシの漂着物について、市で対応しなければならないのでしょうか。市としての見解をお聞きいたします。また、3日間でどれだけの量を回収し、その回収費用は幾らになったのかをお聞きいたします。

また、漂着物はイワシにとどまらず、イルカやトドの漂着もあったと聞いております。

次の質問ですが、イルカやトド、アザラシなどの海獣の漂着について、データを取っておられるのでしょうか。取っていれば、ここ3年程度の海獣の漂着、もしくは処理件数などをお示してください。

先月、銭函地区にトドが打ち上がりました。長く漂流をしていて、流れ着いたのは銭函の住宅地の隣接地でした。回収は後志総合振興局で対応していただきましたが、漂着して3週間以上経過してからの回収となり、悪臭を放ち、腐敗が始まっていました。そのような理由から、最終的には釧路市から業者の方が3人でその場で解体し、小樽市の最終処分場に持ち込まれました。恐らくかなりの経費がかかったはずであります。

昨年1月、大阪湾でマッコウクジラが死に、その処理費用は大阪市の想定以上の8,000万円以上を要した件で、今月に入り、大阪市の大阪市入札等監視委員会は、その費用を不適切であると判断を下しました。その判断は金額だけではなく、見積りを示さないまま処理に入ったことも要因であるようです。しかし、そのような処理業者が何社もあるとは思えず、その処理の算出根拠を問われたとしてもなかなか数字で表せるものではない気がいたします。

本市の海岸線は69キロメートル、いろいろな事例が想定されます。苫小牧市ではホッキ貝が流れ着きましたが、今回のイワシなどの魚や貝の漂着、トドやアザラシなどの海獣の漂着、大雨などでの木などの漂着、海難事故などでのオイルの漂着やそれに伴う魚の漂着など、いろいろなケースが想定されます。海獣も漁師の方が撃つてのものもあるはずで、そうなると海獣対策は北海道であると思います。

そのように様々なケースが想定される中で質問をいたします。今回のケースを機に、どのようなケースで、どこが対応するかを明確化しておく必要があると強く感じました。海岸線に関わる複数の機関が存在します。北海道、海上保安部、小樽市漁業協同組合、そして本市などですが、その対応は、先ほど挙げたケースでは、それぞれどこが対応すべきなのか、漂着するもので変わるのか。そのエリアによって変わるのかなどをお示してください。

今回のイワシのケースは、部署横断ですばらしいものでしたが、住民が海岸線近くにも住む本市にあっては、しかるべき機関が責任を持って対応してもらわなければなりません。関係各機関が連携を取ってもらうことに加え、本来、市が主体的に動かなければならない場合はどういう場合で、その場合は小樽市役所のどの部署で対応するか、どう連携を図るかを決めておく必要があると思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

地球温暖化の影響で、目に見えない海の中には大きな変動が起きているようです。大阪湾のように鯨の漂着もあり得ない話とは言えないと思いますし、処理に水産庁や環境省の補助金を利用したとしても、

一定程度は自治体負担にもなると思われれます。今回のイワシの件、トドの件も、海水浴シーズンではありませんでしたが、もしも今のような時期にあったら、漂着物が放つ異臭はかなりのものになるはずですし、そこには人の営みがあります。住民の安心のためにも、迅速な対応が取れるような体制の整備を願います。

海に関連いたしまして、最後にブルーカーボンについて質問いたします。

ゼロカーボンシティを標榜している本市であります。今後、市民、事業者、市が、オール小樽でその取組を進めていくことは言うまでもないことかと思えます。そのような中で可能性を感じるのが、海を持つ本市だからこそのブルーカーボンに関する取組であります。藻場を作り、CO₂を吸着させる事業で、全国各地でその取組が始まっているところでありますが、ブルーカーボンに関する取組に対する市の見解をお伺いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、海岸漂着物とブルーカーボンについて御質問がありました。

初めに、今年3月下旬のイワシの大量漂着への対応につきましては、いわゆる海岸漂着物処理推進法では、海岸漂着物は、海岸管理者等が処理のため必要な措置を講じなければならないと定めておりますので、漂着があった海岸の土地を管理する海岸管理者等がその処理責任を担うものとなります。

今回イワシが漂着した海岸の管理者は北海道でありますので、本来は道が対応すべき事案であったと考えております。

次に、イワシの3日間の回収量と回収費用につきましては、3日間の合計で申し上げますと、回収量は4,360キログラム、回収費用は、回収は職員が行い、処分場の処分手数料は無料としたため、運搬費用のみの9万9,000円となっております。

次に、海獣の漂着件数と処理件数につきましては、漂着件数は把握できておりませんが、処理件数は小樽市廃棄物最終処分場に搬入された件数でお答えいたしますと、令和3年度が1件、4年度が4件、5年度が3件、6年度が6月12日までで4件となっております。

次に、漂着物の対応をすべき機関等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、漂着のあった海岸を管理する海岸管理者等がその処理責任を担うこととなっておりますので、漂着物の種類にかかわらず、当該海岸の海岸管理者等が対応することとなります。

次に、漂着物処理に当たっての各機関との連携等につきましては、海岸漂着物処理推進法では、漂着物の処理に関して、海岸管理者等に対する市町村の協力についても規定がありますので、本市としても必要があれば協力を行っていくこととなります。

また、小樽港港湾区域内の海岸については、港湾管理者である本市が海岸管理者となりますので、当該海岸に漂着があった場合には、産業港湾部港湾室が処理の主体となり、生活環境部が連携して対応に当たることとなります。

次に、ブルーカーボンに関する取組に対する見解につきましては、ブルーカーボンに関する取組は、脱炭素社会を実現する有効な方策の一つとして考えており、小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】でも推進すべき取組として位置づけしております。

2050年のカーボンニュートラルを目指す本市においては、必要な取組と認識しておりますので、情報

収集や事業者への支援も含め、市域でのブルーカーボンの活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中鉢淳二議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○20番（中村岩雄議員） 令和6年第2回定例会、会派みらいの代表質問をさせていただきます。

第1項目、小樽市の医療について。

まず、小樽市夜間急病センターの医師の確保について伺います。

小樽市夜間急病センターは、夜間や祝日などにおいて、1次救急医療機関として小樽市民の生活において大きな役割を果たしています。深夜帯は、大学医局や民間医療機関などからの派遣医師による体制で運営されていますが、札幌市近郊の他市の夜間急病センターの派遣医師の報酬額が引き上げられたため、本市への派遣医師の確保が難しくなっていると聞いておりました。

そこで、第1回定例会では、令和6年度当初予算において、派遣医師の報酬額を道央圏の救急医療機関と同水準に引き上げたものと確認しております。このことにより、深夜帯などの大学医局や民間医療機関などからの派遣医師の確保には大きな効果があるものと感じております。

一方、平日の準夜帯である午後6時から午後9時までの3時間や、祝日を除く土曜日の午後2時から午後6時までの4時間は、市内開業医などで対応していますが、これらの時間帯についても参加可能な医師数の減少や高齢化などにより医師確保が難しくなっているという状況であるとお聞きしています。

そこでお尋ねします。現在の小樽市夜間急病センターの平日準夜帯である午後6時から午後9時までと、祝日を除く土曜日の午後2時から午後6時までの診療科目と医師数についてお示してください。

市内開業医などが担当する時間帯は、日中の診察が終わってからの勤務となり負担が大きく、医師の高齢化が進んでいると言われている小樽市では、将来に向けて、夜間急病センター制度を維持していくためにも、今から実施可能な取組を検討していく必要があると考えます。夜間急病センターの運営は指定管理者に委託していますが、これらの時間帯の医師確保の状況について、小樽市医師会から何か相談を受けておりますか、お聞かせください。

各時間帯の医師確保については、札幌市近郊の他市においても、報酬額の増額を含めて検討するものと推察されます。このため、本市でも指定管理者である小樽市医師会と制度の維持のためにできる施策を考えていく必要があると思えます。

そこで、夜間急病センターを安定的に運営していくため、指定管理者から相談があれば、準夜帯や土曜日午後の時間帯においても、大学医局などからの派遣医師を要請するなどの考えは今の時点でお持ちでしょうか。

医師確保の問題は一朝一夕で解決できるものではなく、市の施策だけで解決できるものでもありませんが、このままでは準夜帯などでも医師確保が困難となり、将来的には現在の夜間急病センターの体制維持にも影響してくるのではないかと危惧しております。

今後も引き続き、医師会などと協力して、制度の維持に努めていただきたいと思います。

次に、小樽市立病院は、新たに地域医療支援病院としてスタートされましたので、確認も含め、何点かお聞きしていきたいと思います。

2025年には、団塊の世代が75歳以上となり、今後さらに医療や介護の需要が高まることが見込まれています。そのため、国では、誰もが人生の最後まで、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や介護だけではなく、住まい・予防・生活支援も含めて包括的にサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築を目指しておりますが、その中で、救急医療や高度医療を担う病院が地域医療支援病院であると認識しております。

小樽市立病院には、本年3月、地域医療支援病院承認書が授与されたとお聞きしました。これまでの御努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

まず、承認されるまで抱えていた課題をどのようにクリアしてきたのかなど、承認までの経緯について御説明ください。

次に、地域医療支援病院の意義と、それに対する小樽市立病院の現在の状況についてお知らせください。

地域医療支援病院に承認されたことで、本市はもとより、後志管内の医療提供体制の維持に大きく貢献するものと期待しております。

また、地域の医療機関が、日頃の健康管理、専門的な治療、救急医療、在宅医療などの役割分担を行うことにより、限りある医療資源の有効活用を図りながら、国の目指す地域完結型医療を実践することは、市民が地域で安心して暮らしていく上では重要なことだと思います。

小樽市立病院の役割として、特に救急患者、かかりつけ医からの紹介患者に対して、原則として断らないように徹底することですが、現状がどのようになっているのかお知らせください。また、今後の目標などもお示しください。

地域医療支援病院として将来のビジョンを持って取り組んでいくことが重要と思いますが、職員に対して重視していきたい取組は何か、また、患者・住民に対してはどのようなことに積極的に取り組む予定なのか、お聞かせください。

今後、医療機関の機能分化や連携強化が重要になるとと思いますが、医療連携についてのビジョンを御説明ください。

次に、HPVワクチン及び子宮頸がん検診について伺います。

ヒトパピローマウイルス、HPVは、性行為などにより生じた皮膚や粘膜の微小な傷から侵入し、皮膚や粘膜の上皮細胞に感染します。HPVは感染しやすく、性交経験を有する人の大半が生涯一度はHPVに感染するとされている一般的なウイルスであり、細胞診正常の日本人女性のHPV陽性率は、10歳代から20歳代で最も高く、高齢になるほど低くなります。

HPV感染の一部は持続感染となり、良性から悪性まで様々な疾患を引き起こし、子宮頸がんの95%以上は、子宮頸部でのHPVの持続的な感染が原因です。HPV感染は子宮頸がん以外にも、肛門がん、外陰部がん、膣がん、陰茎がん、中咽頭がんなどの原因となります。

HPVは200以上の遺伝子型に分類され、日本人におけるHPV陽性子宮頸がんの9割以上が9価HPVワクチンによって予防可能なHPV型に起因すること及び日本人における中咽頭部がんの5割以上がHPVに起因することが知られています。

再発のリスクですが、子宮頸がん治療を受けた患者のうち、再発する人の割合は8%から26%という報告があり、子宮頸がんの生存率については、女性のがん全体の5年相対生存率66.9%に比べ、子宮頸がんの5年相対生存率は、2009年から2011年診断、全国がん罹患モニタリング集計によると76.5%で、

比較的、予後のよいがんの一つであります。

子宮頸がんのFIGO分類のステージ別5年実測生存率は、公益社団法人日本産科婦人科学会の婦人科腫瘍委員会報告「第63回治療年報（2015年治療開始例）」によると、Ⅰ期92.3%、Ⅱ期76.2%、Ⅲ期56.5%、Ⅳ期32.2%となっています。

HPV感染率などについてお聞きいたします。諸外国は子宮頸がんの罹患率、死亡率とも激減していると言われていたようですが、日本の子宮頸がん罹患率、死亡率の推移と罹患数、死亡数の年間の推移をお示してください。

我が国の子宮頸がん罹患数は、2019年全国がん登録によると年間1万879件が報告されています。また、死亡数は2021年人口動態統計によると年間2,894人となっています。日本では76人に1人が罹患していて、今なお増加し、死亡率の増加も加速しています。国はその傾向をどう分析しているのかお知らせください。

子宮頸がんの罹患年齢は、妊娠適齢年齢とも重なり、出産相当年齢に発症のピークがあることにより、ライフイベントに様々な影響を及ぼす可能性があると言われていています。そこで、女性の年代別出産数と罹患率をお知らせください。

子宮頸がんはHPVワクチンと検診によって予防、撲滅できるがんだと言われていたようですが、日本では共に十分に実施されておらず、罹患率も死亡率も増加しています。国立研究開発法人国立がん研究センター報告書によると、HPVワクチンの早急な接種の普及を強く求めると同時に、検診受診と受診率の向上策を求め、検診の重要性を訴えています。

日本は2013年4月から、小学校6年から高校1年相当の女性に公費で定期接種を開始しましたが、定期接種開始後、多様な症状が報告され、2013年6月から2021年まで積極的勧奨を差し控えました。その多様な症状とはどのようなものか御説明ください。その間、厚生労働省の審議会はどのような対応を取られたのかなど、再開に至るまでの経緯を御説明ください。

2022年4月から積極的勧奨を本格再開しましたが、把握している直近の接種対象者数、接種者数、国の公表する実施率をお知らせください。あわせて、小樽市での接種対象者数、接種者数、接種率を比較しながらお知らせください。

また、日本は接種率が諸外国に比べ、著しく低いということですが、諸外国の接種率をお知らせください。

国は、勧奨を控えた間に接種機会を逃した女性に公平な接種機会を確保することを目的に、公費で受けられるキャッチアップ接種を実施しています。対象者は、平成9年度生まれから平成18年度生まれ、つまり1997年4月2日から2007年4月1日生まれの女子の10学年です。公費で接種できるのは令和7年3月末までですが、キャッチアップ接種の対象者数、接種件数、接種率をお知らせください。

日本で薬事承認された新型コロナウイルス感染症のワクチンメーカーはファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社と明確に国民に知らされました。日本の定期接種開始以降、導入されてきたHPVワクチンの製造メーカー、型、種類とそれぞれの効果、特徴、安全性などを御説明ください。

国はワクチンの安全性についてどのようにチェックし、安全性の評価などはどのように行われているのか、お知らせください。

副反応についても何点か伺います。

まず、ワクチンの種類ごとの主な副反応について発生頻度に従ってお知らせください。

次に、重い症状の場合を病気の種類と主な症状報告頻度をお知らせください。

ワクチン接種によって治療が必要になったり、障害が残るなどの健康被害が生じた場合の救済などに

ついて御説明ください。

ワクチン接種後の症状に対する地域ブロック拠点病院を中心とした医療連携体制、相談及び報告体制について、小樽市ではどのような診療体制を取っているのか、御説明ください。

HPVワクチンの接種スケジュール、標準的な接種回数及び間隔などについて、9価ワクチンを例にして御説明ください。

標準的な接種スケジュールは、年齢や接種のタイミングなど、どのような条件によって決められるのか。また、その判断は、いつ、どこで、誰がするのかなどのマニュアルについて御説明ください。

キャッチアップ接種の接種スケジュールについてです。

厚生労働省の示すワクチンスケジュールの説明の文言に分かりにくい部分があり、解釈の仕方によってはそごが生じる可能性があります。そのことによって自治体ごとの解釈に差異が出ている可能性があります。特に、キャッチアップ接種の第1回目接種の期限についての解釈です。この状況をどう受け止めていますか。また、小樽市としてはどう判断するのか、お考えをお聞かせください。

このままでは国民にも不信感が高まり、混乱も予想されます。早急に北海道や厚生労働省に確認をする必要があるのではないのでしょうか、お考えをお聞きます。

世界保健機構、WHOは、子宮頸がん対策として、9歳から14歳の女性をHPVワクチンの接種対象とすることを推奨しています。また、アメリカ、オーストラリア、カナダ、ノルウェーなどは、男性も対象に含め、HPVワクチンの定期接種を実施しています。

日本でも、男性の定期接種化について、2022年8月4日の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会）において、今後、検討していくことが提案されています。接種対象年齢についても議論されており、薬事承認上には9歳あるいは10歳以上であれば男女共にHPVワクチンを接種することができるとされています。国において、その後、どのような議論の進展があるのか、また、今後の見通しなどについてお知らせください。

国の指針としては、20歳以上の女性において2年に1回の子宮頸部の細胞診が推奨されてきました。加えて、令和6年4月から30歳以上の女性に対して、5年に1回のHPV検査単独法も選択可能となっています。シルガード9は子宮頸がんを100%予防できるわけではありません。シルガード9の接種と併せて、20歳を過ぎたら、子宮頸がんの早期発見、早期治療のために定期的に子宮頸がん検診を受けることが勧められています。

日本は、他国に比べて子宮頸がんの定期検診受診率が大変低い状況にあります。世界各国では子宮頸がん予防への意識が高く、厚生労働省の資料によると、子宮頸がん検診受診率、OECD加盟国における20歳から69歳の女性では、アメリカが73%、ドイツが78%、イギリスが74%、フランスが76%、オーストラリアが56%、韓国が52%となっており、今や先進国では子宮頸がん検診は、多くの女性に必要な検診と捉えられています。残念ながら日本は44%にとどまっています。

日本の検診率の推移を定期接種が開始された2013年からお知らせください。同時に、小樽市の検診受診率の推移と把握している諸外国の受診率の所感について伺います。

検診受診の重要性についても御説明ください。

定期接種、キャッチアップ接種とも、小樽市では接種率が低い状況です。これまでと同じ啓蒙、啓発の方法だけでは接種率を上げていくことは難しいのではないのでしょうか。特に、キャッチアップ接種は2025年3月までは公費で受けられ無料ですが、4月以降分からは接種者の自己負担となります。

そこで、任意接種となった場合のワクチン接種にかかる費用をワクチン種別ごとにお知らせください。無料のキャッチアップ接種は2025年3月までに3回の接種を済ませることが必要となり、第1回目の接

種を2024年11月までに開始しなければならないこととなります。時間は限られており、その間に周知のための有効な対策が求められます。

市は現在どのような対策を講じているのか、お知らせください。

現在、ワクチン接種が可能な主な市内医療施設と施設数をお知らせください。

今般、医師会有志によるHPVワクチン普及に向けての医師会を通じた活動案が提案されています。医師会主導で推進したい理由として、まず子宮頸がんワクチンは、産婦人科、小児科施設だけでなく、内科、耳鼻科はじめ多くの市内医療施設で接種可能となっていること。産み育てやすい社会づくりや未来を守ることにつながること。打ちましようではなくHPVワクチンのことを正しく知って考えましようというメッセージを小樽市内対象者に周知する活動を医師会主導で行いたいことを挙げています。

普及に向けてできることとしては、医療施設や公共の場・マスコミへの啓発、市民向け講演会の実施、お祭り縁日での情報提供ブースの出展、おたる潮まつりでねりこみに参加するなど提案されています。

さらに、市民向け講習会では、子宮頸がんワクチンの標準的な接種期間は中学校1年生、13歳になる学年の女子となっていることから、市内各中学校の養護教諭と保護者に的を絞った講習会、ウイングベイ小樽での新型コロナウイルスワクチンの集団接種も参考にしながら、例えば済生会ビレッジでの集団接種、また、ウェブを最大限に利用すること、例えば、ウェブでの申請受付なども提案されています。

市と協力体制を取り、実現の可能性を最大限に追求していただきたいと思いますが、市はどのような場面、方法で連携・協力していただけるか。また、さらなる市のアイデアがあればお聞かせください。

次に、不妊検査・治療費への助成について伺います。

子供を望む男女がなかなか妊娠に至らない、いわゆる不妊に悩み、検査や治療を受けている方は年々増加しております。厚生労働省の「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」では、令和3年に不妊を心配したことがある夫婦は39.2%、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は22.7%と、夫婦全体の約4.4組に1組の割合となっております。

また、令和3年に実施した体外受精・顕微授精などの不妊治療の一つである生殖補助医療により、約7万人、正確には6万9,797人が生まれており、これは全出生児の8.6%、約12人に1人の割合となっております。こうしたことから、不妊治療が徐々に普及してきている一方で、治療費にかかる経済的負担が大きいという問題もあり、令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用となりました。

医療保険の適用となる不妊治療では、タイミング法や人工授精などの一般不妊治療と、一般不妊治療では妊娠しない場合に卵子と精子を取り出して身体の外で受精させてから子宮内に戻す体外受精や顕微授精などの生殖補助医療が行われております。

また、医療保険の適用になっていない先進的な医療技術を用いた不妊治療について、小樽市では北海道の補助事業を活用し、今年度から先進不妊治療費等助成事業を実施することになっています。この事業は令和6年4月以降に該当する治療を行った夫婦に対して、夫婦1回当たり上限3万5,000円を助成するというものですが、40歳未満の場合は6回まで、40歳以上43歳未満の場合は3回までとされています。

この先進不妊治療費等助成事業の助成対象が年齢で区切られている理由についてお聞かせください。

この事業は、令和6年10月から申請受付開始ということですが、市民に対してどのように周知を行っていますか、お聞かせください。

不妊治療の前に、不妊の原因について検査を行う不妊検査について、小樽市では不妊検査助成事業を実施しています。この事業は、不妊検査にかかる費用の自己負担分に対して、上限2万円を助成するもので、女性は検査開始日において40歳未満であることとされています。

この不妊検査助成事業の助成対象について、先進不妊治療費助成と同様に43歳未満までにすることを希望いたしますが、市長の御見解をお聞かせください。

以上、第1項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村岩雄議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、小樽市の医療について御質問がありました。

初めに、夜間急病センターの医師の確保についてですが、まず、診療科目と医師数につきましては、全ての開設時間帯において、内科及び外科となっており、それぞれに医師1名ずつを配置しております。

次に、指定管理者からの医師確保の相談につきましては、市内開業医の高齢化により、準夜帯及び土曜日午後の時間帯について医師確保が難しくなっているとお聞きしております。

次に、大学医局等からの医師派遣につきましては、派遣を要請するに当たり、条件面で解決するべき様々な課題があることから、指定管理者である小樽市医師会と協議しながら、実現可能な方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、HPVワクチン及び子宮頸がん検診についてですが、まず、国内における子宮頸がんの罹患数、死亡数などの推移につきましては、国立研究開発法人国立がん研究センターの公表資料に基づき、罹患数、死亡数の順で申し上げますと、平成17年が8,474人、2,465人。22年が1万737人、2,664人。27年が1万776人、2,813人。令和2年が1万353人、2,887人。人口10万人当たりで換算いたしますと、平成17年が13人、3.8人。22年が16.3人、4.1人。27年が16.5人、4.4人。令和2年が16.0人、4.6人となっております。

次に、罹患率、死亡率の上昇に関する国の分析につきましては、国立研究開発法人国立がん研究センターによりますと、子宮頸がん検診、HPVワクチンともに対策が十分に普及していないことがこうした傾向の背景にあるとされております。

次に、全国の女性の年代別出産数と子宮頸がんの罹患率につきましては、令和4年の人口動態統計とがん統計に基づき、年代別に出産数、人口10万人当たりの罹患率の順で申し上げますと、20歳から24歳が5万2,850人、0.25歳から29歳が20万2,505人、0.3。30歳から34歳が27万9,517人、1.0。35歳から39歳が18万3,327人、2.6。40歳から44歳が4万6,338人、4.1となっております。

次に、定期接種となった以降に報告された多様な症状につきましては、頭や腰、関節等の痛み、歩行困難、不随意運動などの知覚・運動に関する症状のほか、めまい、記憶障害などの自律神経、認知機能に関する症状などが報告されております。

また、定期接種の積極的勧奨の差し控えから再開に至るまでの経緯につきましては、全国疫学調査の結果により、子宮頸がんワクチン接種と接種後に生じた症状との因果関係は言及できないとの結論が得られ、その後の厚生科学審議会で、子宮頸がんワクチンの安全性について特段の懸念は認められず、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが確認されました。このことによって、積極的な接種勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当であると判断され、定期接種の積極的な勧奨が再開したものであります。

次に、国内における接種状況につきましては、令和元年から3年までの数値で、国が公表している接種者数、推計した対象人口に対する実施率の順で申し上げますと、令和元年が1万7,297人、3.3%。2

年が8万3,735人、15.9%。3年が19万8,474人、37.4%となっております。

なお、接種対象者数は公表されていません。

本市においては、令和元年から5年までの数値で、接種対象者数、接種者数、接種率の順に申し上げますと、令和元年が2,381人、16人、0.7%。2年が2,306人、31人、1.3%。3年が2,230人、148人、6.6%。4年が2,161人、295人、13.7%。5年が2,126人、287人、13.5%となっております。

また、諸外国の接種率につきましては、厚生労働省のホームページによりますと、2021年におけるカナダやイギリス、オーストラリア等の接種率は8割以上となっております。

次に、本市におけるキャッチアップ接種の推移につきましては、対象者数、延べ接種件数、対象者数に占める延べ接種件数の割合の順に申し上げますと、令和4年が3,966人、357件、9.0%。5年が4,090人、420件、10.3%となっております。

次に、国内で導入されてきたHPVワクチンの種類と特徴などにつきましては、2価ワクチンではグラクソ・スミスクライン社のサーバリックス、4価ワクチンではMSD社のガーダシルがあり、これらのワクチンは半年間に3回接種し、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐことができるとされています。

また、これらのワクチンの接種後症状の報告頻度は1万人当たり約9人とされています。

9価ワクチンではMSD社のシルガード9があり、1回目の接種を15歳未満で受ける場合は、半年間で2回接種、15歳以上で受ける場合は半年間で3回接種し、このワクチンは子宮頸がんの80%から90%を防ぐことができるとされており、接種後症状の報告頻度は1万人当たり約3人となっております。

次に、ワクチンの安全性の評価につきましては、国においてワクチンが販売されるまでに安全性に関する承認審査が行われているほか、承認後も製品ごとに検定が行われています。また、厚生科学審議会において、一定期間ごとに接種後に起こった健康状態の異常が報告された症例を基にワクチンの安全性を確認いたしております。

次に、ワクチンの主な副反応につきましては、2価ワクチンは疼痛、皮膚の赤み、炎症による腫れが50%以上、皮膚のかゆみ、腰痛、頭痛が10%から50%未満などとなっており、4価ワクチン、9価ワクチンは疼痛が50%以上、皮膚の赤み、炎症による腫れが10%から50%未満などとなっております。

また、まれに重篤な症状が報告されており、呼吸器症状などを呈するアナフィラキシーや末梢神経の疾患であるギラン・バレー症候群等の報告頻度は、ワクチンの種類により1万人当たりで3人から5人程度となっております。

次に、ワクチン接種による健康被害への対応につきましては、予防接種法に基づき、予防接種が行われた場合には、健康被害救済制度により、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方について、健康被害の程度に応じて、医療費や障害年金などの給付が行われます。

次に、ワクチン接種後の症状に対する本市の医療体制につきましては、北海道では地域ブロック拠点病院として北海道大学病院が指定されており、協力医療機関、地域の医療機関との連携を構築しております。

本市においてHPVワクチン接種後に副反応が疑われる症状が現れた場合は、接種を行った医療機関、またはかかりつけ医に相談していただくと、必要に応じて札幌市にある協力医療機関に取り次がられることとなっております。

次に、ワクチン接種のスケジュール等につきましては、9価ワクチンを例に標準的な方法を申し上げますと、1回目の接種を15歳未満で受ける場合は接種回数は2回で、1回目の接種後6か月の間隔を空けて2回目を接種いたします。15歳以上で受ける場合は接種回数は3回で、1回目の接種後2か月の間

隔を空けて2回目を接種し、3回目は1回目の接種から6か月の間隔を空けて接種いたします。接種スケジュールにつきましては、接種当日の予診により医師が判断いたします。

次に、キャッチアップ接種のスケジュールの解釈につきましては、予防接種法に基づく予防接種の接種時間や間隔は、予防接種実施規則及び定期接種実施要領に規定されており、医師の管理の下、全国一律の基準で行われております。

キャッチアップ接種の第1回目の期限については、15歳以上の方が9価ワクチンを受ける場合は、3回接種完了までに標準的には6か月の期間を必要とするため、第1回目の接種を本年9月まで受けることを推奨しておりますが、医師の判断により3回目接種までの期間を4か月ほどに短縮することもでき、本年11月までに第1回目を受けることによりキャッチアップ接種期間内に3回の接種が可能となります。これらの取扱いについては、国のガイドラインに明示をされているものであります。

次に、国におけるHPVワクチンの男性への定期接種化などの検討につきましては、本年5月22日開催の厚生科学審議会小委員会では、男性への接種が薬事承認されている4価ワクチンについて、有効性、安全性は一定程度認められるものの、費用対効果の面で課題があることなどにより、さらに検討を続けることになったものと承知しております。

また、薬事承認上、ワクチンの種類によっては、男女ともに9歳からの接種が可能であることから、定期接種の対象年齢を引き下げることについても同委員会で検討されているところであります。

次に、子宮頸がん検診の国内及び本市における受診率の推移につきましては、国民生活基礎調査及び市の資料により、国内と本市の順に申し上げますと、平成25年が42.1%、34.7%。28年が42.4%、26.3%。令和元年が43.7%、25.9%。4年が43.6%、30.1%となっております。

諸外国の受診率につきましては、いずれも2019年の統計で、アメリカが72.6%、フランスが76.3%、ドイツが77.9%となっており、本市の受診率は諸外国や国内と比較して低い状況となっていることから、受診率向上に向けたさらなる取組が必要と考えております。

次に、子宮頸がん検診の重要性につきましては、定期的に検診を受けることで症状が出現する前の前がん病変を見つけることが可能となり、早い段階で発見して治療すれば、ほとんどのケースで治療が期待できます。

このようなことから、子宮頸がんの早期発見、早期治療のため検診を受けることが重要であり、本市では毎年20歳になる方に子宮頸がん検診を無料で受けられるクーポンをお送りしているほか、医療機関での検診に抵抗感をお持ちの方もいることから、毎年25歳になる方を対象に自宅で検体採取ができるHPV検査を無料で実施いたしております。

次に、子宮頸がんワクチンを任意接種した場合の費用につきましては、医療機関により異なりますが、2価ワクチン及び4価ワクチンでは1回当たり1万5,000円から2万円程度、9価ワクチンでは3万円程度となっております。

次に、キャッチアップ接種の周知につきましては、令和4年度から封書で個別に御案内をしていますが、最終年度となる本年度は、より視覚的に直接、重要な情報が読み取れるよう個別の勧奨はがきによりお知らせすることとし、対象者に対して4月中旬に発送しております。

このはがきには、公費による無料接種の期限を表示し、早期の接種開始を検討いただくよう記載しており、今後は8月頃をめぐりに再度、個別にはがきを発送し、キャッチアップ接種のさらなる勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチンの接種が可能な市内の医療機関につきましては、現時点で小樽市立病院を含め20か所となっております。

次に、子宮頸がんワクチン接種に関する市医師会との連携につきましては、現時点では医師会からの具体的な提案を受け取っておりませんが、提案内容に応じて連携、協力していきたいと考えております。また、かかりつけ医からの働きかけは効果が大きいものと考えており、ワクチン接種の対象者が医療機関を受診した際には積極的に声をかけていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、不妊検査・治療費への助成についてですが、まず、先進不妊治療費等助成事業の助成対象が年齢で区切られている理由につきましては、活用する北海道の補助事業は、当該治療を保険治療と併用していることが要件とされ、保険治療と同様の年齢要件が定められていることから、本市においても、それらの要件に準じているものであります。

次に、市民への周知につきましては、既に市のホームページに掲載したほか、市内外の産科のある医療機関へチラシを配布しております。

また、申請受付開始となる本年10月に向けて、広報おたるやFMおたるなどによる周知を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、不妊検査助成事業の助成対象年齢の延長につきましては、このたびの先進不妊治療を含めた不妊治療全体の実施状況やニーズなどを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） ただいま、中村岩雄議員から小樽市の医療についての御質問がありましたのでお答えいたします。

初めに、地域医療支援病院の承認に向けて、当院が抱えていた課題と承認までの経緯につきましては、大病院志向による患者の集中や医療機関ごとの役割に応じた機能分化が進んでおらず、他院から当院への診療を依頼する紹介患者数と、当院での治療を終えて他院へ身体管理をお願いする逆紹介患者数が地域医療支援病院の承認要件を満たせていないということが課題となっております。

これらの課題を解決するために、令和4年10月より消化器内科において、初診時には紹介状の持参をお願いする紹介制の試行を開始し、その後、順次、試行する診療科を拡大してまいりました。

また、急性期医療を終えた患者に対しては、速やかに地域の医療機関へ逆紹介を行うという職員の意識改革にも取り組んでまいりました。

圏域の医師会に向けては、説明会や各種講演会を開催し、医療機関の機能分化と医療連携の重要性について理解を求めたものであります。

市民の皆さんに対しても、広報おたるや病院広報誌、市民公開講座などを通して、当院の受診方法の変更や役割に応じた医療機関への受診について周知してまいりました。

これらの取組により、各種要件を満たすことができたため、令和5年10月に地域医療支援病院の承認申請を行い、本年2月の実地検査と北海道医療審議会による審査を経て、3月に北海道より承認を得たものであります。この4月から地域医療病院として診療を開始し、現在は特に大きな問題はなく、スムーズに行われております。

次に、地域医療支援病院の意義とそれに対する当院の現在の状況につきましては、地域医療支援病院は、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関が連携できるように創設された制度であり、その役割として患者に対する救急医療や高度医療の提供、地域の医療機関に対する支援など、地域医療の中核を担う病院であります。

現在、当院は地域医療支援病院として救急医療や専門的な医療の提供、高度医療機器などの共同利用、地域の医療従事者に対する講演会の実施などに取り組んでいるほか、かかりつけ医との役割分担を進め

るため、一部の診療科を除き、原則として紹介状の持参をお願いしております。

次に、救急患者、紹介患者の受入れの現状と今後の目標につきましては、救急患者、紹介患者ともに断らないことを原則として取り組んでおりますが、病床の状況により、救急患者であればお断りせざるを得ない場合、あるいは紹介患者であれば診療科により受診までに時間を要する場合があることを説明しております。

ただし、原則としては、とにかく病院長を中心として患者を断らない、安心・満足できる医療を提供するように最大限の対応を心がけております。

昨今の高齢化の進展に伴い、軽症・中等度の高齢者の救急搬送の増加が見込まれることから、当院では一旦受け入れて初期診療を実施した後に連携する他の医療機関でも対応可能と判断される場合には他院へ転送していただく、いわゆる下り搬送が有効な手段として考えております。この下り搬送が適切に行われることで、空床がないなどの理由で重症患者を受け入れられないという事態を防ぐことができるものであります。

当院といたしましては、下り搬送を円滑に行うため、搬送先の確保を進めることも今後の目標の一つとして考えております。

次に、地域医療支援病院として将来ビジョンを持つての取組につきましては、まず、職員に対しては、地域医療支援病院としての当院の役割を十分に理解させ、救急患者を積極的に受け入れるための体制づくりや他院から紹介された患者を速やかに診療できるような取組を進めてまいります。

また、患者や市民の皆さんに対する取組といたしましては、今後は限られた医療資源を効率的に活用しなければならないという認識の下、医療機関の機能や役割に応じた適切な受診を行うという受診行動の変容を促すことが重要と考えております。

次に、医療連携についてのビジョンにつきましては、今後、限られた医療資源を効率的に活用しなければ、地域の医療提供体制が維持できなくなるおそれがあることから、日頃の診療はかかりつけ医が担い、専門的な診療は地域医療支援病院である当院が担うという医療の役割分担を進めていかなければなりません。

さらに、それぞれが連携を図ることで、住み慣れた地域で行き届いた治療を提供できる体制を構築することが医療連携における将来像だと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） 第2項目め、ウイングベイ小樽への行政機能移転と新たなまちづくりについて伺います。

まず、移転作業の状況についてです。

小樽市は昨年12月14日、小樽市保健所と小樽市総合福祉センターをウイングベイ小樽内に移転させる方針を明らかにし、本年第1回定例会では移転に係る事業予算も審議を経て議会を通り、事業の具体化に向けスタートしています。

また、これに先立ち、昨年12月6日には、市と北海道済生会とで包括連携協定が締結されて、子供や若者、障害のある方、高齢者などの支援を必要とする方を含めた全ての住民が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせる地域共生社会の実現に向けて取り組み、新しい社会資源を活用した拠点として全市民のために全市的に発展させるとしています。

そこで、ウイングベイ小樽への行政機能移転に関し、移転作業の状況について何点か伺います。

改めて、移転の目的について御説明ください。

また、移転スケジュールについて確認をさせていただきます。

次に、行政機能の移転に当たってどのような工事が必要か、また、その進捗について御説明ください。

移転に当たって、現在の立地と比べ、利用者の利便性の低下にならないのか、お考えをお聞かせください。

次に、北海道済生会小樽病院との連携について伺います。

ウエルネスタウン構想に基づく済生会ビレッジについて、ウイングベイ小樽の2番街2階に済生会小樽病院が新たに地域共生型のスペースを設けるとお聞きしています。具体的には、公益財団法人日本財団が済生会小樽病院の活動を評価し、資金補助して改修工事を行うと聞いていますが、サービスの内容としては、子供から高齢者、障害者などが一緒になって楽しめるスポーツエリアの設置、また、子育て支援策として、子供と共に施設を利用しながらアルバイト活動などをまちづくりの一環として行えるスペースも設置し、低所得者層の方の多い母子家庭などを支える活動を行うとお聞きしました。また、発達障害に特化した保育所留學もスタートしております。

今回の行政機能の一部移転により、保健所など行政の仕組みからの支援と、行政で対応できない部分を民間から支援するなど互いに連携することで新たな行政サービスが生まれる可能性があること、同構想に関連する市民サービスを充実させることが可能になることなどにより、市民満足度の向上など効果が期待できるところであります。市民サービスをより充実させることが可能になります。

小樽市保健所や小樽市総合福祉センターなどの移転後に済生会との連携する取組については協議を行っているところと思いますが、前定例会でも触れましたが、ウエルネスタウン構想と連携した具体的な取組について、協議の状況についてお知らせください。

これまで済生会小樽病院とウイングベイ小樽を結ぶ動線は信号機つき横断歩道が1か所あるのみでしたが、一昨年から小樽警察署を通し、北海道警察に対して信号機つき横断歩道をみどりの里側にもう1か所設置していただくべく要望し、このたび設置していただける旨、お聞きしております。このことは、築港地区の住民や利用者の安心・安全につながると思います。

築港地区にあるウイングベイ小樽や済生会小樽病院周辺には、まだ十分に活用されていないスペースが見られます。まちづくりの観点から人を呼び込む夢のある住居ゾーンとして活用を図るのも一案として検討に値すると思いますが、市のお考えがあればお聞かせください。

以上、第2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、ウイングベイ小樽への行政機能移転と新たなまちづくりについて御質問がありました。

初めに、移転作業の状況についてですが、まず、移転の目的とスケジュールにつきましては、民間が進めるウエルネスタウン構想の対象地域である築港エリアにおいて、保健所等の移転による子育てや福祉支援の拠点づくりを推進するほか、施設再編の方針が定まっていない施設への対応が主な目的であります。

また、スケジュールは、保健所及び子ども家庭課は12月2日からの開業を、小樽市総合福祉センター

及び小樽市勤労女性センターは来年4月からの開業を予定しております。

次に、移転に当たって必要な工事とその進捗につきましては、移転する行政機関の機能に合わせて区画する内装工事や防火、空調、照明、トイレなどの各設備の設置及び給排水工事のほか、保健所の検査室や検査機器の整備、パソコン、電話などの各配線工事が必要であります。

また、現在の進捗状況は、内装工事に向けた既存設備の解体作業を実施しているところであります。

次に、移転に当たっての利便性につきましては、移転施設は耐震性能やバリアフリーに対応し、子育て世代や高齢者、障害者などが安心して利用できるほか、商業施設も一体となっていることから、総合的に考えますと、この移転により、利用者の方の利便性は向上するものと考えております。

次に、済生会支部北海道済生会小樽病院との連携についてですが、まず、保健所等の移転後のウエルネスタウン構想との連携につきましては、前回定例会後も引き続き、済生会小樽病院と協議を進めておりますが、現時点では具体的にはお示しできる状況ではありません。

本市といたしましては、済生会小樽病院は、保健や医療、福祉分野を中心に幅広い事業展開を行っており、支援に関する知見やノウハウを有しているため、市民の健康づくりのほか、地域課題解決に向けた取組がより効果的に進むよう協議を進めてまいります。

次に、築港地区を居住ゾーンとして活用を図ることにつきましては、現在、同地区では、中高層住宅が定住人口の確保に、商業施設が雇用の確保に、公的病院が地域医療に大きく寄与しており、将来的にも本市のまちづくりにとって重要な地区であると考えております。

一方で、地区内には低未利用地が存在し、今後の利用促進が課題であると認識いたしております。このため、市といたしましては、当該地区の特性やポテンシャルを生かし、新たなにぎわいを創出するため、何らかの形で土地利用の増進を図ることの検討を庁内で行っているところであります。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） 第3項目、小樽港利用促進と宿泊税について伺います。

まず、貨物の誘致・拡大について。

近年の事業内容をまずお示してください。また、貨物を誘致・拡大する上での課題は何でしょうか、御説明ください。

さらに今後の目標をどのように設定するのか。また、今年度の事業予定をお示してください。

次に、クルーズ船の誘致促進についてお聞きします。

小樽港クルーズ推進協議会の構成団体と昨年度の事業内容をお示してください。

また、クルーズ船の誘致を促進する上での課題は何でしょうか、御説明ください。

また、今年度の事業予定をお示してください。

客船歓迎行事はどのように行われていますか、お示してください。

また、小樽クルーズ客船歓迎クラブのメンバーはどのような方々でしょうか。活動内容も御説明ください。

また、客船歓迎行事の課題は何でしょうか、お知らせください。

国内船社・旅行者などの訪問についてです。

具体的な活動の内容と成果についてお示してください。

また、今後の訪問予定を御説明ください。

次に、小樽港クルーズ・プロモーション開催についてです。

事業の目的と内容、これまでの成果をお示しください。また、プロモーションをする上での課題は何か、御説明ください。

クルーズ船の誘致のための調査をし、数字に裏打ちされた政策を打ち出していくことが必要だと思います。小樽市で買物をしてもらう手だてのために基礎資料を作る、データをいかに蓄積して有効な手だてを講じるか、クルーズ船の乗客がいつ、どこで、何を買ったのか、船によっても特徴があるのか、データを集めることだと思います。買物カードやクーポン券の利用、船によってカードの色、番号を変えてみるなどの工夫をするなども一案かと思います。

現状の調査は聞き取りだけなのでしょうか。集めた情報をどう生かしているのか、御説明ください。

札幌市に買物に行っている客が多いとよく聞きますが、港はあるが実利は隣町にではないのかという声です。その実態はどうなのでしょう。

また、さらに、有効な手だてを講じる必要があります。そのためには基礎資料をしっかりと作ります。他都市の先進事例はどうなのか、さらに視察などもして情報を集める、全国クルーズ活性化会議などからの情報、クルーズ船関連の雑誌からの情報、あらゆる角度からの情報を収集・分析し、そして、ベター・ベストな手を打っていく、それもスピード感を持ってです。お考えがあればお聞かせください。

次に、宿泊税に関連してお尋ねいたします。

道内における宿泊税の検討状況につきまして、北海道では料金区分を2万円未満、2万円以上、5万円以上の3段階とする段階的定額制を、また、札幌市では、5万円未満と5万円以上の2段階とする段階的定額制を検討しているとの報道がなされています。一方、既に宿泊税を導入済みの倶知安町は税率2%の定率制で実施されています。

さて、本市の宿泊税についてですが、本年4月25日に開催された地域説明会において、北海道における懇談会議論や小樽市の宿泊税制度概要や用途についての説明があり、小樽市の担当者からは、税額は1人1泊200円の定額制とすることで検討しているなどの説明がありました。

先日の地域説明会では参加者から様々な意見などがありましたが、現在、市では宿泊税導入に向けてどのような課題があると認識しているのか、また、そのことに対しどのような検討をされているのか伺います。

また、地域説明会では、令和7年度中の宿泊税条例の施行を目指し準備を進めるとの説明がありましたが、一方で、北海道とのスケジュール調整も必要であるとの説明がありました。現時点で市が想定する導入時期についてお示しください。

また、今後、導入に向け、どのような調整が行われるのかについてもお示しください。

宿泊税の導入につきましては、本市の人口減少や少子高齢化が進む社会構造にあって、今後も政策的な事業に使える財源が乏しく、硬直した財政構造が続く一方で、外国人観光客の受入れや新たな観光資源の開発など、行政には新たな対応が求められており、その必要性については理解するところではありますが、宿泊税を導入することによる効果についてお示しください。

現在、コロナ禍で落ち込んだ観光客は国内外ともに回復し、市内ではホテルも増えております。このような宿泊施設などにおける民間投資もあり、令和5年度の宿泊客数は市が統計調査を開始して以降、過去最高を記録したとの発表がありました。宿泊税は、ホテルや旅館などに宿泊するお客様が納税義務者となりますが、市の試算では宿泊税の税収額は年間どの程度を見込まれているのか、お示しください。

年間700万人の観光客が訪れる小樽市にとって、観光は消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波

及効果が期待されます。一方、観光が本市経済を支える基幹産業の一つであることの市民周知が不足していることなどから、市民と観光客が交流する機会が少ない、観光と市民が分断されているといった声も聞かれます。宿泊税の使途は、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要がありますが、例えば、観光関連事業者と市民が一緒になって地域で取り組む観光地の道路の美化活動支援などに活用することは可能か伺います。

また、宿泊税を活用し、小樽市らしい新しい小樽の魅力創出に資する使途などについて、現時点でのお考えをお示しください。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、小樽港利用促進と宿泊税について御質問がありました。

初めに、貨物の誘致・拡大についてですが、まず、近年の事業内容につきましては、小樽港利用促進協議会の活動として、例年、東京地区と札幌地区において荷主や運送事業者などを招待し、セミナーと懇親会を開催しているほか、東京地区において企業訪問を行うなどポートセールスを実施しております。

また、貨物を誘致・拡大する上での課題につきましては、ポートセールスが既に小樽港を利用している企業等が中心となっているため、新規の貨物増に結びついていないことや新たな貨物の誘致・拡大につながるような企業の進出がないことなどが上げられます。

次に、貨物の誘致・拡大の今後の目標につきましては、経済や社会情勢の変化を見据え、荷主や物流事業者にアプローチを行う考えですが、小樽港の取扱い貨物量がおおむね横ばいで推移する中、令和3年12月に改訂した小樽港港湾計画では、令和10年代後半の取扱い貨物量を1,510万トンとしているところであります。

また、今年度の事業予定につきましては、11月には東京地区、来年2月には札幌地区においてセミナー・懇親会を開催し、併せて企業訪問などを行う予定であり、訪問先の選定も含め効果的にアプローチしたいと考えております。

次に、クルーズ船の誘致促進についてですが、まず、小樽港クルーズ推進協議会の構成団体につきましては、小樽市、北海道開発局などの行政機関や小樽商工会議所などの経済団体のほか、関連事業者などで構成をされております。

事業内容につきましては、船会社や船舶代理店への訪問などの客船誘致促進事業、クルーズ船寄港情報の発信などの広報宣伝事業、寄港時の歓迎行事などの受入体制整備事業を行っており、今年度も同様に実施してまいります。

また、クルーズ船誘致につきましては、今後の寄港増に向けて小樽港の優位性を効果的にPRすることが課題であると考えております。

次に、客船歓迎行事につきましては、初めて寄港するクルーズ船の入港時には、私をはじめ、小樽市議会議長や小樽商工会議所会頭など小樽港クルーズ推進協議会のメンバーによる歓迎セレモニーを行っております。

また、小樽クルーズ客船歓迎クラブのメンバーによる入出港時の出迎えと見送りのほか、出航時にはおたる潮太鼓保存会による太鼓の打演、双葉高等学校吹奏楽部による演奏などのイベントを行っているところであります。

次に、小樽クルーズ客船歓迎クラブのメンバー及び活動内容につきましては、クルーズ船や観光客との交流などに興味をお持ちの方で、居住地・年齢を問わず様々なメンバーで構成され、入出港時に出迎え、見送りを行っております。

また、客船歓迎行事の課題につきましては、寄港回数が増加傾向のため、協力いただく団体等の日程調整などが難しくなっていることが挙げられます。

次に、国内船社・旅行業者等の訪問内容と成果につきましては、これまで第3号ふ頭及び周辺再開発によりクルーズターミナルなどの受入れ環境の向上や、市内中心部に近く、寄港地としての利便性が高まることなどをアピールしてきたことにより、本年の寄港予定数も過去2番目に多い31回となったものであります。

今年度の訪問予定につきましては、これまで私が訪問していなかった船社等にトップセールスを行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽港クルーズ・プロモーションにつきましては、小樽港とその周辺地域の観光PRと情報交換を目的として開催しており、東京都内で船社・船舶代理店、旅行代理店等を招待し、小樽港の紹介や小樽観光協会によるプレゼンテーションや情報交換を行っております。

これまで参加した市内事業者と旅行代理店のマッチングにより、新たに天狗山観光などがバスツアーに取り入れられるといった成果があったものであります。

また、プロモーションの開催に当たっては、クルーズ船客の経済効果を本市や北後志地域に広く波及させることが課題と考えております。

次に、小樽市で買物をしてもらうためのデータ蓄積につきましては、ツアーバスの行き先やフリーの乗客の行き先、市内での消費動向など、聞き取りを中心に行っております。

また、収集した情報の活用につきましては、今年度から第3号ふ頭での大型クルーズ船受入れにより新たな人の流れが生じていることから、その効果を分析し、今後のクルーズ・プロモーションや企業訪問の際に生かすとともに、乗船客の嗜好などを市内事業者とも共有してまいりたいと考えております。

次に、乗客の行き先につきましては港湾振興課で調査を行っており、本年はこれまで13回の寄港がありました。ツアーバスを利用するのは乗客の3割程度であり、その行き先は札幌市が約4割、小樽市が約4割であり、行き先が札幌市であっても最後に小樽市の観光スポットが組み込まれるケースもあることから、総合すると小樽市の割合が多くなっております。

フリーの乗客につきましては、ターミナル内に設置する観光案内所で札幌市を案内することもあります。その数は全体の2割に満たない状況であります。

次に、あらゆる角度で情報を収集、分析し、より効果的な対応を行うことにつきましては、クルーズ船の寄港時には乗客による観光消費や港湾使用料などのほか、船内で使われる物資の補給、ごみの処理などの経済効果があることから、これらを広く市内に波及させることが重要であると考えております。

次に、宿泊税についてですが、まず、宿泊税導入に向けての課題につきましては、先日行われた地域説明会において、参加者からは宿泊施設における宿泊システムの導入や改修、修学旅行など課税免除の範囲、クレジットカード払いに係る手数料負担などについての意見があり、これらについては宿泊事業者との調整が必要であると認識しております。

また、それらの課題につきましては、先行自治体の取組事例なども参考に、北海道、宿泊事業者等との意見交換を通じて検討を進めているところであります。

次に、導入時期につきましては、これまで本市は宿泊税導入に向け北海道との意見交換を進めてきておりますが、宿泊事業者の事務負担等を考慮いたしますと、道と市の宿泊税導入時期は同時期が望まし

いと考えており、令和7年度中の導入を目指す本市のスケジュールを見直したものであります。

現時点で道の導入時期は示されておりませんが、本市といたしましては令和8年4月に課税を開始したいと考えております。

今後、調整が必要な項目は、課税免除の範囲、特別徴収義務者に対する交付金や罰則規定、導入時期などが考えられます。

次に、宿泊税導入による効果につきましては、安定的な新たな財源を確保することで、これまでの観光振興の取組に加え、本市の魅力向上や受入れ環境整備など観光施策の新規、拡充に取り組むことが可能となります。その結果、交流人口や観光消費額の増加を通じた地域経済の活性化につながるものと考えております。

次に、宿泊税の年間税収見込額につきましては、直近となる令和5年度観光入込客数調査では、年間の宿泊客延べ数は112万8,000人であり、そこから課税免除を予定している修学旅行を除いて試算いたしますと、年間で約2億2,200万円の税収が見込まれます。

次に、宿泊税の使途につきましては、有識者会議において歴史遺産や個性ある景観の保全、観光インフラの整備、受入れ環境の整備、マーケティング等に基づく観光戦略づくりなどの御提言がありました。

御質問にありました活用案につきましては、今後、具体的な使途を検討するための協議会の設置を予定しており、その中で協議する必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、中村岩雄議員。

（20番 中村岩雄議員登壇）

○20番（中村岩雄議員） 第4項目、地方たばこ税を活用した喫煙環境整備についてお伺いいたします。

小樽市の貴重な財源、税収の一つに地方たばこ税があります。財務省の統計によると、地方たばこ税の歳入のピークは平成23年度となっています。本市においても平成23年度には10億3,700万円の歳入がありました。その後、漸減傾向が続き、コロナ禍の令和2年度には8億5,800万円まで減少しました。コロナ禍が一段落した令和4年度には9億6,300万円まで回復し、令和6年度は9億6,300万円が予算計上されております。

現下、地方たばこ税については、たばこの消費数量が少子により20歳以上人口の減少や健康志向の高まりなどの影響で減少する中、数年置き増税により一定の税収を確保してきたものと認識しております。

このような状況下、令和6年4月1日付で総務省自治税務局長から各都道府県知事などに対して、「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について」という通知が発出されたとお聞きしています。本通知には大きく分けて4項目から成る文章で構成されるとお聞きしています。

小樽市は、令和5年度の観光入込客数で761万人以上が訪れる国際観光都市となっています。税務局長の発出願意に沿った施策施行が小樽市民、そして日本内外から観光に訪れる人が確実に増加している環境下にあって、分煙施設の設置は地方たばこ税の安定的確保に向けて、より効果が高いものと考えます。

そこで質問です。まず、前段述べている税務局長発出の文書4項目の内容について、かいつまんで御紹介ください。

また、文面から読み取れる総務省自治税務局長の発出願意と市長の御所見についてお聞かせください。

参考までに、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条について御紹介ください。

受動喫煙対策のさらなる推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の備えを一層推進するため、民間事業者などが行う一定の野外分煙施設の整備に対する助成に要する経費について特別交付税措置するとありますが、対象経費、要件、上限額、措置内容について御説明ください。

また、同交付税措置による市内での分煙施設整備に係る実績についてお聞かせください。

そこで、過去5年間の市たばこ税の歳入状況と収納率についてお示しください。

現在、市内の分煙施設、灰皿の設置状況はどのようになっていますか。行政及び民間を含めお聞かせください。

最後に、地方たばこ税を活用した受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について、どのような見解を市長はお持ちでしょうか、御所見をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、地方たばこ税を活用した喫煙環境整備について御質問がありました。

初めに、総務省自治税務局長通知の4項目の内容につきましては、一つ目は、分煙施設整備の意義等について、二つ目は、民間事業者等への助成制度の創設について、三つ目は、適切な予算の確保及び執行について、四つ目は、整備方針の策定及び分煙施設の整備状況等の調査の実施についてとなっております。

次に、自治税務局長通知の発出願意と見解につきましては、本通知は令和6年度から民間事業者等が行う屋外分煙施設整備への助成に要する経費について特別交付税措置の対象に追加されたことに伴い、望まない受動喫煙対策として施設整備を進めることが地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保に資することから、地方自治体に対し助成制度の創設など積極的な取組を要請したものであります。

市といたしましては、望まない受動喫煙対策に取り組みながら、一般財源である地方たばこ税の安定的な確保に努める必要があるものと考えております。

次に、健康増進法第25条につきましては、「国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」とされております。

次に、屋外分煙施設整備に要する経費への特別交付税措置につきましては、これまでは市が整備する施設のみが対象でありましたが、令和6年度からは民間事業者が行う施設整備に市が助成する場合についても対象に追加されることとなりました。

具体的な要件としましては、厚生労働省が定める屋外分煙施設の技術的留意事項の具体例に沿って、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出さないように整備すること、一般に開放され無料で利用できる施設に限ること、たばこ事業者への助成は除くことが挙げられます。

また、特別交付税の対象となる1施設当たりの事業費の上限額は500万円、市の助成額の上限額は250万円であり、市の助成額の2分の1が措置されます。

次に、特別交付税が措置された市内における屋外分煙施設整備の実績については現時点ではありませ

ん。

次に、過去5年間の本市のたばこ税の収入額につきましては、令和元年度が9億2,008万6,000円、2年度が8億5,768万2,000円、3年度が9億1,402万1,000円、4年度が9億6,380万円、5年度が9億6,372万3,000円であり、収納率はいずれの年度も100%となっております。

次に、市内の分煙施設の設置状況につきましては、健康増進法では、学校、病院等の第一種施設、宿泊施設、飲食店等の第二種施設とも届出規定が定められておらず、行政及び民間を含めて把握いたしておりません。また、灰皿の設置状況も把握いたしておりません。

次に、地方たばこ税を活用した受動喫煙対策のための分煙施設の整備促進につきましては、望まない受動喫煙の防止や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から国から通知が発せられたものと認識しております。詳細は把握しておりませんが、市内でも旧運河プラザの前や商業ビル、ホテル内などに分煙施設が設置されていることは承知しており、路上喫煙の防止や分煙対策の推進に効果を上げているものと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、中村岩雄議員。

○20番(中村岩雄議員) それでは、再質問を何点かさせていただきたいと思います。

まず、HPVワクチンのところなのですが、キャッチアップ接種の1回目の時間制限です。私も9月中に1回目を打たなければ、3回接種ができなくなると実は思い込んでいました。しかし、いろいろ教えてもらったり、調べてみたりしましたが、11月中に1回目を打てば、例えば、11月27日に1回目を打つ、それから12月27日に2回目を打つ、あと3月27日に3回目を打てばオーケーなのだということなのです。

ただ、9月に1回目を打つことに間に合わなければ、もうチャンスを逃したと思って、10月、11月になってしまったらもう駄目だと思い込み、勘違いをする方が出てくるのではないかとところが少し心配なものですから、今回あえてその部分をクローズアップさせてもらったのです。その辺の市民周知について、今、誤解されやすい状況だと思いますので、そこをどんなふうに市民に正しい情報を伝えていくのかというところが一つ。

それから、今回の問題、課題、HPVワクチンの普及に向けてということで取り上げさせてもらったのですが、本当に世界の中で、特に先進国に比べて日本は接種率も検診受診率も今は低いと。その日本の中で、残念ながら小樽市が接種率も検診受診率の面で少し低迷しているということで、何とか接種率も検診受診率をアップさせるための手だてを、今までどおりのことをやっていたのではなかなか上げられないということではないかと思うのです。

そこで、医師会の有志の先生方も、このままではということで、手だてを尽くそうということでいろいろな方策を考えているのだらうと思うのですが、この点について、市も問題、課題があり、特にキャッチアップも、もう時間制限があるわけですから、小樽市民に向けて、接種率なり、検診受診率なりを上げていくための方策は、もう本当に待たなしで効果的な手を幾つか打っていかねば駄目なのではないかと思うのです。そのところ、もう一步踏み込んだお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所長。

○保健所長(田中宏之) 中村岩雄議員の再質問にお答えをいたします。

まず、キャッチアップ接種について、11月に初回接種を行えば間に合うということの周知が必要では

ないか、9月を過ぎるともう受けられないと思い、勘違いする人がいるのではないかという御質問でありましたが、この点については、先般に橋本議員から御質問もあって、本日の中村岩雄議員からの御質問でも市長から御答弁させていただきましたが、この後、8月にまだ接種を終えていない方に再度、個別の勧奨を行うということも考えております。そういった中で、最も遅くなって11月になっても間に合うという旨は周知するという事で考えていきたいと思っております。

なお、11月まで待てるよということを積極的に周知することによって、初回の接種がその時期に集中するという事になると、今度は医療機関で大変、接種者が混み合うという状況も考えられますので、できる限り、標準的な接種期間で打っていただきたいという方針は引き続き持っていきたいと考えております。

二つ目の、小樽市としてさらに踏み込んだ取組を行うべきでないかというお尋ねでありますけれども、小樽市ではこれまでキャッチアップ接種の勧奨について、令和4年度、令和5年度は封書による勧奨を行ってまいりましたが、今年度は個別に、まだキャッチアップ接種を行っていない方にはがきを送ると。そのはがきにも、もう今年度が最終年ですということを明記するなど、これまでになかった、かなり踏み込んだ取組も行ってきましたし、また、小樽市医師会の御協力もいただきながら、さらなる取組を行っていくと。そして、医師会からまた要請があった場合には一緒になって取り組むということも考えておりますので、そういったことで、引き続き、市としての取組を進めていきたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中村岩雄議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時45分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○5番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して質問します。

1 項目め、大型工事について。

初めに、新幹線について伺います。

2030年度に開業を目指していた北海道新幹線の札幌延伸は、トンネル工事の難航などで5月8日に2030年度末の開業は極めて困難であると独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が表明しました。複数の工区で工事が遅れている状況から、新たな開業時期を示すことも困難となっています。開業延期は、トンネル工事の難航を原因に挙げていますが、北海道の地質は専門家からも指摘され、建設費高騰、作業員不足なども懸念されていました。

札幌延伸は北海道新幹線、新函館駅から札幌駅間の工事、実施計画が2012年6月29日付で国土交通省により認可されました。この決定によって、全国の新幹線は北海道まで結ばれることになり、2035年度開業だった目標を様々な課題がある中で、2015年1月の政府・与党整備新幹線検討委員会において2035年の予定を5年前倒しし工期の短縮となりました。

関係市町村は新幹線の早期開業に向けて、沿線自治体との連携や整備促進などを急いで行うことにもなり、有害残土の影響を心配する市民の声よりも残土の搬入を優先するという事態も起きました。自然環境や農林、漁業、住環境を脅かす有害残土を押しつけないでという住民の願いは当然です。

そこで伺いますが、地質についての科学的検討や有害残土の適切な処理などが詳細に検討され5年の

前倒しが可能になったのか定かではありません。十分な技術的・財政的裏づけをもって進めてきたのか、市長は前倒しした経過の公表や検証が必要だと思いませんか。

新幹線の事業費は2兆3,150億円と試算されています。小樽市では、貸付料を除く30分の1が北海道新幹線建設費用の負担となっています。開業が遅れることで資材高騰の影響を受け、負担金についてもどの程度、増加すると説明を受けているのですか。予定していた新駅の周辺、駐車場整備、駅附帯施設などの事業費が増加するものではありませんか。

5月9日の新聞報道では、北海道の調査で、富良野線、釧網本線、根室本線の3区間で列車の運行によって全道への経済波及効果は年間330億円としています。JR北海道から経営分離予定の函館本線の長万部ー小樽間の経済効果はどれくらいあるのか、北海道ではどのように試算しているのですか。

並行在来線は、これまで新幹線開業時にJRから経営分離されるとしていましたが、開業が遅れることで経営分離も延期されることになります。並行在来線の存続について議論する時間が確保されたという認識でよいでしょうか。

バス転換の課題解決は、北海道新幹線並行在来線対策協議会の後志ブロック会議の中で協議されてきました。市長は、バスで輸送料を確保できない場合はコミュニティバスなどの案も協議会で話したいと第1回定例会の中で答弁されていましたが、運転手が不足している現状を考えると、実施できるのか不透明です。市長は、バス運転手不足は以前から課題であり、バス転換前提は変わらないと答弁していますが、5月5日に放送されたBSフジの鉄道特集番組では、北海道職員が「ここ半年くらいからドライバー確保がより困難になっている」と話し、中央バスからは、通勤・通学に十数台バスを出すことは無理と話している様子が放送されています。

このように前提は変わりました。改めて沿線自治体に呼びかけて、並行在来線は存続の可能性を検討する議論に立ち返ることが必要ではありませんか。

新幹線の開業時期が明らかになっていない中で、5月9日、建設部から、北海道新幹線札幌トンネル星置工区は掘削率が16%と最も遅れていることから、予定していた対策土の受入れ造成の準備が間に合わず、工事中断の可能性が生じている。課題解決のため、工区期間の短縮策を行い掘削することや、星置工区の札幌市域の対策土を一部、張碓地区で受入れを考えて対応したいと報告がありました。また、市民からは、石倉山周辺の残土の仮置場と残土搬入路が土石流危険渓流の範囲に含まれていることから不安という声があります。

工事中から数年たちますが、問題は解決されるどころか、さらなる問題が生まれている。新幹線札幌延伸は中止を含めて検討すべきではないでしょうか。

次に、生活密着型の工事についてです。

令和6年第1回定例会の総務常任委員会の中で、小樽市中長期財政収支計画の報告がされました。その中では、2024年度から2028年度は普通建設事業費の合計が288億8,000万円の現状推計より5年間の合計が35億円、年平均では7億円を減額する目標となっています。

小樽市中長期財政収支計画は、新総合体育館と市役所新庁舎の建設を実施するために策定されたのでしょうか。

4月24日の新聞報道では、市道のロードヒーティングやロータリー除雪車の更新、市道の修繕対応の遅れ、公有施設の改修を減らす記載がありました。小樽市は、新総合体育館と市役所新庁舎の建設など大型公共工事を着実に実施するため、新たな財政収支計画を策定。2事業では少なくとも計154億円の財源を確保するため、2024年度から2028年度の5年間は公共工事を減らすことを盛り込み、市道整備や橋の長寿命化工事などを後回しにするため、市民生活に一定の影響が出るとの記事です。

日本共産党は、石狩湾新港開発、第3号ふ頭周辺再開発など、急ぐ必要のない大型開発の予算を削減し、市民生活に必要な予算を確保すべきと考えています。

新総合体育館を建設することで、今後、市道の修繕の遅れなど市民生活に必要な予算が削減され、市民に影響があるようなことはあってはならないと考えますが、いかがですか。

1 項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、大型工事について御質問がありました。

初めに、新幹線についてですが、まず、5年前倒した経過の公表などにつきましては、前倒しは国において検討された結果であります。公表や検証については、今後、国がその必要性を判断していくものと考えております。

次に、開業の遅れに伴う負担金等の増加につきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構や国から、北海道新幹線（新函館北斗－札幌間）の総事業費や負担金への影響額についての説明は受けておりません。

また、市が行う新駅周辺のハード整備に係る事業費につきましては、人件費や資材の高騰などにより事業費が増加するものと考えております。

次に、北海道による経済効果の試算につきましては、北海道からは長万部－小樽間の列車運行による経済効果の試算はしていないと聞いております。

次に、開業延期による並行在来線の存続につきましては、平成24年4月27日にJR北海道は国土交通省に対し、新幹線の開業時に並行在来線が経営分離されることを前提に新幹線の建設着工に同意していることから、開業と合わせて経営分離の時期も延期されますが、経営分離後の移動手段の確保策として、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、バス転換を選択した考えに変わりはありません。

次に、並行在来線の存続の再検討につきましては、バス転換の方向性を決める時点からバスや鉄道の運転手不足が課題となっておりましたが、その上で、後志ブロック会議でバス転換の方向性を決めたものであり、その考えに変わりはありません。

次に、札幌延伸の中止の検討につきましては、北海道新幹線の札幌延伸は国内の高速交通体系の骨格を形成する上で極めて重要な事業であり、北海道はもとより、本市においても活力ある地域社会を創設し、大きな経済効果をもたらすものであると認識していることから、引き続き、一日も早い開業となることを期待しているところであります。

次に、生活密着型の工事についてですが、まず、小樽市中長期財政収支計画の策定目的につきましては、今後、老朽化による大型施設の更新を控えていることなどから収支状況を中長期の視点で捉え、更新後の公債費の増を低減させることなどについて、早期から効果的に取り組むことで将来にわたる財政の健全性を確保するために策定したものであります。

次に、大型公共工事に伴う市民生活への影響につきましては、毎年度の予算編成に当たっては財政状況も見定めながら、これまでと同様に市民ニーズや施設の老朽化の状況を踏まえた優先度を考慮し、必要な事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 2項目め、子育て関連について。

保育所等の在り方の検討について伺います。

今年3月26日には小樽市子ども・子育て会議が開催され、小樽市保育所等の在り方に関する意見書が出されました。その意見書では、老朽化した手宮・最上の両保育所は廃止の方向で検討すべきという内容が盛り込まれています。

日本共産党は、公立保育所で唯一、耐震化が未実施な手宮保育所は、老朽化が深刻なため一刻も早く建て替えをするよう議会等で求めてきました。昨年の第2回定例会の答弁では、早期建て替えが望ましいと答弁され、第3回定例会では手宮保育所の建て替えは適地を探していきたいと市長は答弁されていました。

市長は議会で適地を探し建て替えが望ましいと答弁しながら、並行して廃止を進めさせていたのではないですか。

小樽市子ども・子育て会議の中では、民間保育所等で保育需要をカバーできるのではないかとといった意見もありました。しかし、札幌市の民間保育所では、81人の園児が在籍のまま突然、四つの民間保育所が休園となり、園児の転園も難航するといったことが起こっています。報道では、運営している事業者は必要な保育士が確保されていないのに子供を預かるなど、保護者からも保育に対して不信感があつたとされています。

公立保育所は、地域全体の保育水準を引き上げることや子供や保護者の状況、国籍、信条に関係なく、全ての子供を受け入れることが可能です。今後、国際化がより進むことを考えたら、全ての子供に門戸が開かれた公立施設の重要性が高まります。また、養育困難な家庭、虐待を受けている子供の対応、障害のある子供の受入れなど地域のセーフティネットの中心を担う役割があります。このように公立保育所は、今後の地域全体の保育水準を高めていくことや公立施設としての役割があるのではないのでしょうか。

入所待ち児童数は、6月1日現在で59人います。毎年のように100人程度、保育所等に入りたくても入れない入所待ち児童が出ています。手宮保育所と最上保育所の入所児童の居住地を見ても、新光や高島など、保育所の近隣居住地ではない児童も多く通っています。市長は、妊娠から出産、子育て期の支援を一層拡充し、若い世代の方々が安心して働き、子育てができる環境をつくり出すことで定住や移住を促し社会減に歯止めをかけると公約に保育環境の改善と保育士の確保など、子育て支援策について打ち出しています。

入所待ち児童が多数いる下で公立保育所をなくそうとすれば、公約に反すると思いませんか。

また、子育てを応援しない小樽市というメッセージにつながり、保育を希望する子育て世代や保育士が減少し、社会減に拍車がかかるのではないのでしょうか。

子供を手宮保育所に預けていた方の話では、家の近くに保育所があることで小学校に上がっても同じ保育所に通っていた子供がいるので安心。また、近所の方からは、毎年、てみやまつりのおみこしを担ぐ姿を楽しみにしているといった声も聞いています。子育て支援策を考えるのであれば、公立保育所を残して、より保育環境を整えていくことが必要です。

手宮保育所は現在地も含め建て替えを、最上保育所も存続を求めます。お答えください。

次に、小樽公園再整備についてです。

小樽市内の公園では、小さい子供が遊べる場所が少ないとの市民から意見があり、小樽公園を再整備し、小さい子供が遊べる公園にしようと2026年8月供用開始予定の小樽公園再整備案が出されています。コンセプトは「親子連れで遊べる小樽市の特性を生かした公園」として、四つの遊具エリアを設けています。

公園再整備案に2回アンケート調査を行っていますが、1回目のアンケートは主に子育て世代と小学校低学年を中心に行い、1か月間。2回目は、全世帯を対象にしたアンケートでしたが、調査期間は13日と短い期間でしか調査を行っていません。日本共産党は、再整備には市民ニーズを十分反映させ丁寧に行っていくことが大事だと考えています。

今回のアンケート調査だけでは、市民ニーズの調査が不十分だと考えますが、市長は十分市民の声が反映されているとお考えですか。

コンセプトどおり、親子連れで遊べる公園をイメージするのであれば、小学校高学年の子供が遊べるエリアもなければコンセプトに合った公園となりません。子育てをしている方からは、子供の年齢が違くと遊ぶ遊具が違うので姉妹で同じ公園に行けないから、年齢幅がある公園を選ばないと子供を公園に連れて行けないといった声も聞かれます。高学年も遊べるエリアが必要ではないでしょうか。

2度の市民アンケート調査を受けてゾーニングやレイアウトなどが変わる予定はありますか。

アンケートでは、雨の日でも遊べる遊び場との回答が多いです。建設常任委員会で、アンケートで回答された方は、雨の日でも遊べる室外遊具ではなく、室内遊具をイメージされて回答されているのではないかと質問したところ、対案として屋根つき遊具を提示したけれども、屋内または室内の遊び場に関する要望があったので、それらは今後の課題という答弁でした。

雨天でも遊べる遊び場という点は十分反映されているとの考えでしょうか。また、課題を解決するために、屋内・室内の遊び場についても検討が必要ではありませんか。

小樽公園は市民の散歩、遊戯、運動、休息など総合的な目的で利用できる総合公園です。公園内には、桜やツツジなど様々な花が咲く小樽市の花の名所としても知られ、子供から大人まで幅広い年齢層が集まり、市民の皆様が親しまれている場所です。再整備案では、小さい子供が遊べるようなエリアを設けるとしても、公園の役割から、幅広い市民の意見を反映させる必要があります。改めて、アンケートも含めて幅広い年代の市民の声を聞く機会を広げることを求めます。お答えください。

4月26日、日本共産党小樽市議団は、2020年度より改修工事を進めている札幌市西区にある農試公園の視察をしました。平日のゴールデンウィーク前にもかかわらず、幅広い年齢層が公園に訪れ、駐車場付近にはキッチンカーもありました。

農試公園は、施設の老朽化やバリアフリーへの未対応、駐車場不足といった問題などから、2016年度に策定した農試公園再整備計画において公園全体の根本的な見直しを行わず、老朽化に伴う施設の更新や園路のバリアフリー化等を基本として、部分的に機能の見直しを図り、2024年度の完成を目指し順次改修を進められています。改修はほぼ終了し、残りは自転車の貸出しをしている交通コーナーのみだと聞いています。札幌市建設局みどりの推進部長の話では、整備後、こんなに大勢の人が利用すると思わなかったのでびっくりしている。時間をかけて計画を作成して取り組んだことが人気の公園につながったと感じていますといったことを伺っています。

農試公園施設改修工事では、計画だけでも3年かけて工事を行っています。今回の小樽公園の再整備案については、再整備案のレイアウトイメージが示されたのは今年2月です。来年に工事が着工することは十分な議論や市民からの意見が反映されないまま工事が進むのではないかと危惧しています。

なぜ、急いで工事をするのでしょうか。急ぐ理由と、来年3月下旬に工事を着工することになった経緯についてお知らせください。

農試公園は、工事するに当たり、障害者施設でも公園に関してのアンケート調査を行い、複数のインクルーシブ要素を含むアイテムを導入した公園整備を行っています。遊戯広場では、車椅子の方でも遊べるエリアや順番待ちが苦手な子供に対して遊具の前に大きく数字を書いて分かりやすく、目が見えない方も触って感触で楽しんでもらう工夫や、小さい子供と保護者が一緒に滑り台を利用できる工夫、ベンチなど休憩スペースの確保など、全ての方が利用しやすい公園を目指して整備されています。

市としても全ての方が利用しやすく、何度でも訪れたいくなるように当事者の意見を聞き、インクルーシブ要素を取り入れることを求めます。いかがですか。

次に、放課後児童クラブについてです。

市で行っている放課後児童クラブの開設時間は、月曜日から金曜日は下校時から午後6時、土曜日及び夏季休業などの学校休業日は、塩谷児童センターは午前8時から午後6時ですが、学校開設では午前8時20分から午後6時、札幌市では下校時から午後7時となっています。学校休業日では、道内10万都市では早いところで7時45分に開設され、ほとんどが8時となっています。

2022年9月に、放課後児童クラブの開設時間に関するアンケート調査では、延長希望の時間は午後7時が一番多く、学校休業日の開所時間は学校開設の全てのクラブで開設時間を早める希望があります。このように開設時間の延長を望む声があることから、早期に対応しなければなりません。

市長は4月26日の記者会見の中で、課題が解決できるようであれば、今年度中にも早く実施したいといった発言をされていました。しかし、市内15か所の小学校開設分、計25クラブを一括で2025年4月から民間委託すると言われていています。日本共産党は、地方自治体の本務は福祉の増進。福祉の根幹に当たる子育て事業を営利目的の民間事業者にさせることは、市が行うことではないと考えています。

第1回定例会厚生常任委員会の酒井隆裕議員の質問では、支援員の勤務調整に時間がかかっているとの答弁がありましたが、民間委託ありきで進めているから開設時間の延長に時間がかかっているのではないのでしょうか。放課後児童クラブの民間委託はやめるべきだと思いますが、いかがですか。

アンケートでは、学校休業日の開始時間を早めてほしいと回答が多く寄せられています。開始時間についても検討が必要ではないのでしょうか。

保護者からは、仕事後、午後6時は間に合わないと言った改善を求める声が上がっています。間に合わない方はファミリーサポートセンター制度を利用している方も多いと思いますが、毎回のように利用すれば経済的な負担もかかります。ファミリーサポートは依頼会員429人に対して提供会員が161人となっており、提供会員が増加傾向であるものの、依然と依頼会員に対して提供会員が少ない状況で、ファミリーサポートで十分対応できるとは言えません。また、冬期間になれば通常どおり公共交通機関が利用できない場合もあり得ます。

支援員の声や勤務体制の配慮を行い、年度途中からでも開設時間の延長ができるよう対応を求めたいと考えますが、見解をお聞かせください。

2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、子育て関連について御質問がありました。

初めに、保育所等の在り方の検討についてですが、まず、手宮保育所につきましては、有識者等から成る小樽市子ども・子育て会議から、今後の保育所等の在り方について聴取した意見の一つとして廃止の方向性が具申されたものであり、市として検討を進めていたものではありません。

次に、公立保育所の役割につきましては、保育の需要と供給の調整弁としての役割を担うことのほか、障害のある子供や医療的ケアが必要な子供のような保育士等の加配などが必要となる子供を積極的に受け入れができる体制づくりも求められているものと認識しており、小樽市子ども・子育て会議による意見書にも同様の趣旨が記載されております。

次に、私の公約との整合性や社会減への懸念につきましては、現在、市内の保育所等の規模や配置に関する方針を検討している段階であり、保育の需要と供給体制などを検証しながら、将来的な保育の受皿の確保を含め、本市の子育て支援を決して後退させることがないよう取りまとめたいと考えておりますので、保育所等の在り方を検討することが公約に反していたり、社会減に拍車をかけるものとは考えておりません。

次に、手宮保育所及び最上保育所の方向性につきましては、現在、両保育所を含む市内全体の保育所等の今後の在り方について、関係機関等への意見聴取をしながら検討を進めているところであり、令和7年3月までに市内の保育所等の規模や配置に関する方針を策定することとしておりますので、その中でお示ししてまいりたいと考えております。

次に、小樽公園再整備についてですが、まず、市民意見の反映につきましては、子育て世代のニーズに沿った公園整備を進めるため、1回目のアンケートについては、市内全ての小学校低学年とその保護者及び保育所など、未就学児の保護者を対象に、また、2回目のアンケートについては1回目の対象者のほか、全ての市民を対象に実施しております。このほか、小学校1年生を対象としたワークショップを市内5校で実施していることから、市民の意見は反映されているものと考えております。

次に、小学校高学年のエリアにつきましては、現在検討している小樽公園の再整備は小さい子供が遊べる場所が少ないとの意見を踏まえ、6歳以下と小学校低学年のゾーニングを設定したものでありますが、小学校低学年ゾーンに設置する予定の遊具は小学校高学年も遊べるため、利用を制限するものではありません。

次に、小樽公園再整備案につきましては、ゾーニングについては、アンケート調査において、大きい子供と小さい子供が遊べるエリアを分けてほしいという意見も多いことから、当初考えた6歳以下と小学校低学年のゾーニングを変更することはありません。また、各エリアにおける遊具等のレイアウトにつきましては、これまでのアンケート調査とワークショップの意見を踏まえ、現在、詳細設計において検討をしているところであります。

次に、雨の日でも遊べる遊び場につきましては、屋外は小樽公園再整備の遊具を使用することで市民の意見は反映していると考えておりますが、屋内については現在、進めている小樽市新総合体育館基本計画の中で館内にキッズスペースが配置される予定であることから、改めて小樽公園再整備に屋内の遊び場を検討することは考えておりません。

次に、幅広い年代の意見を聞くことにつきましては、今回の小樽公園再整備は子育て世代の要望を踏まえ、6歳以下と小学校低学年のゾーニングを設定しておりますが、全ての市民を対象とした2回目のアンケートでは幅広い年代から御意見をいただいているため、今後アンケートを実施する予定はありません。

次に、小樽公園再整備の工事につきましては、これまで多くの市民の皆さんから小樽市内には親子連れで遊べる公園が少ないとの声をお聞きしており、私といたしましても、一日でも早く整備し、利用し

ていただきたいとの思いから早急に小樽公園の再整備に着手するものであります。

次に、インクルーシブ遊具に対する意見につきましては、市民アンケート調査において特別支援学級のある小学校などにも協力を依頼し、子供たちやその保護者からの御意見をいただいております。今回の再整備においてインクルーシブ遊具を設置するほか、ユニバーサルデザインの要素も取り入れた公園の整備を予定しております。

次に、放課後児童クラブについてですが、まず、開設時間の延長につきましては、放課後児童支援員や補助員約130人の勤務時間やシフトのほか、場合によっては勤務地の変更などの調整が必要なため、今年度から開始できなかったものであります。

また、運営の民間委託につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、市の直営では困難な活動内容やサービスの充実を図るためであり、必要な取組であると考えております。

次に、土曜日及び夏季休業等の学校休業日の開始時間につきましては、保護者ニーズを踏まえ、早める方向で検討しているところであります。

次に、年度途中での開設時間の延長につきましては、開設時間を延長する場合には支援員等の居住地によって勤務するクラブの変更を伴うことが想定されます。年度途中で支援員等が変わることで子供や保護者に無用の不安が生じないように配慮する必要があるとともに、勤務地やシフトなど、勤務体制の調整による支援員等にかかる負担を考慮すると、年度替わりのタイミングで実施するのが望ましいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 3項目め、防災に関連して避難所等について伺います。

260人を超す死者・安否不明者を出した能登半島地震は発生から5か月となりました。地震動のみならず地盤の液状化により家屋等の倒壊や道路等の崩落、ライフラインの被害など生活となりわいに深刻な影響が広がっています。災害関連死は5月現在で30人と発表されています。

石川県では、今でも指定避難所だけでなく車中泊や自宅での不自由な生活を強いられている住民が多数存在し、避難生活の長期化で心身ともに大きな負担を強いられています。

本市でもいつ起こるか分からない災害に対して、能登半島地震の教訓や課題として、避難所環境や命を守り支える対策を強化しなければなりません。能登半島地震で大きな被害を受けた輪島市では、避難生活に必要な食料などの物資を備蓄していたのは指定避難所48か所のうち22か所。地域防災計画で定める物資の必要数は確保していたとしていますが、発災後の被災者への必要物資が不足する事態も生じ、発災直後は道路の寸断によって、必要な物資が行き渡りませんでした。

本市の各避難所では3日分の食料備蓄はなく、60か所の避難所のうち20か所が開設されている前提で、開設をしていない避難所からの食料を配布すれば、被災者の1日から2日分の食料を確保できると聞いています。能登半島地震のように道路が寸断されれば、全ての避難所で食料備蓄をしなければ1日分の食料も確保できるか分かりません。また、道路が寸断されて物資が届きにくい状況や避難所だけではなく自宅や車で避難されている方に対する支援など、全市的な被害を想定した備えは本市ではどのように考えられているのでしょうか。市長は現在の対策で十分だとお考えでしょうか。

住民用の非常用物資の備蓄については、多くの自治体は不足と認識しながらも、備蓄整備費は市町村負担であることから経費捻出に苦慮しています。避難所環境の充実をするために、国として責任を持つ

た備蓄をするとともに、備蓄整備に充てる財政支援強化を地方自治体が国に求めるべきではないでしょうか。

災害関連死で亡くなった方は、避難所で新型コロナウイルス感染症などの感染症での関連死や、車中泊や避難所で足を伸ばして眠れないなど、生活環境の激変により、せっかく助かった命がストレスなどで亡くなるという痛ましい状況が生まれています。

本市でもこのような状況を生まないために、避難所運営の在り方について対策が必要ではないでしょうか。

次に、地方自治法改定案について伺います。

政府は、非常事態の名目で自治体の独自性を揺るがしかねない地方自治法改定案を国会で審議しています。国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国が地方自治体に対し、指示権を新たに導入するものです。

改定案は、政府は国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に加え、発生のおそれがある段階から、閣議決定のみで自治体に指示権が発動するようにするものとなっており、災害や感染症を例示していますが、その他、これらに類するなど事態の範囲は極めて曖昧です。判断は全て政府に委ねられ、国会にも図られず、恣意的運用が可能です。

国の恣意的判断で自治体を国に従属されることなど、あってはならないと思いませんか。

新たな指示権の枠組みを導入することは、憲法で保障された地方自治を壊すことにつながると考えませんか。

外国艦船の入港に際し、市長の港湾管理権が奪われることになるのではないですか。

北海道新聞によると、北海道町村会会長、棚野孝夫白糠町長は、安易に行使されないよう事前に適切な協議を行うべきと運用必要最小限に進めるよう求めています。道内自治体の首長からは慎重な運用を求める声が相次ぎ、法改正に反対する自治体も少なくありません。

地方自治体を国に従属させることのないよう、市としても国に反対意見を上げるべきではありませんか。

次に、ヒグマの対応について伺います。

5月15日の新聞報道の中で、今年、小樽市内で5月11日土曜日に今年初となる熊の目撃情報がメールで市に寄せられ、メールに気づいたのが2日後の13日に出勤した職員が通報を把握し、市役所が閉まる週末や休日にメール通報が確認できない市の危機管理意識の甘さを指摘する掲載がありました。

市町村は、出没・実態の把握に努めるとともに、被害の軽減を図るほか、捕獲等を行う実働組織の設置等による連携を図り、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等に取り組むことが求められています。

閉庁日にメールでの熊目撃情報に対し、市が対応すべきことなのか、閉庁日の対応はどこが責任を持つのか明らかにすることを求めます。

熊を目撃した場合、目撃場所が住宅地なのかどうかによっても緊急度が変わってきます。人命に関わるリスクが高い場合は北海道警察が対応し、それ以外は市に連絡してもらうなど、緊急度に合わせた問合せ先を周知することも必要ではないでしょうか。

市は、熊に遭遇したときの対応として、例年5月、9月のヒグマ注意特別時期に合わせて広報おたるに注意喚起のお知らせや市のホームページなどにヒグマ情報マップ、出没情報などお知らせをしていますが、仮に市街地に熊が出てきた場合は市としてどのような対応を取りますか。

熊の捕獲数では、2021年度から2022年度は一桁の捕獲数が昨年度は18頭と、例年の約4倍の捕獲数となっており、市民から熊被害が増えるのではないかと心配の声があります。

例年よりも捕獲数が多かったことを受けて、市はどのような対応を取っているのでしょうか。

熊による人身被害が全国で増えています。出没が増えている原因について、環境省のクマ類出没対応マニュアルは、短期的には餌となるドングリなどの凶作をはじめ、自然環境の変動、長期的には中山間地域の人間社会の変化があると指摘。「里地における変化としては、過疎化や高齢化による人間活動の低下、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等があげられます。」と述べています。被害を防ぐため、熊を積極的に保護する生息地、人間活動を優先する地域、その間の緩衝地帯を設定し、すみ分けを図ることが欠かせません。

新幹線をはじめとする山を削っていく開発が熊の生息地を狭め、結果的に人間が熊を目撃する場面が増えている要因の一つではないでしょうか。市長はこうした要因についてどのように考えますか。

3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） ただいま、防災に関連して御質問がありました。

初めに、避難所等についてですが、まず避難所の食料備蓄及び全市的な被害の備えにつきましては、平成28年度に北海道が行った地震被害想定調査結果において、想定される避難者約5,800人の4食分を全ての避難所に備蓄しておりますが、国からは発災後3日目までの備蓄を求められておりますので、順次、整備を進めていく必要があるものと考えております。

なお、避難者約5,800人につきましては、避難所に限らず、自宅などでの避難者を含む全市的な想定としております。

次に、避難所環境充実のための国の備蓄と財政支援強化の要望につきましては、全国市長会及び北海道市長会におきまして、国における防災・減災対策や被災地支援の充実強化とともに、食料の備蓄や資機材の整備など、自治体が行う防災・減災事業に対する財政的支援措置の拡充を要望しているところであり、今後も対策の強化を図るため、市長会を通じ必要な支援について要望してまいりたいと考えております。

次に、災害関連死を防ぐための避難所運営につきましては、本市の避難所運営マニュアルでは、避難者、避難所運営スタッフの健康管理や衛生管理などの感染症対策を行うこととしておりますが、今後も令和6年能登半島地震における課題などを踏まえ、避難所運営のさらなる改善に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、地方自治法改正案についてですが、まず、地方自治体と国との関係につきましては、地方自治法において、国は普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないと規定されておりますので、地方自治の関与の基本原則は遵守されるべきものと考えております。

次に、指示権につきましては、このたびの地方自治法改正案においては、必要最小限の行使やあらかじめ自治体に意見を求めることなどが盛り込まれていることから、国は指示権の内容や適用について丁寧に説明するとともに、地方自治の本旨に反して行使されることがないように、運用に当たっては慎重を期する必要があるものと考えております。

次に、港湾管理者の権限につきましては、現時点では指示権の内容や適用について国からの詳細な説明がありませんので、個別の権限についての判断はできません。

次に、国に反対意見を上げるべきではないかにつきましては、これまでも全国市長会として国の指示

権については、極めて限定的かつ厳格な制度とするよう十分留意することや、現実の局面では国と地方の間の緊密な情報共有やコミュニケーションが不可欠であるとの意見を述べておりますが、今後も状況を注視しながら、必要な意見については全国市長会とも調整してまいりたいと考えております。

次に、ヒグマの対応についてですが、まず、閉庁日のヒグマ目撃情報への対応につきましては、小樽市鳥獣被害防止計画において住民に被害が生じるおそれがある場合の対処に関し、本市の役割を関係機関との連絡調整・情報収集等を行うと定めていることから、本市が対応すべきものであります。

次に、緊急度に合わせた問合せ先の周知につきましては、現在、ヒグマを目撃した場合などは、緊急度にかかわらず、速やかに市または小樽警察署への電話連絡をお願いしているところであり、今後も引き続き、広報おたるや市のホームページ、庁内で開催するパネル展などにより周知してまいります。

次に、市街地にヒグマが出没した場合の対応につきましては、出没状況にもよりますが、通報を受けた後、市は警察とヒグマ防除隊に出動を依頼し、現地の状況を3者で確認するとともに、必要に応じ、後志総合振興局などと協議した上で近隣住民の安全確保のための措置や、駆除、追い払いなどの対応を取ることであります。

次に、ヒグマの捕獲数が多いことによる市の対応につきましては、箱わなと捕獲通信機の購入やヒグマ防除隊員数の増強、出動経費の90人工分の追加などを行っております。また、今年度、国がヒグマを指定管理鳥獣に指定したことに伴い、北海道のヒグマ管理計画等の見直しが予定されていることから、その内容を確認した上で、今後の本市のヒグマ対策について検討してまいりたいと考えております。

次に、目撃件数の増加要因につきましては、全道的にヒグマの目撃や捕獲件数が増加傾向にあるため、一概に山林開発等が要因とは考えておりませんが、環境省によると、出沒増加の要因として春熊駆除廃止による個体数の増加・分布の拡大や森林での食物資源の不足による行動圏の変化・拡大などが上げられており、また、ヒグマ防除隊員からも、エゾシカの増加に伴うヒグマの食物資源の減少も影響しているのではないかと伺っております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 4項目め、教育に関連して、初めに教員不足について伺います。

全国では教員が不足し、少人数学級が後退する学校まで出ています。文部科学省の2021年4月時点の調査では、全国の小・中学校で2,086人の教員が未配置となっていました。小樽市では、4月上旬、市立潮見台小学校で欠員が生じ、小学校で教える免許を持っていない教員に4月8日から1週間、クラス担任をさせ、授業を行っていたことが起こりました。今回のように、臨時免許発行前の教員が授業を行うことはあってはならないことではありますが、その背景には、教員が不足していた要因があります。

市内の小・中学校でも、年度当初は教員配置ができていない学校があり、教員の確保は毎年、厳しくなっています。北海道教育委員会は、教員確保のための対策を十分行っていると思いませんか。

教員不足の要因の一つが異常な長時間労働です。文部科学省の2022年の調査では、小・中学校とも持ち帰り残業を含めた1日の労働時間の平均は約11時間半に上り、中学校では4割近い教員が過労死認定ラインの月80時間を超える時間外労働、精神疾患による休職者も過去最多を更新し、2022年度は全国で6,539人です。市教育委員会では、教員の時間外在校時間を1か月で月45時間、1年間で360時間以内を目標にしていますが、2023年度3月では小学校66名、中学校では52名が45時間を超えています。

教育現場の疲弊を解消するためには、抜本的な改革が不可欠です。

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の特別部会が、先月、公立校の教員確保策について提言をまとめました。その内容には、時間外勤務手当の代わりに支給している給与月額のうち4%相当の教職調整額を10%以上に引き上げることが盛り込まれています。しかし、教員らが求めているのは、少な過ぎる教員定数を増やすこと、何時間残業しても1円も残業代が出ないという点です。

実際の労働時間に見合った月給とは言えません。また、教職調整額を引き上げることで、さらに長時間労働など教育現場の疲弊拡大につながるのではないのでしょうか。

教員の志願者を増やし、教員不足を解消するためには、教員の持ち授業時数と教員の抜本的な増員が不可欠です。

公立学校の教員には時間外勤務手当が支払う仕組みがない公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止と教職員の定数の増員をするよう国に働きかけることを求めます。

次に、新総合体育館整備について伺います。

本市においてスポーツ活動の中心的役割を果たす小樽市総合体育館は、日々、多くの市民が利用する施設であるとともに、災害時には多くの人員を収容する指定避難所です。毎年、総合体育館には、個人利用者だけでも3万2,000人以上が利用し、そのほかにも6万3,000人が剣道や空手など多くの市民が利用されている大事な施設です。しかし、耐震性能が旧基準のままであり、バリアフリー化も不十分です。

現在、老朽化が著しく、ボイラー工事やトイレの排水管の修繕費などがかかっていると聞いていますが、令和4年度以降の総合体育館の修繕状況についてはどのようなになっていますか。

基本構想の策定に当たり実施された市民アンケートでは、プールの利用目的で最も多い回答が健康増進となっています。水泳は全身の筋肉を満遍なく鍛えることができ、肩こりや腰痛の改善に効果があるとされている有酸素運動の一種です。このような効果があるスポーツにもかかわらず、道内5万人以上の都市では当たり前にある市営プールが小樽市と恵庭市だけありません。恵庭市では、全ての小学校の敷地内に設置されているのに対し、小樽市の小学校では17校中3校しかありません。

現状では、水泳を楽しむ市民の機会が十分ではないと考えますが、教育委員会としての見解を求めます。

総合体育館は様々な運動やスポーツ、市民の健康増進だけではなく、災害時の避難所としても必要な施設です。計画どおり建て替えを進めることが大事だと考えますが、見解をお聞かせください。

4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 高野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育に関連して御質問がありました。

初めに、教員不足についてですが、まず、道教委が教員確保のための対策を十分に行っていると考えられるかにつきましては、道教委では多くの若い方々に教員を目指してもらうため、教員のやりがいや学校現場の実践に直接触れる機会として、高校生や大学生を対象にセミナーやインターンシップを実施しております。

また、教員の成り手を確保するため、採用試験を道外でも実施するとともに、試験の時期を早めたり、複数回実施するなどしておりますが、欠員が生じている学校もありますことから、これまで以上に教員確保に向けた取組を進めていただきたいと考えております。

次に、教職調整額の引上げが教育現場の疲弊拡大につながるのではないかにつきましては、このたび

の中央教育審議会の特別委員会からの提言にある教職調整額の引上げについては、専門職にふさわしい教員の処遇改善を実現するため行われるものとされていることから、これをもって、教員の長時間労働や教育現場の疲弊拡大につながるものではないと考えております。

次に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の廃止と教職員の定数の増員を国に求めることにつきましては、教員の給与や勤務条件などは任命権者である北教委が定めることから、市教委としては給与に関する給特法の在り方について働きかけを行う立場にはないものと考えておりますが、教職員の定数の増員については、少人数学級の拡大や、複式学級の解消などについて、北海道都市教育委員会連絡協議会を通じて要望を行っているところであります。

次に、新総合体育館整備についてですが、まず、令和4年度以降の総合体育館の修繕状況につきましては、令和4年度の修繕箇所は12か所であり、主なものにつきましては、トイレ排水管改修で487万6,300円、ボイラー点検整備で41万8,000円、第4体育室天井パイプヒーター修理で33万円など、全体で672万6,300円の修繕費がかかっております。

5年度につきましては修繕箇所は10か所であり、体育館全体に水を流すための加圧給水ポンプの取替えで462万円、ボイラー点検整備で66万3,190円、トレーニング室天井ヒーター修繕で22万4,182円など、全体で662万円の修繕費がかかっております。

次に、市民の皆さんが水泳を楽しむ機会が十分ではないという考えにつきましては、市教委といたしましては、平成19年の市営室内水泳プール廃止後、高島小学校温水プールの通年開放を継続するとともに、民間施設への委託により各種水泳教室を実施するなど、市民の皆さんに水泳に親しむ機会を提供する取組を行ってまいりました。

市民の皆さんが水泳に親しむ機会は、市営プールなどの整備状況だけで単純には比較できないと考えますが、市中心部に市営室内プールがあった状況と代替施設として高島小学校温水プールを利用している現在の状況を比べると、利便性は低下しているものと考えております。

次に、防災の観点からも新総合体育館の整備を計画どおりに進めることが大事という考えにつきましては、新総合体育館は従来の避難所としての機能に加えて、大規模災害時には支援物資の集積所やボランティアセンターとして市内に支援物資を供給する拠点となります。また、令和4年度に小樽市新総合体育館基本構想を策定するに当たって実施した市民アンケート調査では、新総合体育館に望む機能として、「災害発生時に避難場所や防災拠点となる機能を備えた体育館」が最も多い回答でありました。こうした状況から市教委といたしましては、スポーツ環境の整備と防災機能の強化が共に図られるよう、施設整備を着実に進めていく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

（5番 高野さくら議員登壇）

○5番（高野さくら議員） 5項目めの質問をします。

議案第1号小樽市一般会計補正予算案について伺います。

政府が今月から実施する定額減税で、自治体や企業から膨大な負担に悲鳴が上がっています。企業では、給与システム改修などで数十万円かかるなど、賃上げを阻害しかねません。給与明細への減税額記載の義務づけだけでなく、減税と給付金が一体となっている上、1人4万円の減税の内訳が所得税と住民税に分かれるなど仕組みが非常に複雑です。令和6年度に入手可能な課税情報を基に把握した推計所得税額を用い、調整給付の対象を推定し給付額を計算、対象者に確認書を送付するなど事務に追われ

ることになり、計算ミスなどを招くおそれもあります。

そして、給付の算定に当たっては、定額減税で引き切れない金額がある場合に、その差額を1万円単位で切り上げて支給することから不公平が生じます。

そこで伺いますが、国から交付されている事務費分は1件当たり約3,000円として計上されていますが、事務費全額を補うことができず、不足分が約7,600万円にも及んでいます。不足額が大き過ぎるのではないのでしょうか。

新規非課税世帯等支援給付金事業と定額減税調整給付金事業費はどちらも委託にするとのことでしたが、税情報の漏えい等の危険から委託はなじまないと考えますが、対策は十分とお考えですか。

一部の課税者には、減税で不足する分は給付することになります。それならば、定額減税など複雑なやり方ではなく、一律に給付支給のほうがいいと思いますが、自治体としてそれは可能でしょうか。

市の一般財源から7,600万円も支出します。政府が進めてきた制度なので、国が事務経費も含めて交付金を100%出すべきではありませんか。必要な事務経費も出すよう国に意見を上げることを求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(迫 俊哉市長登壇)

○市長（迫 俊哉） ただいま、議案第1号について御質問がありました。

初めに、事務費の不足額につきましては、今回の令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業及び定額減税調整給付金給付事業は、可能な限り迅速な給付を行うため、業務を委託し、事業者によるシステムでの一括管理により実施することといたしました。これまでの給付事業に比べ、振込口座情報の申請受付、審査、入力作業量が多くなることから、作業内容の精査を行いました。国からの事務費用に対する交付分では不足が生じたものであります。

次に、委託時の情報漏えい対策につきましては、委託事業者と締結する契約書に個人情報取扱特記事項を記載して遵守させるとともに、事業者へ提供する税情報等は必要最小限にとどめ、事業者にはシステムや端末の管理、データの収受、守秘義務等について厳格かつ慎重な対応を徹底させてまいります。

次に、一律に給付支給で対応することにつきましては、定額減税は令和6年度税制改正において、物価上昇による国民の負担を軽減するため、税収の一部を国民に還元する制度として既に6月から実施されているものであり、本市が独自に定額減税とこれに伴う調整給付に替えて市民に一律に給付を行うことはできません。

次に、国に対する事務経費の要求につきましては、国の施策により行う事業の場合には地方自治体の実情をより的確に反映し、必要な事務経費を確保していただくよう、今後、全国市長会などを通じ国に要望してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 5番、高野さくら議員。

○5番（高野さくら議員） 幾つか再質問させていただきます。

最初に、大型工事についてですけれども、市長に、5年前倒しが可能になったのかということで、前倒しになった経過の公表や検証が必要だったと思いませんかということをお聞きしましたけれども、国が判断するものだと思うというような御答弁だったかと思えます。

しかし、新幹線の札幌延伸を前倒しした経過や検証については、市としてもいろいろなことで前倒し

になって関係市町村ともいろいろ協議をしてきたわけですから、十分な技術的、財政の裏づけをもってやってきたのかということは、やはり、公表や検証が必要だと思いますので、その点についてもう一度お答えをお願いします。

あと、JR北海道から経営分離予定の函館本線の長万部―小樽間の経済効果はどれくらいあるのかとお尋ねしましたところ、北海道では試算をしていないというような御答弁だったと思うのですが、そもそもどれだけ経済効果があるのか試算もしないで新幹線ありきで進めていくということ自体がおかしいと思います。試算してないのであれば、道に試算するように求めるべきだと思いますけれども、お答えください。

バス転換についてなのですが、市長答弁は今まで議論していて、バスの運転手不足は課題だという形でバス転換にしたということで進めていたから、それ以外は今のところ考えていないというような答弁だったかと思います。しかし、先ほど私が質問したように、北海道の担当者の方は、もうここ最近、特にバスの運転手不足なのだ。今までではなく、ここ1年にも満たない、半年間で本当にバスの運転手不足が生じているというようなことを言っているわけです。

だから、今まで議論していたよりもさらにバスの運転手不足が深刻になっているということですから、改めて沿線自治体に呼びかけて並行在来線の存続についても検討する議論が必要ではないかと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

次に、子育て関連について伺いたいと思います。

手宮保育所の建て替えと最上保育所の存続についても質問しましたところ、今後、市内の全体の保育所等の在り方についていろいろ検討するから、現在では、はっきり残しますなどといった答弁はなかったかと思います。

しかし、先ほどほかの議員からお話がありましたけれども、私も子ども・子育て事業ニーズ調査の結果を見ましたけれども、5年前と比べて就労のために保育事業を利用する方が増えているのです。あとは、利用したいけれど利用できないという回答の中には、保育所に入れないといった理由から利用したくても利用できないという状況があって保育の利用ニーズが高まっているということを考えれば、手宮保育所と最上保育所は、やはり残していくということが必要ではないかと思いますので、その点を伺いたいと思います。

小樽公園再整備についてなのですが、高学年でも遊べるエリアが必要ではないかとお尋ねしたところ、現在の再整備では小学校低学年と言いつつも高学年でも遊べますよという答弁だったかと思います。しかし、子育て世代の方からは、年代が違う子供がいると一緒に公園で遊べないから公園選びも悩むといったことも聞かれていますし、たとえ小さい子供が遊べるエリアとしながら実際の遊べる遊具が6歳から12歳だったとしても、子供は周りを見て遊ぶか遊ばないかというのを判断されるのです。自分より小さい子供が遊んでいると遠慮して遊ばないというふうにもなってしまいますから、だからこそ、小学校高学年の子も遊べるエリアも設ける必要があるのではないかと。そのことで、子ども・子育て世代も安心して利用できるのではないかと思いますので、その点について伺いたいと思います。

教育に関連してなのですが、教員不足について伺いました。北海道教育委員会は、教員確保のために対策を十分に行っていると思いますかということでは、実際にいろいろ北海道もいろいろな対応をしているけれども、これまで以上に取り組んでいきたいと思っていますというような答弁だったかと思います。

私も教員不足について質問するに当たっていろいろお伺いしましたが、令和7年4月1日現在で7人が欠員となり、ここ5年間で一番配置できない状況も生まれると聞いていますし、現在、授業は

問題なく行っているけれども、1人欠員になっているとも聞いていますし、教員確保のためには北海道教育委員会にさらに対策などを取り組んでもらうように働きかけもぜひ行っていただきたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 高野議員の再質問にお答えいたします。

1点目につきましては、北海道新幹線の開業について、当初2035年の開業年度を5年前倒ししたことの検証、公表について、経過の公表や検証が必要ではないかということのお尋ねでありました。

本答弁では、今後、その必要性について判断していくということで御答弁させていただきましたけれども、当時の政府与党のワーキンググループでは、5年前倒しすることの財政上や技術上の課題について整理を行っていると同っておりますので、こういったものが我々として調べることができるのであれば、我々なりに財政上と技術上の課題がどのように整理されて5年間前倒しになったのかということについて調べてみたいというふうには思っております。

次に、並行在来線について、長万部一小樽間の経済効果はどれくらいなのかということで北海道に試算を求めるべきではないのかということでもあります。求めることは求めているとは思っておりますけれども、並行在来線について経済効果だけが物差しではなくて、我々が判断した背景には、長万部一小樽間の今の鉄道収支については年間約二十数億円ということでバス転換を決めたわけですから、高野議員の御指摘だと経済効果を見て判断してということだと思うのですが、我々としては経済効果だけを物差しとしているわけではなくて、鉄道収支についても重要な物差しであると判断をしていることについては御理解をいただきたいと思っております。

並行在来線のバス転換について、ドライバーの不足について指摘をされているという問題でありますけれども、並行在来線のバス転換の問題につきましては、今後、近いうちに北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議が開催されるだろうと。既に幹事会が開かれていますので、協議会本会議のブロック会議が近々開かれるのではないかと思っております、その中で運行ダイヤ等が一定程度示されるのではないかと思っております。

ただ、ドライバー不足というのがより顕著になっておりますので、一つの考え方としては、長万部一小樽間の全区間を同じ交通モードということではなくて、区間ですとか、例えば利用者数に応じて最適な交通モードを考えていくというのも一つの考えではないかと思っておりますので、そういった御意見はブロック会議で述べていきたいと思っておりますのでございます。

両保育所について、はっきり残すと言ってくださいというような御質問だったかと思っておりますけれども、本答弁の中でもお答えをさせていただいておりますが、市内全体の保育所等の今後の在り方については、今年度、令和7年3月までに市内の保育所等の規模や配置に関する方針を策定することとしておりますということで御答弁させていただきましたけれども、私といたしましても保育環境の充実が少子化対策の重要な柱でありますし、私の公約であり、また、御指摘もそのとおりだとは思っております。

単なる数合わせということではなくて、子育て世代の皆さん方にとって安心して子育てができるということはどういうことなのかということを経験から考えていくことも必要だろうと思っておりますのでございます。

私の答弁の最後になりますけれども、小学校高学年も遊べるという、低学年と高学年が一緒では望ましい在り方ではないのではないかとというようなお尋ねだったかと思っておりますが、私どもといたしましても

アンケート調査の結果を受けて、6歳以下の子供と小学校低学年のゾーニングというのは一定程度、整理させていただいたものですが、これは本答弁の繰り返しになりますけれども、小学校低学年ゾーンに設置する予定の遊具は高学年でも遊べると考えておりますので、改めて高学年の利用を制限するという考え方はございませんので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 高野議員の再質問にお答えいたします。

道教委に対する教員確保に向けた要請についてのお尋ねだったかと思っておりますけれども、これまでも道教委には4月当初の速やかな教員の配置、それから、欠員が生じた場合の臨時的教員の確保などについて要望してきておまして、今後も継続してまいりたいと考えておりますけれども、教員が配置されないという場合に一番困るのは本市の児童・生徒であり、教職員でありますので、市教委としても速やかな教員の配置に向け努力してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

○5番(高野さくら議員) 再々質問をしたいと思っております。

子育て関連に関してなのですけれども、市長の先ほどの答弁を聞きましたら、やはり、子育て環境を整えることも大事だけれども、市内全体で考えなければいけないという答弁だったかと思うのですが、そうであれば、将来的なことをいろいろ考える中では、なくすことも含めて考えるということなのでしょうか、その点を確認させていただきたいと思っております。

公園の再整備についてなのですけれども、小学校高学年エリアについては新たに考えないというような答弁でした。別に私は全部、低学年エリアの中で高学年エリアを考えなさいというわけではなくて、低学年エリアの中に一つでも高学年も遊べるエリアがあれば、本当に小さい子供から少し年齢が高い子供まで遊べるのではないかという思いもあり、そういった意味も考えて高学年エリアも遊べるところが必要ではないかということをおっしゃっていますので、その点について再度お答えいただきたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(迫 俊哉) 高野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

公立保育所について、なくすということも含めて考えていくのかということでもございましたけれども、これからいろいろな議論の中で考えていきますので、今時点での御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

公園再整備につきましては、本答弁の中にもあったような気がいたしますけれども、遊具等のレイアウトにつきましては、現在、詳細設計の中でもまだ検討しているということでございますので、可能であれば、いただいた御意見について配慮といいますか、反映できるような形で臨んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって、会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時12分

再開 午後 6時30分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号については、先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 白川貴城

議員 平戸理史

令和6年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

令和6年6月19日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中鉢淳二議員、面野大輔議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第16号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、新井田邦宏議員。

（1番 新井田邦宏議員登壇）（拍手）

○1番（新井田邦宏議員） 一般質問させていただきます。

本市の無電柱化について伺います。

無電柱化とは、道路の地下空間に電線を収容する電線類地中化や、表通りから見えないように裏通りに配線をするなど道路から電柱をなくすことです。我が国では、昭和60年代初頭から進めておりましたが、平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律が施行されました。近年、災害は増加しており、台風や豪雨、地震などの災害において、電柱が倒壊して垂れ下がる電線とともに道路を塞いでしまい危険であるとともに、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路と言われる道路や避難所への道路を塞いでしまうなどの被害の拡大防止や安全性を確保したり、日常において電気は必要不可欠であり、また、インターネットの普及をはじめ、通信網の多様化により電線類は増加し続けております。

特定道路と言われる高齢者や障害者などの移動が通常徒歩で行われる道路で、バリアフリー法に基づいて国土交通省が指定している道路や学校周辺の道路の安全で円滑な交通確保のための道路空間を確保するため、また、地域の特性を生かした良好な景観を形成したり、最近では小樽国際インフォメーションセンターの屋上テラスからの市内や港周り、着岸したクルーズ船を見渡す際に電柱や電線にも目が行ってしまいます。そういった観光振興に対して、景観形成のための推進もしております。

特に、近年の災害の激甚化、頻発化、また、高齢者の増加などにより、その必要性は高まっております。海外では、ロンドンやパリなどのヨーロッパの主要都市や、香港やシンガポールなどのアジアの主要都では、無電柱化が概成しているのに対し、日本の無電柱化率は、令和3年度末時点で東京都で5%台、大阪府で3%未満、北海道に関しては2%に満たないところにとどまっております。

現在、国では令和3年5月に策定された無電柱化推進計画が令和7年度までの5年間の計画として推進されております。また、国の計画策定を受け、道では令和3年12月に新たに北海道無電柱化推進計画（第8期）が国と同じく令和7年度までの5年間の計画期間で策定され、推進しております。

そこで伺いますが、現在、市内で無電柱化されている路線名と総延長、箇所数をお示しください。

また、無電柱化されている路線の中で、本市で緊急輸送道路として位置づけられている道路及び特定道路の状況についてお示しください。

これらの道路、緊急輸送道路、特定道路では、各道路管理者においては何か特別な管理や維持などは

必要なのでしょうか。定期的なメンテナンスなども含めてお聞かせください。

国道、道道において電線共同溝方式で無電柱化する際に、本市の事業費負担はありますでしょうか。また、市道で実施する場合、本市の費用負担についてお示しください。

本市においては、小樽市強靱化計画に一文記載があり、「第3章 脆弱性評価及び施策プログラム」、「(4) ライフラインの確保」、「4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止」の施策プログラムとして、「②-2 北海道開発局が行う一般国道5号の無電柱化（電線共同溝事業）を推進するため、国等に要望を行う。」という一文の記載がありました。

その道路沿いなどの住民や事業者などとの合意形成はどのようにして進められたのか、分かればお示しください。

また、先ほどの小樽市強靱化計画に掲げております国道5号の無電柱化の促進のための国などへの要望はどのように行われているのか、お示しください。

現在、推進しております国の無電柱化推進計画では、5年間で全国で合わせて4,000キロメートルの道路の無電柱化を進めるという目標があり、その中で北海道内、とりわけ小樽市となると道内でも優先箇所もあるため、時間のかかることであると認識しており、現状として本市の小樽駅周辺については事業推進しているため、国道、道道を中心にどう広げていけるかと考えます。

防災の観点で最優先される場所ではありますが、歩道の電柱を少なくすることによる高齢者や障害者への安全な交通確保をする点、また、観光都市小樽市として観光振興の上での景観形成、この二つの観点でも本市にとっては非常に重要な意味を持つのではないかと考えます。

道内、中でも後志管内では、倶知安町と余市町でも無電柱化が進められております。余市町では、平成28年に駅前広場及び国道229号の駅前通りからニッカウキスキー株式会社の途中まで無電柱化されており、防災力向上を図るとともに景観形成の観点でも貢献しているようです。今年度も道道753号登余市停車場線の無電柱化が、北海道無電柱化推進計画に盛り込まれております。倶知安町では、道道343号と道道631号の倶知安町内のリゾート中心地である、ひらふ坂周辺の電線地中化済みであり、今年度においても北海道無電柱化推進計画に倶知安町内3路線の事業化に向けて、いずれも防災力向上や良好な景観形成推進で進めているようです。

今後、分かっている範囲で本市内での無電柱化する計画をお示しください。

道道については、北海道に対して何か要望などの働きかけは行っておりますでしょうか、お聞かせください。

それ以外で、小樽市内において無電柱化、災害時の防災の観点から、通行に際してのバリアフリーの観点から、観光による地域振興に向けた観点から、それぞれの道路を無電柱化すればよいか、本市のお考えをお聞かせください。

本市において、無電柱化を推進するのであれば、国道や道道は、それぞれ国と道で今後さらに延長していってくれることと思いますが、本市からの要望などにより少しでも早い延長がされる可能性があるのであれば、本市としては防災や観光の観点においてよいことではないでしょうか。

今後の新小樽（仮称）駅、また、クルーズ船が着岸する第3号ふ頭の供用が始まり、小樽国際インフォメーションセンターからクルーズ船を見渡すと電柱や電線がロケーションに影響があるとも聞いております。国道や道道までの道路周辺、小樽堺町通り商店街など、市民はもちろん、観光客の皆さんのための防災と観光振興の景観形成にもつながっていくのではないかと考えます。

次に、水質検査について伺います。

初めに、昨今、報道などがされておりますPFASという物質があります。日本語では有機フッ素化

化合物と呼ばれる炭素とフッ素を人工的に合成して作った物質です。北海道のホームページによると1万種類以上も存在するとされており、物質によっては撥水性、撥油性、熱・化学的安定性などの物性を示すものがあり、幅広い用途で使用されております。

中でも、PFOSは、半導体、金属メッキ、写真フィルムなどに使われ、PFOAは、繊維、医療、電子基板、自動車、フローリング、防護服などに使われており、撥水性と撥油性の性質を併せ持つため、金属メッキ処理剤、泡消火剤、界面活性剤などの用途で幅広く使用されてきておりますが、科学的に極めて安定性が高く難分解性であることから、仮に環境への排出が継続した場合には長期的にわたって環境中に残留すると考えられており、環境や食物連鎖を通じて、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されております。

国際的には、PFOSもPFOAも共に製造・使用・輸入が国際条約で禁止されており、日本でも既にPFOSは2010年、PFOAは2021年に製造、輸入等が原則禁止となる第一種特定化学物質に指定されております。

2020年、厚生労働省はPFOS及びPFOAを水道水における水質管理目標設定項目に指定するとともに、暫定目標値をPFOSとPFOAの合算値で50ナノグラム・パー・リットルと定め、水道事業者などによる管理をお願いしております。しかし、近年、全国各地においてこの値を超える濃度が検出される事例が発生しており、報道されております。河川、湖沼、海域、地下水、湧水、中には水道水から国の値を超える濃度が検出されております。

本市の水道局では、この二つのPFAS物質の検査はどの施設や場所で採水し、いつから、また、どのくらいの頻度で検査を行っておりますでしょうか。

この物質を含め、本市の水道水の検査もしっかり行われており、おかげで安心・安全なお水をいただけておりますが、その水質検査の中で水質基準項目と水質管理目標設定項目及び維持管理項目とありますが、それぞれどういうものでしょうか、お聞かせください。

例えば、水質基準項目において基準値を超えた場合の対応としては、どのようにしていくのでしょうか。何かマニュアルのような取決めがなされているのであれば、お示してください。

河川、湖沼、海域、地下水、湧水などは、公共用水域、また地下水として北海道及び小樽市が水質測定を行うと思いますが、令和6年度に北海道及び小樽市が小樽市域で水質測定対象として計画している場所として、主な地点をお示してください。

また、そういった測定結果は、北海道から本市に何か通知などが来るものなのでしょうか、分かればお聞かせください。

安心・安全なお水はもちろん、生活する中で川や海など水域の安全も気になるところであります。昨今のPFASの水質汚染の件を通して、北海道内では国の値を超える濃度は出ていないようですが、改めてお水の大事さ、身近に思い直す機会となり、全国的な問題を本市において考えたときに日常の管理の大事さと、何かあったときにはすぐに対策ができる体制や対応方法など、小樽市の皆さんが生きるために必要なお水だからこそ、重要ではないかと考えます。

次に、北海道新幹線の札幌延伸開業延期に対して本市の影響についてです。

各工区でいち早い工事完了を目指し、安全に工事を進めておられる北海道新幹線の各トンネル掘削工事、新函館北斗駅側にある渡島トンネルの掘削工事では、柔らかくて崩れやすい火山性の粘土質の地質が不規則に分布しており工事が難航していたり、羊蹄山の麓に位置する羊蹄トンネルでは、巨大な岩の塊に阻まれて工期が遅れているところもあったり、掘ってみなければ分からない部分もあるトンネル工事であります。

5月8日には、札幌延伸工事を進める独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、JR TTの藤田理事長が斉藤国土交通大臣の下を訪れて、2030年度末としている開業時期の目標の達成は極めて難しいという見通しを報告しております。国土交通省の有識者会議においては、2022年12月の段階で、既に3年から4年遅れている工区があることも認識していた中での今回の開業延期ですが、安全で適切な工法や少々工期を短縮できる方法がないかなど検討をしているところであります。

予定していた2030年度末には間に合わず、また、直接は関係ないにしても札幌オリンピックの誘致も視野に入れながらの2030年度開業を目指しておられたと思いますが、そこに照準を合わせていた中、開業延期となってしまったのですが、北海道新幹線札幌の開業延期になることは本市に何らかのお知らせとしてお聞きしているでしょうか。説明などをお聞きしていれば、内容もお示しください。

沿線自治体としては、情報共有を密にして動向を捉えておく、知って本市はどうしていくべきなのかは、その先の動きを組み立て直すには重要なことと考えます。

5月29日には、鉄道・運輸機構、JR TTの藤田理事長が札幌市を訪れ、北海道や沿線自治体の首長、経済団体などに工事の状況を説明する関係者会議が開かれたそうですが、本市はその会議に呼ばれて説明を伺っておりますでしょうか。伺っていれば、どういった説明だったのか、お聞かせください。

また、それを受けて開業延期について、市長の所感をお聞かせください。

開業延期となることによって、本市においてデメリットはありますでしょうか、お聞かせください。

本市では、平面及び立体駐車場を整備する予定となっておりますが、もともと予定していたスケジュールにどのような影響がありますでしょうか。

本市が実施する事業費として、開業延期前後での金額の変化も見込まれるのであれば、事業ごとの費用の変化のおおよその見込みをそれぞれお聞かせください。

現時点でまだ分からなければ、どのタイミングで事業費など算出できますでしょうか、お示しください。

駅前広場の整備について、先月5月8日に北海道後志総合振興局の方が、小樽都市計画道路事業（北海道事業）の施行に係る住民説明会を地元の天神町会の方々に対して行っておりますが、もし、本市の所管部署で御参加されていれば、改めてどういった内容だったのか、地元町内会の皆様の御意見などが出ていれば、お聞かせください。

工期短縮策も検討しておりますが、現時点での工期の見通しは困難な様相であり、最大4年の工事延期と言われておりますが、開業時期を明確にすることはなかなかできないようです。人手不足や資材価格が上がることも考えられ、大幅な工期短縮は困難である状況です。

迫市長は、北海道新幹線札幌開業延期に伴って、本市の手がける平面及び立体駐車場について、開業時期にかかわらず、現在設計の準備を着々と進められており、開業延期になればよりよいものにするために準備期間ができるという考え方にもなります。大事なのは、情報をしっかりいただいて、かつ本市として対応、対策などがすぐ手を打てるようにしておくことが重要ではないかと考えます。国、道、鉄道・運輸機構、JR TTとの連携をさらに強く推進を願います。

次に、RESAS、地域経済分析システムについてです。

RESASとは地域経済分析システムといい、地方創生の様々な取組を情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し可視化するシステムですとRESASのホームページにありました。

平成27年第4回定例会で、我が会派の秋元議員が活用とメリットについて質問しており、当時は活用

とまではっていないとのことでしたが、その後、研究し活用されてきているかと思いますが、人口対策や第1次産業から第3次産業、日本人観光客と外国人観光客などに関するビッグデータを可視化できるのですが、現在、本市においてこのRESASを活用している事例はありますか、お示してください。

今後、RESASなど国が提供するツールを積極的に活用していくべきと考えますが、御所見をお示してください。

国がまとめているビッグデータを本市と同じぐらいの人口10万人規模の市と比較し分析することで、本市の現状把握、それからの方向性や対策を打っていけるかと考えます。各分野においてのさらなる活用と、可能であればホームページなどでRESASの紹介とともに本市における活用をお伝えするもの、市民の皆様に関心を寄せていただく一助になるのではないのでしょうか。

日々の御尽力に感謝を申し上げ、さらなる発展と向上をお願い申し上げ、再質問を留保し、私の一般質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 新井田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の無電柱化について御質問がありました。

まず、市内の無電柱化路線につきましては、国道5号が約0.8キロメートル、道道臨港線が約0.9キロメートル、市道は中央通線、本通線、築港海岸通線、望洋線の4か所で、約2.8キロメートルとなっており、市内全体では6か所で、約4.5キロメートルとなっております。

次に、無電柱化された道路につきましては、緊急輸送道路は国道5号及び道道臨港線、市道中央通線。特定道路は国道5号となっております。

次に、無電柱化された緊急輸送道路や特定道路の維持管理につきましては、国や北海道、本市においても道路施設における定期的なメンテナンスや特別な維持管理について定められたものがないことから、各道路管理者が一般の道路と同様の維持管理を行っております。

次に、無電柱化の市の負担につきましては、国道、道道の場合は本市の負担はありませんが、市道で実施する際の負担は、電線共同溝本体整備費のうち、国の補助金がおおむね55%で、残りは市の負担となります。

次に、事業実施に当たっての合意形成につきましては、電線管理者については、北海道開発局が主催する北海道無電柱化推進協議会において、北海道無電柱化推進計画への位置づけについて合意形成を図り、住民の方には個別に訪問し、道路管理者と電線管理者などが工事実施に向けた説明を行っているところからお聞きしております。

次に、国道5号における無電柱化の要望につきましては、毎年、後志総合開発期成会を通じて国へ要望をしているところであります。

次に、市内における無電柱化の計画につきましては、北海道無電柱化推進計画に着手予定箇所として、国道5号の花園、国道393号の奥沢が位置づけられているところであります。

次に、北海道に対しての要望等につきましては、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺の良好な景観を形成するため、後志総合開発期成会を通じて道道天神南小樽停車場線の天神十字街から奥沢水源地までの無電柱化を要望しております。

次に、無電柱化をすればよいと考える道路につきましては、防災の観点では防災拠点を結ぶ路線である市役所本庁舎前の道路や病院周辺など、バリアフリーの観点では南小樽駅周辺、景観・観光振興の観点では堺町周辺などが考えられますが、これらが無電柱化するには多額の費用と相当の時間を要することから、まずは緊急輸送道路である国道や新小樽（仮称）駅周辺における道道での実施に向け要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、水質検査について御質問がありました。

まず、本市水道局の二つのPFASの検査につきましては、天神、豊倉、銭函、各浄水場の原水と水道局本庁舎、銭函終末処理場、祝津中継ポンプ所など上下水道施設7か所の水道水について令和3年度から検査をしており、3年度及び4年度は1回、5年度は4回行っております。

次に、水質検査のそれぞれの項目につきましては、水質基準項目は、水道法に基づき定期的に検査を行わなければならないもので、大腸菌や臭素酸などの51項目、水質管理目標設定項目は厚生労働省の通知に基づき水質管理上留意すべきもので、農薬類や残留塩素など27項目あります。

また、維持管理項目は、市内の浄水場における適切な浄水処理を確認するため本市独自に設定したもので、塩素要求量や電気伝導度など30項目あります。

次に、基準値を超えた場合の対応につきましては、厚生労働省の通知に基づき水道局で策定した水質汚染事故対応マニュアルに沿って北海道への報告を行うとともに、現地調査や水質検査を行い、汚染物質の種類や濃度から活性炭注入等で対応することとしており、状況によっては取水停止や給水停止の対応を取る場合もあります。

次に、令和6年度の小樽市域での公共用水域等の主な水質測定対象につきましては、北海道が実施する地点は、道の令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画によりますと、海域と地下水を予定しており、海域が朝里川河口左岸と高島岬突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域及び石狩湾新港港湾区域、地下水は、住ノ江、新光、若竹町となっております。

本市が実施する地点は、河川が蘭島川、朝里川などの20河川、海域が小樽運河であります。

次に、水質測定結果の北海道からの通知につきましては、道は水質汚濁防止法第17条の規定に基づき水質の汚濁の状況を公表することになっており、本市に対しては例年その公表した旨、通知があるものであります。

次に、北海道新幹線の札幌延伸開業延期に対して、本市の影響について御質問がありました。

まず、本市への説明などにつきましては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国土交通大臣に報告があった翌日に、鉄道・運輸機構及び国土交通省の担当者が来庁し、鉄道・運輸機構からは、工事の現状や遅れの要因、早期に今後の開業の見通しを明らかにし、早期開業に向けて最大限努力する旨の説明がありました。

国土交通省からは、大臣から鉄道局及び鉄道・運輸機構に対し、地元自治体などへの丁寧な説明を行うとともに、全体工程の精査を早急に開始し、早期開業を目指すよう指示がなされたとの説明がありました。

次に、沿線自治体等の関係者会議につきましては、本市からは副市長が会議に出席し、鉄道・運輸機構と国土交通省から先ほど申しあげました内容について説明があったところであります。

次に、新幹線の開業延期につきましては、これまで沿線自治体等では2030年度末の開業時期を見据え、まちづくりに取り組むとともに、経済効果の早期発現のため、国などへ早期開業の要請を行ってきたところであります。このような中、開業の遅れは駅周辺のインフラ整備の遅延や企業の投資意欲の低下、経済効果発現時期の遅れ、資材高騰等による地方負担の増加などの影響を懸念しているところであります。

す。

次に、新幹線の開業延期によるデメリットにつきましては、開業効果の発現が先送りになることに加え、新駅周辺のハード整備では人件費や資材の高騰などにより事業費が増加することや二次交通などのソフト対策では、運転手の人材確保がより厳しくなることなどが予測されます。

次に、駐車場整備スケジュールへの影響につきましては、駐車場完成後に施設の管理が発生することから、新幹線の開業時期に合わせて整備が完了となるように工事着手時期を遅らせる必要があるものと考えております。

次に、開業延期に伴う事業費の変化につきましては、今後、新駅周辺のハード整備にかかる人件費や資材の高騰などにより事業費が増加するものと予測されますが、現段階では各事業の費用をお示しすることはできません。

なお、事業費につきましては、開業時期が示された段階で改めて算出したいと考えております。

次に、駅前広場整備に係る住民説明会につきましては本市の職員も同席しており、北海道からは、駅前広場などの施工範囲、工事内容、事業スケジュールのほか、事業箇所における不動産の法的制限の内容について説明がありました。

次に、説明会での主な意見などにつきましては、整備の具体的な内容や工事スケジュールに関する質問があったほか、定期的に工事の進捗状況を報告してほしい旨の要請などがありました。

次に、RE S A S、地域経済分析システムについて御質問がありました。

まず、本市におけるRE S A Sの活用につきましては、小樽市人口ビジョンにおいて人口推計結果の比較や老年人口比率の推計データを引用するなど、計画策定に当たっての基礎的な分析に用いている事例があります。

次に、今後のRE S A Sなどの活用につきましては、多面的・広域的な分析ができるRE S A Sなどのツールはデータに基づく政策形成に活用が可能でありますので、引き続き研究してまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、新井田邦宏議員。

○1番(新井田邦宏議員) 再質問を1点させていただきたいと思います。

無電柱化の部分で、今、本市で無電柱化されている路線、総延長を聞かせていただいたのですが、この中で一般の電線管理者が工事した区間も含まれているかどうか。また、含まれていれば、どの部分か分かれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(松浦裕仁) 新井田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、無電柱化されている路線を幾つか挙げさせていただきましたけれども、この中で電線管理者が行っている事業があるかという御質問だったかと思いますが、電線管理者が独自に工事した路線は含まれております。路線といたしましては、市道築港海岸通線になります。

○議長(鈴木喜明) 新井田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

(3番 松井真美子議員登壇) (拍手)

○3番（松井真美子議員） 一般質問します。

産後ケア事業についてです。

2020年に閣議決定された少子化社会対策大綱には、子育て世代包括支援センターの整備促進、産後ケア事業の全国展開などで妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を地域で構築するとともに、児童虐待の発生予防にもつなげることなどが記されています。

子育て世代包括支援センターについては、本市では2020年9月に妊娠・出産・子育てのワンストップ相談拠点として、保健所内に開設されました。産後ケア事業は、産後の母親の身体の回復や心の安定を図り、安心して子育てができるように支援をすることを目的とした事業です。2021年度から市町村の努力義務となり、2022年度時点で84%、1,462の自治体で実施されています。出産後の母親は体が回復途中にある中、家事をしながら授乳や沐浴、オムツ替え、そして赤ちゃんが泣きやまない、寝てくれないなど、どうしてもいいのかわからないのに頼れる人が近くにいない場合が多々あります。このようなことが背景にあり、産後ケア事業のニーズが高まっています。

本市では、2018年度から産後ケア事業がスタートしました。市町村の努力義務となった2021年度は11人、延べ12人が利用、2022年度は47人、延べ61人が利用しました。昨年度、2023年度の利用者は69人、延べ135人と、前年度と比較して出生数が95%に減ったにもかかわらず、利用者は147%に、延べ利用数は220%に増えました。

市長は、利用が増えた要因は何だとお考えですか。

利用者からどのような感想や意見が寄せられていますか。また、それについての市長の見解をお聞かせください。

利用が広がったとはいえ、利用者が多かった昨年度でも出産した方の2割以下しか利用していません。そこで、小樽市としての産後ケア事業の位置づけについてお聞きします。

産後ケア事業は、家族などから援助が得られない人や心身の調子が優れず支援が必要な人が利用できるものという位置づけですか。それとも、誰でも気軽に利用してくださいという位置づけですか。

産後ケア事業には、病院などの施設に行つてケアを受けたり、赤ちゃんを預けて母親が休養できる日帰りのデイケア型と宿泊型、利用者の自宅に助産師が向いてケアを受ける訪問型がありますが、本市ではデイケア型と訪問型を行っています。デイケア型は小樽協会病院で4か月未満の赤ちゃんとも母親、訪問型は1歳未満の赤ちゃんとも母親が対象で、合わせて5回まで利用することができます。

札幌市では、6か月未満の赤ちゃんとも母親を対象にデイケア型と宿泊型が通算7日間まで利用できます。出産後1年くらいまでは育児によって精神状態に問題が生じる可能性が高いということで、産後ケア事業の努力義務対象が産後4か月未満から1年未満に拡大されています。本市のデイケア型の対象は、産後4か月までです。産後は動けない時期もあり、利用に至らないこともありますので、せめて札幌市と同じ6か月まで広げるべきではありませんか。

産後鬱は、出産女性の約1割に発症し、最悪の場合、自殺に至ることもあると言われています。体と心をゆっくり休める場として、宿泊型の導入も検討してはいかがでしょうか。

次に、小樽市総合福祉センター移転についてです。

第1回定例会では、移転について、利用者からのアンケートは取っていない。今後、丁寧な説明をして意見を伺っていきたいと市長から答弁がありました。私が聞いたところでは、説明はないと利用者の方がおっしゃっています。最低限、利用者からアンケートを取って丁寧に進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

現在の小樽市総合福祉センターは、バスを降りるとすぐ目の前があるので、車を運転しない高齢者な

どにとって行きやすいという声を聞きます。ウイングベイ小樽に移るとなると、バスを降りてから施設の4階までの距離を歩くのは大変で、サークルは続けられないと不安の声が寄せられています。

小樽市公共施設長寿命化計画では、「耐震性能に課題があり、老朽化が進んだ総合福祉センターの整備は急がれます。しかし、高齢者の利用者が多いことから、利便性の良い市中心部での整備が望まれておりますが、現時点では適地がないため、利用可能な民間施設等が生じるまで現施設を「維持」とします。」とされてきました。計画で、市中心部が望まれているとしていた小樽市総合福祉センターをウイングベイ小樽に移転すると決めた理由をお聞かせください。

仮に、市中心部への移転が難しいということであれば、単独でも現在地で建て替えをすることについての検討は十分したのでしょうか。

小樽市総合福祉センターでは、高齢者を対象に週に2回、100円で入浴できるサービスがあります。福祉総合相談室によると、入浴サービス利用者は2023年度は合計6,314人、1日平均63人の方が利用しています。多くの高齢者の楽しみの居場所になっています。自宅にお風呂があっても広いお風呂に入りたいという方、また、独り暮らしで人恋しくて来るといふ高齢者もいます。衛生面でも精神面でも経済面でも、高齢者が元気に暮らす支えとなる福祉事業です。それでも、市長は入浴施設は必要ないとお考えになりますか。

老朽化で移転しなければならない状況は確かに理解できますが、現在地にという要望が強い状況で、利用者の合意がないまま進めるべきではないと考えます。まずは立ち止まって、しばらくはそのまま残すべきではありませんか。

次に、バスの乗務員不足についてです。

バスの減便が進んでいます。バスの時間を気にして買物を早々に切り上げるお客さんが増え、活気がなくなったという商店街の声や、残業して札幌市から帰るとバスがないので札幌市への移住を考えると市民の声も聞き、バスの減便問題はまちづくりに直結していると感じます。

市は、市民が移動するための公共交通を守り、小樽のまちを衰退させないためにも、乗務員不足問題を事業者と協力して進める必要があるのではないのでしょうか。

その一つの案として、市内バス路線における女性のバス乗務員の確保について質問します。

タクシーやトラックでは女性のドライバーをよく見かけますが、バスの女性乗務員の割合は1%台です。全国的には増加傾向にありますが、小樽市で見かけないのは残念です。女性乗務員を増やすためにバス事業者が小樽市で取り組んでいることを把握していればお聞かせください。

また、本市で女性のバス乗務員が増えることについて、市長の見解をお聞かせください。

国土交通省が行ったバスの運転者の確保及び育成に向けた検討会では、検討会が実施したバス運転者に対するアンケートによれば、潜在的になりたいという女性が多いとの声が上がっている。検討会においても、特に地方部の女性は自動車を運転する機会が多いため、運転業務に違和感を持たない。勤務の定時性が確保されている路線バスは、既婚女性にとっても働きやすいといった指摘もあり、女性運転者の本格的な定着や大幅な増加を図っていくことは喫緊の課題であるとしています。

そのためには、トイレや更衣室などの整備はもとより、短時間勤務の導入や休暇制度など、勤務体系について働く女性の目線で見直し、ハードとソフトの両面から女性が働きやすい労働環境の整備を進めること。そもそも、女性がバス運転者になれるというイメージが持たれていない可能性があることから、女性向けに特化させてPRを強化する必要があるとしています。

自治体でも取組が行われています。岩手県や富山県では、新規採用者の試用期間の給与助成や女性乗務員用のトイレや更衣室などを整備した事業者への補助を設けるなど、県が助成して環境整備を進めて

いるところがあります。道にも助成制度を設けるよう、近隣町村と協力して要請するお考えはありませんか。

女性の採用を強化するために、チラシの新聞折り込みや教習所へのポスター掲示、採用窓口に女性スタッフを配置して女性が相談しやすい雰囲気をつくるなど、工夫している事業者もあります。また、東京都葛飾区では、バス乗務員への居住手当や女性乗務員の環境整備のための補助金をこの6月の定例会に補正予算案で提出するということです。

本市として、事業者と相談してできることは積極的に協力をする必要があるかと思いますが、いかがですか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 松井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、産後ケア事業について御質問がありました。

まず、産後ケア事業の利用が増加した要因につきましては、令和4年度から利用料を無料にしたことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、以前よりも外出に対する抵抗感が軽減したことなどが影響しているものと考えております。

次に、利用者からの感想や意見とその見解につきましては、授乳の悩みが減って気持ちが楽になった、ゆっくり休息することができ、とてもリフレッシュできたなどの感想や、これからもぜひ続けてほしいなどの意見をいただいたり、産後の育児に対する不安や心身の疲労などを抱える方への効果的な支援になっているものと考えております。

次に、産後ケア事業の位置づけにつきましては、心身の不調または育児不安があるなど、育児支援を必要とする方だけではなく、母体の体力回復への支援など心身のケアや育児サポートが必要な方も広く対象としております。

次に、デイケア型の利用対象期間の拡大につきましては、当該事業の委託先の受入れ体制等を踏まえて現在の対象期間を設定しているところではありますが、利用者からは出産後4か月以降の利用を希望する声もあることから、今後、他都市の実施状況の把握なども含め研究してまいりたいと考えております。

次に、宿泊型の導入につきましては、産後に家族のサポートが十分受けられない状況にある方や授乳が困難な状況のまま分娩施設を退院した方などへの支援として宿泊型は有効と考えますが、助産師等の専門職による実務担当者の配置など、国のガイドラインに基づく要件もあることから、まずは他都市の実施状況や利用ニーズ等の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽市総合福祉センター移転について御質問がありました。

まず、利用者への説明につきましては、利用者へのアンケートは実施しておりませんが、現在、利用者及び団体への説明を行っているところであり、今後、ポスターの掲示やチラシの配布などを行い、広く移転についての周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、ウイングベイ小樽への移転を決めた理由につきましては、現在の施設は老朽化が進み、耐震基準も満たしていないという課題があり、早期の移転が望ましいと考えております。ウイングベイ小樽は、耐震性能やバリアフリーに対応し、高齢者等が安心して施設を利用することができるとともに、利用環境の改善も期待されることから、総合的に判断し、移転を決定したものであります。

次に、現在地での建て替えにつきましては、小樽市公共施設長寿命化計画において利用可能な民間施設等が生じるまで、現施設を維持すると整理したため、建て替えの検討は行っておりません。

次に、入浴施設の必要性につきましては、入浴施設は利用者の方の憩い、くつろぎの役割を担っている施設であると認識しております。一方で、施設の維持には燃料費等多額の経費がかかっており、また移転先において代替施設を整備することは困難な状況であります。老人福祉センターは、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することを目的とする施設であり、入浴施設が廃止された場合でもそれらの機能を維持することで、その目的を果たすことが可能であると考えております。

次に、施設を現在地にそのまま残すことにつきましては、現在の施設は老朽化が進んでおり、耐震基準も満たしていないことから早期の移転が望ましいと考えております。

次に、バスの乗務員不足について御質問がありました。

まず、女性乗務員を増やすことにつきましては、市内のバス事業者においては、女性専用休憩室の設置のほか、妊娠から育児期間中のサポート体制を整えるなど、女性が働きやすい環境の整備に努めているとお聞きしております。

また、市といたしましては、乗務員不足が深刻化する中、市内の路線バスを維持していくには、運行に必要な乗務員数の確保が必要と考えており、女性乗務員の採用増加はその一助になるものと考えております。

次に、乗務員採用に係る助成制度につきましては、女性の採用に限ってはおりませんが、これまでも乗務員確保に対する支援制度の創設について、北海道に対し後志総合開発期成会を通じて要請を行っております。

次に、乗務員の採用のためのバス事業者への協力につきましては、市といたしましては、これまでも乗務員確保策として広報おたるやSNSなどによる情報発信のほか、企業説明会の案内など事業者と連携し、取組を進めておりますが、今後も女性の採用を含め乗務員確保に協力してまいりたいと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、松井真美子議員。

○3番(松井真美子議員) 再質問をさせていただきます。

産後ケア事業について、アンケートで授乳の悩みが減って気持ちが楽になったとか、これからもぜひ続けてほしいという意見が寄せられているということで、やはり大事な事業ということを改めて感じました。周りに頼ることができないで精神的な不安を抱えながら、育児放棄などという悲しい事故につながることもありますので、ぜひ多くの方に気軽に利用していただきたいということを改めて感じました。

産後ケアの位置づけは、広く対象としているということを知って安心しましたがけれども、まだまだ2割以下というところでは、皆さん、出産後はなかなか自分の体も大変な中、赤ちゃんのお世話を優先しなければということで頑張っていて、不安があってもやっておられまして、自分がケアしてもらってもいいのかと、ちゅうちょしているという部分もあると思いますので、気軽に利用していいのですよということをもっと積極的に打ち出してほしいと思うのです。

ほかの自治体では、産後ケアは有料となっている場合がありますけれども、本市は無料になったということで、そこは本当にすばらしいと思うのです。それに加えて、さらにどうぞ利用してくださいと、気軽に利用してくださいということを前面に打ち出すということで、小樽市が子育てを応援しているのだ、優しいなということがより伝わると思います。そういう精神的な満足というのは心に残りますので、

さらに積極的な姿勢をアピールしていただければと思います。

デイケア型も研究していきたいということもおっしゃっていただいていますので、そういうことも含めて、より利用しやすい事業に拡充していくということで、再度お考えをお聞かせいただければと思います。

次に、小樽市総合福祉センター移転について、アンケートは取っていないと。ただ、今、説明が行われているところだということです。やはりアンケートも取らないで、今、説明が行われているというのは、遅いなという実感です。丁寧な説明をして意見を伺っていきたいということだったので、アンケートを取るのかと私も思っていました。

市長は、まちづくりの三つのキーワードで、対話の重視を一つに挙げています。今回の移転のことを利用者の方が新聞報道で知ってびっくりしたとおっしゃっているので、本来だったら決まる前に、利用者の方に説明してから進めるということをするべきだったと思いますけれども、もう既にここまで話が進んでいますので、これからポスターを貼ったりということで説明をしていくというお話もありましたが、ぜひ直接、利用者の方の声を聞く機会を設けていただきたいと思います。

もう一つ、小樽市総合福祉センターのことで、やはり利用者との話し合いとか合意がない中で、移転ありきで進めるべきではないのではないかと思いますので、立ち止まるべきではないかということをお願ひしたいと思います。

あと、バスの乗務員不足についてです。女性の乗務員が増えることは乗務員不足解消の一助になるという御認識を伺いました。やはり、女性の運転手を見かけないので、なってもいいのか、なれるのかという部分がありますので、女性に特化してというか、特に女性の方がなれるのですということをおアピールする部分で、もう少し積極的に市として関わることがあればと思いますので、その点をお願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（迫 俊哉） 松井議員の再質問にお答えいたします。

1点目は、産後ケアについてお尋ねがりましたが、御質問の趣旨は、今後とも利用増に努めていただきたいということ、あるいは内容の充実にも努めていただきたいという趣旨と受け止めました。少子化対策ですとか子育て支援策は、金銭的な負担軽減だけではなくて、やはり精神的な負担軽減というのも重要な要素だと思っておりますので、育児の環境を整えるですとか、保育の環境を整えていくとか、あるいは教育の環境を整えていくということにつきましては、今申し上げましたように少子化対策や子育て対策として大変重要な要素だと思っておりますので、御指摘の件については、しっかりと検討してまいりたいと思っております。内容の充実については、まだ様々な課題もあるとも認識しておりますので、その課題の解決ですとか財源の捻出といったものも検討しながら考えていきたいと思っております。

2点目の小樽市総合福祉センター移転につきましては、本来、十分な説明があってから進めるべきではなかったのかという点につきましては、御指摘のとおりだと思っております。基本的には、それができなかったことについては申し訳なく思っておりますけれども、利用者の声を改めて聞くようにという御指示、御意見、御要望でもありますので、移転することについては、我々はこのまま進めさせていただきたいと思っておりますけれども、移転後の要望などもあれば聞いていかなければいけないと思っておりますので、機会を見て利用者の声は伺ってまいりたいと思っております。

それから、改めて立ち止まって考えるべきではないのかにつきましては、今、御答弁申し上げました

けれども、老朽化も進んでおりますし、現行どおり、ウイングベイ小樽に移転をさせていただきたいと思っております。

それから、バス乗務員の関係ですけれども、改めて申し上げるまでもなくドライバー不足というのは深刻な状況になっております。御質問があったように、これを補完するためには女性のドライバーの確保、あるいは外国人材を活用するしかないと思っておりますけれども、外国人材を登用するまでには、まだまだ制度的な問題もあって時間もかかると思っておりますので、女性がドライバーとして勤務できるような形をバス事業者ともしっかりと意見交換をさせていただきながら、御質問にあったのは女性でもバスの運転手になれるということをPRしていただきたいということだと思っておりますので、この辺についてはバス事業者ともしっかり協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 松井議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時35分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、佐々木秩議員。

（25番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○25番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

1 項目め、地方自治法改正について。

今国会において審議され、つい先ほど参議院議員本会議で可決、成立した地方自治法改正、国の指示権について伺います。

まず、これまでの経緯は四半世紀前に遡ります。第1次地方分権改革により、国と地方の関係は上下・主従から対等・協力へと大きく転換、機関委任事務制度が廃止され、まさに自ら治める形となりました。

しかしながら、第33次地方制度調査会での議論を受けた本地方自治法改正では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と政府が認定すれば、個別法に規定がなくても、政府が必要な対策を自治体に指示できると決めました。この法案に対して危惧の声が、国会内だけでなく有識者や支持される側になる多くの地方自治体、地方議会から意見書やその他の形で発信されています。

その内容は、地方自治の確立と相入れず、自治体への国の関与は必要最小限度と定めた地方自治法にも反し、国と地方の対等な関係が損なわれる。自主自律的な存在である自治体にとって根源的な問いであるにもかかわらず、審議が拙速過ぎて危機感が十分に首長に伝わっていない。国に指示権行使を認める国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の要件、さらには解除の要件までもが極めて曖昧。よって、対象が広範囲かつ長期間に及ぶおそれがある。国会の関与も不要で、閣議決定だけで発動できる内容となっている。指示の前に、国が自治体から意見を聞いたり資料の提出を求めたりする規定はあるが、あくまでも努力義務。現場の実情を十分に酌み取れないおそれがある。自治体の広範な自治事務の処理に対し、個別法の根拠規定なしに違法でも緊急でもない場合にも、国の指示権の行使が可能になり、自治を脅かす等の指摘がされています。

こうした声に対して、自治体との事前調整や事後の検証、「指示は必要最小限」は法案の附帯決議に盛り込まれたものの、依然として自治体側の大きな危惧は拭えていません。ある町長は、自治体は改正を求めている。国が指示してくれなど一切思っていないとまでおっしゃっています。住民に最も近い市区町村を飛び越える形で、緊急時にそれぞれの地域の住民の命や暮らしを守る最善の指示を国が出せ

るのかを疑問視する首長は多くいることが分かります。

コロナ禍では、全国一斉休校など国の一方的要請が混乱を招きました。熊本地震でも、防災担当大臣が避難先に指示した体育館を地元自治体は危険と判断し、これを拒否。その後、震度7の地震で当該施設の天井は落下しました。現場の判断がなければ被害はさらに増えたことでしょう。現場をよく知るのには、市町村や都道府県です。国と自治体が対等な関係の下、十分に意思疎通を図りながら対処するのが本来の在り方でしょう。

ここで、この問題について問う理由がもう一つあります。自治体の自治権を侵される可能性があると同時に、国の指示権が発出された場合、我々地方議員の権能も奪われかねないとも考えるからです。市議会により是としたものが差し止められることや、否と断じたものを進められてしまうことなどもあり得るのです。地方議会として、今回の改正案をそのまま受け入れてしまって、本当に市民から負託された権能、極端に言えば、市民の生命を守る使命を果たすことができるのかを問われているのです。

もちろん、国家的危機的状況の際、国としての緊急的、全国的視野での判断が必要な場面はあるでしょう。しかし、危機的状況の中、守るべき市民に寄り添い最も確かな判断と行動を取れるのは、地方の行政と議会であると、これまでの様々な経験上、私は確信しています。

さて、それらを踏まえ、この項の質問をいたします。

地方自治法改正における国の指示権の創設は、コロナ禍における国の指示系統に課題があったことを根拠にしていますが、例えば、新型コロナウイルス感染症対応時に国と市との調整において、市が課題だと感じたことをお聞かせください。

また、国が指示したほうがよかった、事態が改善していたと感じた事例は本市においてありましたか、あればお示しください。

また、これほど国と地方の関係に重大な影響を与える改正にもかかわらず、一方の当事者である地方側からの意見聴取は、第33次地方制度調査会第19回専門小委員会で都道府県議会議長会など地方6団体から行われたのみで、しかも意見は総じて批判的であったとのこと。本来であれば、国と地方が入念に協議し、今まで上げてきた問題点などについて整理した上で法改正に当たるべきでした。

法改正が議論される中で、国の指示権について、総務省などから本市が意見聴取される機会はありましたか。

地方の行政や議会が主体性を持って判断することが市民を守ることに直結することは、新型コロナウイルス感染症蔓延時に迫り市長が下した的確な判断でも示されたと感じています。緊急の場合であれば、私はむしろ住民に一番近い立場である自治体が実情に合わせて行政運営をすることが望ましいと考えます。

市長は、今回の地方自治法改正による国の指示権についてどのように受け止めていますか、お聞かせください。

想定外の事態が起こったときほど自治体から国に求めるのは上下関係による指示ではなく、対等に協議して知恵を出し合い、連携・協力していくこと、それを支える事前の支援機材や人材などの後方支援、財政支援です。地方自治法は、国は本来果たすべき役割を担い、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねると定め、憲法にある地方自治の本旨を具体化しています。この原則に立ち返る必要があると、この項の最後に指摘いたします。

2項目め、小樽公園の桜について伺います。

今年も小樽市内の桜の咲く季節が過ぎました。年々、桜の満開の時期が早くなっているようなのが気になりますが、市内各所の桜の名所では多くの市民や観光客が楽しむことができました。小樽公園では、

明治33年、1900年に開設され、2010年、平成22年には北の造園遺産にも認定されている由緒ある公園です。公園内には約900本の桜があることから、花見の季節には小樽市民のみならず、市外から多くの花見客が公園を訪れ、桜やツツジを鑑賞しています。

ただ、どうしても気になるのが、小樽公園や手宮公園の桜の木の樹勢の衰えです。花がつかず枯れてしまっている枝が目立ち、中には木の枝だけが辛うじて残っている木が増えてきています。

8年前の2016年、第2回定例会代表質問で、私は小樽公園の桜について質問をしています。その趣旨は、高齢化の進む桜の木を専門家の意見を聞き、長期的ビジョンを持って維持管理して欲しい。また、その際、市民との協働で進めていきたいと思いますという内容でした。

その答弁は、小樽公園での現状について、「樹木が伸び、景観の妨げになっているところもあり、また、桜については樹齢が進み、てんぐ巣病などの影響により枯れかけている枝も見られることから、今後は伐採も含めた計画的な維持・管理を行う必要がある」、「次の世代に豊かな自然を継承するためにも、樹木医等の意見を参考にしながら、必要と思われる箇所を重点的に維持・管理を行ってまいりたい」とありました。

あれから8年がたちました。現在の小樽公園の桜の木の状態についてお示しください。

この8年間での公園内の桜の木の維持管理について、概要をお示しください。その際、樹木医等専門家の意見は聞かれたでしょうか。聞かれたとしたら、その際の内容についてもお聞かせください。

現在、第2次小樽市緑の基本計画を実施中で、計画期間は2023年から2032年までの10年間となって、その基本理念としては、「市民との協働で築く、自然と人が共生する緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽」とし、小樽公園を含む市内の公園もその中に位置づけられています。

先ほどの代表質問では、市より、今後の長期的ビジョンに立った維持管理計画の策定の必要性は認識しているので、今後、改定を予定している小樽市緑の基本計画の中で策定できないか検討してまいりたいとの答弁もありました。

現基本計画の中に、検討の結果、長期的ビジョンに立った維持管理計画策定が盛り込まれている箇所はありますか。また、実際に例えば、小樽公園についてはどうなっていますか。

同じく、その際の代表質問では、市民的議論や参加のシステムが必要との提案し、第2次基本計画でも市民との協働が基本理念にうたわれています。それを受け、主要施策の「緑化を推進する体制づくり」の中に、市民との協働が示されていますが、実際に桜の木に関して協働していることはありますか。あるとすれば、桜の木の維持管理についてはどうしていますか。

2026年、供用開始を予定する小樽公園再整備案での各遊具や新規駐車場の整備計画との関係も気になります。建設部建設事業室公園緑地課から2月に示されたレイアウトイメージ図では、この再整備エリアに入る通路は、現行のテニスコート上の公園内通路を使用すると思いますが、どのような整備を予定しているのでしょうか。場合によっては、その通路脇に並ぶ桜の木に影響は及びますか。

及ぶにせよ、及ばないにせよ、桜の木を含むこの周辺の樹木についてもただ伐採してしまうのではなく、来園された方にこの公園の歴史ある景観を感じられる整備方針をもって公園内通路を設計してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

先日、新聞報道によると、小樽天狗山の山頂近くにあり、樹齢100年を超えるエゾヤマザクラ、天狗桜について、近年、枯れ枝が目立つなど樹勢に衰えが見られるようになってきたため、小樽市が専門機関に依頼して育てたクローンの苗木6本が、天狗桜展望台に植えられたとのこと。こうして、市民や観光客に親しまれている天狗桜が残されていくことはいいことです。また、こうした樹木の命を継ぐ技術があるということも知ることができました。そこで、天狗桜だけでなく、小樽公園の桜、主にソメイ

ヨシノも何とか命を継ぐ処置ができないものでしょうか。小樽公園の桜ほど長く市民に親しまれてきた桜はまれでしょう。

そこでお聞きます。今回の天狗桜の植樹までの経緯についてお聞かせください。

今回の技術や方法の小樽公園、手宮公園の老木への適用の可能性について伺います。可能性があるとなれば、その技術も含めて、小樽公園の桜の木の将来的な対応についての見解をお示してください。

今回は小樽公園に限定しましたが、手宮公園や長橋なえぼ公園でも桜の樹勢の衰えは進んでいます。今回、公園の全体像をイメージした上での桜の木の計画的な配置や更新をお願いいたします。

また、桜の木は苗木を植えておしまいではありません。そこからの長期間に及ぶ維持管理には、技術面、資金面、人の手の面でなかなか大変です。今回のような最新技術活用や資金面でのクラウドファンディングや募金、市民へのボランティア協力要請を積極的に計画し、歴史ある小樽の春の景観を守ってほしいと願います。

3項目め、小・中学校教員不足の影響について伺います。

市内小学校で、小学校で教える免許を持っていない男性教員にクラスを担当させ、授業も行わせ、結果6時間分は未履修扱いになったとのこと。前校長がこの教員に任用前の来校を打診したもので、現校長も結果として担任と授業をさせていたとされています。こうした経緯を聞くと、まずは無資格の教員に授業をすることを求めた管理職の対応に大きな過失があることは明白ですが、そんな明白なことをあえてせざるを得なかった学校現場の状況について掘り下げてみる必要があると感じます。

その前に、確認したいことがあります。6時間の未履修分の授業の補償はどのように扱われましたか。結果として、児童の負担になるようなことはありませんか。

この臨時採用の方は、今年度の4月1日から来校し、本人同意ではあるものの担任としての準備を始め、4月8日からは担任として授業を業務として行っており、結果的に約2週間の間、無報酬で業務をさせられていたという部分は、その分の補償があるべきだと考えます。これらについては、本来的に道教委の管轄とは思いますが、市教委の見解をお聞かせください。

この小学校の4月当初の教員配置状況はどうなっていますか。危惧するのは、市内他校でも同様に任用前から無資格で担任や授業などの業務を行わせていないのかということです。市内他校の様子をお知らせください。

今回の小学校においては、おとしもスクールバス運転手が運転するバスを急停止させ、児童にけがを負わせた事件があり、当時の関係した子供だけでなく、全校児童や保護者、さらにその後の様々な対応に当たった教職員も強いストレスを受けました。そこに今回の問題が重なったことにより、さらに心理的な負担や、もしかすると現場管理職だけでなく、市や道の教育に対する不信感のようなものも持たれたのではないかと危惧します。そのような危惧に関し、現状の児童や保護者、教職員の様子や意見、心情の把握はされていますか。また、その皆さんへのサポートはどのように対応されていますか。

今回の件には、教職員の成り手不足という問題がその原因にあると考えます。最近、全国的に学校職員の欠員が増え、小樽市においても欠員補充がままならない状況にあるとお聞きます。そのような中で、この小学校校長は背に腹は代えられず今回のような対応を取ってしまったということでしょう。

そこで、教員配置の現状とその対応についてお聞きますが、まず、教職員の成り手不足という問題について、市教委としての認識を伺います。

昨年度途中で、教員の欠員等により補充や代替の教員配置が必要となった状況はどのようになっていますか。

また、補充や代替の教員配置が必要になった主な理由についてもお聞かせください。

今年度当初の教員配置で、欠員等により補充や代替の教員配置ができていない状況はありましたか。欠員があったとしたら、その補充はどうしているのでしょうか。これも本来は道教委の責任ではないかと思いますが、実情は市教委が背負っているのではありませんか。

また、補充がかなわない場合、その分をどのように埋めているのでしょうか、例をお示してください。

欠員が生じる理由はいろいろあると思いますが、例えば、担任の教員が途中で退職されたりした場合、校内教員のどなたかが代わりで担任になりますが、子供たちの動揺等がないか心配されるところです。担任の欠員が生じた際、子供たちへの影響とそのケアについて伺います。

また、もし欠員補充ができていない学校があれば、校内の教員の誰かがその分をかぶり、結果、業務過多となり、その方が体調を崩せばさらなる欠員を生むおそれがあります。欠員が生じている学校に対し、欠員補充を急ぐことはもちろんですが、現在、勤務している教職員への特段の配慮を求めますが、いかがでしょうか。

教員不足問題は、基本的には道教委の責任下であり、また、国、文部科学省が解決すべき問題です。先月、中央教育審議会から、今後の教職員の処遇改善や働き方改革などの在り方についてまとめた案が公表されました。しかし、残念ながら、今回の小樽市での問題例のように喫緊の課題となっている教職員の成り手不足と教職員の長時間労働の常態化の双方を解決する実効ある方策とは到底なっていないと言わざるを得ません。よって、当分はこうした状況は続くのではないかと危惧するところです。

対策として、待遇や働く環境の改善はもちろんですが、私見ですが、もう一度、学校の教員という仕事は面白い、やりがいがあると、教員やこれから教員を目指す人に実感してもらうことが教員の成り手不足の解決には必要ではないかと思うのです。

こうした思いは、学校で子供たちとしっかり向き合う時間が確保され、教職員の仲間や子供たちと共に創意にあふれた教育活動を通してつくり上げていくことが可能です。それを市教委や保護者の皆さんが理解を持ってサポートしていってくれる。そんな教育ができる魅力的な学校で働きたいと思えるような学校づくりをお願いしたいと思います。夢のように聞こえるかもしれませんが、過去にこの小樽市内にも現実にそんな学校が存在したのですから、お話しさせてもらいました。

以上、再質問を留保し、一般質問を終えます。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方自治法改正について御質問がありました。

まず、新型コロナウイルス感染症対応時における国と市との調整につきましては、感染症対策では、本市の要請に基づき、国立感染症研究所から専門家が迅速に派遣されるなど、調整は円滑に行われたものと考えております。

また、国が指示したほうがよかった事例などにつきましては、飲食店への休業要請や公共施設の休館などの対応において混乱を生じた場面はありましたが、国全体の方針や基準と併せ、地域の実情を考慮する必要もあったことから、御質問にありました事例の有無については明確な判断が難しいものと考えております。

次に、国の指示権に係る意見聴取につきましては、総務省などによる聴取の機会はありませんでした。

次に、国の指示権に対する受け止めにつきましては、地方自治法において国は「普通地方公共団体の

自主性及び自立性に配慮しなければならない」と規定されており、また、このたびの改正においては、必要最小限の行使やあらかじめ自治体に意見を求めることなどが盛り込まれていることから、国は指示権の内容や適用について丁寧に説明するとともに、法の趣旨に反して行使されることがないように運用に当たっては慎重を期する必要があるものと考えております。

次に、小樽公園の桜について御質問がありました。

まず、桜の木の状態につきましては、公園内にはソメイヨシノなど約650本が植生しておりますが、花の開花状況を踏まえると全体的に樹木の老齢化が進んでおり、また、そのうち約1割がてんぐ巣病を発症している状況にあります。

次に、桜の木の維持管理などにつきましては、有識者と共に小樽公園内の桜の木のパトロールを行い、樹木の倒木や病気などの対応について助言をいただいております。この助言を基に、倒木や枯れた木については伐採を行うとともに、てんぐ巣病を発症している樹木については、その対処法として枝を切除するなどの維持管理を行っております。

次に、第2次小樽市緑の基本計画の中に長期的な維持管理計画が盛り込まれているかにつきましては、本計画には維持管理について掲載しておりませんが、緑の保全の主要施策の一つに、「歴史的風土と結びついた身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与える緑地として次世代に継承できるよう努めます。」と記載しており、この中に小樽公園も含まれております。

次に、桜の木に関する市民との協働につきましては、民間団体などから桜の木の植樹について申入れがあった場合、市は植樹の場所や本数、維持管理について協議を行い、植樹を許可しております。その際、維持管理につきましては協働の取組として、一般的に植樹から樹木が安定するとされる4年目までは植樹者が管理し、それ以降は市で管理をしているところであります。

次に、小樽公園再整備エリアへ入る通路の整備につきましては、現在のテニスコートの上の通路は狭隘であることから、再整備に当たり駐車場へ出入りする車両や歩行者が安全に通行するための拡幅工事が必要であり、その際には必要最小限の伐採が生じるものと考えております。

次に、小樽公園再整備内通路につきましては、車両や歩行者が安全に通行できる幅員を確保するため、必要最小限の樹木を伐採することになりますが、その場合、桜を補植するなど歴史のある身近な景観資源として次世代に継承できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、天狗桜の植樹につきましては、令和2年に中央バス観光開発株式会社から天狗山山頂の樹齢100年を超える天狗桜に老木化による衰えが見られることから、市に対し、国立研究開発法人森林研究・整備機構の林木遺伝子銀行110番を活用し、後継樹の増殖を行いたい旨の相談がありました。

この事業は、地域のシンボルである名木などの貴重な樹木について、接ぎ木や挿し木などで後継クローン苗木を増殖するものですが、申請者は、国または地方公共団体等の公的機関である必要があり、本市が同機構へ申請を行ったものであります。その後、天狗桜は保存の対象であると診断され、令和3年に接ぎ木を行い、苗木が屋外に植栽しても生育できる見込みとなったことから、本年5月の里帰りに至ったものであります。

次に、クローンの苗木を育てる技術の適用につきましては、小樽公園や手宮公園の老木にも可能性はあるものと考えております。

次に、小樽公園の桜の木の将来的な対応につきましては、既存の桜の木については、病気にかかった樹木が周辺の樹木へ感染しないよう枝払いを行うとともに、枯れた樹木については、伐木と補植などの維持管理を引き続き行うほか、クローン技術の活用につきましても将来に向けて研究してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

小・中学校教員不足の影響について御質問がありました。

初めに、未履修分の授業の補償と児童の負担につきましては、今回の件で未履修分となる授業時数は、国語2時間、特別活動3時間、総合的な学習の時間1時間の計6時間となっておりますが、学校からは、各教科で決められている標準授業時数を上回る年間計画を立てており、時間割を変更することなく未履修分を1学期中に回復することができ、児童の負担にはならないものと聞いております。

次に、当該教員への補償につきましては、本事案における責任の所在を明らかにするため、現在、道教委へ事故報告書を提出しているところであり、その結果を得て検討してまいりたいと考えております。

次に、この小学校の4月当初の教員配置につきましては、この学校は普通学級が10クラス、特別支援学級が3クラス、通級指導教室が4クラスであり、教員の定数は、校長と教頭、加配1名を含め23名となっております。

4月1日時点での教員の配置状況につきましては、正規職員が16名、再任用短時間勤務職員が2名、臨時的任用職員が5名で欠員が1名生じておりましたが、4月15日に補充され、正規職員12名、臨時的任用職員5名が学級担任を担っております。

次に、市内他校の様子につきましては、任用前から無資格で担任や授業を行わせていた学校はないことを確認しております。

次に、児童や保護者、教職員の様子や意見などの把握とサポートにつきましては、市教委では、本事案についての保護者説明会に出席し、保護者の皆さんからの意見や要望などを伺ったほか、学校行事の際に児童の様子を参観するとともに道教委の職員と学校を訪問し、校長や教頭などから教職員の様子を伺うなど、状況の把握に努めております。

今後とも、定期的に学校の様子を聞き取るとともに、学校訪問での助言などを行うなどサポートしてまいりたいと考えております。

次に、教職員の成り手不足についての市教委の認識につきましては、近年の全国的な人手不足などの影響により、職業選択の幅が広がり、他の職業を選択する学生が増えたことに加え、教員の長時間労働や生徒指導など、授業以外の業務負担に対する不安なども教員の成り手不足の要因であると認識しております。

次に、令和5年度途中の教員の欠員等の状況とその主な理由につきましては、令和5年度途中に欠員等により補充や代替の配置が必要となった教員数は22名であり、このうち、年度内に18名が補充されましたが、4名は補充されませんでした。

また、欠員等となった主な理由としましては、病気や出産による長期の休職等のほか、年度途中の自己都合による退職や死亡退職によるものです。

次に、令和6年度当初の教員の配置の欠員等の状況につきましては、令和6年度当初は、学級増や予定外の退職などにより7名の欠員が生じておりましたが、6名が補充され、現在1名が補充されていない状況であります。

次に、欠員補充の対応につきましては、教員の欠員補充は任命権者である道教委が行うこととなりますが、市教委では、教員免許保持者の情報収集や退職教員等へ任用に向けた働きかけを行うとともに、学校においても、教員同士のつながりなどを活用して教員の確保に向け、協力いただいております。

また、欠員が補充されるまでの間は、教頭や他の教員など学校全体で協力し、授業や校務などを行っ

ております。

次に、担任の欠員が生じた際の子供たちへの影響とそのケアにつきましては、欠員による担任の変更などにより、学習指導や安全管理などに、少なからず影響があると考えられることから、子供たちや保護者の皆さんが不安を感じることをないよう丁寧な説明を行うとともに、授業や学校生活などで支障が生じないよう全教員で子供たちをサポートしているところであります。

次に、欠員が生じている学校の教職員への配慮につきましては、市教委としては、まず、欠員補充が早急に行われることが重要であると考えますので、道教委に対し強く要請するとともに、市教委としても教員の確保に向け全力で取り組んでまいります。

また、欠員が生じた場合には、全教職員で業務を補っていく時間が必要となりますので、ゆとりを持った職場環境の構築に向け、より一層教職員の働き方改革を推進していくことが大切であると考えております。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 25番、佐々木秩議員。

○25番(佐々木 秩議員) 再質問をさせていただきます。

2項目目の小樽公園の桜についての項目ですけれども、公園内に通路を設けて、拡幅のために必要最小限の伐採を行う必要があるということでしたけれども、私も何が何でも伐採するなど言っているわけではありません。

通路拡幅というのもあるのでしょうかけれども、例によると、青森県五所川原市金木町というところには、国道339号沿いに100年以上たったソメイヨシノの並木が19本立っていたのだそうですけれども、木の幹の中の空洞化とか腐敗等も進んで危険性が高いということで、19本のうち17本を伐採したのだそうです。非常に由緒正しい並木道だったらしいのです。ただ、それでも市民の理解は得られる。まして、一般道路で通行する、それから、通学路でもあったということもあったのだと思うのです。

こういうことからいうと、小樽市の公園内の通路についても、来園者の安全確保するためにも、どうにもならない危ない木については伐採も必要だろうとも思います。しかし、大事なところは、切っておしまいでなくて、やはり、そこどころにあった並木の歴史というか景観を残すための更新のための手続、作業をきっちり計画の中に入れてほしいと思ったのですが、そういう意味合いで捉えると、先ほどの御答弁は一致していると押さえてよろしいでしょうか、お答えをお願いいたします。

それから、2点目です。桜の木の将来的な対応についての見解をいただきました。

クローンの技術も可能性の中に入れてということでお答えいただきましたが、それ以外について病気の対応、枝払いや補植何かについてということでしたが、もう少し具体的な、こんな感じにしていきたいのだというイメージをできればお答えいただけないかと思ったのです。

再質問になじむかどうか少し疑問なのですが、例えば、私のアイデアとしては、令和3年、今から3年前に小樽市総合博物館に保管されている花園公園設計図というのが市指定の有形文化財になりました。御覧になったことがあるかと思えますけれども、3メートル掛ける3メートルぐらいの大きいものです。

この設計図を作ったのは、造園家で長岡安平という人です。この人は、本当に日本で最初の公園デザイナーと言われている人で、東京都の芝公園、それから、札幌市でいうと大通公園や中島公園をデザインされた方が、あそこのデザインをされたのです。その図が、小樽市で有形文化財に指定された。

例えば、そういうものも活用して、ストーリーとしてこういうものを小樽公園の再整備のときに一緒に考えに入れて、ストーリーを練っていただけないか。そうすることによって、もう少し膨らみのある、

歴史的な興味も引ける、小樽市にふさわしい公園整備になるのではないかとということをお話しさせていただいて、もし、そういうようなことについて何か見解があればお答えいただければと思います。

3項目目の小・中学校の教員不足の影響について伺います。

先ほど、今のところ、例えば今回問題になった小学校と同じような対応をした学校はなかったのかという質問をしたときに、ありませんでしたということで一安心いたしましたけれども、私が聞くところによると、やはり、辞令が遅れている学校というのは実際にほかにも何校かあったと。だから、少し判断を一つ間違えば、同じような事例がほかにもできたのではないかとすることは心配がされていたそうです。

そこで聞きたいことは、同じ状況下でも管理職の判断が分かれて、結果として不適切な勤務対応になったところと、適切にきちんと対応したところに別れた原因があると思うのです。その辺のところについて何か分析があればお答えいただきたいと思います。

それから、小樽市内の教員の欠員の状況について伺いました。やはり、欠員があるということについては、かなり問題だと。この前、市民と議員の懇談会が開かれましたけれども、その中でも、学校で欠員がある、教員がいない、何とかしてほしいのだという切実な要望が上げられていたところ。4月以降、今日までも市内小・中学校でも、また何人かの教職員が病休・休職・退職が続いているという話も入っております。何とか対応するために、先ほど教育長がおっしゃっていたように様々な手を尽くして、市教委や現場の教員方が何とかそこにはまる人を求めているという御苦労も今お聞きしました。

それだけのことをされているので、本当に思いを持ってやっていただけているということが分かりました。その上で、教員の不足、欠員の状況についてどのような問題意識を持っておられるのかということも、もう少しお話しいただきたい。それから、先ほど少し言っていたいただきましたが、今後の対応についてもさらには何かお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（松浦裕仁） 佐々木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

3点あったかと思いますが、まず1点目につきましては、公園の通路の拡幅についてのお話だったと思います。

この通路といいますのは、これから整備を考えております駐車場にアクセスする道路というような位置づけになっております。ここにつきましては、現在、幅員としては4メートルぐらいしかない道路の中で、通路として使う分には交通の安全を確保するという観点からすると、どうしても拡幅が必要だと考えております。

ただ、拡幅するに当たりまして、現況4メートルから大体6メートルから7メートルの拡幅が当然必要となってきて、海側は、崖になっておりますので、そちらにはどうしても拡幅ができないということになりますと、どうしても山側に拡幅するという形になるかと思っております。

この場合におきましても、山側にもたくさんの樹木がありますけれども、基本的には伐採しないような形でやりたいと思っておりますが、伐採もやむを得ない部分につきましては、やはり、安全を確保する上で、最小限の伐採が必要かと考えております。

2点目ですが、具体的な枝払い等のイメージという話だったかと思っております。

これまでも小樽公園の樹木の管理につきましては、有識者の方からいろいろな助言をいただいております。特に、小樽公園内については、てんぐ巣病とかいろいろ発症しているという状況の中で、どうや

っててんぐ巢病を未然に防止したらいいかななどの話も伺っている中で、てんぐ巢病に関してはなかなか未然の防止は難しいという話も伺っています。

この対処方法といたしまして、木を枝払いするしかないという話をいただいていますので、どういった形で枝払いするかというのは有識者の方と相談して、維持管理に努めているところでございます。

あともう1点、小樽公園全体のストーリーとして、歴史的なイメージをして今後、再整備に当たってはどうかという話がありましたけれども、現在、小樽公園というのは歴史的な公園でもございますので、そういった歴史をストーリーとして今回の整備計画に位置づけることが可能かどうかというのは、現在、行っている実施設計の中で検討させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。

1点目は、無資格で担任や授業を行わせていた事案の学校と他校との違いについてのお尋ねであったかと思えます。

この学校では、新年度に校長が替わりまして、その際に、前任の校長と現在の校長の引継ぎが不十分であったため、現在の校長がこの教員の任用日を誤って認識していたために起こったという事案であったと認識しているところでございます。

それから2点目、多くの欠員が発生している状況に対する問題意識と、今後の対応についてのお尋ねだったと思えます。学校では病気や退職などにより欠員が生じた場合は、欠員補充がされるまで担任業務や教科指導、校務分掌の業務などを、管理職を含む全教員でフォローしながら進めている状況であり、教職員には大きな負担をかけているという状況は認識しているところでございます。

市教委としましては、これまでも効率的な業務処理による子供と向き合う時間を確保するため、校務支援システムや保護者との連絡ツールの導入など、ICT環境の整備に努めてきたところでございますが、教員自身が誇りとやりがいを持って生き生きと子供たちと向き合うことができるよう、今後とも働き方改革を推進していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長(鈴木喜明) 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

(15番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○15番(中村吉宏議員) 一般質問します。

まず、市政上の課題に関連し、迫市長の政治姿勢のうちの投資を呼び込むということについて伺います。

この投資を呼び込むということについては、本年第1回定例会でも質疑が行われたところであります。迫市長は、投資を呼び込むために本市の都市計画を見直すというお考えを示されました。この計画見直しについて、どのようなことを想定されているのか、お示してください。

本市の用途地域指定は、戦後の引揚者の方々等が本市に定住をする過程、人口増加傾向の状況下で定められたものが基本となっており、人口減時代の今でも住居系地域が市街地の7割を占める状況です。市内各所で空き家・空き地が増加しているにもかかわらず、現状の地域指定では有効な不動産の利活用を行うことは困難です。

定住者が減少する一方で、観光都市として成熟してきた本市において、柔軟かつ弾力的な不動産の運

用を行うためにも、市街化区域の用途地域指定等を抜本的に見直すことが必要と考えますが、市長の見解をお示しください。

また、様々な見直しを行うとして、具体的にどのような見直しを行うのか、本市の将来像を捉えた戦略的な観点も含めてお答えください。

さて、投資を呼び込むことについて、都市計画における用途指定を見直し、土地を有効に活用できるようにするだけでは達成はできないものと考えます。多くの企業が小樽市に進出し、投資を行う際、どのような条件を達成しなければならないのかという投資家側のニーズを把握することは必須であります。この点、本市ではどのような取組を行っているのか伺います。

これまでの企業誘致活動に加えて、市内外の民間企業や団体同士の情報交換の把握も必要になると考えます。こうした情報収集について、さらに拡大しつつ深掘りを行う必要があると思うのですが、本市ではどのような取組がなされており、今後、どう結果を出す考えなのか、お示しください。

さらには、今述べた民間の情報を把握し、そのニーズに対応できる状況を用意しなければ、本市に投資を考える企業等を誘導することは難しいものと思います。市として、こういう取組についてどのようにお考えか、見解をお示しください。

次に、今、建設に向けた計画策定が進んでいる新総合体育館について伺います。

この建設について、市内では賛否は様々ある模様です。市民の中には、昨年末近くの時期で、体育館更新の情報を初めて知ったという市民の方もおられました。新総合体育館建設推進の立場から申し上げますが、SNSの発信等も含めて、都度、今後の情報を示し、市民理解を深めていく必要があると考えます。市の積極的な取組を望みますが、見解を示してください。

さらに、市民の方には体育館に収益性や独立採算による運営を求めるべきという意見をお持ちの方もおられます。社会教育施設であり、市民の体育を目的とする公共施設は市民サービスが主眼であり、民間施設と同様の利益追求を行う施設ではないということも改めて周知をする必要性を感じました。本市においても、この観点からこの施設の意義を広くお知らせし、理解を深めていただくことを行っていただきたいと考えます。見解をお示しください。

この新総合体育館建設に当たって、市民の方から要望も寄せられております。子育て世代の市民の方は、子供の習い事で体育館を訪れる際、終了までの時間に何もすることがないため、新しく建設される施設にはカフェや軽いトレーニングができる民間施設等が併設されると自分たちも有意義な時間を過ごせてありがたいという声をいただきました。非常に合理的であると考えます。現計画が進む中で、少しでも多くの方が有意義に利用できる施設となるよう知恵を絞りながら、このような付随施設を併設することも行っていただきたいと考えます。可否も含め、見解をお示しください。

次に、中心市街地の再々開発について伺います。

JR小樽駅前広場の開発は、基本計画が示されているものの事業着手が未定の状態であります。駅前広場を小樽の玄関口にふさわしいものにするために整備をするとのことですが、今後、どのように取り組むのか、時期も含めて計画をお示しください。

また、以前より再開発を計画している小樽駅前第1ビルについても、その動向を心配しております。魅力ある小樽駅前の今後の開発に重要な施設となるものと考えます。現状、そして今後の見通しについて、市の把握している内容をお示しください。

また、今後の進展について、課題などがあればお示しください。

小樽駅前の開発については、本市で今策定作業を進めている小樽市立地適正化計画の策定なくしては進まないものと考えます。

まず伺いますが、今年度策定予定の小樽市立地適正化計画の策定作業の進捗や策定に向けたスケジュールをお示しく下さい。

また、この計画策定により、今後、小樽駅前への整備がどのように進められるのか、具体的にお示しく下さい。

小樽駅周辺について伺います。

現在、旧色内小学校跡に道営住宅建設が進んでおります。他方、反対の札幌市寄りの地域では、産業会館や隣接のNTTが所有する建物について経年劣化の状況が見受けられます。今後、策定される小樽市立地適正化計画において、このエリアは都市機能誘導区域になるものと推察されますが、中心市街地としてこれら施設について、民間の投資を含め有効な活用が期待できるものと考えます。これら施設の今後の活用と市の関わり方について考えをお示しく下さい。

さきに質問いたしました、本市に投資を呼び込む上で非常に重要なエリアになると考えます。投資する側が投資しやすくするための戦略なども含めて御答弁ください。

次に、市内看護学校の今後について伺います。

小樽看護専門学校の令和7年度末閉校受け、令和8年度開校を目指して進められた新看護学校設置に向け、小樽市看護学校検討協議会が新看護学校開校に向けて議論を進めてきたところ、本協議会が新設校設置への検討を終了したとの内容が本年2月27日付の文書で議会に示されました。今後は、小樽市看護職員確保対策協議会を設置し、新たな看護学校開設に代わる各般の対策の検討に着手するとのことであります。

そこで伺いますが、小樽市看護職員確保対策協議会は既に設置されたのか。また、設置されているならどのような協議を行ってきたのか、お示しく下さい。

また、市は看護学校開設に代わる各般の対策の検討に着手するとのことですが、どのような内容を予定しているのか、お示しく下さい。

小樽市看護職員確保対策協議会としては、今後、新たな看護学校の設置は考えないという方針でよいのか、御答弁ください。

小樽看護専門学校は、毎年30名前後の看護師を輩出してまいりました。小樽市立高等看護学院の卒業者を合わせると、これまで年間60名程度の看護従事者が本市で誕生するわけです。小樽市看護職員確保対策協議会の対策により、今後も年間これだけの看護人材を本市で確保できるのか、見解をお示しく下さい。

本市の高齢化率や後志管内の医療圏をも念頭に置くと、本市における看護人材の安定確保は重大な懸案事項であると考えます。したがって、今後、本市における安定的看護人材確保策として、看護学校の新設等の施策は必要なことであると考えます。

高校から看護学校を経て、あるいは大学の新卒者の看護人材を獲得するだけではなく、社会人経験者が看護の道を歩む過程は、これまでの本市を見ると望まれるスキームでした。報道によりますと、砂川市ではこれまで、高校卒業生対象の看護学校に社会人枠を設けることが掲載されておりました。こうしたことを考えると、本市においては将来的なことも考え、再度ゼロベースから看護学校の設置を検討するべきと考えます。本市の見解をお示しく下さい。

次に、市民生活に関連して伺います。

初めに、高齢者等のお買物支援策について伺います。

昨年、第2回定例会代表質問で、買物の移動に困難を感じる方々への支援策を求める質問をいたしました。本市では以前、実証実験を行い、その際に上げられた課題の解消や交通事業者との調整、財政負

担や公平な制度設計など十分な検討が必要とのことで、研究されるとのことでありました。

まず伺いますが、本市ではその後、買物支援に関する調査・研究等は行われたのか。行われたとすれば、どのような内容なのか、お示してください。

さらに、その後の予算特別委員会で、お買物バスなどの運用での課題は何かという質問に対し、車両を有償で運用した場合、道路運送法の法令の規定が課題である旨の御答弁をいただきました。道路運送法に関する課題について、何か解消策などは検討されたのでしょうか。

他都市では、スーパー等の小売店舗の事業者の協力を得て、高齢者等の買物支援を行っている自治体もあります。道路運送法に抵触しない方法は、多く存在するものと考えますが、このような民間と協力し実現を図るという考え方について、見解をお示してください。

各地域に根差した個人商店が事業主の高齢化で閉店し、地域からお店がなくなる状況は刻一刻と進んでおり、自家用車を持たない高齢者等が買物困難な状況が一層進んでまいります。特に、高齢者については、店舗内で自分の目で商品を選び、価値を見定め購入するという行為が認知症予防にも非常に有効であり、心身の健康維持にも有益な活動となります。手後れとなる前に、本市でもこうした事業を進めていただきたいと思えます。

次に、市内パークゴルフ場について伺います。

高齢の方を中心にパークゴルフを楽しむ人口が増えております。健康づくりにも最適であり、私の知っている方は、ほぼ毎日どこかのパークゴルフ場でプレーを楽しんでいるとのことです。本市にあるパークゴルフ場は、私の聞くところでは、昨年度は4か所開設されておりましたが、うち2か所は今年度内には閉鎖が予定されているとのことであります。市内でパークゴルフを楽しまれる個人、団体にとって大変、困惑する状況であると考えますし、複数の方々からパークゴルフ場の存続や新規設置を含め、行政への支援を求めてほしいとお声をいただいております。

そこで、市民の生涯スポーツ環境を整備するべきという観点から伺います。

まず、本市として、市内パークゴルフ場の存廃に関し、どのような情報を把握されているのか、お示してください。

次に、これらパークゴルフ場が廃止となった場合、直営・誘致を含め、新設の方向で市に取り組んでほしいと思えますが、見解をお示してください。

次に、町内会等への支援について伺います。

まず、街路防犯灯のLED電球の交換について伺います。

これまで、従来の電球からLED電灯へと交換が進められてきた市内街路防犯灯ですが、この事業は市の補助を受けて、各町内会、自治会が取り組んできたものであります。その防犯灯も経年で交換時期を迎えるものが増えてまいります。

これを受けて、各町内会・自治会で予算計上を行っているところもあるようですが、物価高騰を受けて予算繰りに苦慮されているところもあるとのことです。

そこで伺いますが、街路防犯灯の電灯交換について、本市では現在どのような補助を行っているか、お示してください。

また、価格高騰等の状況により、町内会等の困惑状況を受けて、市では今後どのような支援の見直しを行っていくのか、お示してください。

次に、ごみステーション設置・管理について伺います。

以前もこの件を質問させていただいたことがあります。本市の考え方として、ごみステーションの設置、管理については、町内会とごみステーションを利用する住民で市と協議し、設置、管理すると

いうものであります。一方、高齢化等で、自分たちで十分なごみステーションの管理ができないエリアが増加し、町内会でも個別に管理を行う組織もないため、結局清潔の保持などが困難になるステーションが増えております。こういう状況を踏まえ、本市としても対応を行わなければならないと考えます。高齢化、人口減少の状況を踏まえた今後のごみステーションの運用について、市として状況を把握しているのか、お示してください。

さらに、こうした状況を改善するため、市として収集方法の検討、ごみステーションの維持・設置への積極的関与など、共助を行いたいのが限界のある現状の市民生活を見据えた支援を行っていただきたいと思いますが、市の見解をお示してください。

最後に、本市の道路について伺います。

本市の道路には、市が管理する小樽市道のほか、国道、道道や民間の私道などの種類があります。これらの道路は、それぞれ道路管理者が管理をする状況となっております。

まず、小樽市道についてであります。

例年4月から道路の防滑対策でまいた砂の回収が行われますが、今年は例年より回収が進んでいない旨、市民の方々からお声が寄せられております。

そこで伺いますが、この砂の回収について、どのような計画で進められているのか、お示してください。

さらに、市道上の舗装の穴の補修や白線の整備について伺います。

これも雪解け期以降、道路の舗装の穴、白線が欠損している状況が見受けられますが、なかなか補修が進まない状況であると思われます。現に、これらの状況について日々、市民の方々から補修の要望が届きます。

伺いますが、融雪期以降、道路の舗装の穴や白線の欠損等の把握、補修はどのような計画で進められているのか、お示してください。

また、計画上、現在はどの程度まで進められているのか、お示してください。

市民の歩行、車両通行のみならず、道路の危険箇所存在は観光客の方々にも危険を及ぼすことになります。早期の改善を望みます。

最後に、市道認定について伺います。

市内では、私道を市道認定してほしいという要望は多々あるものと思われます。本市の中心繁華街であります花園1丁目を通る通称花園中通り、スパル通り、花間栄通り、小川小路は、特に夜間、人や車の往来がにぎやかです。しかし、この道路は私道であり、いわゆる民有地であることから道路の整備や除排雪は、土地所有者の責任で行うのが原則とされるということです。以前、私もこの道路に関連する要望を何点か受けましたが、対応に苦慮いたしました。この地域の方々から、道路の整備も進まず、通行される方の危険性も指摘されております。以前は、車椅子で通行中の方が、道路の陥没に車輪を取られ転倒するという事故も発生したということです。早期の市道認定を望む声も上がってきております。

土地所有者が錯綜する状況等も耳にしておりますが、市民が集う繁華街であり、さらに、観光に関しては滞在時間の延長や夜の小樽観光充実という観点からも、しっかりと対応すべきものと思います。このエリアの市道認定について、ぜひ取り組んでいただきたいと考えます。本市の見解をお示してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市政上の課題について御質問がありました。

まず、私の政治姿勢についてですが、都市計画の見直しにつきましては、市街化区域における用途地域について相当な期間、全市的な見直しは行っておらず、現在の用途地域と実際の土地利用に一部乖離が見られるため、改めて適合性の検証を行った上で進めていく必要があると考えております。

また、見直しに当たりましては、人口減少対策や企業誘致の観点も踏まえた検討を行ってまいりたいと考えております。

このほか、本市の市街化調整区域には、ニセコ積丹小樽海岸国定公園など優れた景勝地があり、この活用についても、現在、庁内で議論を行っているところであります。

次に、用途地域の見直しにつきましては、本市における現在の市街地は用途地域などの規制・誘導により形成されてきており、用途地域を抜本的に見直すことは住環境や事業環境に大きな影響を及ぼすため、困難なものと考えております。

次に、具体的な見直しの内容につきましては、まずは現状の土地利用状況を分析した上で、見直しの必要性やその方針を策定することとなることから、現時点では具体的な内容はお示しできませんが、見直しに当たっては、先ほど申し上げましたとおり、住環境や事業環境に影響を及ぼさない範囲において、人口減少対策や企業誘致の観点も踏まえた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、企業ニーズを把握する取組につきましては、本市では企業の進出に関し、首都圏で開催される産業展等において企業と情報交換を行っているほか、設備投資動向調査において本市への進出に関心を示している企業に対し、企業訪問などを行っております。

次に、企業や団体同士の情報交換の把握につきましては、企業間や団体間における情報交換の内容を本市が情報収集することは難しいものと考えておりますが、設備投資動向調査において、本市へ関心を示さなかった企業の優先条件は把握いたしておりますので、今後、調査結果を十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、民間の情報を把握しニーズに対応する取組への見解につきましては、本市への投資が進むためには、企業の視点の課題把握は重要なことと考えておりますので、今後も投資先として選ばれるまちであるためにも、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、中心市街地再々開発の経過についてですが、まず、JR小樽駅前広場の再整備につきましては、駅前広場区域の都市計画決定後、実施設計を行い、工事に着手することとなりますが、隣接する小樽駅前第1ビルの再開発事業との工程調整が必要となることから、再開発事業のスケジュールが示されていない現時点においては、駅前広場の着手時期をお示しすることができません。

次に、駅前第1ビルの再開発の現状等につきましては、小樽駅前第1ビル周辺地区再開発準備組合からは、現在、再開発ビルの核的施設や資金計画の検討のほか、権利者等と再開発の計画内容について協議を行っていると聞いております。

今後につきましては、再開発計画の決定に向け、権利者の合意形成を図った上で再開発区域の都市計画決定を行い、組合の設立を経て工事に着手することとなりますが、核的施設の事業者確保や権利変換の同意などが課題であると聞いております。

次に、小樽市立地適正化計画策定の進捗状況等につきましては、現在、居住誘導区域や都市機能誘導区域のほか、誘導施設や誘導施策等について検討を進めているところであります。今後、秋頃までに計画案を取りまとめた後、住民説明会やパブリックコメントを実施し、都市計画審議会の諮問・答申を経て、令和7年3月の策定を目指しているところであります。

次に、小樽市立地適正化計画策定による小樽駅前整備につきましては、小樽駅前第1ビルは再開発計画の策定後、再開発区域の都市計画決定を行います。その後、再開発組合を設立し、事業着手に向け再開発事業として国庫補助の手続きを行い、整備に着手することになります。

なお、この国庫補助を受けるためには、小樽市立地適正化計画の策定が条件となっております。

一方、小樽駅前広場の再整備は、都市計画決定後、街路事業として国庫補助の手続きを行い、整備に着手することになりますが、この国庫補助は小樽市立地適正化計画の策定が条件とはなっておりません。

次に、小樽市産業会館の建物とそれに隣接する建物の今後の活用と市の関わり方につきましては、当該建物だけではなく、今後の小樽駅周辺の開発の動向を踏まえ、小樽市産業会館周辺のまちづくりに対する本市の考え方を整理する必要があるものと考えております。

しかしながら、これらの建物の活用を検討するに当たっては、小樽市産業会館の建物の共同所有者であり、隣接する建物の所有者であるNTT東日本の意向を確認する必要がありますので、まずは、今後の維持保全や利活用について情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内看護学校の今後についてですが、まず、看護職員確保対策協議会につきましては、本年5月に市のほか、小樽市医師会、北海道看護協会小樽支部、小樽公共職業安定所、小樽市立高等看護学院を構成員として設置し、同月29日に第1回目の会議を開催したところであります。

協議の内容につきましては、本市における看護職員確保に関する医療機関の取組などについて情報を共有するとともに、次回以降の論点や進め方について確認したところであります。

次に、看護学校開設に代わる対策につきましては、新卒者の確保、既卒者の掘り起こし、現任者の離職防止の三つの観点から、実効性のある具体的な取組について、今後、本協議会において検討することとしております。

次に、新たな看護学校の設置につきましては、ただいま申し上げましたとおり、本協議会においては三つの観点から検討を進めることとされており、現在のところ、市から新たな学校の設置について提案を行う予定はありません。

次に、看護人材の確保につきましては、まだ本協議会での議論が始まったばかりであり、具体的な対策が定まっていない中で、人数に言及することは難しいものと考えております。

次に、看護学校設置の再検討につきましては、新たに看護学校を設置するには莫大な費用がかかることや、既存施設を利用するとしても市内に適当な代替施設がないことに加え、道内では3年課程の看護師養成施設の受験者数が4年間で半減するなど、近年急激に減少しており、市としては新たな看護学校の設置を積極的に誘致することは難しいものと考えております。

次に、市民生活に関連して御質問がありました。

まず、買物支援策についてですが、調査・研究等につきましては、本年4月には市内の介護事業者を対象に、買物を含めた高齢者の生活支援の実施可能性についてアンケートを実施したところであり、その結果や、他市の取組事例も参考にしながら、事業の実現に向けて引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、道路運送法に関する課題につきましては、本年3月に国土交通省から発出された「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」により、道路運送法による規制がなく行える無償運送の範囲について整理されたところであります。

このガイドラインや厚生労働省による「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」に記載されている他市での取組事例などを参考にしながら、無償運送による手法について引き続き研究を行っているところであります。

次に、民間と協力し、買物支援の実現を図ることにつきましては、買物支援としては、市内では民間事業者の移動販売や宅配サービスなども充実してきていると認識しており、また、一部の地域で商業施設まで無料の移動バスを運行している事例もあります。他市では、介護予防と買物支援を一体的に実施している事例もあることから、他市の取組も参考に、引き続き、より効果的な支援策について、実現に向けて考えてまいります。

次に、町内会等への支援についてですが、まず、街路防犯灯の更新に関わる本市の助成制度につきましては、LED灯具の更新については、小樽市街路防犯灯助成規則に基づき、助成率は設置費の2分の1で、1棟当たりの限度額は1万6,000円として助成を行っております。

次に、街路防犯灯助成制度の見直しにつきましては、物価高騰による更新費用が負担になっていることや撤去費用等の支援要望があることから、助成限度額など制度設計の見直しを今年度中に行い、令和7年度から実施したいと考えております。

次に、ごみステーションの状況把握につきましては、清掃事業所の巡回指導員が日々、各ステーションの状況を確認する際に町内会や地域住民からの相談を受けておりますので、維持管理が困難なステーションが増えてきている状況について把握いたしております。

次に、収集方法の検討やごみステーションの維持、設置への支援につきましては、現状では町内会等で維持管理ができなくなったごみステーションについては、戸別収集への変更等で対応しているところでもあります。しかしながら、ごみステーションが減少することは将来的には収集体制維持の支障となることが危惧されますので、その維持に向け、市としてどのような支援ができるか、今後、検討が必要と考えております。

次に、道路についてですが、まず冬期に散布した砂の回収につきましては、車道の砂は市内2地区に分け、4月上旬から6月中旬にかけて機械で回収し、歩道などの砂は市内5地区に分け、4月中旬から5月下旬にかけて人力で回収しております。そのほか、市民の皆さんからの御要望をいただいた箇所につきましては、現地を確認し、直営作業で順次回収を行っているところであります。

次に、舗装の穴や白線の欠損につきましては、舗装の穴は市内3地区に分け、4月1日から3月31日の期間で舗装補修業務を発注し、業者パトロールにより舗装の穴の状況を把握し、適宜補修を行っているほか、直営作業でも作業を実施しております。

白線につきましては、市内2地区に分け、4月1日から7月1日の期間で区画線標示業務を発注し、業者パトロールにより磨耗状況を把握し作業を実施しております。

なお、横断歩道や停止線は公安委員会が設置するため、補修計画等につきましては把握いたしておりません。

また、舗装の穴や白線の状況につきましては、直営でのパトロールや市民の皆さんからの通報により状況を把握しております。

次に、現在の補修の進捗状況につきましては、舗装や白線の補修が必要な箇所は日々変化するため、全体数はお示しできませんが、業務委託における5月31日時点での執行率で申し上げますと、舗装補修業務全体で約54%となっており、融雪期以降から把握している舗装の穴の補修については約98%完了しております。また、区画線標示業務はほぼ完了しております。

次に、花園1丁目の私道につきましては、一般的な市道認定の要件として道路敷地を寄附できること、道路敷地内に建築物及びこれに類する支障物件がないこと、道路の有効幅員が確保できることなどとなっております。当該道路につきましては、土地の大部分を法人が所有しておりましたが、この法人は平成7年に解散しており、寄附の意向が確認できない状況となっております。また、道路敷地内にある看

板など支障物件も多く、これらの整理には相当な時間を有することから、今すぐの市道認定は難しいものと考えておりますが、今後、課題解決の可能性について地域の方々と協議してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市政上の課題について御質問がありました。

新総合体育館建設についてですが、まず、市民理解を深めていくための取組につきましては、新総合体育館整備事業は、市民の皆さんの御理解を得ながら進めていくことが重要であると考えており、本年4月には広報おたるの特集記事で新総合体育館基本計画についてお知らせしたところですが、このほかにも、今後は市の公式LINEやフェイスブック等を活用して、定期的に整備の進捗状況などを分かりやすくお伝えすることを検討しているところでございます。

次に、総合体育館の施設の意義を周知することにつきましては、社会教育施設である新総合体育館の整備は、国が定めるスポーツ基本法に基づき、市民の皆さんが身近にスポーツに親しむ機会を提供することを主な目的としております。総合体育館の運営において、使用料等により収益を得ることは安定的な運営を行う上で必要な手段ではありますが、民間のスポーツ施設のように利益を追求する施設ではないことについて市民の皆さんに御理解していただけるよう、今後より一層周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、新総合体育館に付随施設を併設することにつきましては、カフェや売店等の民間施設は現総合体育館における実績や他都市の事例などからも収益を上げることは容易ではなく、併設することは難しいものと考えております。

しかしながら、新総合体育館においてはWi-Fiなどに加え、休憩や待機場所としての利用もできる市民交流スペースや、個人の方が日常的に利用することを想定したトレーニング室を設置する予定であることから、待ち時間がある方でもより快適に過ごすことが可能になるものと考えております。

次に、市民生活に関連して御質問がありました。

市内パークゴルフ場についてですが、まず、市内パークゴルフ場の存廃の情報につきましては、市内には昨年度まで4か所のパークゴルフ場があり、今年度の開設状況は市教委が管理している1か所及びおたる自然の村公社が管理している1か所は通常どおり開設されております。残り2か所のうち、1か所につきましては今年度初めに廃止され、もう1か所につきましては現在休業中ではありますが、オープンに向け、準備を進めていると伺っております。

次に、市内にあるパークゴルフ場が廃止となった場合の市の取組につきましては、市教委としましては、現在パークゴルフ場1か所を所有、運営しており、新たにパークゴルフ場を新設することは用地の取得費用や運営費用など、新たな経費負担が生じることから現状では難しいものと考えております。

また、民間事業者による新設や誘致につきましては、現在、事業者からの問合せはありませんが、相談があった際には前向きに対応してまいりたいと考えております。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 15番、中村吉宏議員。

○15番(中村吉宏議員) 2点ほど再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目が看護学校に関連してでありますけれども、本質問では、本市において将来的なことも考えて再度ゼロベースから看護学校の設置を検討するべきではないでしょうかという質問をさせていた

だいた際に、適当な施設の新築等、あるいはこの施設を探していくということもなかなか困難だという御答弁をいただきながら、一つ、3年課程に対する応募者の人数減というところも難しいというところの根拠としてお示しいただいたわけでありませう。

ただ、今回、質問の中でも触れておりましたけれども、社会人を対象にということで、例えば、夜間の4年制とかのかつてあったようなもの、あるいは、以前に計画して実現できなかった看護学校の在り方というのも含めて再度御検討いただけないのかということをご想定して質問させていただいたところでありませう。

一度、社会に出られて、いろいろなほかの経験をされてこの市内で看護の道を目指すという方が今までいたというところの実績を踏まえまると、3年課程というところと新卒の方が対象になるのかと思ひますが、必ずしも新卒にこだわらない進め方もありなかと。というの、先ほどの御答弁の中で今後の看護人材の確保の数字が、今、小樽市看護職員確保対策協議会が新しくできたところで、まだそういった数字が示せる状況ではないのですという御答弁もあった中で、将来的に不安は残るといふ思ひからこうした質問をさせていただいております。社会人も含めた新しい学校を再度検討していただきたいということをご1点お伺いさせていただきます。

それと、もう1点ですけれども、パークゴルフ場に関連して、市の直営あるいは誘致を含めて新設の方向で取り組んでいただきたいという質問に対しまして、今1か所運営をされているので新設はなかなか難しいのだという御答弁をいただきました。

ただ、誘致に関しては、事業者が出てくるというのを今、待つてというような印象で御答弁を受けたのですけれども、市内相当数の方が、私も何人やっていますとかという具体的なデータは持っておりませうけれども、高齢化率の部分も含めて相当やはりニーズが高いのだということをご考え合わせまると、そういった事業を手がける業者がいたら、ぜひ声をかけてくださいといひますか、こちらから募集といひますか、事業者を求めていますというような発信をすることも有用なかと思ひますが、この辺りの見解をいただきたいと思ひます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めませう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所長。

○保健所長（田中宏之） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは看護学校の関係の御質問についてお答えいたします。

社会人の中に看護職となることを希望する方が一定程度いるのではないかといいことで、そういった方に進学の道を開く必要があるのではないかといい趣旨の御質問かと思ひます。確かに、そういった方は市内にもいらっしゃるのではないかと考えておりますが、既に廃校となった小樽市医師会看護高等専修学校、そしてまた、現在の小樽看護専門学校において、今、定員を割るような状況も見られているということもあって、なかなかそういった方々のみを対象とした学校の設置というの、今後さらに少子化が進む、さらに看護師養成施設への受験者が減っていく中では、そういった方々のみを対象とした学校の設置というの、難しい状況にあるのではないかと考えております。

しかしながら、一定程度そういった社会人の中に看護職になりたいという方がいらっしゃるということも踏まえた、何らかの支援策のようなものが市として取れないかということについては、私もやはり議論していかなければならない課題であるかと思ひておりますので、今後、小樽市看護職員確保対策協議会の中でそういったことについてもテーマに取り上げて、検討してまいりたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 中村吉宏議員の再質問にお答えします。

パークゴルフ場の誘致に関して、待つのではなく、こちらから積極的な募集をとる必要性についての御質問であったかと思えます。

今後、道内、主に小樽市近郊でパークゴルフ場を運営している事業者に対し、担当課から直接または郵送で本市の状況をまずお伝えしまして、そしてその旨の働きかけも進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時40分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、白濱聡議員。

（8番 白濱 聡議員登壇）（拍手）

○8番（白濱 聡議員） 一般質問をさせていただきます。

小樽市の農業について御質問させていただきます。

まず、1項目め、小樽の農業の実態についてお伺いしてまいります。

昨今は、全国的な気候変動が農作物の生育に影響し、栽培適地の変化によって、これまでその地域では育たなかった作物が栽培可能となる一方、作物が従来の産地で栽培困難になるといった二つの側面が発生しております。

地球温暖化は、日本の農業にも深刻な影響を与えております。例えば、東北が栽培の北限とされていたサツマイモ、甘蔗を北海道で栽培する農家や、千葉県が主な産地である落花生を北海道での栽培にチャレンジし、ピーナッツバターに加工し販売したり、イタリア、シチリア島を主産地とするブラッドオレンジの生産に取り組む愛媛県宇和島市のミカン農家など、新たな作物に積極的に取り組む事例も見られております。農家にとって、環境の変化は新たな取組のきっかけにする可能性を秘めております。

一方では、昨今の問題の一つには、野菜価格の高騰が挙げられます。野菜の価格が高騰する主要な原因は、天候不良、猛暑や厳寒などによる異常気象、各種災害、輸送コストの増加であり、生産者の立場である農家がコントロールできない要素ばかりであります。2024年3月以降は、雨や冷え込みなどで生育が遅れ、葉物野菜、キャベツ、白菜などが高騰しております。

このように、天候不良によって野菜が供給されにくくなりますと、野菜の値段が上がります。また、ガソリンや石油の高騰で輸送費が高くなっております。価格の安定に欠かせない要素は、農作物の生産量と消費のバランスが良好であることが望ましいわけであり、キャベツ1玉500円以上の値段では、生活のバランスは好ましくないわけであり、

そういった現在の農業を取り巻く環境下の中であって、小樽の農業について触れていきたいと思えます。地産地消という観点からと農業政策として捉えてみた場合、現在の位置、将来的なビジョンについて考察してはどうかとの思いで質問の場につきたいと思えます。

まずは、小樽市の農業についてお聞かせいただけます。

そもそも、本市の農作物にはどのようなものがあるのか知らなければなりません。そこで、まずお聞きいたします。小樽市で収穫され、出荷されている農作物の主な作付品目と出荷量をお示しく下さい。

また、出荷量は結構ですので、そのほかに出荷されている農作物についてお知らせください。

次に、その農作物が生産者から消費者に届くまでの流通経路をお示しください。

卸売市場を通さず、生産者から直接消費者へというルートも増えてきているようです。そこで、お聞きいたします。現在小樽市内には、農産物の直売所が何か所あり、それぞれどのような品目を取り扱っているのかをお知らせください。

農業は、その土地の自然環境を利用して農作物を生産し、出荷することで利益を得る産業であります。生きる上で欠かせない食料を供給する重要な仕事である一方で、環境保全や地域活性化を担うといった地域貢献の役割も果たしております。

そこで、次にお聞きいたします。本市の耕作面積、農家数、農業従事者数の過去20年間の推移を5年単位でお知らせください。

農業には、多様な形態があるとのことですので。大きく分類すると三つに分類されると文献で知らされました。そこで、お聞きいたします。耕種農業、畜産農業、観光農業とは、それぞれどのような農業であるのかをお示しください。

また、本市の農家の分類別の戸数をお知らせください。

また、地形や耕作面積、農家数の推移から判断し、本市の農業の特色についてお示しください。

さて、どのような産業でも課題はつきものであります。本市の農業の課題として挙げられる主なことは何であるのか、本市の見解をお示しください。

ここまで、小樽の農業の実態についてお聞きいたしました。この実態を踏まえた上で、次に移ります。

2項目目、農業政策について。

ここで農業政策という観点で、本市の農業を考察してみたいと思います。農業政策という事柄を辞書で引くと、国などの政策主体が、その領域内の農業を一定の方向（政策目標）に誘導するため、様々の手段（政策手段）を用いて、農作物並びに農業生産要素市場に介入すること。一般に経済政策の一分野とされるとあります。農業に関する行政、政策のことです。

全国的に見ると、農業は長らく3Kと言われ、きつい、汚い、危険という意味で労働環境が悪いことを表し、多くの若者がサラリーマンに憧れた高度経済成長期には、特に職業選択の際に避けられがちな仕事でありました。しかし、テクノロジーの進歩によって農業のイメージは変わりつつあります。

例えば、植物に水や肥料を供給するかん水、給液や水位の管理は手間のかかる作業ですが、スマートフォンなどを用いた遠隔操作によって自宅にいても可能になりました。また、農業は長い間、職人のように勘が重要な仕事でしたが、現在はあらゆる食物の状態が数値で表せるようになり、栽培の経験が少ない人でもおいしい野菜を作ることができます。栽培の効率化、省力化を実現し、かつてのきつい、汚い、危険のイメージを払拭するような最新のシステムや技術が日々生み出されているのが、現代の農業であります。

さらに最近では、農業に従事している人の間で、感動、カッコいい、稼げるを意味する新3Kという言葉が生まれています。自らの手で一から農作物を育てる感動を味わうことができ、販路開拓やマーケティングの腕を磨くことでカッコいい経営者になれる。さらに、栽培するだけではなく工夫して農作物の付加価値を高めることで、稼げる仕事へと農業は進化しています。

農業の仕事に就くことを就農と言われております。就農には、親元就農、雇用就農、新規就農という方法があるとのことでもあります。そこで、お聞きいたします。それぞれ三つの就農について、どのようなスタイルであるのかをお示しください。

次に、平成以降に就農した農家のうち、親元就農と新規就農の戸数をお示しください。

ここで、雇用就農について触れていきます。企業として農業生産を行っている農業法人などで従業員として働き、給与をもらう就農スタイルです。法人の規模は様々で、家族だけで設立したものから数百人の従業員を抱える法人まであります。就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対し、雇用就農者の確保、育成を推進するための支援金が国であるとのことですが、そこでお聞きいたします。この雇用就農資金の事業の概要についてお知らせください。特に、雇用就農資金には3タイプ、雇用就農者育成・独立支援タイプ、新法人設立支援タイプ、次世代経営者育成タイプがあるとのことですが、それぞれの詳細をお示しください。

次にお聞きいたします。実際に、本市においてこれまでこの制度を利用された方はおりますか、お知らせください。

さらに、お伺いしてまいります。この支援金制度を受入れ可能な農業法人は、本市には現在どれくらい存在しておりますか、お尋ねいたします。

ここまで、国の農業政策支援について何点かお聞きしてまいりました。このほかに、本市独自の支援策として国の支援を受けて手がけているものと、本市独自で行っているものをお示しください。

様々な農業支援策についてお聞きいたしました。その中で、小樽市の農業として取り組んでいける、取り組んでいかなければならない事項は何であるのか、今後、小樽市の農業の目指すところ、本市に適した農業について触れていきたいと思っております。

3項目め、小樽の農業の目指すところについて。

本市には、農業に携わるに当たって重要な役割を担っている行政委員会として農業委員会があります。農業委員会は、農業委員により構成されていると伺っております。また、その役割、担っている業務は、農業に携わる生産者にとって重要なものとなっているとお聞きしております。農業委員会には事務局が置かれており、適切に運営がされているものと思っておりますので、市長の見解を求めます。

日本の食料自給率が約40%の中で、北海道の食料自給率は約200%と非常に高いとされており、我が国の食料基地として食の安定供給に貢献していると言われております。小樽市の主な農作物と出荷量、流通経路については先ほどお聞きいたしました。それでは、その農作物の出荷先について、出荷量の多い順に5品目について出荷先をお知らせください。

次に、地産地消、地元で取れたものは地元で消費するという観点でお尋ねいたします。

小樽市内で収穫されたものが、どのような経路で小樽市内に流通しているかをお知らせください。

農業を営むとは、営利または自家消費のために耕種、養畜、養蚕、または自家製産の農作物を原料とする加工を行い、販売農家経営耕地面積が30アール以上または調査期間前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいうそうですが、業として見たときに、生産者の声として、農作物の収穫量は天候に左右される、収入が不安定で続けるためのお金なくなる、初期費用が高いといった声があると思われま。生産性を上げていかなければ業として成り立ちません。

生産性を上げていく取組について、最重要なことの一つに土地を集積することが挙げられると思えます。そこでお聞きいたします。農地の集積とはどのようなことをいうのかをお示しください。

また、農地集積のメリットも併せてお知らせください。

次に、農地集積における課題をお示しください。

生産性を上げていく取組について、農地の集約化も重要なことの一つと言われております。そこでお聞かせいただきます。農地の集約とはどのようなことなのかをお示しください。

農地の集積、集約についてお聞かせいただきました。そこでお聞きいたします。本市にあっては、農地の集積、集約はどこで担当され、どのように行われているのかをお示しください。

次にお聞きいたしますが、農地の集積、集約化の取組により、農業が抱えている問題の解決策として期待されていることはどのようなことが挙げられるのでしょうか、お聞かせください。

国が農家の法人化を支援する動きが見られる一方で、小規模農家や家族経営の農家ならではの小回りのよさも注目されています。農業経営を続けていくためには、高齢化や担い手不足解消策として積極的な技術導入、情報収集、つまり最新技術を農作業に取り入れ、作業の省力化を進めていくことも大切と思われる。セミナーや勉強会に参加し、情報収集することも農業経営に大切なことと思います。

そこでお尋ねいたします。農業に関するセミナーや勉強会は、市町村単位、あるいは北海道単位で民間団体も含めて開催されているのでしょうか、お知らせください。

また、開催されている場合、どのような内容のものなのかも併せてお知らせください。

さて、明治初期からの小樽市の産業の歩み、歴史年表の中には、農業に関する項目は記されておりません。小樽市の主な産業は何ですかと問われた場合、小樽港の後背地には技術力の高いものづくり関連産業（機械・金属・プラスチック・ゴム）のほか、小樽運河周辺を中心に観光関連産業が集積しており、石狩湾新港の後背地には札幌圏と隣接する強みを生かした物流関連産業や食料品製造関連産業、風力やLNGなどの環境・エネルギー産業が集積しているなどの説明が主であり、そこにも農業に関するコメントは入っておりません。

そこでお聞きしたいのですが、本市の農業の歩みについてお知らせ願います。

冒頭で触れましたが、東北が栽培の北限とされていたサツマイモ、甘蔗を北海道で栽培する農家では、様々な工夫を凝らし加工品として販売、出荷したり、また課題の一つである冬期間については農家の作業ができない時期に当たるため、除雪にまつわる仕事を行っている方も少なくはありません。小樽市の農業の全般を考えるに当たり、実に奥が深いことであると思っております。

日本全体の食料自給率が約40%、足りない分は外国からの輸入に頼っています。主な外国の食料自給率は、フランスは111%、アメリカは124%、オーストラリアは173%で、自国で余った分は輸出し外国に売っています。我が国は、自国で生産が可能であれば農作物を今以上に生産していかなければならない環境に置かれております。食料自給率を上げていくことを目指す取組が本市の農業にも必要なことの一つであると思えます。

そこで最後に、食料自給率を上げるために、本市の農業はどのようなことを目指せばよいのか、本市の見解をお伺いし、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 白濱議員の御質問にお答えをいたします。

小樽市の農業について御質問がありました。

初めに、小樽の農業の実態についてですが、まず、本市農作物の主な作付品目と出荷量につきましては、令和5年度の新おたる農業協同組合への出荷状況で申し上げますと、総取扱量約35万8,000キログラムのうち、主なものとしてミニトマトが21万7,000キログラムと全体の約60.6%を占めており、次いでキュウリが7万3,000キログラムで約20.4%、キャベツが4万キログラムで約11.2%となっております。このほか、パレイショ、ピーマン、イチゴ、大玉トマト、カボチャなどが出荷されております。

次に、農作物の流通経路につきましては、卸売市場を経由しない市場外流通を除き、生産者から新おたる農業協同組合などを介して札幌市中央卸売市場に出荷された後、仲卸業者等を介して小売店や飲食

店等に販売をされ、最終的に消費者へと届けられております。

次に、農作物の直売所につきましては、市内に5か所の直売所を把握しており、トマトや白菜、キャベツ、カボチャなどの野菜、イチゴやブルーベリー、サクランボなどの果物のほか、花の苗や切り花などの花卉類等、様々な品目が取り扱われております。

次に、耕作面積、農家数、農業従事者数の推移につきましては、農林業センサスの調査結果で申し上げますと、平成12年が耕地面積229ヘクタール、農家数357戸、従業者数1,178人、以下同様に申し上げますと、17年が180ヘクタール、249戸、690人、22年が164ヘクタール、216戸、556人、27年が124ヘクタール、161戸、385人、そして直近の令和2年が53ヘクタール、111戸、218人となっております。

次に、農業の分類につきましては、耕種農業とは、穀物、野菜、果樹、花卉などの植物栽培であり、畜産農業とは、牛、豚、鶏などの家畜などの飼育、観光農業とは、農業と観光が結びついた農業経営のことで、農産物の栽培、収穫、加工体験や直売所をはじめとした観光農園等を営むものであります。

また、本市における分類ごとの件数につきましては、令和2年の農林業センサスで申し上げますと、耕種農業が55件、畜産農業がゼロ件、観光農業がゼロ件となっております。

次に、本市の農業の特色につきましては、地理的な条件から傾斜地が多く、まとまった農地を有する地域が少ないため、経営規模の小さい農家が市内全域に点在しており、少量多品種の都市近郊型の農業となっております。

次に、本市の農業の課題につきましては、高齢化の進展と後継者不足などにより農業の担い手が不足傾向にあることや小規模な農地が大半であることから、高収益作物の導入や民間企業の参入による農地の高度活用などにより、生産性の向上を図ることなどが課題となっております。

次に、農業政策についてですが、まず、就農の種別につきましては、親元就農とは3親等以内の者が経営する経営体において専ら農業に従事することであり、雇用就農とは、企業として農業生産を行っている農業法人などにおいて従業員として働き、給与をもらう形態。新規就農とは、主に独立就農のことを指し、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始することであり、

次に、平成以降の親元就農と新規就農の戸数につきましては、親元就農は6戸、新規就農は8戸となっております。

次に、雇用就農資金につきましては、一般社団法人全国農業会議所が実施する50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成するものであります。

雇用就農者育成・独立支援タイプは、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業または独立就農に必要な実践研修を実施する場合に、新法人設立支援タイプは、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用し実践研修を実施する場合に資金を助成するものであります。また、次世代経営者育成タイプは、職員等を国内外の他の法人に派遣することに伴う代替職員の人件費などを助成する制度となっております。

次に、雇用就農資金制度の活用につきましては、本市においては当該制度の活用実績はありません。

次に、雇用就農資金制度の導入が可能な農業法人等につきましては、本市においては1社であります。

次に、本市の農業支援策につきましては、国の支援制度を活用したものとしては、担い手の育成に資する新規就農者育成総合対策メニューや農業者の所得向上に資する経営所得安定対策メニュー、本市独自のものとしては、農地の整地に必要な機械借上料の補助やビニールハウス等に関する資材購入費用の補助などとなっております。

次に、小樽の農業の目指すところについてですが、まず農作物の出荷先につきましては、令和5年度の新おたる農業協同組合からの出荷先で申し上げますと、取扱量の最も多いミニトマトは約9割が全農

東京に、残りは札幌市中央卸売市場に出荷されております。次いで取扱量の多いキュウリ、キャベツ、パレイショ、ピーマンについては、札幌市中央卸売市場に出荷されております。

次に、農作物の市内への流通につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市内で収穫された農作物は札幌市中央卸売市場に出荷された後、仲卸業者を介して小樽市内の小売店に流通するほか、市場外流通として生産者が直接市内の量販スーパーや直売所に出荷し、流通しております。

次に、農地の集積につきましては、離農等による遊休農地を既存農家や新規就農者が所有または借り入れることにより、利用する農地面積を拡大することです。主なメリットといたしましては、既存農家の経営規模の拡大、新規就農者や地域外からの法人等の参入を促すとともに、遊休農地の解消や未然防止につながる事が挙げられます。

次に、農地集積の課題につきましては、本市においては農業所得や農作物の価格が安定していない点や先祖代々からの土地を親族以外に売ったり貸したりしたくない、現状の営農規模を拡大することによる必要性を感じていないなどの意識があるとお聞きしており、農地集積が進まない要因と考えられます。

次に、農地の集約につきましては、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにするものであります。

次に、農地の集積等の本市における担当につきましては、産業港湾部農林水産課が窓口となり、小樽市農業委員会と連携をしながら、農地の取得希望者と当該地権者の間に立ち、交渉や行政手続の支援を行うなどの業務を行っております。

次に、農地の集積、集約に期待されることにつきましては、遊休農地の解消や未然防止のほか、コストダウンなどによる生産力の向上が期待でき、安定した農業の実現につながるものと考えております。

次に、農業に関するセミナーなどにつきましては、市町村単位ではなく北海道や後志地区で開催されており、行政機関を対象としたものとして後志農業改良普及センターが実施する経営強化や持続的農業の確立をテーマとした会議、農業従事者を対象としたものとして公益財団法人北海道農業公社が実施する新規就農フェアや、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する本道のスマート農業をテーマとしたセミナーなどがあります。

次に、本市の農業の歩みにつきましては、小樽市史から主な記述を抜粋いたしますと、昭和35年には「本市農業は、地勢状農耕適地に乏しく、農耕地として良好とはいえない」とあり、当時は耕作地の大半が畑地でありました。その後、水田が減反政策により次第に減少し、さらに狭隘な農地を高度利用することにより生産性を高め、かつ農家所得の向上を目指すため、トマト、イチゴ等特産野菜の生産性向上や、経済性を考慮した施設栽培などを行うことにより、現在のような都市近郊型の農業となったものであります。

次に、本市農業が目指す方向性につきましては、第7次小樽市総合計画では、農地の高度利用により生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指すとしており、この目標達成に向け、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮、安心、安全な小樽産農作物の普及拡大に努めていくこととしております。

○議長（鈴木喜明） 白濱議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番、酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 一般質問します。

公開型GISシステム構築について伺います。

2022年第3回定例会の代表質問で私は、統合型・公開型地理情報システムGISの調査・研究を求める質問をしました。市長は、「他都市の公開内容や表示方法について調査した結果、本市において現在導入しているGISと、既存の道路情報データを用いて、道路情報を表示できることが確認できたため、今後、インターネット上での公開に向けて庁内で調整をしてみたい」と述べました。

公開された小樽市道の認定路線マップは、小樽市内の市道認定路線に関して、路線マップ上で起点から終点までの概略位置、路線名、幅員（最大及び最小）を調べることができ、大変便利になりました。公開型GISシステム構築でさらに便利になることが期待されます。

まず、今年度の事業概要、構築スケジュールをお示しください。

公開予定データはどのように想定されているのですか。公開しないけれども庁内で活用するというものがあるのですか。今後の公開データの拡充について市長のお考えをお聞きます。

昨年年第3回定例会で私は、札幌市が昨年10月から試行導入する就学援助の電子申請について伺いました。その際、2024年度入学予定の新1年生がいる世帯を対象で、スマートフォンまたはパソコンなどを使って学校を経由せずに時間を問わず申請できることを紹介しました。教育委員会は、「札幌市をはじめ、システムを導入している他都市の状況につきまして、保護者の負担軽減、学校や市教委の事務作業、システム導入などのコスト面も含めて調査研究してみたい」と答弁しました。

教育長に伺います。他都市の状況について調査研究した結果はどうでしたか。実施するとなれば、どのような課題がありますか。来年度の実施に向けて前向きに検討してほしいと思いますが、教育長の見解を伺います。

日本が子どもの権利条約を批准して30年になります。本来であれば、全ての子供の保育が保障されなければなりません。解決しなければならない優先課題が幾つもあります。例えば、保育士など専門職員の配置基準を改善すること、保育士の賃金水準の大幅アップ、保育所運営経費の拡充などです。しかし、こうした施策の具体化ではなく、こども誰でも通園制度を強行しようとしています。2026年度から全自治体で実施されようとしています。私は絶対に反対です。

こども家庭庁は、「孤立した育児」、「全てのこどもの育ちを」、「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から」などと言いますが、保育現場を知らない関係者が構築したとしか思えません。また、待機児童解消対策の柱として推進していた企業主導型保育は、突然の休園や国の補助金の不正受給、低い定員充足率など問題が噴出しています。

こども誰でも通園制度は、保育士資格がなくても保育できる仕組みであり、命の危険を伴う事故が起きる可能性が存在することについて、市長の所感をお聞かせください。

こども誰でも通園制度や企業主導型保育は、保育の受皿になり得るのですか。ただでさえも足りない保育士の奪い合いになる危険性はありませんか。

こども誰でも通園制度は、アプリから利用可能な施設に申込みが自由にできる一方で、新たな制度を実施することで保育士が必要となり、市の通常保育への影響が出ることが懸念されます。その結果、現場の保育士の負担が増すほか、本来入所できる子供が入所できないことが懸念されますが、市長の見解を伺います。

2026年度から全自治体で実施されることについて、本市としてどのようにお考えですか。

朝里中学校のグラウンドにある建物は、相当古い建築物です。住民でもいつ建てられたのかは分からないが、町内会の集会所として使用されていたことがあり、その後、朝里中学校の備品入れや部活動の物置に使用されていると聞いています。この建物ですが、経年劣化が激しく、ついに屋根が落下しまし

た。教育委員会に連絡した後、ネットがかぶせられた状態になってしばらくたっています。地域住民は安全性に問題はないのか、また今後どうなるのか心配しています。通学路でもあるのだから、早期に方針を定めるべきです。

教育長にお聞きします。当該建物の安全性は問題ないとお考えですか。今後、どのようにする方針なのか。修繕して使用するのか、解体して物置を設置するのか、何もしないのか。いつまでに方針を定めるのですか。また、それぞれの費用はどれだけになると考えているのですか。解体するとなれば、補助金などはあるのですか。

町内会の集会場として使用されていたことを紹介しました。新光東会館は老朽化し、建て替えのために積立てをしています。本市には、小樽市町内会館等建設助成規則がありますが、昨今の建設資材の高騰もあり、町内会も苦慮しています。私は、助成金の交付の申請に係る助成金の限度額を見直すことが求められる時期が来ていると思います。市長のお考えはいかがですか。

朝里中学校のグラウンドにある建物は、公有財産です。また、行政財産、公共用財産であり教育財産です。そのため、一部の場合を除き、原則、貸付け、交換、売払い、譲渡、出資の目的とすること、信託すること、私権を設定することができません。しかし、当該建物を解体するのであれば、学校ともよく話し合い、当該建物解体後、普通財産にして貸し出すことは歴史的経緯からして見てもあり得ないことではないと思います。現に使用されている建物ですから、代替の物置を設置することですか、解体費用をどうするのか、たくさんの課題があると思いますが、全く不可能なことでしょうか。

教育財産を普通財産とすることを一般論としてあり得ないとお考えか、あり得るとお考えか、市長の所感をお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（迫 俊哉市長登壇）

○市長（迫 俊哉） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市のDXについて御質問がありました。

まず、公開型GISシステム構築についてですが、今年度の事業概要につきましては、ベースとなる地形図や航空写真を最新のものに整備し、庁内で保有する都市計画や防災ハザードマップなどの地図関連情報をインターネット上で公開するためのシステムを構築するものであります。

スケジュールにつきましては、5月に測量のための航空写真の撮影を終えており、今後、年内を目途に最新の地形図データの作成と公開型GISシステムの構築を行い、年明けの運用テストを経て、3月に公開を予定しております。

次に、公開予定のデータにつきましては、今年度は都市計画区域や用途地域など都市計画関連情報と防災ハザードマップなどを予定しております。

今後の公開データの拡充につきましては、他都市でも実例がある避難所や公共施設など市民の皆さんや事業者の利便性がより高まるものを中心に検討してまいりたいと考えております。また、公開せず庁内のみで活用するものとしたしましては、個人情報や内部検討中の情報などが当たると考えております。

次に、こども誰でも通園制度について御質問がありました。

まず、当該制度に対する私の所感につきましては、既に実施されている一時預かり事業と同様に複数の保育従事者を配置し、そのうちの2分の1以上は保育士資格を有する者を置くこととされていること

から、安全についての配慮がなされているものと考えております。

次に、こども誰でも通園制度や企業主導型保育につきましても、こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる制度であり、企業主導型保育は、主に提携する企業等の従業員に保育を提供する制度であることから、現行の認可保育所や認定こども園などを補完しながら、保育の受皿としての役割を持ち得るものと考えております。

なお、様々な実施方法が考えられますので、従来の保育所等における保育士確保に支障を来すことのないよう工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、こども誰でも通園制度の実施による通常保育への影響につきましては、例えば定員に空きがある施設において、定員の範囲内で受け入れる余裕活用型での実施や、保育士に加えて子育て支援員などの保育士資格がなくても事業に従事できる人材の活用などを行うことで、現場の保育士への負担や子供の入所への支障を限りなく少なくするなど、通常保育に影響を及ぼさない方策があるものと考えております。

次に、当該制度の令和8年度からの全国実施につきましては、当該制度は、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できることで子育て世代の多様な働き方やライフスタイルに応じた支援を強化させることができるものと考えておりますので、各自治体が行う子育て支援策の充実に資するものと考えております。

次に、朝里中学校のグラウンドにある建物について御質問がありました。

まず、町内会館の建て替え等の助成金につきましては、近年の建築資材や人件費の高騰により、建て替え等に当たっての町内会の負担は大きくなっているものと認識しております。

一方で、各町内会からは建て替え等の支援のほかにも様々な支援要望があることから、今後も総連合町会との協議を進め、優先順位をつけながら効果的な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、教育財産を普通財産とすることにつきましては、一般論でお答えさせていただきますと、閉校など教育財産としての目的がなくなった場合には、普通財産に区分変更することは可能であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(中島正人) 酒井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市のDXについて御質問がありました。

就学援助の電子申請についてですが、まず、他都市の状況を調査・研究した結果につきましては、道内の主要都市10市に聞き取りした結果、就学援助の電子申請を導入している市は札幌市のみでした。

札幌市の就学援助業務は、全市的な電子申請の導入に合わせシステム化され、業務委託により処理されており、申請する保護者の匿名性や負担軽減につながっている反面、その導入には多額の費用がかかっております。その他の多くの市は検討を始めておりませんが、全国的に構築される標準準拠システムの導入の際に検討を開始すると複数の市から回答がございました。

次に、実施する場合の課題につきましては、システム導入に当たっては保護者の負担軽減だけでなく市教委の事務処理が煩雑とならないよう業務の改善を進めていく必要があること、また、仮に札幌市と同様の就学援助システムを導入した場合には、システムの構築や維持費を含め多額の費用が必要となることが考えられます。

次に、来年度の実施に向けての見解につきましては、就学援助システムの導入には多額の費用がかかることや現在、本市では全庁的な標準準拠システムの構築に向け取り組んでいるところであり、その構築状況を見ながら就学援助システムの検討を行う必要があることから、来年度すぐには実施することは難

しいものと考えております。

次に、朝里中学校のグラウンドにある建物について御質問がありました。

まず、建物の安全性につきましては、本年4月に建物が老朽化と雪の重みで屋根の一部が破損したことから、トタンなどが飛散しないようネットをかぶせる応急的な対応を行ったところであります。しかしながら、この対応だけでは安全対策として十分ではないと思われるため、解体撤去に向けて準備を進めているところであります。

次に、今後の方針等につきましては、建物の老朽化や屋根の破損状況から修繕は難しいと考え、現在、早期の解体撤去に向け、関係部署と費用の算出や工程等の調整を進めているところです。

また、この建物の解体につきましては、国庫補助の対象にはならないものであります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

○4番(酒井隆裕議員) 再質問を行います。

まず、公開型GISシステム構築についてであります。

今後の公開データの拡充について、公共施設ということも出されておりましたけれども、ということは、例えば将来的にどのような形になるかというのは、前にも夢、未来の話だという話をしましたが、例えば、児童館の場所がこんなふうになっていてとか、学校の校区がこんなふうになっていてというイメージで将来的に考えておられるのか。それともただ単に、公共施設がここにありますよという形で出されるイメージで考えているのか。どの辺まで考えているのかというのを、ざっくりとした考えでも全然構わないので、お聞かせいただければと思います。

それから、就学援助の電子申請について。

札幌市のみだったということなのですけれども、札幌市でやったものについては多額の費用がかかるということが大きな課題になると。おっしゃるとおりだと思います。ただ一方で、全庁的なシステムを構築されるということになれば、それに合わせてやられる可能性があるということでありました。ということは、すぐ、あした、あさってとか、来年、再来年とかの話ではないけれども、そういったときに合わせて、こうした電子申請などが行われることも可能性としてはあり得るという話で確認しているのか、お伺いいたします。

それから、こども誰でも通園制度についてであります。

保育士の奪い合いになるのではないかと私は申し上げましたけれども、補完しながらやるのだと、工夫していくのだというお話だったのです。工夫していけるのであれば、それはすごく素晴らしいことだと思うのです。ただでさえも保育士がいない中で、さらに2分の1の保育士を確保しなければならない。どうやって工夫するのですか。むちゃな話だと思います。どのように工夫するのか、明確にお答えください。

最後に、朝里中学校のグラウンドにある建物についてです。

早期に解体、撤去していきたいということでありました。この早期にというのがいつなのかということなのです。私が教育委員会に聞いたときには、まずはネットをかぶせて飛散防止をするのだと。その後、屋根を落とすのだと。屋根を落としたら中のものを取り外して、それからやっ取壊しを始めるのだという話だったのです。だから、てっきり、すぐ屋根を落とすことぐらいはやるのだらうと。それから、通学路でもあるところですから、その辺のところを通行止めにするとか、ある程度のことはやってくれるのだらうと思ったのだけれども、一切やられないまま置かれているので、私は家のすぐ近所だからひやひやしているのです。まさか、雪が降る前までにやりますということにはならないと思うのです。

大体のめどでいいのです。数か月、2か月ぐらいは必要だと思いますとか、3か月ぐらい必要だと思います、その間については事故が絶対に起きないようにこういった対策を行っていきますということであれば地域の方たちも納得されると思うのです。その辺のお考えについて示していただければと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（柄澤晃人） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

公開型GISの関係で、今後のイメージということでございますけれども、校区も含めて、一定程度、詳細な情報も分かる、そういうものを考えているということでもあります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 酒井議員の再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度に関しまして、保育士の確保についてどのように工夫していくのかという御質問でしたけれども、具体的な確保策につきましては、これから令和8年度の国の本格実施に向けて具体的に検討していく予定ではございます。今後、市内の民間も含めまして、各施設でこども誰でも通園制度の実施意向などを調査する中で、いろいろな類型も示されているかと思っておりますので、民間も含めてそういったものも検討しながら、何とか本格実施に向けて実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（中島正人） 酒井議員の再質問にお答えします。

2点あったかと思えます。

1点目は、就学援助システムの導入ということで、今後、将来的に実施可能かという点につきましては、全庁的な標準拠システムの具体的な機能の詳細だとか、それから、就学援助システムの連動等も含めて、今後、時間をかけて研究していく必要があると思っておりますので、その状況を受けまして、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の朝里中学校のグラウンドにある建物についてでございます。

まず、安全性について酒井議員からもお伝えがありましたけれども、教育委員会としても剥がれた屋根材が飛散しないように応急ネットを立ててかぶせたりと、いろいろな取組を行っているところですが、まずは早い段階で撤去が完了するように、現在のところ9月中頃までには撤去ができるように、今、関係部署とも予算とか、さらに工程も含めて検討しているところでございますので、御理解いただければと思います。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

○4番（酒井隆裕議員） 再々質問を行います。

公開型GISについて、公共施設がどのような形で公開されるのかという質問でありましたけれども、中身が少し聞き取れなかった。例えば、公共施設、公民館がここにありますよとか、何々がありますよという形でやっていくのか、それとも面の形でやっていくのかというのを私は聞いたかったですけれども、その辺について再びお聞かせいただければと思います。

それからもう一つ、こども誰でも通園制度についてであります。

保育士の奪い合いにならないように工夫していくということについては、これからだというお話なのです。これからでは駄目なのです。これはできるというふうに工夫する、何をどうやって工夫するのかということをお私に聞いているのです。そのときに、足りない保育士の奪い合いになるのではないかと、工夫していくのだ、では工夫とは何か、これからやるのだ、これでは駄目です。具体的にもう一つ、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総合政策部長。

○総合政策部長（柄澤晃人） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

イメージといたしましては、避難所ですとか学校、公園などの情報が地図上に重なっていくというようなイメージで、それぞれの細かい情報がさらに分かっていくというイメージであります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） こども未来部長。

○こども未来部長（安部俊克） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。

保育士の確保の工夫について具体的にというお話でございましたけれども、市長の答弁の繰り返になります。定員の範囲で受け入れる余裕活用型での実施、または保育士に加えて子育て支援員なども活用するというので、まず一つにはそういった工夫も考えておりますけれども、先ほどの繰り返になります。今後、試行を経て、国からも具体的ないろいろな類型も示されると思いますので、そういったものも参考にしながら、小樽市でのこども誰でも通園制度がどのような形で望ましい実施ができるのかというものの検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし議案第4号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。酒井隆裕議員、橋本布美絵議員、横尾英司議員、中鉢淳二議員、中村吉宏議員、下兼薫議員、面野大輔議員、小池二郎議員、前田清貴議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第13号ないし議案第16号及び報告第1号につきましては総務常任委員会に、議案第10号ないし議案第12号につきましては経済常任委員会に、議案第7号及び議案第8号につきましては厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から6月30日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 中 鉢 淳 二

議 員 面 野 大 輔

令和6年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

令和6年7月1日

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、橋本布美絵議員、佐藤奈緒美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし議案第16号及び報告第1号、陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号及び議案第3号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、議案第4号につきましては、可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号小樽市一般会計補正予算、議案第3号小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算について、否決を求めて討論いたします。

議案第2号です。公共施設等再編関連予算です。そもそも、小樽市保健所や小樽市総合福祉センターの移転計画について、正式に議会に示されたのは本年の第1回定例会です。十分な期間も議論もないまま本定例会で議決しようというのは大問題です。

小樽市保健所運営協議会は、保健所の運営に関することを協議する各種審議会であり、附属機関です。ここで議論さえされていないのに、移転だけを決めてしまうというのはあまりにも乱暴です。

小樽市公共施設再編計画では、「本庁舎別館保健所庁舎など耐震基準を満たしていない庁舎については、現本庁舎敷地に新市庁舎を建て替えて統合します。」とされ、小樽市公共施設長寿命化計画では、「耐震基準を満たしていない保健所庁舎については、行政の効率化と市民サービスの向上を図るため、「再編計画」では、本庁舎別館の建替えの際に「移転」し、新市庁舎に「統合化」することとしています。」、「「統合化」の期間は「第1期」後半から「第2期」の間を想定しておりますが、具体的な時期については、本計画とは別に策定する本庁舎別館の計画の中で示す予定です。」とされておりました。

これを議会で説明すらせずに、小樽市公共施設再編計画（令和6年3月第1回改訂）とし、ステルス

改訂しました。議会軽視そのものであり、移転ありきそのものではありませんか。

関係団体への説明はなされたものの、利用者や市民への意見聴取も行われなかったか不十分でした。

小樽市自治基本条例第4条で、「まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。」とし、第5条は、「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。」としています。第25条で、「市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。」とし、同条第2項では、「市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。」と記されています。条例の精神に反するどころか、条例違反が疑われるではありませんか。

小樽市総合福祉センターでも、浴室の廃止については、憩いや、くつろぎ、レクリエーションの機能は、浴室を廃止しても目的を果たせるといった趣旨の答弁がありました。

札幌市では、浴室利用日数の見直しに対して、見直しの6か月前に文書でお知らせし、説明会も開催しています。札幌市の対応と比べても、ずさんと言わざるを得ません。

高齢者を大事にしないまちに未来はありません。小樽市勤労女性センターのアンケートでも34.6%が反対しています。

小樽市総合福祉センターでは、アンケートすら実施していないのは言語道断です。周知とは、決まる前に広くお知らせし、情報を共有することです。決まってから知らせるのは民主主義ではありません。

公共施設に関しては、これまで、小樽市公共施設等総合管理計画、小樽市公共施設再編計画、小樽市公共施設長寿命化計画の案が示され、その都度、市民や議会に示され、議会では特別委員会も設置されました。特別委員会でも丁寧に議論を行い、パブリックコメントを経てから策定されました。

これまでの丁寧な進め方を台なしにするものではありませんか。利用者への説明が不十分なことは市自身が認められているのですから、一度立ち止まり、移転計画は白紙にすべきです。

議案第3号です。健康保険証とマイナンバーカードを一体化するマイナンバーカードの健康保険証利用は、トラブルが続発しており、健康保険証を廃止する改定マイナンバー法が成立した後も、全国紙が相次ぎ社説で一旦立ち止まれと主張する異例の事態となっています。

世論調査でも、マイナンバー制度への不安と、健康保険証の廃止に反対とする声が7割を超えている状況ですが、政府は省みることすらしません。

マイナンバーカードについて、これまでも様々なトラブルが確認され、政府は総点検を余儀なくされました。しかし、総点検終了後もマイナンバーカードの健康保険証利用のトラブルは続いています。

全国保険医団体連合会は、2023年10月以降、マイナンバーカードの健康保険証利用やオンライン資格確認システムのトラブルを調査したところ、8,672医療機関が回答し、そのうちの約6割の医療機関でトラブルがありました。具体的には、名前や住所が正しく表示されない、資格情報の無効がある、カードリーダーでエラーが出るなど多岐にわたります。そうしたことから、国民のマイナンバーカードの健康保険証利用率も8か月連続で低下し、5%を割り込み、国家公務員でさえ4%台です。

政府が災害時に役に立つと宣伝してきたマイナンバーカードは、能登半島地震で役に立ちませんでした。大規模災害が起きた際、停電による通信インフラの遮断でマイナンバーカードの健康保険証を使うシステムの利用が困難になるからです。さらに、マイナンバーカードの取得強制化が狙われています。運転免許証との一体化も計画されるなど、今やマイナンバーにひもづけされる項目が29にも及んでいます。

この議案第3号は、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、資格確認書の交付機能追加等のシステム改修を実施するとしています。日本共産党は、国民の所得、資産、社会保障給付

を把握し、国民への徴収強化、給付削減を押しつけるマイナンバー制度に反対であり、廃止すべきと求めています。よって賛成できません。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号及び議案第3号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第4号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 12番、松岩一輝議員。

（12番 松岩一輝議員登壇）（拍手）

○12番（松岩一輝議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第16号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第5号、議案第6号及び議案第9号並びに陳情第2号及び陳情第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定いたしました。

次に、そのほかの各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、松井真美子議員。

（3番 松井真美子議員登壇）（拍手）

○3番（松井真美子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案、議案第6号小樽市税条例の一部を改正する条例案、議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案は否決、議案第16号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について及び陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を主張し、討論を行います。

議案第5号です。小樽市自治基本条例の目的は、豊かで活力ある地域社会の実現であり、小樽市に関わる全ての人たちが生き生きと自分らしく暮らすことができるように、市民と議会と市が協働によるまちづくりを進めることとしています。

この小樽市自治基本条例の行政運営の条項に、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れと、あえて条例に書き込むことは、地方自治法に明確化されている住民の自治の増進を図ることを基本とする地方自治体の運営になじみません。

コストや効率化を理由に福祉の切り捨てにつながりかねず、全ての人にとっての豊かで活力ある地域社会の実現からは離れることになると懸念します。

議案第6号です。都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備された施設等の固定資産税及び都市計画税の特例措置の特例率を2分の1とすることを明記するものですが、このような大規模な開発事業ができるような特定の大手事業者を優遇するものです。

本来、都市計画法で規制されている規制を緩和し、税も優遇するという、大手事業者に偏った優遇規定であるとともに、大規模開発事業を後押しする懸念もあり、賛成できません。

議案第9号です。旧日本郵船株式会社小樽支店の管理を指定管理者に行わせるというものです。

指定管理者制度は、公共サービスの効率化と採算性を目指す仕組みです。もうけを出すために安上がりな雇用体制や公共サービスの低下を招くことなどが懸念されます。指定の期限が来れば、そのたびに公募が行われ、サービスのノウハウや経験の継続性が維持されるのかも心配です。

文化財で稼ぐことに重点が置かれ過ぎると、文化財の保存が曖昧になり、毀損させることにつながりかねないのではないかと危惧します。今までどおり、直営で市が責任を持って運営管理するべきです。

議案第16号です。日本政府は、5月にアメリカで行われた臨界前核実験に抗議をするどころか、容認、擁護する姿勢を取りました。核実験は、核の新たな開発や性能維持のために行われるものです。日本政府には、アメリカの核戦略に縛られ核抑止力論にしがみつ়くのではなく、被爆国にふさわしい自主的外交こそ求められます。

日本政府の政治的決断を後押ししていくためにも、地方から核兵器廃絶の世論を高めていくことが重要です。そのためにも本条例案の制定が求められます。

陳情第2号です。塩谷小学校は、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。地域におけるコミュニティーの核としても重要な存在である塩谷小学校の存続は必要です。

陳情第5号です。物価高騰が続いています。それに見合う賃上げが進まない状況の中、国民は大きな経済的負担を強いられています。子育て世帯の経済状況はさらに大変なものになっています。無償を基本とする教育の一環である学校給食は、国の予算で無償化を進めるべきですが、そうならない以上、まずは自治体として子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 公明党を代表し、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については、継続審査を求めて討論を行います。

塩谷小学校の長橋小学校への統合をはじめとする小樽市立小中学校規模・学校配置適正化基本計画は、見直しをすることで一時中断されております。また、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画で、今後、塩谷エリアの市営住宅の建て替えが予定されていること、また、一部報道では、民間大型施設が塩谷エリアにオープンを予定されている情報があります。

今後の環境の変化が見込まれるため、塩谷地域周辺の状況も見ながら改めて議論を行うことが必要と考えます。

以上の理由により、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方については、継続審査の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第16号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第5号、議案第6号及び議案第9号並びに陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 10番、横尾英司議員。

（10番 横尾英司議員登壇）（拍手）

○10番（横尾英司議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第10号ないし議案第12号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、小貫元議員。

（6番 小貫元議員登壇）（拍手）

○6番（小貫元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第10号及び議案第11号工事請負契約、議案第12号工事請負変更契約は否決を主張し、討論いたします。

いずれも第3号ふ頭及び周辺再開発に関わる事業の契約です。

この再開発事業は、総事業費100億円を超え、官民連携の名の下に小樽市の港を大幅に変えるものです。委員会の質疑では、直近3か年でも第3号ふ頭及び周辺再開発予算は直轄事業を負担金ベースで積算しても15億円を超える一方で、物流関係の港湾建設予算は1.6億円と答弁がありました。

小樽港湾計画の三本柱が崩れています。「商業流通港として発展させていく、これが小樽の生きる道」、この発言を思い起こすべきです。

以上、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第10号ないし議案第12号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、高橋龍議員。

(18番 高橋 龍議員登壇)(拍手)

○18番(高橋 龍議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第3号及び陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、酒井隆裕議員。

(4番 酒井隆裕議員登壇)(拍手)

○4番(酒井隆裕議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく、住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことは重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、前田清貴議員。

(21番 前田清貴議員登壇) (拍手)

○21番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、別紙お手元に配付のとおりであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号及び陳情第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、一括討論に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 5番、高野さくら議員。

(5番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○5番(高野さくら議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方については、採択を求め、討論を行います。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などの通院に行くためには、乗り継ぎをしなければ病院に行けません。これまで述べてきたとおり、路線バスでの直通線を求める願意は妥当です。

陳情第4号です。住民から安全対策として手すりの設置要望が出されています。歩行者等の事故防止のためにも安全対策を考える必要があります。

以上、各会派の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号及び陳情第4号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木喜明) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第17号」を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(迫 俊哉市長登壇) (拍手)

○市長(迫 俊哉) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第17号人権擁護委員候補者の推薦につきましましては、鈴木美代子氏、中川めぐみ氏、安井能彦氏及び竹生美雪氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となりますので、引き続き中川めぐみ氏、安井能彦氏及び竹生美雪氏を、新たに伊藤百合子氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(鈴木喜明) これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号について、同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第13号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、小貫元議員。

(6番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○6番(小貫 元議員) 提出者を代表して、意見書案第1号地方自治法改定の撤回を求める意見書(案)の提案理由を説明申し上げます。

6月19日、地方自治法改定案が国会で成立しました。この改定は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に国が地方に補充的な指示をできるようにするものであり、地方自治を制度として保障した憲法の趣旨に反する懸念があります。

本意見書案は、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府に対し、国の補充的な指示を導入する地方自治法の改定の撤回を求めるものです。

以上、提案理由の説明といたします。(拍手)

○議長(鈴木喜明) 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 10番、横尾英司議員。

(10番 横尾英司議員登壇) (拍手)

○10番(横尾英司議員) 提出者を代表して、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書(案)及び意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターP

PP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）について、提案趣旨説明を行います。

まず、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）について。

こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中で、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

このことについて、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、認可保育所等が不足している地域においては、財政的措置を含む支援策など、十分な受入先を確保するための施策を講じることや、自治体における乳幼児数や地理的特性によって、1人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること、こども誰でも通園制度においても、障害児や医療的ケア児の受入れを認めること、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすることを政府に対して特段の取組として求めるものです。

次に、意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）について。

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変重要な課題ですが、下水道においては2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想されています。

これらの課題に対し、政府は、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、政府が公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してウォーターPPを導入することとしました。

この導入において、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型支援体制を整えることや、社会資本整備総合交付金の交付について、污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化するとの方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討することを政府に対して特段の配慮として求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第4号及び意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、面野大輔議員。

（17番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○17番（面野大輔議員） 提出者を代表して、意見書案第4号及び第5号について提案趣旨説明を行います。

初めに、意見書案第4号現行の健康保険証廃止に伴う不安解消を求める意見書（案）です。

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ健康保険証普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが閣議決定されました。

現行の健康保険証からマイナンバーカードの健康保険証への移行に関しては、被保険者や医療機関から不安の声が上がっており、マスコミの調査では、いまだマイナンバーカードの健康保険証の一本化に

対し懸念を示す意見が多い現状です。

政府は、この現状を鑑み、移行に関しては、高齢者を中心とした不安の解消と医療現場での混乱を回避するための対策を講じ、加えて、マイナンバーカードの健康保険証の普及による自治体への業務負担の軽減や人的ミスを防ぐ仕組みを講じるよう求めるものです。

次に、意見書案第5号改正地方自治法における補充的指示権に対する意見書（案）です。

令和6年3月1日、地方自治法の一部改正案が閣議決定され、国会での審議と修正案の提出を経て成立することとなりました。

改正の主な点としては、大規模な災害、感染症の蔓延、その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくとも、閣議決定によって国が自治体に指示を行うことが可能な特例の創設です。

その目的として、現行法制下では大規模災害や感染症の蔓延などの特殊な状況に十分対応できないことから、地方自治法の規定で広く対応できるようにすることの説明がなされています。

しかしながら、指示権行使の条件及び内容について明確に示されていないこと、さらには、適用範囲が広範にわたるものであることを鑑みるに、補充的指示との表現がなされているものの、国と地方の対等な関係が損なわれる懸念が生じています。

よって、国においては、重大事象発生時に国の補充的な指示が安易に行使されることのないよう慎むこと並びに運用の明確化を求めるとともに、地方自治体の権利、デジタル等あらゆる手段を用いた地方議会における議決の権能を尊重するよう要望するものです。

以上、議員各位の賛同を求め、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第6号ないし意見書案第13号については、会議規則第32条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

これより、一括討論に入ります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、酒井隆裕議員。

（4番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○4番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号地方自治法改定の撤回を求める意見書（案）は可決、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）、意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）、意見書案第4号現行の健康保険証廃止に伴う不安解消を求める意見書（案）、意見書案第5号改正地方自治法における補充的指示権に対する意見書（案）は否決を求めて、討論を行います。

意見書案第1号です。今回の法改定の重大かつ根本的な問題は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態や、その発生のおそれがあると判断しさえすれば、国が自治体に対して指示できる仕組みを新設することです。

国の関与を最大限抑制すべき自治事務と法定受託事務の区別ありません。本法案をめぐるのは、本年5月21日の衆議院総務委員会における参考人の意見陳述の中で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の範囲について、自然災害、感染症、武力攻撃が同時並列的に議論されてきましたが、当該議論にの

とれば、当然、武力攻撃等が含まれることとなり、結果的に憲法及び地方自治法を理念的、構造的、機能的に破壊するような改正案になっているとの発言がなされています。

また、2000年施行の地方分権一括法でも、国と地方は上下主従の関係ではなく、対等、協力の関係と位置づけ、国の関与は必要最小限としてきた流れに逆行するなどして、日本弁護士連合会や全国知事会は反対や懸念を表明するとともに、首相の諮問機関である地方制度調査会も、かつての答申においては、国が法令や補助金などを通じて地域の課題に関わることで必要以上に画一的な対応が強いられ、住民ニーズからの乖離が生じていると指摘しています。よって、国と自治体の健全な関係の維持、発展を妨げ、憲法と地方自治法を破壊する地方自治法改定の撤回を求めるものです。

意見書案第5号です。意見書案では、国の補充的指示が安易に行使されることのないよう要望するとしています。意見書案第1号でも述べたように、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態や、その発生のおそれがあると判断さえすれば、国が自治体に対して指示できることこそが問題であり、安易か慎重かは問題ではないからです。よって、賛成できません。

意見書案第2号です。国が子育て支援の拡充策の一つとして、2026年度から本格実施しようとしていることも誰でも通園制度について、制度の拡充等を求める意見書です。

孤立した育児の中で、不安や悩みを抱えており、支援の強化を求めていること、親の就労にかかわらず、全ての子供の育ちを応援するという理念には全面的に同意いたします。

しかし、この制度は、あまりにも保育現場の実態を無視し、子供の育ちを支援すると言いながら、子供たちに負担を強いるものであると言わざるを得ません。

保育事故は、預け始めた時期に起きやすいことから、子供の命が危険にさらされるという声も聞かれます。政府は、柔軟に簡単にタイムリーに利用できることを新制度の利点として押し出し、できるだけ利便性を高めたシステムにするとしていますが、子供は荷物ではありません。心も体も一人一人違う個性を持つ命です。簡単に預けられたらいいなどという乱暴な発想から生まれた制度が子供の育ちの支援になどつながらないことは明らかではないでしょうか。

しかも、保護者と事業者との直接契約にすることで、公的な責任を限りなく後継に追いやるものです。

全ての子供は、家族の就労状況に関係なく保育を受ける権利を持っており、その権利は社会的に保障すべきだというのが世界の大きな流れです。日本でも、親の就労にかかわらず、全ての子供の育ちを支援するというのなら、親がどれだけ働いているかなどで対象を絞る保育の必要性の要件を見直して、全ての子供たちに質の確保された保育を保障できるようにすべきです。

2026年度からの本格実施に向けて、本市でも試行的事業が開始されることとなるとと思いますが、保育関係者は、不備の多いこの制度が、実施ありき、導入ありきで進められることを非常に危惧しています。ただでさえも不足している保育士の不足に拍車がかかるのではという声もあります。

このようなやり方ではなく、保育士の処遇改善と配置基準の抜本的改善を行い、公的保育を拡充することこそ、国に求めるべきです。

意見書案第3号です。本意見書でのウォーターPPPは、民営化を前提とした制度であり、生きていくことに欠かせない水に関わる事業は、行政が管理運営を行うべきであり、賛成できません。

意見書案第4号です。健康保険証の廃止などを定めた改定マイナンバー法が成立しました。成立した後も、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々に明らかになっており、全国紙4紙の社説を紹介すると、読売新聞では、「マイナ保険証の見直しは今からでも遅くはない。選択制に戻すのも一案だろう」、朝日新聞では、「身近な健康保険証を廃止し、トラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理がある。廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だ」、毎日新聞では、「トラ

ブルが後を絶たない。計画を十分検証し、見直しをためらうべきでない」産経新聞は、「マイナ保険証への一本化は国民の命や健康にも影響する。スケジュールありきではなく実施時期は柔軟に」等、そろって立ち止まれとの報道です。このようなマスコミの社説を見ても明らかなように、極めて問題がある法律と言わざるを得ません。

現行保険証が廃止されること自体も大きな問題があります。マイナ健康保険証のトラブルが生じた際、現行保険証で資格確認した例が4,000件以上報告され、現行保険証が重要な役割を果たしています。現行保険証が廃止され、申請に基づき資格確認書が発行される仕組みに移行すれば、申請漏れなどによって保険資格を確認できない被保険者が生じるのではないかと懸念も指摘されていました。

このような中、河野太郎デジタル大臣の名称変更発言や、松本剛明総務大臣による、管理に不安を感じる認知症の高齢者らを対象に、暗証番号の設定がなくても交付できるようにするとの表明に、セキュリティを落としてどうするのか、本末転倒等、その場しのぎの発言に国民から不安と怒りの声が上がっています。

さらに、全国保険医団体連合会では、マイナンバーカード健康保険証の相次ぐトラブルをめぐり、政府が現行の健康保険証を廃止すれば、オンラインでの資格確認ができないなどのトラブルが少なくとも108万件発生すると推計したと発表しました。

以上に述べたように、マイナンバーカードの健康保険証の運用には問題が山積みしています。本意見書案は、不安の解消や、混乱回避対策、業務負担の軽減、人的ミスを防ぐ仕組みの構築を求めています。最もこうした不安を解消できるのは、紙の健康保険証を残すことです。トラブルが相次ぐマイナンバーカードの健康保険証の運用は速やかに停止し、現行健康保険証の廃止方針を撤回し、存続させることを求めるものであり、賛成できません。

以上を申し上げ、討論いたします。（拍手）

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、白川貴城議員。

（2番 白川貴城議員登壇）（拍手）

○2番（白川貴城議員） 公明党を代表し、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）及び意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターP P P導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）について、可決の態度を表明し、討論を行います。

まず、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）についてですが、こども誰でも通園制度は、政府において、こども・子育て政策の抜本的強化を検討される過程の中で、ゼロ歳から2歳児の約6割を占める保育所等に通っていない子供を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、就労要件を問わず全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められ、令和5年6月、こども未来戦略方針においてその創設が打ち出されたものです。

こども基本法には、全ての子供の権利を守ることが基本理念として定められており、保育所等に通っていない子供を含め、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要です。

また、こども誰でも通園制度は、非常に意義ある事業である一方で、こども誰でも通園制度を支える現場の保育者に対して事業の意義ややりがいを丁寧に伝えること、不安に寄り添うことが求められ、こども誰でも通園制度を支える保育者自身がやりがいを十分感じられるような環境を整備することが重要です。

さらに、保育人材の確保が課題となっているところ、試行的事業においては、一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしておりますが、配置基準についてさらに検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援の充実、強化が必要です。

続いて、意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）についてですが、公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題であり、中でも下水道事業においては、施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的、効率的な取組が求められております。

その解決策として、令和5年6月2日の第19回民間資金等活用事業推進会議において、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）が決定され、新たにウォーターPPPの活用が位置づけられました。

中小規模自治体や導入への取組が遅れている自治体にとっては、相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えることや、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化するとの方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討することを政府に求める必要性は高いものと考えます。

以上の理由により、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）及び意見書案第3号下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）については、可決の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、高橋龍議員。

（18番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○18番（高橋 龍議員） 立憲・市民連合を代表し、意見書案に対する討論を行います。

まず、意見書案第1号地方自治法改定の撤回を求める意見書（案）及び意見書案第5号改正地方自治法における補充的指示権に対する意見書（案）についてです。

先般、改正地方自治法が国会を通過し、補充的指示権が盛り込まれることとなったことに対し、我々立憲・市民連合としては、意見書案第5号を提案したところであります。このたびの法改正における懸念として、指示権の発動で自治体の権利を侵害されることが上げられ、その点においては意見書第1号、意見書第5号の両方に共通すると捉えています。

ここで、改正法の問題として大きなものを次に申し上げます。

指示権を行使する条件、範囲、期間が不明瞭であること。手続として閣議決定で発動が可能であり、国会に対しても事後の報告でとされること。つまり、解釈の余地が多分にあり、使い方によっては会見を要しない緊急事態条項のように形を変えることもできるのであります。仮に今の政府にその意思がなくとも、将来にわたってあり得ないと言い切ることはできません。

我々、地方議員にとっても、議決等の権能を侵されることになれば、存在意義の否定にもつながりかねないため、その意味では、撤回を求める意見書案第1号も理解はできるところであります。

その上で、議会過半の賛同を得て初めて国に意見書の提出ができることを鑑みれば、会派の垣根を越え、小樽市議会の言わば最大公約数としての意見を我々は意見書案第5号に記したものであります。ゆえに、妥協ではなく政治的判断として、意見書案第5号が全会一致で採択されることを強く望みます。

次に、意見書案第2号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）に

ついて、不採択を主張する理由を申し上げます。

確かに、我が国にとって少子化が大きな問題であることは言うまでもなく、その解消のためにも、子育て支援を拡充する必要性は理解しております。予算の多寡によって自治体間で人の奪い合いをしている現状を変えるためにも、国として子育て支援制度を今よりも手厚くしていくことが望ましいと言えます。

また、ゼロ歳から2歳までの子供のいる世帯の中には、保育所等に通っておらず、地域との関わりも希薄で、いわゆるワンオペ育児のような状況にある方も少なくありません。これは、意見書案に孤立した育児という表現をされているところであり、子供を取り巻く事故や事件のインシデント、保護者のメンタルヘルスを損なう危険性などを伴うものと理解します。

しかしながら、こども誰でも通園制度が、それらに対する解決策に足り得るには、受け入れる施設側や行政側の環境整備が前提となります。そうでなければ、保育士が慢性的に不足している地方都市にとって、さらなる労務負担増と保育の質の低下を招くことにもなりかねず、適切なタイミングを逸しては本末転倒であります。

加えて、小樽市にとっての札幌市のように、近隣の大都市が同制度を使っていくと、小規模な自治体では、そもそも少ない保育士がさらに流出してしまう懸念も払拭できません。このことから、保育の人的リソースを十分に確保し、環境改善を行うことこそが先決であり、その後に同制度を広げていくという順に進めなくては、せつかくの制度設計が十分な効果を得られないと考え、不採択の判断をするものです。

以上、それぞれに対しての賢明な御判断を期待し、立憲・市民連合の討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号ないし意見書案第5号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、付託替えすることとし、閉会中継続して審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 2時09分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 橋 本 布 美 絵

議 員 佐 藤 奈 緒 美

○諸般の報告

○今定例会に報告された委員長報告

○今定例会に提出された意見書案

○令和6年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 監査委員から、令和6年2月分、3月分、4月分の各会計例月出納検査について報告があった。(招集日配付分)

以 上

○予算特別委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第2号について

議案第2号令和6年度小樽市一般会計補正予算に計上している公共施設等再編経費は、保健所、総合福祉センター及び勤労女性センターなどの行政機能の一部をウイングベイ小樽へ移転させるための予算であるが、移転作業を行う際、業務が停止または休止することによる市民サービスへの影響が懸念されるが、市は、このことについてどのように考えているのか。

公共施設等再編経費について、市は、総合福祉センターの移転に関し、現施設は老朽化が進み、移転や建て替えが必要であるが、利便性のよい市内中心地には適地がないので、ウイングベイ小樽へ移転するという。

老朽化で移転しなければならない状況は理解できるものの、今よりも交通の便が悪くなることやお風呂がなくなるなどといった状況があるにもかかわらず、市民不在のまま早急に移転を決めてしまったやり方は問題であり、移転するにしても、議会に対して説明し、市民へパブリックコメントやアンケートなどをとりながら、時間をかけて進めていく必要があると考えているが、市は、今後、市民の声を聞く場を設ける考えはないのか。

今定例会に補正予算を計上しているウイングベイ小樽への行政機能の一部移転について、市は、移転に関する全体図の説明を議会に対しては行ったものの、移転施設の一つである総合福祉センターを利用する各団体へは、いまだ示してないという。

当該移転については、各方面から周知不足の指摘があり、総合福祉センターを利用する各団体からも同様に、なかなか市が説明に来ないという声が上がっていることから、市は、関係団体に対し、移転に関する全体の配置図等の説明を速やかに行ってほしいと思うがどうか。

・議案第3号について

議案第3号小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算について、現行の保険証が廃止され、マイナンバーカードに一本化されることによって、任意であるはずのマイナンバーカードの取得が事実上の強制ということになるが、世論調査では健康保険証を廃止することに約7割が反対しているという。

市は保険者として、現行の保険証の廃止について、どのように受け止めているのか。

また、政府は、マイナンバーカードを取得しない被保険者に対し、資格証明書を発行するとしているが、いつまで続けるのかも分からない中、保険料を納めているにもかかわらず、資格の確認ができずに、医療が受けられないという事態が起きかねないと思うため、市には現行の保険証の存続を求めるがどうか。

・その他の質問

近年、自治体の窓口や電話などで、カスタマーハラスメントの被害が増えており、第三者がSNSなどのネット上において、自治体職員の名誉を傷つける目的で、当該職員の実名を許可なく公開する事例もあるというが、本市においても、大声でどなられ、長時間の対応を強いられたり、庁舎内で液体をまかれて警察に通報したりした事例があるという。

カスタマーハラスメントは、職員に対して大きなストレスを与えるほか、業務効率を低下させる可能性があるとともに、多数の女性職員も窓口業務についていることから、職員に対する不当な攻撃及び要求に対して、毅然とした対応をとる必要があると考えるがどうか。

公共施設のエアコン設置について、現在、市では全小・中学校の普通教室にエアコンを設置する事業を進めているが、学校以外にも市の公共施設はいくつもあり、今後それらの施設にもエアコンを設置してもらいたいという市民からの要望が寄せられることが考えられる。

今後のエアコン設置に当たっては、業務用エアコンの耐用年数が15年程度であることに鑑みて、15年後を見越した施設の広さや利用人数、利用時間などを加味しながら、公平公正な基準を設けて対応してほしいと思うがどうか。

現在、社会的に精神疾患の患者数が増加しており、本市においてもメンタルヘルス不調で療養している職員が増加傾向であるという。

市では、職員に対し、メンタルヘルスに関する研修やノー残業デーの取組を行っているというが、従来のケアや取組だけでは改善されておらず、まだ取り組めることがあると考えることから、例えば、メンタルヘルスケアに関する専門家の協力やアドバイスを取り入れるなど、さらなる効果的な取組について検討してほしいと思うがどうか。

また、休職者が発生した職場では、欠員が生じることで、他の職員が多忙になり、体調不良やメンタルヘルス不調になる連鎖も考えられることから、労働環境の悪化を防ぐため、適切なタイミングで人員の補充を行う必要があると思うがどうか。

小樽市人口対策会議は、本市の最重要課題である人口対策について、各界の意見を聞くとともに、必要な対策を検討することを目的として設置されているものだが、第2期小樽市総合戦略策定後は、進捗管理の報告を主な目的として開催しているという。

しかし、進捗管理は市職員でも対応可能であることから、会議の中で各界の知恵を出してもらい、それを次年度の予算や施策につなげていくことを主な目的として開催すべきだと思うがどうか。

また、同会議において、銭函地区は、都市に近接していることや地価が安いこと、自然環境等の特性から、子育て世代のニーズがあり、転入者が増加していると分析されている一方で、本市は大都市の近隣という立地の強みを活かせていないという意見もあったことに鑑みれば、銭函地域の立地の強みを生かし、駅前に大きな宅地をつくり出すなど、消滅可能性都市脱却に向けて、インパクトがあり大胆で、夢のある施策の展開を検討してほしいと思うがどうか。

総務省が行った令和4年通信利用動向調査によると、スマートフォンを保有している世帯の割合は9割を超え、個人の保有割合も77.3%と増加傾向にあり、今後は既に社会的なインフラとなっているスマートフォンを中心に据えて、様々な情報を伝えていくことが必要だと考える。

現在、他市で導入が増加している地域DXアプリは、イベント情報や地域ニュースなどのお知らせのほか、アプリクーポン・スタンプカードにも利用されているが、例えば、昨年度、本市で行ったプレミアム付き商品券事業をデジタル化すると、商品券にかかる印刷費や送料、回収・換金のための事務費を縮小できることに加え、使用された店舗や金額、日時などがデータ化されるため、事業の費用対効果などを検証する際の事務負担も減ると思うがどうか。

一方で、地域DXアプリの導入は、本市単独では難しいと考えることから、後志管内の近隣町村と共同で開発を行うなど、よりよい方法を検討してもらいたいと思うがどうか。

新総合体育館整備事業は、市民にとって大変関心が高い事業であり、子育て世代の支援という側面からも注目をしているが、雨天や冬季間に公園の代わりとして子供が遊ぶ場所の役割を持たせ、ボルダリングや可動式のウレタン遊具など、運動機能を高める遊具の設置をしてもらいたいと思うがどうか。

また、新総合体育館の防災機能について、市は、火災発生時の消防水利としてプールの水の活用を検討しているというが、大規模な災害時には代替庁舎としての役割も想定されることから、防災機能を検討していく上で役立つと考えられるフェーズフリーの概念も取り入れた検討を進めてもらいたいと思うがどうか。

熊の目撃情報に対する市の休日対応について、市が5月11日土曜日に寄せられた熊目撃情報についてのメールを確認したのは週明けの月曜日であり、現地確認は火曜日に行ったとのことだが、周辺には望洋台小学校もあり、市民の安心安全を考えるならば、少なくとも月曜日の時点で広報車で周知するなど、被害を未然に防ぐ対応を行うべきだったと思うがどうか。

また、報道では行政の危機管理意識の甘さが指摘され、「市長への手紙」でも休日の連絡体制を整えてほしい旨の御意見が寄せられていることに鑑みれば、市には、今回の問題を反省し、改善につなげてほしいと思うがどうか。

高圧電気料金高騰対策支援事業は、高圧の電力を契約している市内事業者を対象に支援金を交付するもので、エネルギー高騰の中で厳しい操業を迫られている事業者には、大変喜ばれる事業であると思うが、市は、どれくらいの事業者が申請することを想定しているのか。

また、市内事業者には、広く知ってほしいと思うが、市ホームページ以外での周知について、ほかにどのようなことを考えているのか。

本市の農業は、就農者の高齢化と後継者不足による離農から、耕作面積、農家の戸数と人口が減少していることや、小規模農地が大半であるため、生産性の向上を図る必要があることなどが課題であるが、農家の減少に伴い農地転用が進んでいたり、環境に悪影響を及ぼす遊休農地の発生などが懸念されたりしている。

市は、本市農業が目指す方向性として、農業生産基盤の整備や施設栽培の促進、農業経営の改善、遊休農地の利活用などを図るとともに、小樽産農産物の普及拡大に努めるとしていることから、農地に係る複雑な手続きなどを農業者にとって利便性がよい形にしたり、市ホームページで広く本市農業の情報発信を行ったり、また、国際インフォメーションセンターなどで積極的に小樽産農産物を取り扱ったりする取組を進めてもらいたいと思うがどうか。

法律に触れる行為をしてしまった方、いわゆる触法者は、自身が過去に別の事案で被害者だったというケースが多々あり、被害者が加害者になるという負のスパイラルを防ぐためにも、触法者を地域で支えることが必要と考える。

本市では、地方再犯防止推進計画を地域福祉計画の中に位置づけており、取組の一つとして、保護司が更生保護活動を円滑に行う拠点である更生保護サポートセンターを設置しているとのことだが、市は、その役割と現状の課題についてどのように認識しているのか。

また、市は、当該計画の今後の取組及び方針について、どのように考えているのか。

海岸に漂着した大量のイワシについては、年度末で忙しい中、3日間にわたって、市職員が回収作業に当たり、かかった運搬費用9万9,000円の負担を海岸の管理者である北海道に打診したところ、海岸管理上支障がないと受入れてもらえなかったという。

本来、管理しなければならない北海道が対応せず、地元自治体に任せただけか、かかった費用すら払おうとしないことに、大変憤りを感じているが、再度、北海道に請求してほしいと思うがどうか。

障害のある人やデザイナーなどによって新しいフォントやアートワークを作る、ご当地フォントという仕組みがあり、このフォントやアートワークが使用されると使用料が製作者側に還元されるというもので、昨年、市が包括連携協定を締結した北海道済生会が運営している発達支援事業所では、「小樽フォント」というプロジェクトが行われているという。

市がこの「小樽フォント」を積極的に使用して認知度を高め、より多くの企業や団体に使用してもらうことこそ、包括連携協定書にある協働に当たると思うが、市は、今後の展望をどのように考えているのか。

また、荒木社会福祉事業資金基金については、本年3月に寄附者の意向を確認し、これまでの果実運用型基金から元本取崩し型基金に変更されたというが、発達障害のある方々を支援する仕組みとして、この小樽フォントプロジェクトに荒木社会福祉事業資金基金を活用することについてはどのように考えるか。

高齢者の買物支援について、本年3月に国土交通省から発出された「道路運送法による許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」によって、以前から課題であった無償運送の範囲についての解釈が一定程度整理されたことから、買物の移動に困難を感じる方々に対し、スーパーなどの小売店舗事業者の協力を得ながら、他都市のように民間の力を借りた取組や実証実験を進めていく考えはあるのか。

また、民間連携ということになると、福祉方面を専門とする福祉保険部だけでは困難であると感じるため、全庁的に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

離婚後の共同親権を導入する改正民法が今年5月に成立し、1947年から続く離婚後単独親権が見直されたことにより、子の養育環境が大きく変容することが予想されるが、市は、今回の法改正の背景や趣旨に鑑み、今後はDVや虐待などがない父母に対しては、共同親権を推奨していくものと理解してよいか。

また、子を連れ去り違法に監護を開始した一方の親が有利に親権を得てしまう社会問題については、公立保育施設の入退所届の親権者署名欄が1名だけであることが、もう一方の親の不利益を助長しているという指摘もあり、行政の不利益処分とも考えられるため、法改正を踏まえ、本市の書式は、保護者署名欄を2名に変更すべきだと思うがどうか。

ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業は、ゼロ歳から小学校6年生までの子供がいるひとり親家庭等へ、一時的に生活援助が必要な場合にヘルパーを派遣し、掃除や洗濯などの家事支援を行うものであり、ほかにはない特殊な事業で需要はあると考えるが、利用者は、令和元年度は1名、4年度はゼロ名にとどまっているという。

子育て支援を推進している本市としては、子育て世代への支援を複合的に充実させ、利用者の満足度を高めて支援事業をより多くの人に使ってほしいと思うが、市は、本事業の現状の課題や今後の取組について、どう考えているのか。

HPVワクチンのキャッチアップ接種について、令和6年度が公費で助成される最終年度であるものの、全国的に接種率は伸びておらず、本市についても同様である。

市は、本年3月29日に3,000人を超える方に接種勧奨のはがきを送付し、一定の効果はあったというが、そのはがきは目に飛び込んでくるようなデザインや内容ではなく、素人目にも改善の余地があったことから、2回目の勧奨通知の際には、ナッジ理論の活用や圧着はがき方式を用いて情報量を増やすなど、はがきの効果を最大限に上げるための努力をしてほしいと思うがどうか。

また、はがき以外にも、ホームページやSNSを今まで以上に活用したり、医師会や学校とも協力したりしながら、HPVワクチンの接種率向上に取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽公園の再整備に伴うアンケート調査で要望が多かった雨の日でも遊べる遊び場について、市は、屋根を付けた屋外型の遊具の設置を想定していたというが、屋外型の遊具では、雨の日の衛生面や安全性を確保できるのか不安があることから、アンケートに回答した保護者の多くは、他市のように公園の中に設置された屋内施設の中で遊べるイメージで回答しているものと思われ、市の想定と相違があるのではないかと考えるがどうか。

また、水遊び場以外のエリアに合計8台の滑り台を設置するというが、率直に多過ぎると感じるとともに、水遊び場こそ滑り台が必要である。他都市の公園の調査・研究を行い、人気の遊具、幼児用の柵、日陰で休むスペースなど、子供が安全で安心して遊べる環境をつくるためのリスクマネジメントをしっかりとやってもらいたいと思うがどうか。

無電柱化について、市は、災害時の二次的な被害の防止や、安全かつ円滑な交通の確保、また、良好な景観の形成を図る上でも非常に重要な事業であると認識しているものの、多額の費用と多くの時間が必要であるため、防災の観点を優先し、国や道へ要望していく考えであるという。

国土交通省が設置している「無電柱化ワンストップ相談窓口」は、専門家が無電柱化に関する道筋や技術的な課題・疑問についてアドバイスをしてくれる相談窓口であるが、本市がこの窓口を利用したことはあるのか。

また、能登半島地震の被害状況では、無電柱化された区域については、ライフラインの長期間にわたる切断や、避難・救急活動に支障が生じる被害が少なかったことから、市民の命を守るためにも、本市防災拠点を結ぶ幹線道路などを想定した事業の在り方について研究してもらいたいと思うがどうか。

高齢化が進み、公園愛護会の存続が困難になっていることに鑑み、市では愛護会存続のために表彰制度を検討するとともに、より多くの市民に参加してもらえるよう愛護会の活動要領を改訂したというが、その周知はホームページのみであり、これでは愛護会が増えることは難しいことから、改訂内容を各団体等へ周知する必要があると思うがどうか。

また、子育て世代にとって公園は大変重要であると考えますが、公園愛護会が維持・管理している公園としていない公園では、環境の差を感じることから、市には、公園愛護会の活動によって、多くの公園がきれいに保たれていることを今一度理解した上で、その存続にも全力で協力してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の新小樽（仮称）駅について、利用者の利便性を高めるため、市が駅の附帯施設の中に喫煙室やトイレ等を整備した上で管理も行うというが、本来は、自治体に負担をかけるのではなく、営業主体となるJR北海道が行うべきと思うがどうか。

また、余市－小樽間の並行在来線廃線に伴うバス転換について、北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会等では、バスの乗務員不足が課題となっているため、タクシー等の二次交通の確保やバスの自動運転等を活用した施策について検討すべきとの意見が挙げたというが、そもそも、北海道が青い森鉄道のように上下分離方式の下で鉄道設備を保有すれば、並行在来線を維持できると思うがどうか。

○総務常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第9号について

議案第9号小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案は、当該建物の管理を指定管理者に行わせるために所要の改正を行うものであり、市は、今後、指定管理者選考委員会を開催し審査・選定を行うとのことだが、選考委員は市職員のみで構成されるという。

しかし、旧日本郵船株式会社小樽支店は重要文化財であり、建物を最大限に活用するためには外部の視点が必要と考えることから、選考委員に学識経験者を入れることを検討してほしいと思うがどうか。

また、指定管理者の選定の際には、公募によらず、場合によっては任意で管理者が選定となることが考えられるが、市には、最初から任意選定ありきで選定基準を作ることをせず、応募する側がしっかり納得できる形で進めてほしいと思うがどうか。

市は、旧日本郵船株式会社小樽支店の指定管理者には、文化財の管理実績が十分にある事業者を選定し、総合博物館の学芸員が適宜点検を行うため、今後も建物の歴史的・文化的価値は守られると考えているという。

しかし、一般的に指定管理者制度は、公共サービスの効率化やコスト削減を目指す仕組みであることから、安上がりな雇用体制となったり、稼ぐということに重点が置かれ過ぎて建物の管理が曖昧になったり、毀損されたりする可能性もあると考えるため、指定管理者制度の導入は行うべきではないと考えるがどうか。

・その他の質問

パブリックコメント制度について、本市に寄せられるパブリックコメントの数は多くはなく、毎回同じ市民から提出されている印象がある。多くの市民から広く意見を聞くことにより、施策の幅が広がり、質の向上にもつながると考えるが、市は、今後のパブリックコメント制度の在り方について、どのように考えているのか。

また、令和5年度小樽市自治基本条例アンケートによると、回答者の約63%がパブリックコメント制度について認知しておらず、市民周知が不足していると考えられるため、周知方法に工夫が必要であり、例えば、パブリックコメントを提出した市民に対し、インセンティブのようなものをつけて市民の参加意欲を刺激するなど、当該制度の関心を高める方法を模索してほしいと思うがどうか。

今年度から総合政策部が新設され、その中に民間企業や事業者とのパイプ役として庁内横断的な調整を専門的に行う官民連携室が設置されたが、職員からは、官民連携室は何をして、今後、どのように関わっていくのかが分からないという声が聞かれるため、職員に対し業務内容を分かりやすく周知し、官民連携の取組を広げてほしいと思うがどうか。

また、他都市では、市の協力体制が見えないと印象が悪く、民間事業者との関係が悪くなることもあるとの課題が上がっていることから、官民連携では、行政側から民間事業者に対して協力体制の意思を示すことが重要だと思うがどうか。

市は、コロナ禍の影響で先送りしていた使用料及び手数料の見直しを令和7年度に行う予定であり、見直しに当たっては、道内主要都市10市の平均をベースにしつつ、施設間の整合性等を含めて検討することにより、受益者負担の適正化を図るとしているが、市場性や必需性を考慮して一律の受益者負担で料金設定をしていない市もあることについて、市は、どのように考えているのか。

また、厳しい財政状況と施設維持の観点から料金改定の必要性は理解できるものの、本市が最大の課題である人口減少に対処するため、子育て世帯への支援をはじめ、様々な施策を実施していることに鑑みれば、例えば、改定の効果額が少ない施設において、高校生以下の料金を据え置くか、減免する措置を取ることで、効果的に、本市が子育てしやすいまちづくりに本気で取り組んでいることを発信できると思うがどうか。

○経済常任委員長報告（質疑・質問の概要）

・議案第10号について

議案第10号は、観光船ターミナル新築工事に係る工事請負契約であり、契約金額5億8,300万円については、全額市費による起債であるという。

本工事の総事業費は約8億8,000万円に及び、一部の市民からは、公共施設であっても採算性を考慮する必要があるという声も聞くが、市は、この施設の採算性について、どのように考えているのか。

また、新しい施設のターミナルや栈橋の運用、料金設定などの利用方法について検討する際は、特定の事業者が得をすることのないよう、適正で公正な制度設計や運用を心がけてもらいたいと思うがどうか。

・議案第10号及び議案第11号について

議案第10号及び議案第11号の工事請負契約は、観光船ターミナル新築工事及び港湾管理事務所新築工事を行うものであり、市が指名競争入札をそれぞれ行ったところ、両工事ともに、全く同じ四つの共同企業体のみの応募であったというが、なぜ四つの共同企業体しか応募がなかったのか。

・その他の質問

本年3月、第3号ふ頭基部に小樽国際インフォメーションセンターがオープンしたが、駐車場については、大型連休中の利用が低迷するなど、当初想定していた利用状況にないという。

しかし、当該駐車場より利用料金が低い周辺の駐車場はよく利用されており、この要因として、看板を設置していないなど訴求不足の声が上がっているが、このことについて、市はどのような分析をしているか。

また、みなとオアシスエリア全体を考えると、恒常的に営業する飲食店と物販店が不可欠であると、かねてより指摘しているが、飲食店についてはいまだ方針が見えないことに危惧しており、もし飲食店が設置されれば駐車場の利用者が増えることが予想されることから、市には、飲食店の誘致あるいは設置を考えてほしいと思うがどうか。

令和5年度観光入込客数について、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴い、観光客獲得の取組が各地で強まっており、本市でも、宿泊施設の新規開設や施設の付加価値を高める改修、体験型コンテンツの提供、教育旅行商談会等でのPR等、官民ともに様々な取組を行っているが、コロナ禍前の状況に戻りつつある中、改めて何か市が実施するつむりの事業などはあるのか。

また、新たな観光スタイルとしてインフラツーリズムが注目されているが、本市にも小樽港などの歴史的遺産があり、そのような視点も本市の観光産業の幅を広げる一助となることから、市には、本市が持つ観光資源の魅力をしっかり把握した上で、さらなる分析や営業活動等を行ってほしいと思うがどうか。

現在、貸付け公募型プロポーザルが行われている旧小樽倉庫について、市は、現状有姿で貸し付けるため、冷房設備を設置する場合は提案事業者が負担することとしているが、近年夏季の気温上昇が著しく、また、市民や観光客が自由に休憩できるフリースペースを確保することを貸付条件としていることから、冷房設備は、貸主である小樽市が整備すべきと思うがどうか。

また、負担割合や故障時の対応などの協議は必要となるものの、貸主と借主が双方で冷房設備の整備費用を負担する方法も考えられるため、今後プロポーザルで選定された業者と協議してほしいと思うがどうか。

○厚生常任委員長報告（質問の概要）

ふるさとまちづくり協働事業は、公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対し助成金を交付する事業であるが、本年度の採択事業を見ると、多種多様で多岐にわたるため、まちづくりの取組への意欲を感じる一方、それぞれの事業が何を目標しているのかわかりにくいという意見もあることから、例えば、小樽ならではの地域資源の掘り起こしと活性化を目的とするものやイベント系のものに区分するなど、市民にわかりやすい選考基準を設けることができると思うがどうか。

とみおか児童館の移転について、市は、当該施設は小型児童館という小地域を対象にしている施設であるため、周辺地域の建物に移転して機能を維持する必要があることから、現在、適地を検討している最中であるというが、そもそも本件は、今年第1回定例会の頃から出ていた話であるのに、まだ適地を検討中であること自体おかしいと思うがどうか。

また、このまま適地が見つからず、施設を廃止や統合するということはあってはならないため、児童館の数を減らすことは絶対にないと断言してもらいたいと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする、本市保健所の市民に対する健康対策及び地域貢献は高く評価されているが、今後は、感染症の発症や蔓延に備え、保健所だけが頑張るのではなく、医師会や救急搬送を担う消防、薬剤師会、訪問看護ステーションなどの専門知識を持つ職能団体との連携、さらには広域的な感染症の蔓延に備えて事前に登録している地域の保健師や医師が保健所業務を支援する仕組みであるIHEATなどの推進が必要不可欠だと思うがどうか。

また、東日本大震災の際は、本市保健師の被災地派遣を行っているが、こういった派遣により得た経験を発揮してもらうことも必要であるため、被災地派遣に関する研修に参加するなどして、今後の保健師の活躍につなげてもらいたいと思うがどうか。

子宮頸がん検診制度は、女性特有のがん検診であるため、検診対象者である若年層の理解が低いことや検診への抵抗感などが要因となり、検診率の低迷が課題となっているという。

特に若年層の検診率の向上には、保護者の関心も寄与すると考えるため、医師の言葉で、正しい情報を直接、本人や保護者に伝えることが重要と思うがどうか。

また、保健所が商業施設であるウイングベイ小樽に移転することにより、HPVワクチンや子宮頸がん検診のPRを効果的にしやすい環境となることから、世界的に関心の高い毎年3月の「女性の健康週間」と関連した女性特有の病気の検診勧奨イベントなど、これまでにない取組を行ってほしいと思うがどうか。

本市の自殺者数は、平成30年から増加傾向にあったものの、令和3年には減少しており、よい傾向である一方で、性別・年齢別では、20代と50代の女性の自殺率が、全国・全道と比較して高い状況であるという。

女性が自殺を考えるような強いストレスを感じた原因については、家族、健康及び経済生活に関する問題が上位を占めているが、市は、そのような悩みを抱えている方々と、どのように関わりを持つことを考えているか。

また、LGBTQ等の相談しにくい悩みもあると予想でき、性別や年齢で分けて対策をすると、取り残される方がいるのではないかという懸念もあるため、ゲートキーパー手帳を市ホームページに掲載するなど、性別や年齢を問わず多様性も含めた対策を行ってほしいと思うがどうか。

○建設常任委員長報告（質問の概要）

本市の除排雪について、今年初めの大雪や暖気の影響で、市民から多くの苦情が寄せられ、除排雪事業者からは、人手不足により対応ができず、苦慮しており、今後の除雪体制を維持できない可能性があると聞いている。それを解決するためには、除雪ステーション間の連携協力が必要であり、早く具体的な議論を進めなければ、今後の市民生活や経済活動にも影響があると思うがどうか。

また、小樽市公式LINEに道路・除雪通報サービスの項目を設けているものの、入力必要項目が9項目もあり、非常に使いにくいと感じることから、改良し、使いやすいものにしてほしいと思うがどうか。

市は、除雪が行き届かない歩道や車道のほか、高齢者世帯の玄関先の除雪を行うなど、市民との協働による雪対策を推進することを目的に、令和5年度から3年間の試行として、町内会への小型除雪機の貸与を開始しているが、その効果についてどのように検証しているのか。

また、小型除雪機と併せ、軽トラックも同時に貸し出したほうが、細い市道などの場所には機動力を発揮し、より本市にマッチした制度になると思われることから、市には、軽トラック貸与の導入について検討してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線の廃止後は、北海道に鉄道保有の考えがないことから、市では、利用者数に応じたコミュニティバスなどの最適な交通モードを検討しているとのことだが、仮にコミュニティバスが運用されたとしても、バスの運転手不足がより深刻化している昨今の状況の中、並行在来線と同様の区間において、通勤、通学や長距離移動などの様々なニーズに対応できるのか疑問であるがどうか。

また、市内で行われた住民説明会で、住民や観光客の移動手段の確保、自然災害対策の観点から、並行在来線の維持を求める声が多く上がったことに鑑みれば、公共性の高い社会インフラの一つである鉄道を守り、住民の移動する権利を保障するためにも、市は、沿線自治体と協力し、北海道に対して、その責任を果たすよう働きかけてほしいと思うがどうか。

水道局の広報誌「水おたる」について、昨年3月発行の第49号で連載が終了した「小樽の上下水道」は、水道施設や上下水道の役割の説明など、市民にとって分かりやすい内容であったため、生活に大切な水への理解を深めることで市民生活の安心安全につながり、さらには小樽の水のイメージアップにもつながると考えられることから、今後も「水おたる」へ掲載してほしいと思うがどうか。

また、第2次小樽市上下水道ビジョンの進捗状況についても、「水おたる」で分かりやすく紹介されており、市民からも継続を望む声があることから、まだ紹介できていない項目について、引き続き掲載してほしいと思うがどうか。

P F A Sとは4,730種類を超える有機フッ素化合物の総称であり、その中でも撥水素材などに使われ、現在は製造、輸入が禁止されているP F O SやP F O Aと呼ばれるものは、自然界での蓄積、濃縮が起きており、分解されにくく、発がん性のような毒性が危険視されていることから、国は水質管理目標設定項目に位置づけ、二つの合算値で50ナノグラムパーリットル以下とする暫定目標値を定めているが、本市での検査の結果はどうなっているか。

また、本市の水がP F A Sについては安全であるということを示す市ホームページや広報誌「水おたる」などでも周知し、市民を安心させてもらいたいと思うがどうか。

地方自治法改定の撤回を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 松 井 真美子
同 高 野 さくら
同 小 貫 元

政府は、2023年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、3月1日、現在開会中の第213回通常国会に、「地方自治体に必要な指示ができる制度（補充的指示権）の創設」を盛り込んだ、地方自治法の改正案を提出しました。

現在、国の指示権は生活保護法や災害対策基本法などの個別法に基づき、人道上の理由や処理の迅速化といった場合に限り発動できますが、改正案では「補充的な指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」について、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていません。

2000年の地方分権一括法で、国と地方は「対等・協力」の関係になり、国の関与は必要最小限とすることなどが原則となりましたが、地方自治を制度として保障した憲法の趣旨に反する懸念もあります。

3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、全国知事会が「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念に配慮し、「事前に自治体の意見を聴く手続」が盛り込まれたものの、努力義務にとどまり、実効性には疑問が残るため、さらに全国知事会は「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めています。

よって、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「国の補充的な指示」を含む地方自治法の改定の撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和 6 年 7 月 1 日	議決結果	否 決
-------	----------------	------	-----

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 横尾英司
同 佐藤奈緒美
同 中村岩雄

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和 7 年度には法制度化し、令和 8 年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和 5 年度から各地で試行的な事業が行われています。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために、政府においては、以下の事項についての特段の取組を求めます。

記

- 1 試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策など、十分な受入れ先を確保するための施策を講じること。
- 2 試行的事業では、補助基準上の一人当たりの利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにバラつきが生じることが想定されます。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討し、自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること。
- 3 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受入れを認めること。
- 4 こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可	決	賛	成	多	数
-------	----------	------	---	---	---	---	---	---

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白 濱 聡
	同	横 尾 英 司
	同	中 鉢 淳 二
	同	中 村 誠 吾

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題です。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると、2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想されます。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められています。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示し、下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとしました。

さらに、政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」としました。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実です。

その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりやすいこと等があります。

よって、政府においては、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターPPPの導入について、下記の事項について特段の配慮を求めます。

記

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 社会資本整備総合交付金の交付について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------	------	-----	---------

現行の健康保険証廃止に伴う不安解消を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	面 野 大 輔
	同	前 田 清 貴

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが閣議決定されました。

これまで「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命、プライバシーへ重大な影響が及ぶ恐れのあるミスが顕在化しています。

さらには、被保険者や医療現場からも「マイナ保険証」に関する不安の声が上がっており、このことから、政府は「マイナ保険証」の普及に関して、国民の理解や納得を得た上での普及活動が求められています。

よって、上記の趣旨から、下記の事項について国に対して求めます。

記

- 1 マイナ保険証切替えに対する高齢者を中心とした戸惑いや不安の解消と、健康保険証廃止後に危惧される医療現場での混乱を回避するための対策を講じること。
- 2 マイナ保険証の普及による自治体職員の業務負担を軽減するとともに、人的ミスを防ぐ仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------	------	-----	---------

改正地方自治法における補充的指示権に対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	中鉢淳二
	同	面野大輔
	同	小池二郎

令和 6 年 3 月 1 日、地方自治法の一部改正案が閣議決定され、国会での審議と修正案の提出を経て成立することとなりました。

改正の主な点としては「大規模な災害、感染症のまん延その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす」事態が発生した場合、個別の法律に規定がなくとも、閣議決定によって国が自治体に指示を行うことが可能な特例の創設です。

その目的として、現行法制下では大規模災害や感染症のまん延などの特殊な状況に十分対応できないことから、地方自治法の規定で広く対応できるようにすることとの説明がなされています。

しかしながら、指示権行使の条件及び内容について明確に示されていないこと、さらには適用範囲が広範にわたるものであることを鑑みるに、補充的指示との表現がなされているものの国と地方の対等な関係が損なわれる懸念が生じています。そもそも、まずは新型インフルエンザ等対策特別措置法や災害対策基本法等の個別法において、現行法の改正を議論すべきとの意見も多く見受けられました。新型コロナウイルス感染症のまん延下における自治体との調整に課題が生じていたこと自体を否定するものではありませんが、このたびの地方自治法の改正のみが解決策であったとも言い難いです。

よって、国においては、重大事象発生時に国の補充的な指示が安易に行使されることのないよう求めるとともに、地方自治体の権利、デジタル等あらゆる手段を用いた地方議会における議決の権能を尊重するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和 6 年 7 月 1 日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	----------------	------	----	----	----

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

提出者	小樽市議会議員	高野 さくら
	同	平戸 理史
	同	橋本 布美絵
	同	中村 吉宏
	同	中村 誠吾

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

北海道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林作りを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林作りや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林作りを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------	------	-----	-----	-----

女子差別撤廃条約選択議定書の早期の批准を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	佐 藤 奈緒美
	同	下 兼 薫
	同	小 池 二 郎

国連で1979年に採択された女子差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための最も重要な国際基準であり、日本は1985年に批准しています。その後、女子差別撤廃条約の実効性を担保するために、付属の条約として1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」です。選択議定書を批准すれば、条約上の権利を侵害され、性差別を受けたにもかかわらず国内で救済されなかった人が、国連の女子差別撤廃委員会に「個人通報」することが可能になります。通報を受けた委員会は、それが条約上の違反に当たると認定すれば当事国に対して見解を出し、勧告することができます。このことは、法改正や司法の判断への影響を通じて、女子差別撤廃条約の内容が確実に、私たちの暮らしに届く契機になります。

しかし、現在、女子差別撤廃条約の締結国189か国中115か国が選択議定書を批准している中で、日本はまだ批准していません。

国は、第5次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としていますが、既に20年余り「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されません。

こうした中、各国の男女間格差を示すジェンダー・ギャップ指数について、初めて公表された2006年以来、日本は0.65前後で推移しており、完全な平等を示す1.0に向かう傾向が全く見られません。当時80位だった世界ランクは下がり続け、2023年には146か国中125位で過去最低となりました。このことは、この20年近く、男女の格差をなくすための有効な策が講じられなかったことを示しています。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。女子差別撤廃委員会は、これまで日本政府に対して選択議定書の批准を繰り返し求めてきました。

女子差別撤廃条約の締結国は、自国の条約実施状況を報告する義務がありますが、今年10月には、日本政府の報告に対して8年ぶりに女子差別撤廃委員会の審議が行われます。

よって、国及び政府においては、女子差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------	------	-----	---------

義務教育費国庫負担制度堅持、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	松井 真美子
	同	平戸 理史
	同	松岩 一輝
	同	佐々木 秩

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が定年引上げに伴う特例定員を除くと5,660人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより8,326人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。実質的な教職員増としていく必要があります。

2023年12月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で13.96%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.45%（5.4人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国及び政府においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	松井真美子
	同	白濱聡
	同	松岩一輝
	同	中村誠吾

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国及び政府においては、2025年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に必要な財政措置を講じること。また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源について必ず対応を図ること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

- 7 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後とも当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を確保すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い、地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、子ども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年7月1日
小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	新井田 邦 宏
	同	高 野 さくら
	同	平 戸 理 史
	同	中 村 吉 宏
	同	中 村 誠 吾

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和 4 年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、2023年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和 5 年 8 月 31 日に開催された第 21 回新しい資本主義実現会議において、公労使三者構成の最低賃金審議会では、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積上げにより 2030 年代半ばまでに、全国加重平均が 1,500 円となることを目指していくと述べられています。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局においては、令和 6 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給時間換算額「時間額 1,078 円」を下回らない水準に改善すること。
- 3 適正な取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、賃上げの原資を確保しやすい環境を整え、最低賃金の引上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和 6 年 7 月 1 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------------	------	-----	-----	-----

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川 貴城
	同	松井 真美子
	同	松岩 一輝
	同	中村 岩雄
	同	佐々木 秩

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改訂版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、中学校卒業生数減少などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が55市町村（2024年4月現在）となり、この3年で更に増加します。

「指針（改定版）」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、配置の基本的な考え方として、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」と定めたことから、ますます高校の統廃合が進むことが懸念されます。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育を全ての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学校卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

よって、道及び道教委においては、以上の趣旨に基づき、下記の事項について実施するよう求めます。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 全ての道内公立高校の学級定員の引き下げを検討すること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」の拡充を検討すること。
- 4 しょうがいのある・無しにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、豊かな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日

小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可決	全会一致
-------	----------	------	----	------

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	白川貴城
	同	小貫元
	同	松岩一輝
	同	高橋龍
	同	小池二郎

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになってきました。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対応が必要です。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものであり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても、誰もいなかったというケースも多々あったと聞いています。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されています。

いつどこで発生するかわからない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできません。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題です。

よって、政府においては、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求めます。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和 6 年 7 月 1 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------------	------	-----	-----	-----

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	小 貫 元
	同	橋 本 布美絵
	同	中 村 吉 宏
	同	下 兼 薫
	同	中 村 岩 雄

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念されます。

この難聴対策として補聴器が知られていますが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」です。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきました。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されました。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となりました。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府においては、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求めます。

記

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 6 年 7 月 1 日
小樽市議会

議決年月日	令和6年7月1日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	----------	------	-----	-----	-----

令和6年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 令和6年6月11日～令和6年7月1日（21日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R6.6.11	市長	—	—	—	—	R6.6.18	可決
2	令和6年度小樽市一般会計補正予算	R6.6.11	市長	R6.6.19	予算	R6.6.24	可決	R6.7.1	可決
3	令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	R6.6.11	市長	R6.6.19	予算	R6.6.24	可決	R6.7.1	可決
4	令和6年度小樽市下水道事業会計補正予算	R6.6.11	市長	R6.6.19	予算	R6.6.24	可決	R6.7.1	可決
5	小樽市自治基本条例の一部を改正する条例案	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
6	小樽市税条例の一部を改正する条例案	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
7	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	R6.6.11	市長	R6.6.19	厚生	R6.6.26	可決	R6.7.1	可決
8	小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例及び小樽市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例案	R6.6.11	市長	R6.6.19	厚生	R6.6.26	可決	R6.7.1	可決
9	小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
10	工事請負契約について〔観光船ターミナル新築工事〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	経済	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
11	工事請負契約について〔港湾管理事務所新築工事〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	経済	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
12	工事請負変更契約について〔第3号ふ頭小型船だまり整備工事〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	経済	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
13	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（忍路中央小ほか9校）〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
14	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（花園小ほか8校）〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
15	工事請負変更契約について〔小中学校校舎冷房設備設置工事（桜小ほか8校）〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	可決	R6.7.1	可決
16	小樽市非核港湾条例案	R6.6.11	議員	R6.6.19	総務	R6.6.25	否決	R6.7.1	否決
17	人権擁護委員候補者の推薦について	R6.7.1	市長	—	—	—	—	R6.7.1	同意
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例の一部を改正する条例〕	R6.6.11	市長	R6.6.19	総務	R6.6.25	承認	R6.7.1	承認
意見書案第1号	地方自治法改定の撤回を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	否決
意見書案第2号	地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第3号	下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第4号	現行の健康保険証廃止に伴う不安解消を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第5号	改正地方自治法における補足的指示権に対する意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第6号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第7号	女子差別撤廃条約選択議定書の早期の批准を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第8号	義務教育費国庫負担制度堅持、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第9号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第10号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案第11号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
意見書案 第12号	災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
意見書案 第13号	聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書（案）	R6.7.1	議員	—	—	—	—	R6.7.1	可決
その他会議に 付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	R6.6.25	継 続 審 査	R6.7.1	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	R6.6.25	継 続 審 査	R6.7.1	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	R6.6.26	継 続 審 査	R6.7.1	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	R6.6.26	継 続 審 査	R6.7.1	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
2	小樽市立塩谷小学校の存続方について	R5.6.13	R6.6.25	継続審査	R6.7.1	継続審査
5	小樽市立小中学校給食費の無料化方について	R5.12.12	R6.6.25	継続審査	R6.7.1	継続審査
7	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情方について	R6.2.20	R6.6.25	継続審査	R6.7.1	継続審査

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について	R5.8.25	R6.6.26	継続審査	R6.7.1	継続審査
6	加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について	R5.12.12	R6.6.26	継続審査	R6.7.1	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	R5.6.13	R6.6.26	継続審査	R6.7.1	継続審査
4	住みよい朝里地域にするための陳情方について	R5.9.8	R6.6.26	継続審査	R6.7.1	継続審査

小樽市議会会議録

令和6年 第2回定例会

令和6年9月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111